

目 次
第1号（3月9日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	6
出席議員	8
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
説明のため出席した者の職氏名	9
開 会	9
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	11
諸般の報告	11
町長提出第7号議案	13
町長提出第8号議案	14
町長提出第9号議案	14
町長提出第10号議案	14
町長提出第11号議案	14
町長提出第12号議案	14
町長提出第13号議案	14
町長提出第14号議案	14
町長提出第15号議案	14
町長提出第16号議案	14
町長提出第17号議案	16
町長提出第18号議案	16
町長提出第19号議案	16
町長提出第20号議案	16
町長提出第21号議案	18
町長提出第22号議案	18
町長提出第23号議案	18
町長提出第24号議案	18
町長提出第25号議案	19
町長提出第26号議案	19
町長提出第27号議案	19
町長提出第28号議案	19

町長提出第29号議案	19
町長提出第30号議案	19
町長提出第31号議案	19
町長提出第32号議案	19
町長提出第33号議案	19
町長提出第34号議案	19
町長提出第35号議案	19
町長施政方針	23
町長提出第36号議案	52
町長提出第37号議案	52
町長提出第38号議案	52
町長提出第39号議案	52
町長提出第40号議案	52
町長提出第41号議案	52
町長提出第42号議案	52
町長提出第43号議案	52
町長提出第44号議案	52
町長提出第45号議案	52
町長提出第46号議案	52
町長提出第47号議案	52
町長提出第48号議案	52
町長提出第49号議案	52
町長提出第50号議案	52
散 会	58
署 名	59

第2号（3月13日）

議事日程	61
本日の会議に付した事件	63
出席議員	65
欠席議員	65
事務局職員出席者	65
説明のため出席した者の職氏名	65
開 議	66
会議録署名議員の指名	66
町長提出第7号議案	66

町長提出第 8 号議案	6 7
町長提出第 9 号議案	6 9
町長提出第 1 0 号議案	6 9
町長提出第 1 1 号議案	7 1
町長提出第 1 2 号議案	7 1
町長提出第 1 3 号議案	7 3
町長提出第 1 4 号議案	7 4
町長提出第 1 5 号議案	7 5
町長提出第 1 6 号議案	7 6
町長提出第 1 7 号議案	7 6
町長提出第 1 8 号議案	7 7
町長提出第 1 9 号議案	7 8
町長提出第 2 0 号議案	7 8
町長提出第 2 1 号議案	7 9
町長提出第 2 2 号議案	8 2
町長提出第 2 3 号議案	8 3
町長提出第 2 4 号議案	8 3
町長提出第 2 5 号議案	8 5
町長提出第 2 6 号議案	1 1 0
町長提出第 2 7 号議案	1 1 2
町長提出第 2 8 号議案	1 1 3
町長提出第 2 9 号議案	1 1 4
町長提出第 3 0 号議案	1 1 5
町長提出第 3 1 号議案	1 1 6
町長提出第 3 2 号議案	1 1 6
町長提出第 3 3 号議案	1 1 7
町長提出第 3 4 号議案	1 1 8
町長提出第 3 5 号議案	1 2 0
散 会	1 2 1
署 名	1 2 2

第 3 号 (3 月 2 3 日)

議事日程	1 2 3
本日の会議に付した事件	1 2 3
出席議員	1 2 3
欠席議員	1 2 3

事務局職員出席者	1 2 3
説明のため出席した者の職氏名	1 2 4
開 議	1 2 4
会議録署名議員の指名	1 2 4
一般質問	1 2 4
1 4 番 後山 幸次君	1 2 5
5 番 道信 俊昭君	1 4 1
1 0 番 河田 隆資君	1 5 4
1 5 番 沖田 守君	1 6 4
8 番 青木 克弥君	1 7 7
3 番 板垣 敬司君	1 9 4
散 会	2 1 0
署 名	2 1 1

第4号（3月26日）

議事日程	2 1 3
本日の会議に付した事件	2 1 3
出席議員	2 1 3
欠席議員	2 1 3
事務局職員出席者	2 1 3
説明のため出席した者の職氏名	2 1 4
開 議	2 1 4
会議録署名議員の指名	2 1 4
一般質問	2 1 4
1 2 番 小松 洋司君	2 1 5
6 番 岡田 克也君	2 2 1
1 1 番 川田 剛君	2 3 9
4 番 竹内志津子君	2 5 0
1 3 番 米澤 宏文君	2 6 9
散 会	2 8 1
署 名	2 8 2

第5号（3月28日）

議事日程	2 8 3
本日の会議に付した事件	2 8 5
出席議員	2 8 7

欠席議員	287
事務局職員出席者	287
説明のため出席した者の職氏名	287
開 議	288
会議録署名議員の指名	288
町長提出第51号議案	288
町長提出第52号議案	290
町長提出第53号議案	290
町長提出第54号議案	290
町長提出第55号議案	290
町長提出第56号議案	290
町長提出第57号議案	290
町長提出第58号議案	290
町長提出第59号議案	290
町長提出報告第1号	312
町長提出第36号議案	315
町長提出第37号議案	315
町長提出第38号議案	315
町長提出第39号議案	315
町長提出第40号議案	315
町長提出第41号議案	315
町長提出第42号議案	315
町長提出第43号議案	315
町長提出第44号議案	315
町長提出第45号議案	315
町長提出第46号議案	315
町長提出第47号議案	315
町長提出第48号議案	315
町長提出第49号議案	315
町長提出第50号議案	315
発議第1号	346
発議第2号	350
発議第3号	352
請願第1号	356
請願第2号	360
総務常任委員会の所管事務調査報告について	363

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	365
発議第4号	366
発議第5号	367
閉会	368
署名	369

津和野町告示第4号

平成24年第2回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年2月23日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成24年3月9日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宥文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

○3月13日に応招した議員

○3月23日に応招した議員

○3月26日に応招した議員

○3月28日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 24 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 24 年 3 月 9 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 24 年 3 月 9 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 7 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更について
- 日程第 5 町長提出第 8 号議案 津和野町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 9 号議案 シルク染め織り館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 7 町長提出第 10 号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 11 号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 12 号議案 津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 13 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 14 号議案 津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 15 号議案 森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 16 号議案 安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 17 号議案 公の施設の指定管理者の指定について (寺田納骨堂)

- 日程第 15 町長提出第 18 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設オシドリ観察小屋）
- 日程第 16 町長提出第 19 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）
- 日程第 17 町長提出第 20 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）
- 日程第 18 町長提出第 21 号議案 町道新畑線の路線認定について
- 日程第 19 町長提出第 22 号議案 町道新畑支線の路線認定について
- 日程第 20 町長提出第 23 号議案 町道新町線の路線認定の変更について
- 日程第 21 町長提出第 24 号議案 町道店屋丁線の路線認定の変更について
- 日程第 22 町長提出第 25 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 23 町長提出第 26 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 24 町長提出第 27 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 町長提出第 28 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 町長提出第 29 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 27 町長提出第 30 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 28 町長提出第 31 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 町長提出第 32 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 30 町長提出第 33 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 町長提出第 34 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 町長提出第 35 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 33 町長施政方針
- 日程第 34 町長提出第 36 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 35 町長提出第 37 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

- 日程第 36 町長提出第 38 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 37 町長提出第 39 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 38 町長提出第 40 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 39 町長提出第 41 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 40 町長提出第 42 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 41 町長提出第 43 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 42 町長提出第 44 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 43 町長提出第 45 号議案 平成 24 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 44 町長提出第 46 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 45 町長提出第 47 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第 46 町長提出第 48 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 47 町長提出第 49 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 48 町長提出第 50 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 7 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更について
- 日程第 5 町長提出第 8 号議案 津和野町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 9 号議案 シルク染め織り館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 7 町長提出第 10 号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 11 号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 12 号議案 津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 13 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 11 町長提出第 14 号議案 津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 15 号議案 森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 16 号議案 安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 17 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）
- 日程第 15 町長提出第 18 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設オシドリ観察小屋）
- 日程第 16 町長提出第 19 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）
- 日程第 17 町長提出第 20 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）
- 日程第 18 町長提出第 21 号議案 町道新畑線の路線認定について
- 日程第 19 町長提出第 22 号議案 町道新畑支線の路線認定について
- 日程第 20 町長提出第 23 号議案 町道新町線の路線認定の変更について
- 日程第 21 町長提出第 24 号議案 町道店屋丁線の路線認定の変更について
- 日程第 22 町長提出第 25 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 23 町長提出第 26 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 24 町長提出第 27 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 町長提出第 28 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 町長提出第 29 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 27 町長提出第 30 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 28 町長提出第 31 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 町長提出第 32 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 30 町長提出第 33 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 31 町長提出第 34 号議案 平成 2 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 町長提出第 35 号議案 平成 2 3 年度津和野町病院事業会計補正予算（第
4 号）
- 日程第 33 町長施政方針
- 日程第 34 町長提出第 36 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第 35 町長提出第 37 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 36 町長提出第 38 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 37 町長提出第 39 号議案 平成 2 4 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 38 町長提出第 40 号議案 平成 2 4 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 39 町長提出第 41 号議案 平成 2 4 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 40 町長提出第 42 号議案 平成 2 4 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予
算
- 日程第 41 町長提出第 43 号議案 平成 2 4 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 42 町長提出第 44 号議案 平成 2 4 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 43 町長提出第 45 号議案 平成 2 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
予算
- 日程第 44 町長提出第 46 号議案 平成 2 4 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 45 町長提出第 47 号議案 平成 2 4 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第 46 町長提出第 48 号議案 平成 2 4 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 47 町長提出第 49 号議案 平成 2 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計予算
- 日程第 48 町長提出第 50 号議案 平成 2 4 年度津和野町病院事業会計予算

出席議員（16 名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 京村まゆみ君 | 2 番 村上 英喜君 |
| 3 番 板垣 敬司君 | 4 番 竹内志津子君 |
| 5 番 道信 俊昭君 | 6 番 岡田 克也君 |
| 7 番 三浦 英治君 | 8 番 青木 克弥君 |
| 9 番 斎藤 和巳君 | 10 番 河田 隆資君 |
| 11 番 川田 剛君 | 12 番 小松 洋司君 |
| 13 番 米澤 宏文君 | 14 番 後山 幸次君 |
| 15 番 沖田 守君 | 16 番 滝元 三郎君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	長嶺 清見君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。春の訪れは少し足踏みをしておるようでございまして、ここ数日若干の冷え込みが続くとの予報でございます。本日はおそろいでお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、3月9日でございます。あの3・11から間もなく1年になろうとしております。亡くなられました多くの方々、被害を受けられました多くの皆様方に、改めまして、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

ここで皆様方にお願いがございます。あの震災から1年を迎えるに当たりまして、亡くなられた方々に黙祷をささげたいと思います。よろしく御協力をお願いいたします。黙祷始め。

[黙祷]

○議長（滝元 三郎君） 黙祷終わり。御協力ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、板垣敬司君、4番、竹内志津子君を指名いたします。

それでは、先日議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の開期及び議事日程等について協議をしていただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。9番、斎藤和巳君。

○議会運営委員長（斎藤 和巳君） 議会運営委員会協議報告書。議会運営委員会を平成24年3月5日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日3月9日から3月28日までの20日間としたいと思います。初日9日金曜日は、諸般の報告後、町長提出議案の説明を受けます。そのうち、平成24年度予算に係る議案については、町長施政方針後、一括して説明を受けたいと思います。

その後、予算審査特別委員会を設置し、新年度一般会計予算、特別会計予算及び関連条例等を付託し、散会したいと思います。

なお、散会后、直ちに予算審査特別委員会を開催し、審査日程等の調整を行っていただきたいと思います。

10日土曜から12日月曜まで休会といたします。

一般質問の通告締め切りは、12日の正午です。

13日火曜、本会議を開催し、条例案件、補正予算等、質疑、討論、採決を行います。

14日から22日木曜まで休会とし、その間に予算審査特別委員会において議案の審議をしていただきたいと思います。

23日に本会議を開催し、一般質問を行います。

24土曜、25日曜日は休会とします。

26日月曜日、27日火曜日は23日に引き続いて一般質問を行います。

28日水曜日、本会議を開催し、予算審査特別委員長の審査報告を受けた後、条例、予算等について討論、採決を行い、続いて、常任委員会の報告、請願の所定の処理を行って全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成24年3月9日、津和野町議会議長滝元三郎様、議会運営委員会委員長斎藤和巳。
以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月28日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、会期は、本日から
3月28日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、諸般の報告をいたします。
諸般の報告書

【12月定例会以降】

- | | | | |
|-----|--------|--|----------------------|
| 12月 | 14日（水） | 全員協議会 | |
| | 26日（月） | 吉賀町議会正副議長来庁（就任挨拶） | 議長・副議長 |
| | 27日（火） | 広報委員会 | |
| 1月 | 3日（火） | 成人式（津体） | 議長 |
| | 6日（金） | 広報委員会 | |
| | 8日（日） | 消防出初式（日中G） | 議長 |
| | 11日（水） | 正副議長・正副議運委員長協議
津和野町農林業問題研修会（JA津） | 議長 |
| | 13日（金） | 広報委員会 | |
| | 18日（水） | 公明党賀詞交換会（浜田市） | 議長 |
| | 19日（金） | 津和野町民生児童委員協議会新年会（なごみの里） | 議長 |
| | 25日（水） | 水曜会（町民セ） | 議長 |
| | 31日（火） | 全員協議会
議会運営委員会 | |
| 2月 | 4日（土） | 石見西地区郵便局長会通常総会（益田市） | 議長 |
| | 7日（火） | 議員定数等調査特別委員会
全員協議会 | |
| | 9日（木） | 総務常任委員会（所管事務調査） | 議長・委員5名 |
| | 11日（木） | 太鼓谷稲成神社かるた大会（稲成神社） | 議長 |
| | 17日（金） | 津和野地区労働組合協議会旗開き（山村セ） | 議長 |
| | 21日（火） | 島根県町村議会議長会定例総会（松江市）
益田地区広域市町村圏事務組合議会（益田市） | 副議長
議員2名 |
| | 22日（水） | 鹿足郡事務組合議会
鹿足郡不燃物処理組合議会
鹿足郡養護老人ホーム組合議会 | 議員4名
議員2名
議員2名 |
| | 24日（金） | 臨時会 | |
| | 28日（火） | 総務常任委員会（所管事務調査） | 委員5名 |
| 3月 | 2日（金） | 津和野高等学校卒業式 | 議長 |

5日(月) 議会運営委員会

12月定例会以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思っております。

日程第4. 議案第7号

○議長(滝元 三郎君) 日程第4、議案第7号益田地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、皆さん、おはようございます。本日は、3月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、皆様方におかれましては、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。本日から3月定例議会ということになります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会に提案いたします案件は、規約変更案件1件、条例案件12件、指定管理者指定案件4件、町道認定案件4件、一般会計を初め各会計補正予算案件11件、一般会計ほか平成24年度各会計予算12件の合計44案件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第7号益田地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更についてでございますが、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(滝元 三郎君) 地域振興課長。

[担当課長説明]

.....
議案第7号 益田地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更について
.....

○議長(滝元 三郎君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第8号

日程第6. 議案第9号

日程第7. 議案第10号

日程第8. 議案第11号

日程第9. 議案第12号

日程第10. 議案第13号

日程第 1 1. 議案第 1 4 号

日程第 1 2. 議案第 1 5 号

日程第 1 3. 議案第 1 6 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして日程第 5、議案第 8 号津和野町暴力団排除条例の制定についてより、日程第 1 3、議案第 1 6 号安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上 9 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 8 号でございますが、津和野町暴力団排除条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続きまして、議案第 9 号シルク染め織り館の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 1 0 号でございますが、高津川清流館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 1 1 号津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 1 2 号でございますが、津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続きまして、議案第 1 3 号でございますが、津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第 1 4 号津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第 1 5 号でございますが、森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

続きまして、議案第 1 6 号でございますが、安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 8 号 津和野町暴力団排除条例の制定について
.....

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 9 号 シルク染め織り館の設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第 10 号 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の制定について
.....

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 11 号 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
.....

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 12 号 津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管
理者の資格基準に関する条例の制定について
.....

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....
議案第 13 号 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 14 号 津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 15 号 森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 16 号 安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

.....
日程第 14. 議案第 17 号

日程第 15. 議案第 18 号

日程第 16. 議案第 19 号

日程第 17. 議案第 20 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第14、議案第17号公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）より、日程第17、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（下左鑑地区広場緑地等施設）まで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第17号でございますが、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。施設名称は、寺田納骨堂でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第18号でございますが、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。施設名称は、津和野町水辺施設オシドリ観察小屋でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第19号でございますが、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。施設名称は、津和野町野中高齢者作業施設であります。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第20号でございますが、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。施設名称は、下左鑑地区広場緑地等利用施設でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）

議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設オシドリ観察小屋）

議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）

議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（下左鑑地区広場緑地等利用施設）
.....

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんいただきたいと思うんですが、大変申しわけございません。ここでちょっと公の施設の概要のところでは訂正がございまして、構造、述べ床面積のところのあずまや、木造平屋建て84平方メートルとありますが、8.4平方メートルの誤りでございます。おわびして訂正をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 18. 議案第 21号

日程第 19. 議案第 22号

日程第 20. 議案第 23号

日程第 21. 議案第 24号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 18、議案第 21号町道新畑線の路線認定についてより、日程第 21、議案第 24号町道店屋丁線の路線認定の変更についてまで、以上 4 案件につきましては、会議規則 37 条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 21号でございますが、町道新畑線の路線認定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 22号でございますが、町道新畑支線の路線認定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 23号でございますが、町道新町線の路線認定の変更についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、「いいですか」と呼ぶ者あり）議案第 24号町道店屋丁線の路線認定の変更についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

[担当課長説明]

.....
議案第 21号 町道新畑線の路線認定について

議案第 22号 町道新畑支線の路線認定について

議案第 23号 町道新町線の路線認定の変更について

議案第 24号 町道店屋丁線の路線認定の変更について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 22. 議案第 25号

日程第 23. 議案第 26号

日程第 24. 議案第 27号

日程第25. 議案第28号

日程第26. 議案第29号

日程第27. 議案第30号

日程第28. 議案第31号

日程第29. 議案第32号

日程第30. 議案第33号

日程第31. 議案第34号

日程第32. 議案第35号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第22、議案第25号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第6号）より、日程第32、議案第35号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第4号）まで、以上11案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第25号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ2,981万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額77億5,895万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第26号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額10億8,494万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第27号でございますが、平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ673万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額12億8,946万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第28号でございますが、平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ90万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額2億8,065万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第29号でございますが、平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ222万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額3億9,533万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第30号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ42万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額3億5,037万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第31号でございますが、平成23年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ5万円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額1,386万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第32号でございますが、平成23年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額8,493万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第33号でございますが、平成23年度津和野町診療所特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ137万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額1億1,207万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第34号でございますが、平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ698万円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額5億2,140万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第35号でございますが、平成23年度津和野町病院事業会計補正予算(第4号)についてでございます。

収益的収入を331万円減額し、予算総額7億3,465万4,000円、収益的支出を2,644万円減額し、予算総額7億3,178万4,000円とし、資本的収入を6万5,000円減額し、予算総額1億3,889万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 説明の途中ですが、後ろの時計で10時まで休憩といたします。

午前9時45分休憩

午前10時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
総務財政課長。

〔担当課長説明〕

議案第25号 平成23年度津和野町一般会計補正予算案（第6号）

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

議案第26号 平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第27号 平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第28号 平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

議案第29号 平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第30号 平成23年度下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

議案第31号 平成23年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

議案第32号 平成23年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第33号 平成23年度津和野町診療所特別会計補正予算(第2号)

議案第34号 平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)

議案第35号 平成23年度津和野町病院事業会計補正予算(第4号)
.....

○議長(滝元 三郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで後ろの時計で10時50分まで休憩いたします。

午前10時41分休憩
.....

午前10時50分再開

○議長(滝元 三郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
.....

日程第33. 町長施政方針

○議長(滝元 三郎君) 日程第33、平成24年度町長施政方針。

町長、お願いいたします。町長。

○町長(下森 博之君) 平成24年第2回津和野町議会定例会の開会に当たり、平成24年度予算案を初めとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の基本的な考え方と主要施策についてその概要を申し述べ、町議会を初めとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第でございます。

さて、3月11日に発生いたしました東日本大震災から、早いもので1年が経過しようとしております。被災をされました方々に改めて心から哀悼の意を表する次第でございます。このたびの災害では、多くの尊い命が犠牲になりましたが、あわせて東北地方の美しい自然や財産が失われ、歴史とともににはぐくんでこられた貴重な文化さえも消失の危機にあると言われております。それは、同じように日本の地方において文化を形成し、みずからの郷土に誇りを持って営みを続けてきた津和野町の私たちにとってもつらい事実であります。「がんばろう!!日本」のかけ声のもと、被災地の一日も早い復興を祈念するとともに、いま一度かつての日本が有していた地方の文化に根差した崇高な精神社会を日本全体に再構築するためにも、津和野のよき生活文化を継承し、発展させるまちづくりを力強く進めていかなければならないと考えております。

平成22年国勢調査の結果である11.4%の人口減少率は、津和野のよき文化を今後継承し続けることが困難となるシグナルとして常に厳しく受けとめ、U・Iターンを初めとする定住対策を最重要課題と位置づけることは当然のことでございますが、そのためにも原点に立ち返り、現在津和野に暮らす町民の皆様が心安らかに生き生きと生活し、その営みから生まれるすばらしい津和野文化を継承し続けることを可能とするまちづくりを行う意義を認める次第であります。

平成24年度は、これまで準備をしまいいりました町内各集落の維持・活性化のための施策を進めていく上で、いよいよ実践の第一歩の年となります。具体的には後述をいたしますが、地域課題を解決し、住みよい、住みたい集落の維持・活性化を図るべく、住民と行政の協働のまちづくりの仕組みを構築しながら、関連予算においても重点的に配分し、推し進めてまいります。その過程においては、多くの町民の皆様にも積極的に参画をいただき、英知を結集して取り組むことが成否のかぎとなると認識しており、過疎・高齢化等を要因に各集落の疲弊が進んでいることは重々承知をしておりますが、ここを踏ん張りどころとして、改めて町民の皆様にご理解と御協力をいただきますよう、この場にてお願いを申し上げます。

また、地方から都市へ人材が流出し、さまざまな格差が生じている地方と都市の関係を是正する取り組みの意義も強く認めているところであります。平成24年度より首都圏の大学生を1年間、町の職員として受け入れ、町活性化のための業務に従事しながら、将来的な町の人材として育成するイノベーション・フォー・ジャパン事業を始めますが、地方にとって有益な地方と都市との新たな関係を構築するモデル事業として成功させるべく、取り組んでまいりたいと思います。

財政再建の道は、平成23年度において実質公債費比率が安全ラインと言われている18%以下を達成する見込みなど、着実にその歩を進めている状況にありますが、人口減や合併の恩恵が将来的に終了することによる地方交付税の減額等を予測するとき、とても楽観できる状況にはありません。一方で、財政再建のための歳出削減が、さまざまなまちづくり活動を萎縮させてしまうならば、さらなる町の活力低下をもたらし、人口減を加速させ、それが歳入の減少にもつながる悪循環に陥ります。

そうした観点からは、今後も引き続き、資源の効率的、効果的な配分を意識しながら、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、さらには道路や上下水道をはじめとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望のもとに、平成24年度における本町の主要な施策等について申し上げます。

本町の財政状況についてでございます。

本町の財政状況は、平成22年度一般会計の決算状況で86億6,697万2,000円、実質収支は6,781万6,000円の黒字ではありましたが、経常収支比率は87%と、対前年度より2.4ポイント下がってはいるものの、依然として高い状況にあります。

本町では、これまで行財政改革の推進と堅実な財政運営を目指して努力してきております。地方債については、新規の発行を抑制し、繰り上げ償還も計画的に取り組んできた結果、着実に減少してきており、平成23年度末には117億2,500万円余とピ

一ク時の約65%程度となり、積立金については、財政調整基金及び減債基金とで1億3,600万円余となっております。実質公債費比率につきましても、平成19年度の23%をピークに、平成22年度では19%、平成23年度決算では18%以下となる見込みであります。

主要財源である税収については、税制改正により増額となるものの、景気の悪化等により町民税等大幅な増加が見込めないことから、町税全体では前年度比518万1,000円、0.7%の増収にとどまると見込んでおります。また、当町が最も依存している地方交付税については、臨時財政対策債が大幅に減額された上に、国勢調査による人口減、学校統合による影響等により、臨時財政対策債を含めた総額では、前年度比1億900万円、2.4%の減額を見込んでおります。

こうした中、自主財源の獲得は、歳入の落ち込みを食いとめるために、知恵と汗を出していかなければなりません。平成23年のふるさと納税が114件、650万円と前年比、件数、金額ともにして4倍に達したことは、心強い実績であります。ただ、まだまだ財政に与える影響が大きい水準にあるとは言えません。今後は、津和野ファンをふやすとの観点からも件数の増加にこだわり、営業に努めてまいります。

一方で、歳出については、少子高齢化の進展により義務的経費である社会保障費が増加するとともに、グラウンドゴルフ場の建設、斎場の増築、文化財修復等、投資的経費が増加する見込みです。公債費については、財政健全化指標を考慮し、将来の大幅な財源不足に対応できるようさらなる繰り上げ償還を盛り込むこととし、限られた財源の中での堅実な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

本年度予算の基本的編成方針についてでございます。

平成24年度当初予算編成においては、景気の低迷や東日本大震災等の影響により国の動向が不透明な中、自主財源である町税はもとより、依存財源である国、県からの支出金や各種交付金、補助金等についても地方財政収支の概要などにより、今年度以上に厳しいものと推測され、一般財源の大幅な増収が見込めないことから、引き続き一般財源を基本とした枠配分方式を採用し、予算編成をすることといたしました。その中でも、定住対策と教育を重点施策として特に配慮したところであります。

なお、配分枠予算を堅持するために、前年度までの基本理念を継承した上で、職員各自が主体的かつ積極的に知恵を出し合い、さらなる経費の見直しを行うとともに、限られた財源を最大限に有効活用するための厳正な施策の選択や重点化を推進し、町民に信頼され、前例にとらわれることなく、より効率的で効果的な行政執行と財政運営の確立に徹する予算編成を基本的な考え方とし、この2年間で土を耕し、種をまき、芽吹いてきた事業を着実に成長させ、活力あるまちづくりという花を咲かせるための実践を行う予算と位置づけたところであります。

こうして予算編成を進めた結果、平成24年度の一般会計予算額は7億3,550万円、前年度当初予算額7億1,750万円に対し、率にして3.3%増額、一般財源総

額では52億5,838万2,000円となり前年度一般財源総額54億9,130万6,000円に対し、率にしても4.1%の減額予算となっておりますが、今年度は財政調整基金を取り崩すことなく編成したところであります。

行財政改革の推進についてでございます。

本町の行財政改革につきましては、平成18年度に策定した津和野町行財政改革大綱実施計画及び集中改革プランに基づき、事務事業の見直しなど改革項目それぞれに推進スケジュールと数値目標を立て、全庁を挙げて取り組みを進めてまいりました。

平成23年度には、推進期間としていた平成18年度から平成22年度までの5カ年間の取り組み結果を総括し、引き続いて行財政基盤を強化するため、平成23年度から平成27年度までの5年間を推進期間とする第2次津和野町行財政改革大綱実施計画を策定しました。

今年度につきましては、第2次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、庁内組織の統廃合などによる組織機構の見直し及び関連する定員管理計画の見直しなど、行財政改革の推進に取り組み、行財政基盤の強化と効率的な行政経営を図ってまいります。

また、平成23年度から実施している行政評価制度については、津和野町行政評価制度実施マニュアルに基づき、第1次津和野町総合振興計画に位置づけている事務事業及び町単独の補助事業など、全評価対象事業の4分の2事業を今年度の評価対象事業として選定し、行政評価を実施することとし、平成23年度行政評価実施事業については、実績を踏まえた成果を検証し、今後の方向性と改善策を検討するとともに、今年度から第三者評価を導入し、評価結果を公表することによる透明性のある行政経営の実現に努めてまいります。

職員の人材育成につきましては、平成20年度に策定した津和野町人材育成基本方針の目標である「質の高い行政サービスの提供による住民福祉の向上」の実現に向けて、島根県自治研修所などが主催する研修などへ職員の積極的な参加を促すとともに、これまで管理職を対象として試行的に実施してきた業績・能力・接遇マナーの3つの評価領域による人事評価制度を、今年度から全職員を対象として試行することとしています。さらには、全職員を対象とした研修会の開催や人事評価制度研究会の定期的な開催により人事評価制度の納得性や制度を高め、やる気と気づきを提供することによる人材育成型の人事評価制度の構築を図ってまいりたいと考えております。

住民協働のまちづくりの推進についてでございます。

住民協働のまちづくりを推進するため、平成22年度から2年間は、地域課題等を把握するための調査事業や住民と行政の協働プロジェクト推進会議、協働のまちづくりアドバイザー設置などの取り組みにより、地域課題等を解決するための仕組みづくりを検討してまいりました。

平成24年度は、平成23年12月に住民と行政の協働プロジェクト推進会議より御提言をいただいた「津和野町住民と行政の協働指針」に基づく実施計画を作成し、地域課題等を解決するための支援策を講じてまいりたいと考えております。

具体的には、まちづくりを担う新たな組織として、公民館等を単位としたまちづくり委員会を組織し、まちづくり委員会を単位とした財政的支援策及び人的支援策を講じてまいります。

財政的な支援策につきましては、まちづくり委員会を構成するそれぞれの行政区、自治会単位で、地域の実情を踏まえた地域課題や解決策などを集落計画として作成したものをまちづくり委員会に取りまとめ、中期的な視点でまちづくり計画を作成し、地域課題を解決するために必要な事業を町に対し提案する方法により、必要な経費を助成する「地域提案型助成事業」を創設します。

人的な支援策につきましては、各まちづくり委員会に対する職員の地域担当制度の導入、公民館との連携を図ることで、集落計画やまちづくり計画の策定等の支援を行っていくこととしております。

さらには、個々のまちづくり委員会では解決できない地域課題を全町的な視点から解決を図るための施策を検討する組織として、町及び各まちづくり委員会の代表者、商工会等事業所の代表者で構成する「津和野町未来づくり協働会議」を今年度から設置することとしています。

また、今年度も平成23年度に引き続き、町民意識調査及びまちづくりシンポジウムを開催し、住民からの情報収集、住民に対する情報提供を積極的に行うことで、住民参画による協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

男女共同参画社会の実現につきましては、津和野町男女共同参画計画に基づき設定した数値目標に対する進捗状況の検証を行うとともに、結果を関係各課へフィードバックして目標達成を目指します。また、島根県男女共同参画サポーターや公民館等と連携し意識啓発を図り、男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる社会の実現を推進してまいります。

税収対策についてでございます。

平成24年度当初予算では、町税6億9,734万円を計上いたしております。その内訳は、町民税2億5,224万5,000円、固定資産税3億8,322万円、軽自動車税2,075万1,000円ほかであります。平成23年度当初予算と比較すると、引き続き経済低迷により、伸びは期待できない中で、町民税においては税制改正による扶養控除の見直し等により、602万1,000円、2.4%の増となっております。また、固定資産税については償却資産で伸びが見込まれず、797万4,000円、2%の減額となっており、軽自動車税、たばこ税、入湯税と合わせた町税全体で518万1,000円、0.7%の微増となっております。

地域経済は、深刻な不況の波の中で依然として回復の兆しが見えず、厳しい状況が続いておりますが、納税に対する御理解と御協力をお願いするとともに、特に滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも、法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、町政を進める上で貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

行政サービス及び住民保護行政についてでございます。

住民生活に密接なかかわりがあり、行政サービスの利便性向上につながる事務につきましては、現在、県からの権限移譲を受け、一般旅券の発給等に関する事務を行っておりますが、今後もさらに行政サービスの利便向上につながる事務の精査、移譲等を進めてまいりたいと考えております。また、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える法制度改正等に伴い、住基システムの改修が完了し、本年度よりこのシステムでの管理・運用になることは、外国人住民の利便性増進及び事務の合理化につながるものと思っております。

住民保護行政につきましては、引き続き、消費者行政の推進と人権同和対策に取り組むこととしております。

広域行政の推進についてでございます。

広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と、鹿足地区でこれまでの鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム事務組合に加え、昨年度よりケーブルテレビ施設の運営を鹿足郡環境衛生組合に移行し、あわせて鹿足郡事務組合と改称して組織しております。

広域行政組織は、自治体単独では解決できない広範、多岐にわたる事務事業に対応するものでありますが、各組織の業務の円滑な運営と効率化が図られるよう、関係市町村と意思疎通を図りながら行財政改革にも取り組み、一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

総合的なまちづくり施策の展開についてでございます。

本町のまちづくり施策に関しましては、第1次津和野町総合振興計画にのっとり、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり」実現のため、引き続き町民の「一体感醸成」を図りながら、「住民参加の協働のまちづくり体制」の構築を行い、諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、第1次津和野町総合振興計画は、合併以来の本町まちづくりの指針と位置づけられるものであり、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間としております。平成23年度をもって、関連する事務事業の前期実施期間が終了したことを踏まえ、平成24年度においてはこれまでの検証とともに、後期実施に向けての見直しを行うとともに、計画の遂行をさらに図ってまいりたいと思っております。

本町は地場産業の衰退と就業機会の不足などを要因として、若者の都会への流出などによる人口減少や少子高齢化の進行、医師不足や限界集落発生への懸念など、早期に解

決すべき多くの課題を抱えております。こうした中、平成22年度よりソフト事業への充当が認められ拡充されたいわゆる過疎債につきましては、本町の過疎地域自立促進計画に基づき、総合的な過疎対策の継続とさらなる充実・強化を図る上で大きな期待を寄せており、積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

以下、第1次津和野町総合振興計画に準じて、施政方針と具体的施策等について述べさせていただきます。

第1章ふるさとの自然を愛し、住みよい環境をつくるまちづくりについてでございます。

まず、自然環境についてでございます。

昨年発生した東日本大震災は、自然の脅威とそれに対する人間の無力さを痛感させられる災害でありましたが、人災とも言える原発問題も含め、改めて人間が地球環境に敬意を持ち、後世につけを残すことのない自然と共生を図った生き方を進めることの意義が問われたとも受けとめております。それは、ふるさとの自然を守り育てることの意義を再確認させてくれるとともに、やがては本町の振興にとっても貴重な財産となるとの、まちづくりの観点からも重要だと認めるところであります。

まず、農地の多面的機能の保全に向けては、表裏一体である農業生産活動の強化に取り組みながら、中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金事業等を活用して、地域での特色ある活動を推進してまいります。森林機能の保全については、平成23年度モデル事業として取り組んだチップ材搬出助成事業を平成24年度は本格実施とするなど、本町独自の住民参加による整備促進を行うほか、森林組合とも連携を強化してさらなる森林整備を図ってまいります。

また、津和野町エネルギービジョンに基づきまして、本年度もバイオマス事業に対する取り組みを強化するとともに、太陽光エネルギーの促進等を図りたいと考えております。

地球温暖化対策については、CO₂削減に向け、事業所や家庭生活における日々の電気や燃料消費量の節減、ごみの減量等による積み重ねが重要であり、「津和野町環境パートナーシップ会議」を中心として、町民の皆様に行動の輪を広げていただけるよう推進をしてまいります。

町並みの整備についてでございます。

景観保全対策につきましては、町民の皆様を初め各関係機関の深い御理解と御協力をいただいているところであり、引き続き年4回程度のワークショップを通じた意識醸成・啓発などに取り組むとともに、町内各地域の特性を反映した景観の保全・継承のため、建築行為等に関しての一層の理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、廃屋や空き地などの増加による安全確保や町のイメージダウンが懸念されており、これらの除却、再利用などによる町並み環境整備に関しまして、事業化の可能性について検討に取り組みたいと考えております。

環境衛生についてであります。

高津川が平成22年度の一級河川水質調査結果で、再び日本一に輝いたことはまことに喜ばしいことであり、流域で下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽の普及を推進している市町並びに加入者、さらには長年にわたりEM菌の活用や合成洗剤を使用しない運動等により、水質浄化に努めておられる多くの住民皆様の取り組みの成果であるとも認識をしております。これらの取り組みをさらに推進するため、津和野地区における下水道整備事業での供用開始区域拡張の速度を早めるとともに、下水道認可区域外地区での合併処理浄化槽の設置補助事業の推進、水質浄化や環境保全に取り組んでおられる住民への支援を進めてまいりたいと思っております。

しかしながら、下水道とりわけ津和野処理区の加入人口率は低い現状であり、下水道効果の向上と健全な事業運営を行うためには、加入率の向上が重要な課題となっております。既に供用開始区域となっている地区の皆様には、何とぞ御理解と御協力をいただき、早期加入をよろしくお願い申し上げます。

斎場の管理運営については、従来から利用者より要望の強かった利便性の向上を目的として、本年度より改修工事に取りかかることにしております。駐車スペースが狭くならないように造成工事を行い、式場等を増築することにはしておりますが、改修内容については、事前に広く町民の方から意見をお聞きするため、検討委員会を設置し、その検討結果を踏まえて進めることにしております。完成は平成25年度末を予定をしているところでございます。

道路と交通についてでございます。

町内における道路の整備や維持管理につきましては、県事業とあわせ、効率的、計画的に実施し、町民の皆さんの日常生活や産業活動が円滑に行われるよう、進めてまいりたいと考えております。

まず、県道等の整備につきましては、改良工事5路線、舗装工事3路線、県営林道開設事業3路線を予定しております。

町道の整備につきましては、社会資本整備交付金等、各種交付金事業を活用し、災害防除工事を含め、継続7路線の整備を中心に進めてまいりたいと考えております。また、橋梁長寿命化計画の策定に継続して着手し、安全面での徹底も図ってまいりたいと考えております。

交通対策については、昨年4月より石見交通の運行廃止路線である木部線・野中線や交通空白地域の解消を目指した町営バス及び乗り合いタクシーによる運用が始まりました。

一部路線では利用率が向上したため、座席に座れないなどの御不便をおかけしましたが、座席数の多い車両に変更したことで解消しております。

その他、バス停の新規設置や路線変更、運行時間の変更等、多くの要望も出されておりますが、引き続き課題の解決と利便性の向上に努力したいと考えております。

住宅についてでございます。

平成24年度より雇用促進住宅を取得し、町が管理する住宅として加わりました。本町は、人口減少が続いているものの、安心・安全な住宅の提供は町の使命でもあり、今後定住対策として実施する各種事業の対象者となる方々の拠点としても活用するなどの期待を寄せております。早速平成24年度から地域おこし協力隊の住居として活用する予定であります。その他魅力ある住宅環境の提供方法を検討し、入居者をふやしてまいりたいと思います。

また、その他の町営住宅等についても、維持管理に努めるとともに、公営住宅長寿命化計画の作成に取り組む計画であります。

生活用水についてであります。

安全で安心した生活水の確保に向けては、施設の改善や未普及地区の解消に努めるとともに、津和野町簡易水道事業統合計画に基づき、昨年度から着手した津和野地区簡易水道統合整備事業や区域拡張事業費を増額し、給水区域の拡張や、より安全な水質保持を図ってまいります。

消防防災についてであります。

東日本大震災を踏まえ、安心・安全なまちづくりに対する防災意識が、これまでになく高まってきております。風水害等の自然災害、特に予測範囲を超えるゲリラ豪雨など、異常気象の長期化に起因して、大規模化の傾向を示しており、災害の態様も複雑多様化しております。

防災対策につきましては、災害時の被害を最小限にとどめるため、「津和野地域防災計画」に基づき、防災体制の強化を進め、住民と行政がともにして、主体的に災害に備える防災力を培い、安心・安全なまちづくりに向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。自主防災組織につきましても、地域の防災体制の構築を図り防災力を強化していくためにも、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

また、緊急時の情報伝達手段の確保は重要であることから、既存のケーブル回線が遮断されたときの対応策として、コミュニティFM局を導入し、非常災害時に備えてまいりたいと考えております。

一方、多様化する災害、事故等に的確かつ迅速に対処し、消防体制の強化を図る上からも、計画的に消防車両、消防資機材などの設備の充実に努めてまいりたいと考えております。あわせて、平成28年度の運用開始に向けた消防・救急無線デジタル化についても、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

地籍調査についてでございます。

過疎高齢化が進み、特に山林部における境界の管理が年々困難となってきた状況をかんがみ、さまざまな事業を活用し、地籍調査の進捗率を上げてまいりたいと思います。

平成24年度の地籍調査事業としては、一筆地調査として豊稼地区、相撲ヶ原地区、富田口地区を、測量業務として柳地区、富田ニ地区、柳村地区を進めてまいりたいと考えております。

また、緊急雇用対策事業を活用し、県直轄事前事業において徳次地区の実施を予定しております。さらには、ミニ国事業として日原地区を予定しております。

情報通信についてでございます。

ケーブルテレビ事業につきましては、昨年4月から鹿足郡事務組合による運営が始まり、吉賀町を含めた情報共有体制となりました。昨年7月25日にテレビの完全デジタル化を迎えましたが、両町の整備によりスムーズな移行が完了し、あわせてCS放送のデジタル化につきましても大きな混乱はなく、想定以上の加入申込みをいただいているところであります。今後は、益田市のケーブルテレビ局とも番組共有を図り、圏域全体が情報を共有できる体制づくりに取り組む予定としております。

携帯電話の不感地域解消対策につきましては、本町が所有する光ファイバーの開放により、通信事業者によるエリア整備が進められ、多くのエリアが不感地域解消となりました。残ったエリアにつきましては、町が事業主体となり、国の補助事業等を取り入れながら順次整備を進め、解消に努めてまいります。また、インターネット回線を活用したシステム整備もあわせて検討したいと考えております。

続いて、第2章、学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくりでございます。

教育文化の振興につきましては、津和野町教育ビジョンで掲げている基本理念『自立心と公共心に富み、自然とふるさとを愛し、ともに生きる力をもって自らの人生と郷土・国家・世界の未来を切り拓く「津和野人」の育成』に基づき、次代を担う人材の育成に努め、「学ぶ心を育て文化の薫り高いまちづくり」を目指したいと考えております。

学校教育についてでございます。

学校教育につきましては、昨年度の小学校に続き、中学校でも平成24年度より新たに改定された指導要領に基づく教育が実施されます。小・中学校で身につける基礎的・基本的な知識や技能の習得と、その活用力・応用力の育成に努めてまいりたいと考えております。そのためにも、平成24年度より学校指導主事の県派遣を受け、生徒指導や学力向上対策等への対応に向けて力を入れていくとともに、平成24年度津和野町学力向上プロジェクト（TGP24）として、ICT機器の活用と東京大学との連携による協調学習の実践等学ぶことへの意欲を高める事業を展開していきたいと考えております。

さらに、ふるさと教育の推進を図るため、郷土副読本を作成いたします。

学校図書館の活用につきましては、県の子ども読書活動推進事業を継続し、学校図書館の充実を図り、読書活動を積極的に推進したいと考えております。

また、いじめや不登校等の問題を抱えている児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、引き続き適切な対応をしてまいりたいと考えております。

学校評価制度の定着と、特別支援教育の推進やALTの活用・充実等に努めるとともに、学校給食については、食品の安全性が社会問題となっている中、地産地消をさらに進め、安全で安心な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、環境整備においては、津和野中学校校舎の耐震化工事の実施や青原小学校体育館の改築を行ってまいりたいと考えております。

津和野高等学校の支援については、他の市町村においても高校対策の取り組みを強める中で、「ふるさとファミリー制度」や「通学費等補助金交付要綱」等の新たな制度を設けて支援を行ってまいりましたが、平成24年度より津和野高校の支援と連動した形で、中学生への学力向上推進事業（土曜塾）の実施を行うなど、今後も引き続き積極的な支援に取り組むまいりたいと考えております。

また、平成23年度は国際交流事業の一環として、津和野高校生のベルリン訪問を実施したところでありますが、このたびの訪問を通してベルリン市内高校との交流が始まっており、特色ある学校運営を通して高校魅力化の一助ともしたいと考えております。なお、津和野高校生のベルリン派遣については、隔年実施とし、平成24年度は実施しない予定であります。

社会教育についてでございます。

社会教育につきましては、地域住民のよりどころである公民館を機軸に、身近な学習・交流活動の場、地域課題を解決していく場として公民館活動の充実を図り、地域の拠点としての公民館づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、地域の教育資源「ひと・もの・こと」の活用や、地域住民が学校教育に主体的に関わることを通じて、地域の教育力の醸成を図るとともに、学校、家庭、地域がパートナーとなって子どもたちをはぐくんでいくため、「ふるさと教育推進事業」や「学校支援地域本部事業」の趣旨を反映した、津和野町「学びの協働」推進事業を引き続き推進していきたいと考えております。さらに、地域人材の発掘や公民館活動との連動性を高めながら、家庭、地域の教育力の向上に努めてまいりたいと考えております。

社会体育につきましては、町民のスポーツへの一層の参加を促すとともに、個々のライフステージに応じた各種スポーツ活動を主体的・継続的に実施できるように、スポーツ環境の整備充実を図り、地域のスポーツ活動の活性化に努めてまいりたいと考えております。

こうした中、昨今はグラウンドゴルフの競技人口が年を追うごとに増加しており、気軽に体を動かすことができる健康づくりの面からも町として推進するべく、グラウンド

ゴルフ場の建設に着手する考えであります。厳しい財政状況でもございますので、平成24年度は道の駅シルクウェイにちはら隣造成地、平成25年度においては、道の駅なごみの里付近適地とし、計画的に行ってまいりたいと思います。

また、町内各種スポーツ団体間の交流の取り組みと、各地区での総合型地域スポーツクラブの設立に努めてまいりたいと考えております。

文化の振興についてでございます。

文化財の保護・活用につきましては、平成22年度に策定いたしました津和野町歴史文化基本構想に基づき、鋭意努めてまいります。津和野城跡につきましては、平成23年度に策定した保存管理計画書に基づき、平成24年度より石垣修理のための調査事業に着手したい考えであります。また、旧堀氏庭園の旧畑迫病院については、老朽化が進行しており修復を行いたいと考えておりますが、完成後の活用のあり方についても具体的に検討してまいります。あわせて、旧堀氏庭園保存管理計画の策定や同施設の適切な管理運営を行います。そのほか、指定文化財を初めとした文化財の保存・活用につきましても、これまで同様に保存に努めてまいります。

伝統文化の保存・継承については、平成23年度に設立された民俗芸能保存協会と協力し、各団体の支援について努力してまいりたいと考えています。

埋蔵文化財発掘調査事業につきましては、町内で行われる各種工事に関連するもの、また文化財保護を目的とした学術的な発掘調査も引き続いて実施し、調査結果につきましては報告書の刊行、現場説明会や発掘速報展等を通じて町民の皆さんへ周知するなど、埋蔵文化財の保護への理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。

文化施設におきましては、町民入館料の無料化につきまして、平成24年4月1日より実施することにいたしました。町内の児童・生徒はこれまでも無料としておりましたが、今回すべての町民が無料となりますので、より一層、町民に利用していただきやすい文化施設の活用を図ることができると考えております。

津和野町郷土館については、津和野町の郷土史の拠点として活用するよう、職員体制の充実や展示内容の見直しを図りたい考えであります。また、津和野町民俗資料館及び日原歴史民俗資料館については、今後の施設のあり方について、具体的に検討を進めてまいります。

安野光雅美術館は、新作や初公開の作品を中心に展示を計画してまいります。また、コンサートやトークショーなど、これまでと同様に文化事業にも積極的に努めてまいります。さらに、本町のPRや美術館の集客にもつながる館外展についても、昨年度に引き続き力を入れてまいります。館外展にあわせ、安野光雅先生や主催者の御協力をいただきながら、安野光雅美術館及び津和野町の観光情報の発信ブースも設置する予定ですので、幅広く広報活動を行ってまいりたいと考えております。

森鷗外記念館は、平成7年に国内では唯一の森鷗外先生の顕彰及び研究施設として開館いたしました。開館から10数年が経過したこと、ことしが森鷗外先生の生誕1

50年という大きな節目の年であることから、これまでの研究の成果をもとに、来館者に鷗外と津和野とのかかわりがこれまで以上に明確となるよう、大幅な展示替や改修を行い、3月よりリニューアルオープンしております。また、今秋には、文京区においても森鷗外記念館の開館が予定されており、今後、鷗外の研究等で連携が期待をされます。

今年1月には、森鷗外研究の第一人者で、森鷗外記念館の会長でもある山崎一穎氏を当館の館長としてお迎えすることができました。今後は、森鷗外記念館協議会の委員の皆様との御協力をいただきながら、資料の収集や調査研究に努めるとともに、森鷗外生誕150周年の記念事業を展開していきたいと考えております。

桑原史成写真美術館は、これまでの報道写真というテーマとあわせ、「記録」という写真が持つ本来の魅力を踏まえた展示を行いたいと考えております。

このほか、図書館事業につきましては、情緒豊かな子供の育成を目指し、読み聞かせを中心とした読書会活動を展開するとともに、蔵書検索システムの活用により、利用者への充実したサービスの提供と利活用の向上に努めてまいりたいと考えております。また、町中図書館構想の実現に向け、公民館等と連携した貸出事業を計画いたします。

続いて、第3章、働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくりについてでございます。

まず、観光についてであります。

平成23年中の本町への入り込み観光客数は、正月の積雪や震災などの影響により、残念ながら前年より12万人減少し120万人でございましたが、宿泊客は、前年より16%ふえ3万6,000人となっております。今回策定いたしました「津和野町観光振興計画」では、向こう5年間で津和野観光が目指す姿や具体的な施策を掲げておりますが、その実現へ向けては、観光関連産業従事者や行政が行う推進策はもとより、町民の皆様の取り組みが最大のかぎを握っていると考えております。

計画では、基本的な理念を「町民参加で町の魅力を高める、観光まちづくり」とし、津和野町の持つ豊かな自然環境と美しい町並み、史跡や伝統行事、歴史・文化など数々の資源のさらなる魅力向上に努めることに加え、そこで生活する私たち町民の姿も重要な資源であることを認識し、観光客と住民の相互交流がはぐくまれる「観光地つわの」を目指していくこととしております。

今年度はまず、推進体制を早期に構築し、おもてなし力の向上、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、この計画推進の中心的役割を担う町観光協会は、昨年、一般社団法人となり、公益性と対外的信用性を担保していくことに加え、法人の安定的な運営のためには、一定の収益性が確保できる仕組みづくりも求められております。観光協会関連予算につきましては、昨年度に比較し約2.5倍の増額となっておりますが、新たな取り組みとして、「まち歩き」を中心とした誘客メニューによる滞在型商品の開発普及、ウェブ・パンフなどによる従来の手法に加え、旅行会社セールスや商談会への参加など、積極的な

情報発信や販売促進に取り組み、地域特性を生かし多様なニーズにこたえられる観光の仕組みづくりを支援してまいりたいと考えております。

広域的な取り組みに関しましては、島根・山口両県におきまして、「神々の国しまねプロジェクト」、「おいでませ山口イヤー観光交流キャンペーン」が、それぞれ全県的に展開されますので、あらゆる機会や事業を活用し、情報発信や誘客に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年乗客200万人を達成した「SLやまぐち号」運行支援につきましては、新たに、観光庁が取り組む「家族の時間づくりプロジェクト」を活用した沿線住民の相互交流による資源づくり、「SLトラスト」創設へ向けた具体的取り組みなど、山口市と積極的に連携してまいりたいと考えております。

最終年度となります「森鷗外生誕150周年記念事業」につきましては、これまでの実績をもとに、さらに幅広く展開させてまいりたいと考えております。具体的には、東京都文京区、北九州市との民間レベルも含む交流体制の確立や充実、また、両市区へ向けた森鷗外と深くかかわるツアーや交流メニューの構築・実施など、将来にわたって継続発展できるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

商工業についてでございます。

世界的な経済情勢が、先進主要国の財政不安や新興国の成長ペースの鈍化などにより、再び減速傾向を見せつつある中、国内的には震災ショックによる円高・電力供給問題や長引くデフレなどの影響を受け、町内の企業活動・雇用情勢は、あらゆる業種で厳しい状況に立たされていることは御承知のとおりであります。

本町におきましても、地域の経済・雇用を支えてきた製造業・建設業や小売業を中心に縮小・廃業が相次ぎ、このことが定住促進への大きな障害となっております。

以上のような大変厳しい環境の中ではありますが、本年も引き続いて、商工団体や事業者との情報共有や各種行政施策の活用検討、中小企業融資利子補給やセーフティネット関連融資信用保証料補給などの金融支援に取り組むとともに、県の制度である「地域商業再生支援緊急対策事業」等に町費を上乗せし、空き店舗活用や買い物不便対策などの支援を拡充したいと考えております。

4年目を迎えます「地域再生特産品キャンペーン事業」につきましては、「ふるさと雇用再生特別基金事業」や、いわゆる農商工連携により、既存の特産品とともに新商品の開発・商品化、販路開拓に取り組んできた結果、都市部のスーパーマーケットにおきましては「津和野ブランド」として消費者からの一定の評価と、通年での取引を実現しております。

今年度も引き続き、島根県ブランド推進課のバックアップと「町農商工連携ネットワーク」、町観光協会などと一層の連携を図りながら、取り扱い品目や取引数量の拡大に努めてまいりたいと考えております。

近年、空き家や空き店舗、廃屋などが町中心部のいたるところで見られるようになり、このような実態に対して、景観面からの対策や、再活用による観光資源等への転換の必要性など、多くの課題があることは御承知のとおりであります。

このような課題解決へ向け、本年度から民間からの積み上げにウエートを置いた「まちなか再生総合事業」に取り組むたいと考えております。具体的には、伝統的な町屋や空き店舗を「宿泊・体験・交流・定住」などの機能を持たせた滞在型施設への整備と、それを活用する組織づくりや人材育成等の運営システムの構築及び体験プログラム商品化等のソフト整備を同時に推進し、新たな観光資源の創出による地域産業の活性化や雇用創出を目指してまいりたいと考えております。

雇用対策につきましては、益田鹿足地区の企業や経済団体、行政で組織する「益田鹿足雇用推進協議会」におきまして、地元企業への就業を図ろうと、研修事業や相互の情報交換等の連携を図っているところでございます。当面は、地域特産を活用した、いわゆる6次産業の振興や、空き店舗を利用したチャレンジショップなどによる起業支援、滞在型観光の多様なメニューやシステムづくり、さらには水資源を活用した新たな産業創出の取り組みなどを通して、雇用の創出・確保に取り組むたいと考えております。

農林水産業についてであります。

農林業対策については、平成24年度においても、農家、林家の方々と思いを一つにして、現状の課題を解決するとともに、中・長期的な展望に立った施策の展開を図り、食と農のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

農業における重点事業としては、一つ、農業生産額向上のための取り組み、二つ目として農業の担い手、新規就農者の確保のための取り組み、三つ目として、有害鳥獣被害防止のための取り組みを考えております。

まず、農業生産額向上のための取り組みであります。今年度より開始した地産地消推進事業の継続のほか、地域特産、農畜産物の売上額の向上、農産加工の拡大等のために、国、県事業の活用や新規町単独事業を実施いたします。

次に、農業の担い手、新規就農者の確保のための取り組みですが、津和野町新規就農者受け入れ指針に基づく対応のほか、農業士や、わくわくつわの協同組合との連携による農業体験生、研修生の受け入れや新規就農者の支援体制の充実、農地集積の促進等を行い、国、県事業の積極的活用を図ってまいります。

最後に、有害鳥獣被害防止のための取り組みですが、平成24年度は、山の木の実が不作の年であり、鳥獣被害が多く発生することが予想されますので、国の事業を活用した侵入防止さくを設置を進めるほか、電気牧さくの正しい設置指導や捕獲作業を迅速に実施するために、鳥獣被害対策実施隊の新設、総合特区制度による規制緩和等を活用した対策を進めてまいります。

このほか、新規事業として、地域おこし協力隊を農業行政においても導入し、休耕田等の有効活用に積極的に取り組むとともに、農作業や地域との交流を通じて、都市住民

の視点から農業のあり方について意見を求め、農業振興の一助となることを期待したいと考えております。

林業においては、戦後植林された民有林が伐期を迎えようとしておりますが、木材価格の低迷等により保育事業、特に間伐施業が行われず、保水力の低下や表土の流出等、災害の発生原因となっております。

新年度から本格的実施を計画しております「山の宝でもう一杯プロジェクト事業」に合わせ、国、県の間伐事業を積極的に導入し、健康な森づくりを進めるとともに、農林水産省が公表した「森林・林業再生プラン」に基づく事業の採択を目指し、新規事業として「津和野町美しい森づくりプロジェクト」を創設し、町内の森林のエリア分けを行い、路網の整備や施業の集約化を図り、林分に合わせた施業、森林管理のための森林経営計画を実証的に立案したいと考えております。

水産業につきましても、鮎を初めとする水産資源の保全のため、高津川流域市町と連携し、今後も対応してまいります。特に、総合特区制度を活用し、アユ資源の増殖事業に取り組むとともに、平成22年水質調査の結果において、3年ぶりに日本一に返り咲いた高津川の水質維持にも引き続き取り組み、ブランド力の向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて、第4章、助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくりでございます。

定住施策の推進についてでございます。

本町の平成22年度国勢調査人口は、5年前に比べ、11.4%の減少となっており、県下で1番の減少率になりました。本町の国勢調査人口を過去40年間で比較したところ、総人口では56%の減少、15歳未満人口が75%の減少、15歳から64歳までの人口が60%の減少、65歳以上の高齢者人口は、平成17年まで増加を続けておりましたが、平成22年から減少を示しており、本町の20年後は、総人口が5,000人を切ると推測をされております。

日本における総人口の減少が始まった中、本町においても人口増を実現することは困難な状況をかんがみ、現実的なところでいかにして減少率を少なくするかが課題であり、その方策としてこの地域において可能な産業の掘り起こしが最も重要と思われれます。

現在、取り組みが始まった高津川流域の総合特区では、総面積の9割を占める山を活用した産業に重点を置いており、健全な山の管理が清流高津川の水を確保し、農水産業の発展にもつながり、将来雇用の場が生み出されるものと確信して、益田市・吉賀町とともに協議を進めております。

また、定住対策を昨年度から引き続き重点施策と位置づけ、空き家登録情報の公開と物件調査を行っておりますが、平成24年度より新たな取り組みとして、集落から空き家情報を発信していただき、登録物件の数をふやすことによって、UIターン希望者だ

けでなく、町外へ移住する町民をとどめるための住宅確保になることを期待したいと考えております。

定住奨励金制度につきましては、より効果を発揮できる制度を目指し、制度改革の検討を始めます。また、結婚対策、少子化対策等、官民協働による事業展開ができるよう、取り組みを強化したいと考えます。

益田市は、津和野町、吉賀町とともに、定住自立圏の形成に関する協定書の締結を目指しております。益田圏域の医療連携や地域医療体制の確立・維持を初め、高津川流域の資源を生かす取り組みなどの定住自立圏共生ビジョンを策定することになりますが、総合特区との相乗効果も考慮しながら、協定の締結に向け取り組んでまいります。

保健・医療についてであります。

町民の皆様が、生き生きと元気で心豊かな人生を歩んでいただくために、健康づくりは極めて重要な課題であります。特に平成24年度は、平成17年に作成した「健康つわの21」の評価及び改定の年度でもありますので、「からだの健康」「こころの健康」の両面で、健康で生きがいのあるまちづくりを目指し、疾病の予防についての正しい知識の普及・啓発に一層取り組んでまいります。40歳から74歳の方を対象に実施しています「特定健診・保健指導」につきましても、受診率の向上と未受診者への受診勧奨に積極的に取り組み、検診結果の報告会の開催や個別の保健指導を通じ、町民の健康管理の充実を図りたいと考えております。

がん対策につきましては、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立腺がんについて実施しておりますが、特に乳がん・子宮がんに加えて、大腸がんにおいても、国の制度にのっとり節目検診として無料券を交付し、さらなる受診率の向上を目指し、疾病の早期発見、早期治療により、住民の健康増進が図られるよう努力していく考えであります。

母子保健対策としては、平成23年度から妊婦通院助成を実施しましたが、引き続き継続するとともに、新たに不妊治療に対しての助成制度を設け、経済的な負担の軽減を図りたいと考えております。歯科保健対策においては、平成23年度より成人歯科検診を実施しておりますが、平成24年度からは妊婦及び生まれてくる子供の口腔衛生の向上を図る目的で、妊婦を対象とした歯科検診にも取り組みます。

高齢者の健康づくりの一環として、平成23年度から70歳以上を対象に、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種助成をスタートしました。平成24年度からは、対象年齢を65歳以上へ拡大して実施をいたします。

地域ぐるみの健康づくりにつきましては、公民館、地区健康を守る会、食生活改善推進協議会等地区組織と連携しながら、また、地域住民の参画を得ながら、活動を展開・支援し、さらなる健康づくりの充実を図ってまいりたいと考えております。

地域医療につきましては、指定管理者である医療法人橘井堂が、津和野共存病院、日原診療所、老健施設「せせらぎ」、訪問看護ステーション「せきせい」の運営に当たっ

ていただいております。津和野共存病院3階の療養病床の再開に向けて、引き続き医療法人橘井堂と連携して、医師、看護師の確保に最大限の努力をしております。全国的な問題として、国における新しい臨床研修医制度の実施などの要因により、医師や看護師が都市部へ偏在するなど、地域医療の現場における医師や看護師の不足が深刻化しており、津和野町においてもその確保に苦慮しているところでございます。このため、医学生・看護学生奨学金制度の活用や当町出身の医師の情報収集にあわせ、津和野共存病院での勤務の呼びかけを行うとともに、医療従事者住宅の環境整備を行い、引き続き確保に努めてまいります。地域医療の確保は、安全・安心なまちづくりを進めていく上で、当町だけの問題ではなく、広域的な取り組みが必要であるとの観点から、課題研究や情報を共有するために益田保健所・益田市・津和野町・吉賀町で組織する地域医療行政関係者連絡会において的確に対応したいと考えております。

高齢者が多い津和野町にとっては、医療介護の連携強化を進めなければなりません。医療機関や施設・住宅介護事業所の境界だけではなく、医療・介護といった職種の境界などを超えて、切れ目のない医療・介護の情報連携を実現しなければならないと考えております。その対策の一つとして、津和野共存病院内に地域医療対策室及び地域包括支援センターの移転を、平成24年度の早い段階に行いたいと考えております。

地域医療体制の整備につきましては、鹿足郡医師会並びに橘井堂と相互に連携し、在宅当番医等の充実強化を図り、その体制の充実にも努めてまいります。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等の医療機関相互の連携システムなどの確立によって、各診療機関による良質な医療が提供できるよう努めてまいります。

高齢者施策の拠点となる地域包括支援センターとしては、関係機関と連携することにより、地域支援事業を効果的に進めるとともに、地域に根差したサービスの提供に努め、あわせて介護保険給付費の適正化や医療費の減少に努めてまいります。

また、今後ますます高齢化が進むことにより、認知症の方がふえると予想されます。気軽に相談できる認知症相談窓口の周知を図るとともに、認知症サポート医との連携を強め、認知症対策に対する取り組みを進めていきたいと考えております。また、認知症の予防に努め、認知症になっても住みなれた地域でその人らしく暮らせるように、家族、地域住民、関連機関等で認知症に関しての理解を深め、介護にかかわる人たちが、ともに学び理解を深めるために、定期的な情報交換を通じて関係機関と連携しながら、認知症問題に取り組んでいきたいと考えております。

福祉と生活支援対策についてでございます。

生活支援対策については、雇用情勢の悪化等により、町民の方々にはさまざまな問題を抱えていることから、家庭訪問によって直接面談するなど個々の実情を踏まえた上で、対応を行うことが大切であります。

こうした支援の中でも、生活保護制度は、最後のセーフティネットとして適正に運用され、十分に機能することで、より町民の方々の信頼と理解をいただけると考えており

ます。また、従前から取り組んでいる就労支援に加え、生活能力や就労能力に課題を抱えていることで、就労に至っていない方々に対して、さまざまな社会体験の機会の提供など、就労意欲の喚起につなげるなどの取り組みをハローワーク等と連携しながら進めてまいりたいと考えています。

本町における生活保護については、申請による増加はあるものの、一方で高齢者の死亡による廃止や施設入所に伴う廃止、町外への移管等もあって、都市部に見られるような急激な増加はなく、むしろ横ばいといった状態が続いている現状で、本町における平成23年12月末現在の生活保護受給者数は53世帯、67人（7.77パーミル）となっております。また、本町における今後の保護動向については、新規の申請はあるものの、高齢者世帯が実に保護受給者の約61.5%を占めていることから、昨年同様に横ばい傾向が継続するものと見込んでおります。

生活保護業務は、経済的に厳しい状況であるからこそ、保護の目的である最低生活の保障と世帯の自立の観点から、一層適正かつ厳格に実施していく必要があります。昨今の権利意識の高まりやプライバシー保護への配慮、保護受給者の多様化といったことから、事務所としてもより複雑な対応を求められることが予測されるところでございます。

生活支援係では、こうした状況に対応するために、国や島根県等の主催する各種の研修等への参加によって職員の研さんを図るとともに、民生児童委員や社会福祉協議会等の関係する各種機関、さらには、保健師、包括支援センター等町内部の関係部署とも連携した対応を行うことによって支援の充実を図り、一層の町民福祉の実現に努めてまいり所存でございます。

高齢者福祉についてでございます。

「地域の人々がお互いに協力し、支えあいながら高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって安心して過ごすことのできる心のかよいあう町づくりを目指して」を基本理念に、これまで本町は、「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる町づくり」の実現を目指し、高齢者福祉の諸施策を推進してきたところであります。

本町の高齢化率は、平成24年1月末現在41.6%で、ひとり暮らしを含む高齢者のみの世帯が増加しており、家族がいても昼間は高齢者が1人になってしまう家庭も多く、家庭における「見守り」や「介護力」が低下しており、町民一人一人が心豊かに暮らせるまちづくりの実現に向けて、町民の皆様との協働や関係機関・団体等との連携のもと、多様な福祉サービスを展開することが必要となっております。

「食」の自立支援事業、すなわち配食サービスにつきましては、加齢に伴う心身の衰えや障害、疾病などの理由で、食事の準備が困難な方に対し、栄養バランスと健康状態に配慮した食事を居宅に届けるとともに、利用者の安否確認をし、健康状態に異常が認められるときには、関係機関等への連絡を行うサービスであります。継続してまいりたいと考えております。

なれ親しんだ地域で、ミニデイサービスを実施することにより、生きがいを持ち自立した生活の維持を図る目的で実施している地域住民グループ支援事業（お達者サロン）は、閉じこもり傾向にある高齢者の社会参加を促し、日常生活の維持・改善を図ることも大切にするところから継続して実施してまいります。

65歳以上のひとり暮らし高齢者や重度身体障害者等に緊急通報装置を貸与し、急病や緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として実施しております緊急通報システム設置事業についても継続してまいります。

高齢者の社会参加と生きがい対策については、地域に根差した社会参加活動や生きがいづくり、地域を豊かにする活動、健康づくりを進める活動等を行っていただける「老人クラブ」の活動支援や助成に努めてまいります。

高齢者の就労対策事業としては、おおむね60歳以上で就職が難しい方、一般の就職は望まないが、経験や技術を有し、技術を生かして社会に役立ちたいと望む方々が集まる団体である「シルバー人材センター」の活動に協力し、高齢者の就労活動支援と生きがいづくりの増進に努めてまいりたいと考えます。

医療バスについては、医療機関に受診する方について、復路の町営バス等乗車券についての助成制度の継続をしてまいります。

「温泉利用助成」についても、高齢者等の健康増進のため、引き続き実施してまいりたいと考えております。

障害者福祉についてでございます。

障害者支援については、障害のある方の増加や重要度化などによるニーズの多様化が進む中で、自立と社会参加を支える各種体制の整備とともに、利用者がみずから選択し決定するための力をつけていくための支援など、さらなる取り組みが求められております。

そのような中で、昨年10月には、相談支援事業ほか障害者福祉行政の今後のあり方について検討する組織として、津和野町自立支援協議会を設立したところであります。

障害者福祉については、「障害者自立支援法」の制度により、障害者がある能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものであります。具体的には、障害の種類にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するものであります。また、制度の安定的な運用を目指し、サービス利用者を含め、みんなで支え合う仕組みを取り入れており、利用者は原則として利用料の1割を負担することになっておりますが、世帯や本人の収入によっては負担が軽減される制度となっております。町としてもこれまで、それぞれの障害に応じた支援制度を実施しておりますが、これらも引き続き継続してまいりたいと考えております。

また、聴覚障害者の利便性を高めるために、引き続き本庁舎に手話設置を行い、手話講座や手話通訳業務を実施してまいります。また、手話派遣においても、これまで同様、緊急時にも対応できるよう実施してまいりたいと思っております。

社会参加促進については、養護学校卒業生等の受け皿づくりとして、就業支援組織、益田公共職業安定所との連携を図ってまいります。

NPO法人「つわぶきの里」は、通所者にとって生きがいと希望の持てる場として活動が行われておりますが、障害者の皆さんが地域社会の中で自立し、社会参加と充実した生活が送れるよう援助し、開かれた活力ある施設づくりに向けて、関係団体とともに努力してまいりたいと考えております。その他、あゆみの里にも地域活動支援センターとして委託し、精神障害者、知的障害者中心に、日中活動の憩いの場として提供していきたいと思っております。

地域生活支援については、住まいの場確保として、グループホーム等への入所、助成に努めてまいります。また、在宅支援へのサポートとして、ホームヘルパーの派遣支援等についても努めてまいります。

精神障害者へのサポートについても、保健師の健康相談、医療通院助成について支援してまいりたいと考えます。

日中一時支援、生活介護による施設への受け入れについても、利用者の状況に応じた支援をしてまいりたいと考えます。

腎機能障害者への支援については、引き続き通院助成を継続してまいります。

福祉タクシーについては、重度の障害を持つ方で、通院やバス利用が困難な方に対して、町内でのタクシー利用料金の一部を助成する制度を継続してまいります。

児童福祉についてでございます。

我が国では、高齢化とともに少子化が進んでおり、子供の自主性や社会性の阻害、さらには将来において社会全体への影響などが懸念されております。これまで、子育てはもっぱら家庭の問題であり、女性の役割であるという考え方が一般的であり、女性の社会進出が進み価値観が多様化した今日においても、男性と女性がともに子育てを担うという意識は、十分に浸透しておりません。

加えて、小家族化や核家族化が進み、祖父母や兄弟姉妹の子育てへの参加が期待できなくなり、家庭での子育て機能が脆弱化しつつある中、近隣関係の希薄化によって子育て家庭の孤立の問題も生じております。

このように「少子化」が、社会問題化する現状を踏まえ、国、県同様に少子化対策を町の重点施策として位置づけ、諸施策を実行してまいらなければならないと考えております。

保育園においては、平成23年度において、「保育園における危機管理対応能力向上支援業務」を専門業者へ委託し、答申を得たところであります。今後、職員みずから課題を定め、万一の危機を想定した研修等を実施し、危機管理要領の実用化を図ります。また、新たな保育サービスの実施や保育の質の向上について考え、あわせて今後の保育園のあり方に沿った統廃合について、検討に入る考えであります。

子育て支援事業については、津和野子育て支援センター、日原子育て支援センターの2カ所体制を継続し、子育ての相談業務等を充実したいと考えております。

放課後児童クラブについては、津和野・日原小学校の2クラブ体制を維持してまいります。開所時間については、県下の状況、必要性、利用率とコストを踏まえ検討してまいります。周辺の小規模小学校の児童については、保育園における学童保育を本年度も継続していきたいと考えております。開設時間については、放課後児童クラブとあわせ、検討したいと考えております。

遺児手当については、財政の厳しい折でございますが、母子家庭に加え、援助の少ない父子家庭対策も含め、継続実施したいと考えております。

また、子ども手当、父子家庭に対する児童扶養手当の実施についても国の制度におけることなく支給し、子育て家庭の経済的援助を実施していきたいと思っております。

人権・同和教育についてでございます。

21世紀が「人権の世紀」と言われながら、今なお多くの課題が残されております。この解決は行政の責務でありますので、学校教育と社会教育が連携し、積極的な啓発活動を推進し、差別のない明るいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

続いて、第5章、多くの人々と交流し開かれたまちづくりについてでございます。

国際交流の促進でございます。

本年1月19日に、森鷗外生誕150年という節目を迎えたベルリン市ミッテ区との交流も、2月の訪問団の派遣により高校同士の交流に向けた協議が始まり、フンボルト大学やベルリン森鷗外記念館で「鷗外にちなんだ津和野の写真展」が開催されるなど、新たな交流がスタートいたしました。このベルリン鷗外記念館での展示は年末まで予定されており、また今後ミッテ区内施設での展示も計画されておりますので、引き続きドイツ語版の津和野観光パンフなどを補充しながら「鷗外生誕の地・津和野」のさらなる広報活動に努めるとともに、観光客誘致にもつなげてまいりたいと考えております。

一方では、町の特産であります豆茶を使ったカフェがベルリンにおいて好評であり、また、来ら井の第1弾として町内6店でも提供されている「シュニツェル井」がベルリンのレストランでも提供され、その素材であるわさび漬の取引が始まるなど、民間レベルによる経済交流も始まりました。幸いに、さまざまな方々とのつながりにより、ドイツとの交流ネットワークが広がりつつありますので、ドイツでの本町の素材や商品の流通ブランド化を図ってまいりたいと考えております。

また一方で、昨年度よりドイツベルリンで国民的人気を誇るキャラクター「アンペルマン」を姉妹都市提携のキャラクターとして活用したまちづくりを進めてきておりますが、町営バスへのラッピングに始まり、町内3店舗での関連グッズ販売や津和野オリジナルのグッズが発売されるなど、町内外への認知度も高まってまいりました。

今年度も引き続き当町の情報発信素材の一つとして活用し、本町の経済活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

特別会計について述べさせていただきます。

特別会計につきましては、各会計とも特別会計設置本来の目的に沿い、可能な限り一般会計への負担を軽減し、適正かつ効率的な事業運営を図り、堅実かつ健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、主要課題と取り組みについて申し述べました。景気低迷が長引き、低成長の時代が続いておりますが、町民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、町民と一体になって施策を推進するためにも、地域・団体・住民一人一人の力を結集していただき、参画と協働による住民主体のまちづくりを目指し、本年も全力で町政運営に取り組んでまいる決意がありますので、すばらしいまちづくりが、より多くの皆様の主体的、積極的な参加のもとで進められることを心から願い、町議会を初め町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、平成24年度の施政方針といたします。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございました。

それでは、後ろの時計で1時20分まで休憩といたします。

午後0時21分休憩

.....
午後1時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第34. 議案第36号

日程第35. 議案第37号

日程第36. 議案第38号

日程第37. 議案第39号

日程第38. 議案第40号

日程第39. 議案第41号

日程第40. 議案第42号

日程第41. 議案第43号

日程第42. 議案第44号

日程第43. 議案第45号

日程第44. 議案第46号

日程第45. 議案第47号

日程第46. 議案第48号

日程第47. 議案第49号

日程第48. 議案第50号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第34、議案第36号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてより、日程第48、議案第50

号平成24年度津和野町病院事業会計予算まで、以上15案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第36号でございます。津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてでございます。

平成24年度より、身体障害者相談員、知的障害者相談員の事務が権限移譲されることに伴いまして、項目を新たに追加するものと、産業医がかわったことにより、近隣市町村に合わせた年報酬額とするものでございます。

続いて、議案第37号でございます。町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

町長等の給与につきまして、引き続き給与の15%の減額を平成25年3月31日まで継続するものでございます。

続きまして、議案第38号津和野町介護保険条例の一部改正についてでございます。

これは、平成24年度から平成26年度までの保険料率を改正するものでございます。

議案第39号平成24年度津和野町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を73億6,550万円とするものでございます。

歳出の主なものは、インターンシップ学生4名分の総額1,205万3,000円、まちづくり委員会運営費及び地域提案型助成事業補助金等の総額3,520万円、携帯電話基地局建設事業の総額5,026万4,000円、グラウンドゴルフ場建設事業総額4,830万円、斎場増築に伴う敷地造成等総額3,556万6,000円、青原小学校屋内運動場解体総額965万8,000円、畑迫病院解体格納工事総額2,982万2,000円、津和野城跡測量業務2,205万円等でございます。

歳入の主なものは、町税6億9,734万円、地方交付税42億円、国庫支出金5億1,669万2,000円、県支出金3億6,621万1,000円、町債10億8,050万円であります。

続いて、議案第40号でございます。平成24年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を10億5,994万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費7億1,662万円、共同事業拠出金1億3,967万6,000円、後期高齢者支援金1億639万3,000円であります。

歳入の主なものは、前期高齢者交付金3億6,002万4,000円、国民健康保険税1億4,734万4,000円、国庫支出金2億759万2,000円でございます。

続いて、議案第41号平成24年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を12億7,631万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費11億9,966万5,000円、地域支援事業費3,659万7,000円でございます。

歳入の主なものは、支払基金交付金3億5,063万9,000円、国庫支出金3億3,597万5,000円、介護保険料2億82万1,000円でございます。

続いて、議案第42号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を2億8,985万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,601万3,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料8,733万4,000円、繰入金1億9,992万9,000円であります。

続きまして、議案第43号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を5億2,528万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、簡易水道事業費3億2,951万円、公債費1億9,577万7,000円であります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料1億7,773万9,000円、町債1億5,740万円、繰入金1億1,167万8,000円であります。

議案第44号平成24年度津和野町下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を4億832万円とするものであります。

歳出の主なものは、下水道事業費2億4,237万8,000円、公債費1億6,594万2,000円であります。

歳入の主なものは、国庫支出金1億200万円、町債1億6,470万円、繰入金9,413万7,000円であります。

続いて、議案第45号平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を544万8,000円とするものであります。

歳出の主なものは、公債費401万4,000円、農業集落排水事業費143万4,000円であります。

歳入の主なものは、繰入金473万8,000円、使用料及び手数料71万円であります。

続いて、議案第46号平成24年度津和野町奨学基金特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を1,289万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、奨学金費1,289万1,000円であります。

歳入の主なものは、繰入金624万円、諸収入664万円であります。

続いて、議案第47号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を7,805万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、地域情報化推進事業費3,159万円、公債費4,552万3,000円であります。

歳入の主なものは、繰入金5,972万3,000円、諸収入1,715万1,000円であります。

続いて、議案第48号平成24年度津和野町診療所特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を9,714万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費8,235万8,000円であります。

歳入の主なものは、診療収入9,401万6,000円、諸収入312万円であります。

続いて、議案第49号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を4億7,053万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業4億1,235万8,000円、訪問介護事業2,155万8,000円であります。

歳入の主なものは、介護老人保健施設事業4億5,031万1,000円、訪問介護事業2,019万7,000円であります。

続いて、議案第50号平成24年度津和野町病院事業会計予算についてであります。

収益的収入予算総額を7億3,521万5,000円、収益的支出予算総額を7億3,521万5,000円とし、資本的収入予算総額を2,686万4,000円、資本的支出予算総額を4,652万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、医業費用7億2,274万6,000円、医業外費用1,246万9,000円であります。

歳入の主なものは、医業収益5億8,725万円、医業外収益1億4,796万5,000円あります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

冒頭、議会運営委員長より御報告をいただきましたとおり、議案第36号より議案第50号まで、以上15案件につきましては、質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号より議案第50号まで、以上15案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く議員15名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員15名を予算審査特別委員に選任することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いをいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時34分休憩

.....
午後1時35分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、予算審査特別委員会の正・副委員長の選任をお願いしましたところ、委員長に3番、板垣敬司君、副委員長に8番、青木克弥君が選任をされました。

ここで、予算審査特別委員長より、ごあいさつをお願いいたします。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） ただいま、今年度の予算審査の特別委員会の委員長の選任を受けました板垣敬司でございます。

本年から、従来の予算審査分科会方式を取りやめ、議長を除く全議員によります予算審査ということで、少し形態が変わりますが、限られた時間の中で鋭意闊達な御質疑をいただき、平成24年度の予算が、町民の福祉の向上のために一日も早く成立することをお願い申し上げ、「成立をする」というのはちょっとおかしいと思いますが、ちょっとおかしいですね。限られた時間ではありますが、闊達なる御意見をいただき、審査を行っていただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

なお、本日まで受理した要望書等は、既に配付のとおりでございます。御参照をお願いをいたします。

.....
○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後1時36分散会
.....



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 24 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 24 年 3 月 13 日 (火曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 24 年 3 月 13 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 7 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について
- 日程第 3 町長提出第 8 号議案 津和野町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 4 町長提出第 9 号議案 シルク染め織り館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 5 町長提出第 10 号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 11 号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第7 町長提出第12号議案 津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第13号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第14号議案 津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第15号議案 森鴎外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第16号議案 安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第17号議案 公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）
- 日程第13 町長提出第18号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設オシドリ観察小屋）
- 日程第14 町長提出第19号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）
- 日程第15 町長提出第20号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）
- 日程第16 町長提出第21号議案 町道新畑線の路線認定について
- 日程第17 町長提出第22号議案 町道新畑支線の路線認定について
- 日程第18 町長提出第23号議案 町道新町線の路線認定の変更について
- 日程第19 町長提出第24号議案 町道店屋丁線の路線認定の変更について
- 日程第20 町長提出第25号議案 平成23年度津和野町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 町長提出第26号議案 平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 町長提出第27号議案 平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 町長提出第28号議案 平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 町長提出第29号議案 平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 町長提出第30号議案 平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 町長提出第31号議案 平成23年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 27 町長提出第 32 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計補正
予算 (第 3 号)
- 日程第 28 町長提出第 33 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第
2 号)
- 日程第 29 町長提出第 34 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 30 町長提出第 35 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
4 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 7 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事
務の変更及び同組合規約の変更について
- 日程第 3 町長提出第 8 号議案 津和野町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 4 町長提出第 9 号議案 シルク染め織り館の設置及び管理に関する条例の
廃止について
- 日程第 5 町長提出第 10 号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の制定
について
- 日程第 6 町長提出第 11 号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部
改正について
- 日程第 7 町長提出第 12 号議案 津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準
並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制
定について
- 日程第 8 町長提出第 13 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 14 号議案 津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 15 号議案 森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
- 日程第 11 町長提出第 16 号議案 安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一
部改正について
- 日程第 12 町長提出第 17 号議案 公の施設の指定管理者の指定について (寺田納骨
堂)
- 日程第 13 町長提出第 18 号議案 公の施設の指定管理者の指定について (津和野町
水辺施設オシドリ観察小屋)

- 日程第 14 町長提出第 19 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
野中高齢者作業施設）
- 日程第 15 町長提出第 20 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地
区広場緑地等利用施設）
- 日程第 16 町長提出第 21 号議案 町道新畑線の路線認定について
- 日程第 17 町長提出第 22 号議案 町道新畑支線の路線認定について
- 日程第 18 町長提出第 23 号議案 町道新町線の路線認定の変更について
- 日程第 19 町長提出第 24 号議案 町道店屋丁線の路線認定の変更について
- 日程第 20 町長提出第 25 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 21 町長提出第 26 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算（第 4 号）
- 日程第 22 町長提出第 27 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 23 町長提出第 28 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 3 号）
- 日程第 24 町長提出第 29 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算（第 4 号）
- 日程第 25 町長提出第 30 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算（第 4 号）
- 日程第 26 町長提出第 31 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 27 町長提出第 32 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計補正
予算（第 3 号）
- 日程第 28 町長提出第 33 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第
2 号）
- 日程第 29 町長提出第 34 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 町長提出第 35 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算（第
4 号）

出席議員（16 名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1 番 京村まゆみ君 | 2 番 村上 英喜君 |
| 3 番 板垣 敬司君 | 4 番 竹内志津子君 |
| 5 番 道信 俊昭君 | 6 番 岡田 克也君 |
| 7 番 三浦 英治君 | 8 番 青木 克弥君 |
| 9 番 斎藤 和巳君 | 10 番 河田 隆資君 |

11 番	川田	剛君	12 番	小松	洋司君
13 番	米澤	宥文君	14 番	後山	幸次君
15 番	沖田	守君	16 番	滝元	三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長	...	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	長嶺 清見君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続きお出掛けをいただきましてありがとうございます。

これから2日目の会議を開きたいと思います。

4番、竹内議員より遅刻の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則119条の規定により、5番、道信俊昭君、6番、岡田克也君を指名いたします。

日程第2. 議案第7号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、議案第7号益田地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の意見を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第7号益田地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第8号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第8号津和野町暴力団排除条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） お伺いいたします。

まず、この条例の第7条に規定されております公の施設における措置の中で、7条の第2行目から3行目にかけてなんです、「暴力団等の利益となると認めるときは」というのがあるんですけども、この利益っていうのがどういった範囲なのか。といいますのが、暴力団の利益になることを認めるわけにはいかないという理念というのは重々承知してるわけなんですけども、何を持って利益なのか。例えば、公の施設を使った場合、公民館やそういった施設で、どこを、だれが利益と判断するのかと。また、これをもしも利益と認めた場合、利益というのが暴力団の収入になるような、暴力団の資金源になるようなことがわかった場合に、取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができると思いますが、これを行う際に当事者間でできるのかなという疑問が生じております。

それと、もう一点が、第10条、第11条において、「してはならない」という条文があるんですけども、これはあくまで努力義務という解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） まず、第7条の利益なんです、これは貸し出しをする前に警察に照会をかけるようになります。それでもって商売——、現在、暴力団の資金源は巧妙化されておりますので、まず警察に問い合わせをかけた上で、基本的には商売をするようなものですが、それが利益と認められれば、町としては不許可を出すことができるというようなものです。

10、11条につきましては努力義務であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 1点ほど、お聞かせ願いたいんですが、新規に取引等を開始するという場合に、相手が今まで知らなかったと、それでまあ、相手の方がそういった暴力団じゃ何じゃかんじゃということを知らない、確認はしたいというようなときには、役場で教えてもらえるのか、それとも警察なのか。これは個人情報保護の関係等もあるんですが、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 取引に関しましては、すべて警察に照会かけて、警察の判断で行います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第8号津和野町暴力団排除条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第9号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第9号シルク染め織り館の設置及び管理に関する条例の廃止について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑の終結をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第9号シルク染め織り館の設置及び管理に関する条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第10号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第10号高津川清流館の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 今回、この高津川清流館ということで名称を変更し、さらに目的なり、うたわれておりますが、当面、高津川総合特区構想を進める上での会議の議場として使用するというで伺っておりますけれども、それ以外に、この清流館は広く町民なり流域の住民の方が使ってもいいように、うたわれておりますが、将来、総合特区構想を初め、まだ非常に不透明な部分があるかもしれませんが、基本的には清流館として少し早めにオープンするようなそういう利用計画なり、あるのか、ないのか。そして、流域で使おうという構想のもとで、しばらくは会議場だけで使用するのか。その辺について、見込みなり、見通しなりをお聞かせいただいたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 総合特区につきましては1市2町が加盟しておりますので、その中心となる道の駅の部分を活用して、さらにこの清流館を活用して会議を進めるということで、今後活用させていただこうと思っておりますが、その他につきましても広く皆さんに利用していただきながら、議員がおっしゃるような、将来的に本当に何に使うんだという方向性を見出していきたいと思っております。

もう一つには、フレンドリバー協議会というのも、この1市2町でつくってる組織がございます、「SEA TO SUMMIT」、それからいろんな自然を活用した交流人口拡大事業等を行っております、そういったものにも使っていたり、講演会等の会場に使っていただいたりとか、そういうことも計画しております。

ただ、今、将来的にこれというものがまだ見つかっておりませんので、少し時間をいただきながら方向性を見出していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第10号高津川清流館の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第11号

○議長（滝元 三郎君） 続いて、日程第6、議案第11号津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第11号津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第12号

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第7、議案第12号津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番、小松君。
- 議員（12番 小松 洋司君） この公民館だけではないんですが、あとのもろもろ図書館等にも共通するわけですが、前のものは、委員は、いわば町民だれでもいいというような……（発言する者あり）。ごめんなさい。申しわけない、済みません。
- 議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はございますか。10番、河田君。
- 議員（10番 河田 隆資君） 少し難し過ぎてわかりませんが、この条例を制定された背景はどういうことがあるのかということ、まずお伺いをしたいと思います。そして、この基準を定めることによって、津和野町の業者及びそういうものに対する影響というものはどういうことが考えられるか、お伺いをいたします。
- 議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。
- 環境生活課長（長嶺 雄二君） ただいまの御質問でございますが、これは先般の議会でも御説明しましたとおり、上位法の変更によるものでございます。今までは法律に従って、町が水道を運営しておりました。これを、地方自治の自立権促進のために条例で定めなさいというふうに水道法の中でも変わりましたので、それに従って条例で必要部分について定めたものでございます。この工事監督者と申しますが、これは町の職員のことでございます。水道布設工事管理者の業務ということでいいますと、水道施設の新設、または限られた増設、または改造工事の施行に関する技術上の監督業務、いわゆる町の職員がその監督をするということでもありますので、業者の工事に張りつけるものではございません。
- それから、水道技術者の業務という部分は、水道施設が水道施設基準に合格しているのかの検査、あるいは給水開始前の水質検査及び施設検査、定期及び臨時の水質検査、浄水場の従事者の健康診断、塩素消毒などの衛生上の処置、給水の緊急停止、給水停止命令等による給水停止の業務、こういったものを行うものでございますので、施行業者についての定めではございません。
- 議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。
- 議員（10番 河田 隆資君） そうしますと、現在、津和野町の職員に、これに該当する人数が何人いるんですか。
- 議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。
- 環境生活課長（長嶺 雄二君） これは、うちの水道課に2名資格者がございます。平成8年に取得した者、昭和62年に取得した者、2名がございます。
- 議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

4番、遅刻の届け出が出ておりました竹内議員が、ただいま出席をいたしましたので、ただいまの出席議員数は16名であります。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第12号津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第13号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第13号津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 先ほどは、大変失礼いたしました。

確認なのですが、委員を、今回あえて学校教育及び社会教育云々と、そして最後、学識経験者から選ぶとこのように規定されたのは、どういう意図があるのかお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） この基準につきましては、国の基準、もともになるものがありまして、それを参酌して制定するように言われております。ですので、大もとにある国が示していただいた基準に基づいて、以下の条例は制定をいたしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第13号津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第14号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第14号津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第14号津和野町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第15号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第15号森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑ありますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） この改正案の第2項のところの、教育委員会が委嘱するというぐあいになってますが、次のページの改正案のそこには、委員が任命するとなっておりますが、どちらが正しいんですか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 大変申しわけありません。委嘱するというのが正しくなります。申しわけありませんでした。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第15号森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第16号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第11、議案第16号安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第16号安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第17号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第12、議案第17号公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第17号公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第18号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第13、議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設オシドリ観察小屋）、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設オシドリ観察小屋）は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第19号

○議長（滝元 三郎君） 続きますので、日程第14、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）、それにつきまして、これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第20号

○議長（滝元 三郎君） 続きますので、日程第15、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 関連する前後等々も含めて、要するに指定管理をさせると、指定管理を、指定を受けてきたと、指定管理料は無料とこういうふうな中身になっておりますが。少なくとも町が施設をして、それを指定管理へ回すということになると、幾ばくかのその経費というものがかかってくると思うんですが、それは指定管理料が無料ということは、すべてそこに発生する経費は町が負担をするという解釈でいいんでしょうかと思っておりますので、賛成討論でありますからということでもありますので、それで指定管理を受けていただくということはまことに結構なことだと

こう思って賛成をいたします。ちょっと変になってまいりましたが、賛成討論でありますから、以上で終わりますが。それで終わります。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（下左鑑地区広場緑地等利用施設）は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第21号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第16、議案第21号町道新畑線の路線認定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） この新畑線は、次の新畑支線と含めて、参考までに聞かせていただきたいと思いますが。今までは、集落が大分あるようございまして、集落という家がたくさんあるようございまして。林道として今日まではあったものを、この際町道に認定をしてほしいということで、いずれにしましても新畑線と新畑支線、今までの管理については、林道というのはどういう管理のもとにあったのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） この新畑線及び新畑支線につきまして、新畑線は林道と申しますか、無指定の道路で集落内を走っておりますが、町道としての認定はなく、そういう道路で、町がいずれにしても管理はしておりました。それで、新畑支線を新たに車が通行できるように改良いたしましたので、これとあわせて、このたび町道認定をお願いするところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） この際ですが、あの回りは、新畑という集落、大変家もあるようにも思いましたが、この受益される戸数というのは、これでいいかと何件くらいあるんでしょうか。ようけ家があるようにも見えますけど。——いいです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 今度は質疑であります。要するに前段の議員の質問と同じようなことなんです。農道や林道、それを町道に今回は、要するに格上げ

の形というのか、路線の認定する、町道に認定をするとこういうことになる、財政上、町の維持管理をしていったりする場合の財政上を含めて、何か特典があるとか、そんなものは全くないとか。というようなことに影響があるのか。したがって、こういう認定路線にするんだと、こういう交付税措置の対象になるとか等々があるのかなのか。全く従来と、そういうふうなものは一切ないけども、たまたま改良工事をしたけえ町道認定にするんだというようなことなのか、そこら辺の説明というものがちょっと欲しいの。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 町道認定にいたしまして、町道台帳を作成いたしまして県のほうへ報告しますと、地方交付税のほうへ算入されまして加算されます。ただ、距離によってどのくらい入るのかというのはちょっとわかりませんが、今までも町として維持管理をしておりましたので、地方交付税の方へ算入ということはプラス面ではないかと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 町道認定されますと、今、建設課長が言われましたように普通交付税に算定されます。それは延長分と面積分、それがすべて計算されて、全国統一の単価で入ってきます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 先ほど、説明の中で無認定の道路——、道路という説明だったか、ちょっとわかりませんが——、無認定のちゅうのは、ちょっとよくわかりませんが、いわゆる一般に言う赤道のことなのか。そういう無認定のものが、この本町の中にどのくらいあるというようになっておるのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 御質問の無指定の道路がどのくらいあるのかというのは、ちょっと把握しておりませんが、町道として認定が抜けておったといいましょうか、してない道路が見られます。もちろん、町として維持管理は今までも続けてきておるんですが、旧津和野町と旧日原町、その辺のところでは完全に道路網の認定をしてない部分が、まだ見受けられるようにあります。ただ、どのくらいあるかということは把握しておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第21号町道新畑線の路線認定については原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第22号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第17、議案第22号町道新畑支線の路線認定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） この支線の沿線には、たしか家が2戸ぐらい、今、住居されてるところがあるように思いますが、ここがきちんと整備されていないということで、大変不便を感じておられました。そこで、整備されるようにという要望も出ていたように思いますが、これがきちんと整備され町道に認定されたということは、大変この地区の人々にとってはいいことではないかなというふうに思いますので、賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第22号町道新畑支線の路線認定については原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第23号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第18、議案第23号町道新町線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第23号町道新町線の路線認定の変更については原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第24号

○議長（滝元 三郎君） 日程第19、議案第24号町道店屋丁線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 路線認定の変更であります。課長さん、お尋ねしますが、変更前の起点、終点、それと変更後の起点、終点の番地が全然変わっております。そして、延長も全然変わりがない、幅員も変わりがないのですが、延長も何も変わらないのに、やっぱり変更せんにゃいけないのですかいね。図面の方じゃ、何かちょっと赤いのが記しちやあるんですが、延長も幅員も終点、起点が変わらんのか、やはりこういう変更をせんにゃいけないのか、ちょっとそのところを教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 先ほど交付税の話がありまして、延長、面積という項目がありますので、この店屋丁線につきましては終点部分の道路の区域が変わりまして面積がふえますので、認定の変更ということをお願いした次第でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 課長さん、しつこいようですが、ここを赤が入れてありますわね。そこが面積がおゆうなつちゆうことでしょうか。ちゆうことは、幅も変わらん、延長も変わらん、その面積がふえるちゆうのが、ちょっと私、理解しにくいんですが。どうですかいね。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 終点の回し場といいますか、その辺の、議員がおっしゃるように確かに面積がふえたところへ、幅員は変わったというようなことですので、表現の仕方が、この場合、ちょっと悪かったように思いますので、以後気をつけます。
（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 静粛に願います。

○建設課長（伊藤 博文君） 最大幅員が3.3というのが既存のところにもあって、終点側の面積がふえても、その3.3以内に入るといのように御理解いただければ幸いです。

○議長（滝元 三郎君） ほかによろしいですか。ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。
これより議案第24号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第24号町道店屋丁線の路線認定の変更については原案のとおり可決されました。
それでは、ここで後ろの時計で10時まで休憩いたします。

午前9時45分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第20. 議案第25号

○議長（滝元 三郎君） 日程第20、議案第25号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第6号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 33ページ、衛生費ですけども、節の賃金、臨時雇用の賃金が290万4,000円減額になっておりますけども、これはどういう担当の臨時雇用の賃金が予定されていて、それがどうして減額になるのかということ。

それから、同じページの節20番の扶助費のほうの乳幼児等医療費助成金が152万5,000円増額になっております。乳幼児医療費の助成が出されるようになって、大変これはいいことだと思うんですけど、増額になるということは足りないと、これまでの予算が足りなかったということですが、乳幼児、特に、今回どういう病気等で、これまでの予算が足りなくなるような状況があったのかということをお知らせください。

それから、38ページですが、緊急雇用事業費の委託料で竹林伐採、それから森林整備関係の委託料が608万6,000円減額になっているんですけども、これは県の補助金の関係ですけども、これはどうして減額になったのか、このところをもう一度詳しく説明していただきたいと思います。

それから、次のページの商工振興費の負担金補助及び交付金で津和野町緊急プレミアム商品券補助金が、補助金の精算で104万8,000円減額になっておりますけども、これ相当残って再販売されたようですけども、残ったのがどれぐらいで、再販売がどれぐらいあったのか。それから、その回数重ねる中で、この商品券が購入されなくなってきてるのではないかなというふうに思っているんですけども、担当のほうとしては、どういう問題があってだんだん購入が減ってきてるのかというところをお答えいただいたらと思います。お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 33ページの衛生費の賃金の減額でございますが、この臨時賃金につきましては包括のほうのケアマネ、ケアプラン作成の職員を当初緊急雇用として予算を計上しておりましたが、嘱託としまして給与に組み替えましたので、この部分が不用ということで、今回減額させていただいております。

それから、扶助費の乳幼児等医療費の助成の増額であります。この理由であります。特に特別な疾病がはやったとかいうような要因ではなく、当初の見込みよりも月々の医療費が10万以上、当初の見込みよりも多く要っておるという状態がずっと続いておりますので、今回増額補正をお願いするものであります。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、38ページの緊急雇用事業の関係の委託料の関係の減額の理由でございます。

まず、最初に竹林伐採事業の関係でございますが、当初事業量を8.8ヘクタールというふうに考えておりました。集落等に調査をしまして、一応量的には出てまいったんであります。基本的に実施する場所ということで、実際に今生活をしている民家の周辺なり、そして耕作されている農地の周辺なり、このあたりを重点的に行いたいと、個人の場合はこういうことございまして、集落全体で里山整備をするというか竹林の関係の伐採等をするというふうなことになりますと、そういう例を問わないというふうな考えでございまして、今回30カ所出てまいりましたが、多くが個人からの申請でございまして、そのあたりのところで、どうしてもしないといけないところというところ

で絞らせていただいたということもございまして、2.2ヘクタールの減になったということで、金額も200万ばかり減額になっておるといふような状況でございます。

それから、森林整備、林業再生推進基盤整備事業委託料の関係でございます。当初、森林調査の関係を1ヘクタール、そして作業路の調査の関係ということで、20ヘクタール計上しておりました。

今回、減額することになりましたのが森林の調査ということで、これがゼロになりまして、作業路の調査の関係が15.6ヘクタールというふうな状況でございます。

その理由でございますが、当初、森林の調査を計画しておりました、京都大学の竹内先生ほかと相談をしながら実施をしようとしておったんですが、これまで既に調査しておるデータがございまして、そのデータをもって町内の林分の関係の資料として活用ができるというふうなお話をいただいたところでございます。標準地を定めて森林調査をするというふうなところが、これによってしなくてもできるといふようなことになりましたので、一応これを取りやめたというふうなことでございます。

それからもう一つ、作業路の開設の関係の調査でございますが、森林組合等とも話をしながら、町有林なり町行分収造林の周辺で、今後、森林経営計画が早急に作成ができる箇所というのが、そういうところから、まず対応しないといけないであろうというふうな話になりまして、その結果、町有林のうちでは直地の奥山、それから赤石山、それから町行分収造林に関しては、長福、名賀、計4カ所の関係で一応調査をするというふうな形にいたしまして事業量が減ったということでございます。

金額的には、森林調査の関係がかなり大きい金額に占めておるといふようなこともございまして、作業路のほうは4.4ヘクタールですが、森林調査の1ヘクタールのほうが金額が大きいということで、400万ばかり落ちたというふうな状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） プレミアム商品券でございますが、まずこれ精算額ですが、商品券自体は100%売り切っております。

減額の内容ですが、事務費が商工会さんのほうで御努力をいただきまして、当初予算に対して40万円圧縮していただきました。

それから、今回からは、町のほうの要請も御理解いただきまして、事業者さんのほうから手数料をいただくということで、今回0.6%という換金手数料と申しますか、事務手数料をいただいたということで、これが約65万円ばかりありましたものですから、トータルで、この金額ほど減額ということになりました。内容は、そういうことでございます。

あとのいろんな部分でございますが、再販に回った分と期間内で売り切ったというのを、ちょっと私、正確な数字を把握をしておりません。申しわけございません。

今、商工会さんのほうでアンケートを実はとっていただいて、また検証するというところで行っております。私も今いただいたんですが、300通超えぐらいで返信もらって

おりますが、75%の方が購入されたというように、このアンケートではお答えをいただいております。

中身につきましては、これもまたいろんな、消費者としての御意見でございますので、例えば1万円の設定が、まず1回目の設定が1万円について妥当だろうかということも、これもはっきり分かれるところがございまして、消費者の観点から言うと、そういう1回当たりの割り当て、あるいは使える期間については年間6カ月ぐらいは、お盆あたりとこの年末あたりで、なるべく長いほうが良いというような御意見をいただいているところでございます。

一方では、我々サイドとしてこれをやるということは、町内の事業者さんに対して、ある期間に集中的にそういうふうな売上を誘発したいということがございますので、商工振興としてこういう事業をやったことに対して、なかなか消費者の皆さんの立場から言うと100%満足できる部分ではないというような、どうしてもそういうふうになるかと思っております。例えば、そういうふう買い物された、あるいは利用したいところで買い物ができましたかということでも、これもほとんど皆さんが利用したいところでできたということ、あるいは再販を契機に比較的大型な消費ができて助かったというようなこともございます。

もう一点では、もともと売り切れないので、もう少し最初からの設定金額を高めにしたらどうかということも御意見をいただいております。

現在、集約中なんですけど、おおむね買っていただいた方についてはそのように、20%のプレミアムついておりますので、そういう評価をいただいております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 竹林伐採事業委託料についてですけども、竹林は本当に町内の山のあちこちで、はびこっているという状況ですので、できるだけ予算を使い切って、できるところからやっていくというふうにしたほうが良いのではないかなと思うんですけど、その点についてはどうなのでしょう、担当のほうのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、プレミアム商品券ですけども、これは再販をされて完売ということですから、やっぱり再販がどれくらいあったかということも大事ではないかなと。再販をを利用する人っていうのは、やはり少し経済的に余裕のある人ではないかなと。そういう人たちが本当に大型の買い物ができるというふうなことで利益をこうむってるということの半面、奥部のほうからは、なかなか商品券を買いに出ることもできないし、商品券を買っても、今度また使うことが難しいというようなことで敬遠されるというようなことがあります。私も、私だけではないと思いますけど、このプレミアム商品券のやり方について、いろいろと町民の間の不満も聞いておりますので、調査は使用した人だけの調査じゃなくて、やはり町民、いろんな地域の人たちを含めた調査にしていかないと

問題点が出にくいのではないかなというふうに思いますので、またそういうような調査の仕方等検討していただいて、するのなら、もっと全町民にこの恩恵が行くような形でやられたらというふうに思いますけども、これからの取り組みの仕方等どのように考えておられるのでしょうか。

もし、新しい年度でされるならば、またいろいろ考慮される点があるのではないかなと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 今回の竹林伐採の関係が緊急雇用創出臨時特別基金事業というものでございまして、もともとこの事業が町内の人が住む家なり、そして公共の施設の周辺なり、町道、林道の沿線の中で、雪が降ったときに竹が通行を妨げるというふうな状況をよく引き起こしております。そのあたりのところを解決するというふうなところで、一部、建設課の用務にもなろうかと思うんではありますが、農林課のほうで、そのあたりのところを対応したいというふうなことで多くなっております。基本的に、町道、林道、それから民家の周辺、そういうところを限定をするというふうなことで一応対応したということございまして、希望はあっても、そのあたりのところの採択要件といいますか、ならない場合には、一応は今回はお断りをしたというふうな状況でございます。

竹林の関係、1回だけ切っただけでは、竹というのは繁殖を抑えることができません。3年から4年は小まめに切っていただかないと、なかなか竹を抑制するというのは、繁殖を抑えるということができませんので、そのあたりのところも現場の所有者の方にはお願いはしておるといふような状況でもございます。

竹林の関係で、いい事業がありましたら対応したいというふうには思っておりますが、行政だけではなかなか難しいこともあるということございまして。なるべく、最大限、使い切りたいとは思っておりますが、今回はそういう状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、この商品券に関してございますが、我々とすれば商工業者さんも含めてですが、まずは、12月、1月に、この1億800万円の消費を集中的に起こしたいというのが、まず目的でございます。当然、それによって12月、あるいは12月を過ぎた1月での資金繰り等、現金、キャッシュの確保というのが、まずは第一の目的でございます。

それから、一方、先ほど言いましたように消費者に使っていただくわけでありまして、今度は、じゃあどういふふうに、ある程度平等性なり公平性というものを販売をするときに出していかなきゃいけないかというところ。順番から言うと、我々サイドはそういうふうには認識をしております。

その再販に回るといふのが、これは過去4回やっておりますので、およそ想像はつきますけれども、まずはお一人1万円という設定をどうしても、先ほど言いましたように、

第1回目については公平に町民の皆さんに1人1万円ずつ行き渡るということを、まずはやっつけていかなければいけないだろうというようなことで、そういうふうな設定をしているということ。このアンケートの中にも、例えば益田で買い物するので、もう必要ないとか、なかなか利用する店がないんだというようなことも伺いをしています。25%の町民の方が利用されなかったということで、高齢なので、なかなか外へ買い物にも行けないというような理由でなってきたというふうには思っています。

それから、売り方につきましても、11月から開始したわけですが、年金が支給されるのが12月の15日ということで、最低でも12月、あるいは年末のお手当等もありますので、12月の20日過ぎまでは、まずは売っていかなくちゃいけないだろうということ、そこまではどうしても機会の均等を中心にくたわけではありますが、その後は本来の、その目的であります短期間の消費を誘発するという考え方で取り組んでおりますので、なかなか買っていただく町民の皆さんには、自分たちにとって公平なり有効性というのが、なかなか我々がやってるほど御理解いただけない部分はあるかと思うんですが。私たちとすれば、10%時代はアンケートとか実績も含めてですがほとんど食料品に行きます、約50%は。20%にすると大型家電でありますとか車の修理、車検、そういったような部分に流れていくということで、この20%のほうが、ある程度幅広い業種の町内の事業者さんへ行くんだらうというふうには分析をしているところであります。

その都度その都度、皆さんからアンケートをいただきながら、商工会さんのほうで整理をしていただきますけれども、あくまでも我々とすれば経済対策ということでやっていますので、かつてありましたような地域振興券、そういったようなものとは少し性格が違っているので、なかなか両方がうまくいってないというのは実感しておりますので。また、ことしにつきましても、商工会さんとも協議をしながら、そのような改善を進めていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 50ページ、安野光雅美術館の備品購入費の420万ですが、これは作家の澤地久枝さんのコレクションを求めるとのことだそうですが。まず、この澤地さんのコレクションとはどんなもので何点ぐらいあるのか。それで、そのコレクションを何で安野美術館が買い求め、そしてどのようにまた展示をされるのかということ。

それで最後に、この話も、つい、ぼっと出てきたような話じゃないとは思いますが、どなたか仕掛け人というか橋渡しをされたような方がいらっしゃると思うんですが、それは、もし名前等がわかれば、教えていただけるものなら、そういったことも。あわせて、もろもろ、この件のいきさつを教えていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 50ページの安野光雅美術館の備品購入費の件でありますけれども、点数につきましては、購入する点数は20点を考えております。ただ、コレクション全体としては34点ありまして、残り14点につきましては寄贈をいただくということに話は進んでおります。といいますのは、34点丸ごとということになると金額がかなり張ってくるということと、かといって、その420万で34点を割りますと、1点当たりの単価が下がってくるということで、作品の価値を下げることにもなりますので、一応20点ほどは購入という形をとらせていただいて、残りの14点については御寄贈をいただくという形になっております。

中身につきましては、澤地久枝さんの書かれた著書の、本の装丁画でございます。安野先生が手がけられたその装丁画の原画を所有しておられますので、澤地さん自身、御高齢ということもあって、将来のことを考えてこういう形をとらせていただけたということでもあります。

橋渡しのことでありますが、澤地さん自身が安野先生と親しくされておまして、その関係で話が出てきたということでもあります。

それから、今後の活用方法でありますけれども、今後いろんな展示はもちろんでありますけれども、常設展「澤地コレクション」としての展示を企画をしていきたいとも思っておりますし、購入した、あるいは、いただいた絵を複製画を作成して、販売もしていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） そうしますと、これは澤地さんのほうから話しかけがあったということですか。そのように理解していいですか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 話の中で、そういう形で進んできたものであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 39ページに戻りますが、プレミアム商品券の販売について、もし来年度もされるようであれば、郵便局、例えば公民館、農協支所等できないかという意見を多少聞いております。両方の商工会まで行って買うのも、ちょっと難しいという人もおられます。そういう点は考えられないでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 答えられる。商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 現時点ですけれども、これまでも公民館とか、いわゆる出張販売もさせていただいている部分はございます。役場の庁舎でも売ったこともございますけれども、なかなか取り扱いについては公的な機関でお願いするということになると手数料の問題でありますとか、その現金保管をその事業所さん自体がどうするかという問題も出てくると思いますので、少し慎重に考えなきゃいけないと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、33ページ、衛生費、保健衛生費の中の備品購入費で公用車購入が充てられておりますが、以前、町長の公用車購入の際には、キーレックスさんとの絡みでマツダの車を購入されるというようなお話があったような気がしておりますが、このたびのこの公用車についてはそういった考えがあるのかなのか1点目と、それと2点目が39ページ。これも、先ほど前段から同僚議員からプレミアム商品券ということと言われておりますが、何年間もこの商品券販売している中で、やはり何度も何度も、購入してほしい、購入してほしいというメッセージが出てきております。努力によって、ほとんど完売に近いような状態までいかれたようではございますけれども、今後といたしますか、この商品券のあり方について、外部に売るといような試みもなされております。ごめんなさい。観光協会のほうでは、県の予算ではありましたが、これを外部に売って、外部から津和野町に来ていただくといような考えを持っておられます、そういったことも踏まえて、今後もしもこの商品券を、また商工会から要望等があった場合、もしくは津和野町単独でやろうとした場合、どのような考えでいらっしゃるのか、まず町長にお伺いします。

それと、49ページでございます。森鷗外記念館費公有財産購入費1,050万円でございますが、この土地を購入するという話は以前の全員協議会でもお伺いしておりますけれども、この土地を、この議決が通った後、どのようなスケジュールで購入し、そして駐車場整備等をしていくのか、具体的にお答えをいただきたいと思っております。

ごめんなさい、もう一点、ちょっと戻るんですけれども、26ページでございます。JR駅対策費の財源振替になっているんですが、これをちょっと詳しく御説明をいただければと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 33ページの備品購入費の公用車の購入でございますが、これにつきましては、今、考えておるのは軽のワンボックスカーを考えておるわけでありまして、一応購入方法としては町内の自動車販売業者から見積もりをとって購入する考えでありますので、特にキーレックスからというようなことは現在考えてませんが、結果的に、それは見積もりの結果、マツダになるかもしれませんし、ホンダになるかといことは現時点わかりませんが、いずれにしても公平な見積り入札で購入したいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 商工の関係は。商品券の関係。町長。

○町長（下森 博之君） 緊急プレミアム商品券の補助金、今後どうするかということでございますけれども、これまでこの事業もやっております、今回の取り組みの結果をまだ検証しておりません、私自身。また、その辺を報告を受けた上で検証していかねばならないというふうに思っております。

これを始めた当初は、国のきめ細やかな交付金という100%国からいただくお金をもって始めたものでありますけれども、それが続いている状況ではありませんで、ここ

数年、2年については、過疎債のソフト事業を使って、これをやっているという経過があります。

過疎債は、御承知のとおり、あくまでも借金でありますので、借金をして、後世に借金を残していきながら、現在のこの消費に充てるという事業であるわけであります。当然、その消費の拡大という、そういう部分の経済活性化の意味の意義はあると思っておりますので、その辺との観点からどういうふうに、今後、その費用対効果というのを判断をしていくかということにもなろうかと思っております。

今年度については、新しい取り組みとして、事業者のほうにもそういう換金手数料を取ろうと。これは、やはり先ほど申し上げたように後世に借金を残す、そういう財源でもあるという観点から、少しでもその負担を減らしたいということで、事業者負担も商工会のほうにお願いをしたということであります。

当初、私の気持ちとしては、それを3%程度ぐらいお願いできないかという思いもあったわけでありますが、やはり事業者のほうも、それぞれの利益幅ってというのが業種によって違うということで、商工会のほうでも御検討されて、この伺いは0.6%に落ちついたという経過でもあるわけであります。

そうした今回の新しい取り組みの成果、そうしたものをまた検証しながら、また商工会とも一度お話し合いをさせていただいて、次年度についてどういうふうに取り組んでいくかというのは、また検討させていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 49ページの森鷗外記念館の公有財産購入費の用地の購入スケジュール等でありますけれども、本予算がお認めをいただきました段階で、早急に弁護士さんと用地の契約を進めるように、一応内々では話を進めております。今週の早いうちにできるだけその契約を交わさせていただいて、3月いっぱいのところまで登記を済ますというような形を、今、考えております。

工事の設計のほうですが、これは今、建設課のほうへ一応お願いをするようにしてございまして、新年度予算が成立後、できるだけ早い時期に入札をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 26ページのJR対策費の財源振替であります。JR対策費の中には日原駅のチケットの販売手数料と、それから簡易郵便局がありまして、簡易郵便局の手数料があります。今回、補正で上げさせていただいたのが簡易郵便局の手数料でありまして、切手、それから郵便物等の取り扱いをすることによって手数料の額が決まってきます。昨年度の予測で、当初は98万8,000円ということでありましたが、決算見込みが73万2,000円ということで、マイナス25万6,000円の減になるであろうということで減額をさせていただきました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 二、三、お聞きしたいと思います。

歳入のほうで少し、ページで言いますと13ページ、17ページになりますけども、安野光雅美術館の教育使用料等について108万円の入場料がふえておりますが、これについては職員の努力、企画的なものが功を奏したのか、一般的な観光増の入り込み客の増なのか、その辺のふえたということは非常に評価されることでございますが、これらの背景を、もしわかれば、お聞かせいただきたいと思います。

それから、17ページの財産収入については、説明では館外展で690万円ばかり増があったというようなことで、これについても非常に評価されることでございますが。この館外展については、わかれば、どちらで、どの程度の企画をされたのか、少しお聞かせいただきたいと思います。

それから、歳入は置きまして、歳出の36ページの農林関係に地産地消の出荷奨励事業でマイナスの113万9,000円ぐらいの減額となっておりますが、これは5%の出荷奨励金ということで、年度当初約6,400万の売り上げに対する5%を奨励金として支出する、そのようにお聞きしておりますが、この113万9,000円ということになりますと、5%を計算してみますと約2,300万ぐらいの出荷額の減少になつてくるのではないかなと思うんですが。非常に落ち込みが激しくて、地産地消のコーディネーターも事業として、ことし23年度取り組んだ背景もあるように理解しておりますが、その辺の落ち込みの原因、その辺についてお聞かせいただきたいと思いますし。

これは地産地消の奨励金ということですので、市場出荷はこの奨励金の対象になっていないのかどうか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思いますということと、学校給食についても幾らか旬の野菜等についても出荷がなされてるのではないかと思います。その辺についての奨励金の対応についてはどのようにされているか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、37ページは森林の水の涵養税ですか、みーもの森、木のおもちゃということで説明を受けましたが、50万円の木のおもちゃは、だれが、どこで、いつ、どのようなものをされるのか、これは事業主体たるものが県のほうに申請してできたものなのか、それとも県のほうからやったらどうかというようなことでいただいたものなのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、13ページの安野光雅美術館の入館料の増でありますけれども、対前年比でおよそ1割程度の増になっております。入館者数でありますけれども。この要因といたしまして、情報的には、昨年、震災等の影響もありまして、津和野町全体の観光客の入り込み客数は減少しておるといふふう聞いております。安野光雅美術館につきましては館外展を、先ほどの議員さんの話の中にもありましたけれども、各地で行っておりまして、昨年度は特に館外展の回数も多くやってお

ります。そのところで多くの来場客がありまして、そこから津和野へ行ってみようということで館に訪れていただいた方が結構おるといふふうに聞いております。その辺で増になったんではないかというふうに、私たちのほうでは、今、考えておるところです。

17ページのミュージアムグッズの館外展ごとの金額ということですが、まだ現在も京都のほうで館外展やとったりしまして、年間的なそれぞれの展示ごとの集計をまだ行っておりません。館ごとにどれだけあったかという細かい積み上げが、今現在、資料を持ち合わせておりませんので、そのところについてはちょっとお答えができませんというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、36ページのところの農業振興費の地産地消出荷奨励補助金の関係についてでございます。議員御指摘のように、当初予算において6,440万ばかりの売上目標というふうにしておりました。今回、実績上で4,340万の実績でございます。前年度対比でいきますと2%ばかりの増にはなっておりますが、農林課としては6,400万ばかりは売りたいというふうな目標のもとで対応したわけでございますが、売上げがそこまでいかなかったというふうなことで、今回、減ということでございます。売上げに対する農林課としての支援が足りなかったというふうに反省をしておるところでございます。

それから、学校給食等のお話もございましたが、この補助金については、一応、直売所の売上げが2,000万円以上のところを対象にするというふうに要項にしておりますので、市場出荷については一応対象にならない、それから、学校給食も教育委員会のほうで対応されておられるというふうに聞いておりますが、そのあたりについても対象になっていないというふうなことでございます。

地産地消の市場というのは、ほかにも自然商店とかございますが、1,000万ちょっとぐらいの、今、売上げだと思っておりますが、できれば2,000万までになっていただいて対象になってほしいというふうに考えておるところでございます。

それから、37ページの関係の林業振興費の需用費、消耗品の関係でございます。50万円計上しております。この関係は、町のほうで一応申請をさせていただきました。県税の関係で、今、税金を幾らか出してありますが、町民が、その辺で還付するというか、こちらで利用するというのが大変少のうございまして、納めるばかりではもったいないというふうな思いの中から事業の採択をいただいたものでございます。

今、内容としては、木のおもちゃということで農林課のほうへ納入してもらって、それを保育園のほうへ、一応利用していただくというふうな形にしております。

須川相撲ヶ原の草田さんのほうにお願いをして、随意契約のような形でおもちゃをつくると。そのデザイン等については、うちの林業担当者とも打ち合わせをしながら、安全で安心なおもちゃというふうなことで、木に触れ合うことで情操豊かな子供を育てた

いというふうな木育の精神もございますが、そのような形で対応しておるものでございます。

町で申請せずに、個人で申請をするのも可能ではありましたが、事務的な煩雑さがあるというふうなことです。町の方がかわって申請書をつくり、そのおもちゃを保育園のほうで使っていただくというふうな形を今回とっておるというふうなところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 余り時間をとってもしませんが。安野光雅美術館の館外展というのは、非常に、外貨獲得のために有効な手段だと思っております。これを、これからも積極的に情報発信しながら館外展をやっていくことが極めて大切だと思っております。そういう企画とかは、相手があるわけでございますが、安野光雅美術館の体制について以前質問したこともあります。町の直営であるがゆえにこの館外展も積極的に開かれるのか。民営化した場合には、そういう能力的な部分、さらに人的な部分で難しいのか。その辺を、今後の将来の方向として館外展は大切な、しかし経営的というか運営的には、どちらかといえば民営にしたほうがいいんじゃないかということで以前質問をした経過がありますが、今後のことについて、町長の見解を最後にお聞きしたいと思います。

それと地産地消の出荷奨励費については、私も勉強不足でしたが、確かに2,000万以上の売り上げがある、いわゆる旬菜市場と、なごみの無人市というか、そういうところへ出荷したものが対象ということで。こういう条件がありますと、自然商店に出されてる人、さらに、そこそこ地産地消と思えるような販売をされてる個人出荷の方に恩恵はない、そのようなことでさらに、学校給食についても対象外ということになれば、本来、地産地消という大きな目的からいけば、そういう方が漏れてると、そういうことにもつながるんじゃないかと思っております。平成24年度、こういう地産地消をさらに進めていく際には、そういうところをフォローするのが全体の底上げになるのではないかなと思っておりますが、その辺についてのお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 安野光雅美術館の御質問でございますけれども、先ほど京都高島屋で、現在、館外展をやっているということを教育次長のほうから申し上げたかと思っております。私も、ちょうど初日の日に京都行ってまいりまして、久々に安野先生にもお会いをしてきたという経過であります。その日は安野先生の握手会もある、サイン会もあるということで、そういう要因もあったかと思っておりますが、私も一日、館外展ついておりましたが、本当に人が切れる絶え間ないぐらい多くの皆さんがお越しをいただいていたということでもあります。

そして、広い会場の中に展示がしてあったわけではありますが、その一角でビデオを流すコーナーがありまして、それはまさに津和野の風景から、いろんな津和野の町並みから、そういう紹介をするビデオを繰り返し繰り返しずっと流していたというコーナーでもあるわけではありますが、その一角には、座って見れるように20席ぐらい用意がしてあったわけでもあります。私も何回か時間を置いてはそこを通りかかりましたけれども、常にそのいすのところ人が、空席がない状態がずっと一日続くというような形で。それだけ、津和野のすばらしいビデオを見ていただいているということで、こういう館外展を通して津和野の、まさに観光に資する大変いいPRになっているということを実感をして帰ってきたということでもあります。

また、あわせて今回の館外展というのは産経新聞社と一緒に主催、企画をしてくださっておりまして、産経新聞社については今回だけではありませんで、これまでも産経新聞社側から企画を持って、そして、こうした今回の高島屋のような会場を提供御協力いただいて、そしてやってきているということで、今回行った中でもひっきりなしでありまして、そのほかにも安野先生の企画展をやりたいという声が今後についても、今たくさん出てきているという状況をお聞かせをいただいて帰ったというわけでもあります。

また、京都高島屋の店長さん、取締役でありますけれども、私も行ってお昼御飯、会食をさしていただきました。そういうような中で、高島屋も、やはり客寄せのためにも、こうした安野先生の知名度っていうのは非常に大きいということで喜んでいただいております。また今後も津和野と色々な協力関係ができればいいというふうなお話も、私自身も店長さんとさしていただいたということでもあります。

それから、産経新聞社も取締役がお見えでございましたので、その昼食会にも一緒にお越しをいただきまして、今後、安野光雅先生のそうした企画展も積極的にやっというところ、そういう協力の確認もして帰ってきたというような次第であります。そうした積み重ねの中で、今回のグッズ等、あるいは絵画の売り払い収入が相当増額をしてまいりましたので、それは非常にいい傾向だろうというふうに思っております。

ただ一方で、館の運営費っていうのは御承知のとおり、相当一般財源使って1,000万単位で出ている側面もありますので、やはりできるだけそうした収入を上げて、一般財源を減らしていく方向に持っていくということを努力もしていかなければならないと思っております。

今回は、たまたま澤地先生がそうした絵を、コレクションを提供いただけるということ、売り上げの方もかなり、当初予算に上げておりましたよりも増額の背景もありましたので、いいチャンスだということもあって、今回は購入をさしていただきましたけれども、今後はやはり、そうした上がった売り上げっていうのを、できるだけ一般財源の負担を軽減する方向に努めていきたいと思っております。

そういうことを行いながら、御質問では民営化というお話もあったわけではありますが、その点についてもまたいろいろと、最終的に一番いい効率的な運営方法という

ものを検討していきたいというふうに思っておりますが、現在では現行の体制で、やはり進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 36ページの地産地消の奨励金に関するところでございます。議員御指摘のように、5%の助成を出しているのが農産物直売所2カ所というふうなことでございます。

その5%の補助の意味合いでございますが、日原の青空部会が手数料が15%程度、それからごみ温泉が大体20%程度ぐらいの手数料が今かかっております。それに対する、町としては助成という意味合いもあるというふうに考えておるところでございます。学校給食なり、それから今、福祉施設の関係でも地元の野菜が使われておるといふのは十分に承知をしておるところでございますが、そういうものについては手数料が実際にはかかっていないという状況でございます。

それと、売り上げが、先ほど前年度比2%というふうにお話をいたしました。実際、数字の根拠になっております野菜等の生産物の金額が4,340万円ばかりでございます。実際の売り上げというのは加工品も含めて5,416万円ばかりの売り上げでございます。

20%は何かといいますと、これは加工品の関係でございます。加工品というのは、どうしても利益率が高いというふうなことで現状では外しておるといふふうなことで、一応補助金の関係が1,000円で切り捨てというふうなことにしておりますので、2万円以下の方にはお支払いをしていないという現状があります。2万円5%で1,000円でございますので、5万円以下の方がすごく多くおられますので、とにかく底上げがしたいというふうな思いの中で、すべてに出すということではなくて、2万円以上のそういう生産者の方が半数以上、多分おられ、2万円に線を引きましたので、そのあたりが底上げにはなっておりますが。とにかく、全国的な地産地消の直売所の売上額というのは大体、平均1億円というふうに言われております。津和野町における2つの販売所の売り上げというのが2,000万から3,000万切れるぐらいの2,000万台でございますので、何としてもそこを引き上げたいというふうな思いがございまして。

また今後の課題ではあります。どういうふうに対応するののかも考えながら、とにかく農産物の売上額をふやすと、全体的にふやすのはどういうふうなことをすればいいのかというのは、また内部検討しながら対応したいというふうに思いますが、すべてのことについて行政が手を差し伸べることができない部分もございまして、ある程度中心的なところに経費を投入しながら農産物の販売額を向上させたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 議員の皆様方に、この際お願いをしておきますが、あくまで補正予算の質疑、審議でございますので、関連があるといえはありますので認めましたが、今後の方向性等々の質疑に関しましては新年度予算審議が間近に控えておりま

すので、できれば、そちらのほうでしっかりとやっていただけたら、ありがたいかなというふうに思っております。

どうぞ、質疑を続けます。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 2点ほど質問いたします。

22ページ、これは、総務財政課長に答えてもらいたい。毎年、この3月の補正には退職者が出るとこういうことで、退職者の手当に特別納付金という形で補正がかかる。今回4名の職員に対してと、こういう説明であります。先ほど、議長からおしかりをちょうだいしたばかりであります。本来、今、条例で135名の正規職員の職員数を定めてございますが、現時点の全職員の退職する場合の退職積み立て、これが何%充当して積み立てられておるのか。これ、即答できんにゃ、また新年度の予算でも結構なんです、そういうことと非常に関連があるからね。

例えば、民間等では退職給与引当金というものを引き当てる。それも100%引き当てれば税法との問題があつて課税対象になったりするから、ある一定の限度を中心として、余裕があれば税金を払っても引き当てるとこういうふうなもんなんです、役場の場合には、それがどの程度まで積み立てられるのかというのが知りたい。これ、先ほど議長のおしかりじゃけえ、そこは十分でなかったら新年度予算でやりますが。とりあえず、この4名に相当するということになると、これは、要するに退職前、定年退職をされる職員と、そうでない、若くして早めにやめられる。これは、ある意味では特別加算というようなものがこの中に含まれておるのかどうなのかということも知りたいと思しますので、それを1点はお尋ねをしたいと。

それから最後に、最後にというか2点目は、41ページの道路改良というか新設改良の中でもろもろ工事をされて、入札減等もあつたりして余裕があつたから、委託料で1,116万2,000円の測量業務委託料というものを増額補正をされております。これはどこの測量設計業務委託料なのか、これについて質問をしたいと思ひます。

特にその下の方にある工事請負費、公有財産購入費、補償補てん等の賠償金等々がそこそこ減額になっておりますが、それは、もろもろで精算されたんであろうとは思ひますが、特に大きな入札減、あるいは、ここの用地購入費ができなかった、あるいはそれだけ要らなかった、保証金も。以上申し上げたようなことと関連してどうだということがわかれば、そこまでを説明をいただきたい。

以上2点であります。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 22ページの退職手当特別納付金の件なんですが、職員の退職手当につきましては県の総合事務組合が一括管理しておりますので、こちらのほうでは退職で幾ら積み立ててるというのは把握はしていません。

今回の4名分の退職手当の特別納付金なんですが、定年退職の場合は200万4,000円と決まっております。一名につき200万4,000円。今回の1,800万につ

きましては、昨年、退職勧奨を進めた中で退職するという手を挙げられた職員に対してのもので、特別加算もそれによって率が決められておりますので、その分が加算されております。ですから、年齢、職員でいた通算期間、それによってすべての職員、率が変わります。それに上乘せが、定年より早くやめる場合には特別な加算がつくというようなものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 関連でね、もう一点だけ。

要するに全職員の退職金については県にと、こういうことですから、充当率がどの程度までいっとるかっていうのはわからないのですか、町村では。現在、全職員がやめたときに、総額何ぼ要するという退職金というのは出ると思うんよ。その何%までが県に積み立ててあるのか、退職共済会に。そういう筋が——もし、わからんにやええんじやけど——わからんけ、今度予算で聞いてくれちゅうておっしゃりや、それで結構。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 今ちょっと手元に数字がないんですが、それはわかりますので、また、あす総務がありますので、そのときお答えしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 41ページの道路新設改良費の中の委託料の部分でございます。議員おっしゃるように、道路新設改良費の中で工事が済んだもの等々の精算等で組み替えたものでございます。

測量委託業務につきましては笹ヶ谷線に124万円、円ノ谷に790万円を充てておるものでございます。

工事請負の減額につきましては、円ノ谷が主に大きく減額をして測量のほうに回しておるような次第でございます。

用地購入費補償金につきましても、円ノ谷等の工事を測量委託のほうに回しておりますので、その辺で減額が生じたものでございます。

全体的には新設改良費の中で組み替えた予算でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 1点ほど、お聞かせ願いたいと思います。

38ページの関連になるわけですが、緊急雇用9番ですが、委託料の大幅な金額、当初予算に比べて約半分の事業しかできなかったというような形のもので、今回うたわれとるわけですが、私は、どうも同僚議員の説明の中やったら、森林整備の統計をとるとかちゅうような格好で。私は、緊急雇用だから、仕事がない人を助ける制度だろうとこのように解釈しとったんですけども、どうも内容を見たらいろんな調査資料をつくるような形——竹林は別個にしまして——ような形のもので、緊急雇用の欄にそういう整備事業を充てた理由ちゅうのを教えて。

私は、あくまでもいろいろな就職難であるので、緊急雇用するためには、国のいろいろな制度資金を引きながら雇用するというような形のものであって、どうも緊急雇用と、かけ離れてはなかったんですけども、その分でどうも不満を感じると。雇用に全然、目の欄に結んでないじゃないかというふうな形で。私は、緊急雇用ですので、これはもちろん原資は裏づけがあるので不用額は出ないだろうと、このように思っておりました。そうした中で不用額が出たということは、それに作業する方が、従事する人がおらなかったののでできなかったというのなら理屈がわかるんですけども、どうもその兼ね合いがわからない。なぜ統計資料、それなら緊急雇用対策費を使うたのかという点を説明していただきたいと。

それで竹林の伐採作業でも、数件のところから要望があったけど、基準にどうのこうの言って採択しなかったというような形。また、竹ですので、年々切らないと、また生えるということ。そんなら、それは重々竹でわかるとるわけですので、それでしたら、これだけ200万も不用額を出すんなら、その時点で、どうも当初から、多分これなら不用額が出そうなのというのはわかったはずじゃないかと、このように思っています。

そういうような中において、竹でしたら、切った後に、次に生やさないためにも策を講じる予算も十分とれたんじゃないかと、このように思っております。切った後に、節んところに穴あけてラウンドアップを二、三滴落とすと、そうすると竹の根は自然と枯れてきて、繁殖率をかなり抑えるというような形。現に私どもも、年寄りの方の家の後ろの竹を切りました。その中においてラウンドアップをかうて行って、まいて、竹の繁殖を抑えるというような。200万も予算を出すんなら、そういうような配慮も必要じゃなかったかというような気がしておりますけども。

その2点。とにかくに緊急雇用という言葉にちょっと疑問を感じておりますので、項目に、その事業が若干、路線離れしとるんじゃないかという、個人的にはそのように思っておりますので、その説明をお願いしたい。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、38ページの緊急雇用に関連してお答えをいたします。

まず、議員が御指摘のように、緊急雇用であるので全額を使うべきというふうなお考えも十分わかるところでございます。

農林課としては、一応この事業をもって今後の森林経営計画、整備計画の資料の一環にしたいというふうな思いの中で予算計上をしたというふうなところもございまして、それじゃあ、この事業をとっておるので必ず事業消化をするのか。実際のところ、これまでの資料が使えるということになりますと、やはり発注せずにそれを使った方が経費の有効活用になるというふうなことで、今回は減額というふうな対応をさせていただいたところでございます。

それから、竹林伐採事業の関係でございますが、本来でいえば、どこが施業地があって、それに対して、この面積があるので積算をして、こういうふうになりますというふうな積算をすれば事業費が減になることはございません。

しかしながら、緊急雇用のこの事業が出てきて、地区に公募をしながら出てきて、それから積算をしていたところでございます。一応のところ、施業するところは確認しながらやるわけではございますが、その繁茂率とかというのがきちんと把握できずに、みなしながら事業を発注してまいるというふうなことになるまして、最終的に、その中で8.8ヘクタールまでならなかったということでございまして、それがあつたのであれば、それじゃあほかのところというふうなことも想定できるんではありますけども、今、町道なり林道とか、そういうふうなところで雪が降った段階において、今からそれをやるというのもなかなか難しいというふうなこともございまして、事業量を変更増にするということではできなかったというふうなことでございます。

そのあたりのところで緊急雇用という面においては、一応、事業主体が雇用して対応するというところで事業をすれば、そのあたりのところは雇用するというふうな形になりますので、ある一面は達成はするかと思いますけども、事業費を完全に消化できなかったというふうなことについては、こちらも反省する点は多々あるというふうにご考慮いただいております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） やはり、竹林伐採というと、いろんな町道とかいろんな小さい道に行って、これは雪が降ったら倒れて通行どめの可能性というのは、農林課は現場の方へかなり行っております。また、建設課も町道維持管理という格好で行っております。また河川におきましても、かなりの竹が生えて水害のもとになっているという点も考慮します。そうすることで、竹林の伐採ちゅうたら、河川のほうにも対応してもいいんじゃないか、町道にもやっついていいんじゃないかというような気がします。私はそれは、不用額を出すようならそういう方面で、いつ不用額が、いつまで事業をやったかちゅうのはわかりませんですけども、そういう方面をやるべきじゃなかったのかというような気がします。

もともと、今の上段の造林業見たって、県の補助金絡みの減額ではございません。当初から原資は約束されています原資ですので、そういうような使い道もあつたんじゃないかと思うように思います。

また、先ほどの森林整備再生事業ですけども、それでは、その事業を実際に、統計ではなくて森林整備事業として、雇用対策としてやった事業はどれぐらいあつてどのぐらい予算使うとのか。そのうちの半分をやったとしても、600万あつて200万ほどは事業に使いましたと、雇用の、実際に。そのうち、統計等に予算を400万ぐらい使ったんですけども、それが要らなくなったので400万を不用にしたというので、実際

に事業があったんなら、どれぐらい事業して、どれぐらいの費用を突っ込んだのか、その点をお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 竹林伐採の関係でございますが、一応法律上で申しますと、町道なり林道の敷地にかかったものは伐採ができるというふうにはなっておりますが。実際に、ここの中山間においては、その所有者の関係の同意がないと対応しないというふうなことを原則にしておりますので、この辺のところ、私もこの辺切ったらいかというのは大分思うところはありますが、同意が得られない限りにはできないというふうなことでございまして、そのあたりをふやせなかったという状況もございまして。

それから、森林整備の関連でございますが、当初予算で471万2,000円を計上しております。で、森林調査で1ヘクタール、作業路の調査で—ごめんなさい、20キロメートル。前の議員さんに答えたのが違っております、20キロメートルでございます。今回、実行経費としては、森林調査が0ヘクタールと、作業路の調査についてが15.6キロメートルというふうなことであります。実行の経費については63万円でございます。で、今回の補正が408万2,000円の減額になっておるとい状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の竹林伐採のことですけれども、ちょっと私は余り農林関係とかいうのは詳しくないんで、お尋ねしたいんですけれども。緊急雇用という目的で使うのであれば、竹が倒れてきて通れんからというようなところを重点的にというのか、今のことを聞くと、そういうとこでしか使わないというようなふうに聞こえたんですよ。

この緊急雇用の使う目的が広範囲にある、ある意味じゃ緊急雇用のために使うべきであってということであって。というのは、具体的に言えば観光ですよ。前に9号線に上がり口のところへ切ったことも、これを使ったんじゃないかなというふうに、今ふと思ったんですが。今のあれでいけば観光なんか、津和野町がよく見えない、いわゆるこういうものを切っていくっていうことで使用するということが、今の課長の発言じゃ絶対できんような言い方をしておるんですけど、使えるんでしょ。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 今の御質問でございますが、基本的には、町道、林道、それから人が住む家なり公共施設の周辺に限るといふうなことで聞いておられて、それによって、じゃあ、それ以外のものについて対応できるかという、この事業ではできないというふうに聞いておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 町道、林道ちゆう所だったらいいんでしょう、町道、林道だったら。だったら、たまたまそれが今の観光に利するということになれば使ってもいいんじゃないかと。そうしたら、これ減額しなくても、幅を広げていけば使えるっていうふうに思うんですよ。

何か私聞いっとたらね、そういうものを使っちゃいけないっていう感覚なんで、一回、この使い方云々っていうのは、今課長の発言だけで言ってるんですけど、これの文書を一回見してください。今じゃなくてもいいですよ。そこで一回やらないと、私が考えてるようなことちょっとずれとるなというのがありますんで、よろしくお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 答弁あるの。農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それじゃ、また後日お見せしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 今回の採決に関係あるんですか。

○議員（5番 道信 俊昭君） いえ、今じゃないです。

○議長（滝元 三郎君） では、今回の採決にはいいんですね。関係ないんですね。影響はないんですね。

まだ質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） それじゃ、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第25号平成23年度津和野町一般会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決されました。それでは、後ろの時計で11時30分まで休憩といたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21. 議案第26号

○議長（滝元 三郎君） 続いて、日程第21、議案第26号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計保険予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 11ページの疾病予防費の負担金補助及び交付金で健康を守る会の交付金が30万減額になっておりますが、3地域で未結成というふうに言われましたけど、どの地域が未結成なのか。この結成されないというのは町の担当課のほうの働きかけをいろいろされたんだと思うんですけど、それでも結成ができないというのはどのような理由なんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 健康を守る会の30万の減額であります。日原地域で3地域ほど結成がされなかったということで減額するわけではありますが、地域は池村、枕瀬、溪村であります。

その結成されなかった理由というのは詳細には聞いておりませんが、一応、各地区では、その結成に向けて努力はされたんだと思いますが、地域のいろいろな事情があったこととは思いますが、今年度結成ができなかったということでもありますので減額しますが、24年度には、ぜひ結成していただきたいと思ひますし、そのように指導していきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） これは医療費を削減するために、やはり健康を保つことを目的として行われている事業だと思ひますが、池村、枕瀬等においては、かなりの人口もありますので、それでできなかったという理由が、やっぱり聞きたいなというふうに思ひたんですけど、それがわからないということですが。せっかくこういう事業が行われたので、どういう働きかけをされたのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 健康保険課としては、公民館長の方に結成をお願いしてまいりました。自治会長も含めてであります。地区では、そういう結成に向けての話し合いは持たれたと思ひますが、その結成できなかった理由というのは現時点では把握しておりませんが、これは調査しまして、またお知らせしたいというふうに思ひます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。本案件を原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第26号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第27号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第22、議案第27号平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 歳入のほうの繰入金、11ページですが、介護保険準備基金繰入金800万円となっていますが、この繰り入れをしなければならなくなったという大きな理由として歳入がふえたということなんでしょうけれども、介護保険法が改定になって、その影響というのがあるのかどうか。それから、この準備基金というのは幾らあって、そのうちの800万なんですか。基金積立金というのは、ありますよね、歳入のほうで。基金繰入金の、その基金のことなんですか。準備基金というふうになっておりますので、そこの辺がちょっとよくわからないんですけども。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 基金繰入金800万でございますが、これは要因は給付費の伸びが大きかったため、繰入金で対応するということであります。

当初2,200万の繰入金を予定しておりますが、今回800万の増額ということで3,000万の基金繰入金になるわけですが、年度当初は5,900万の基金がございまして、そのうちのトータル3,000万の繰入金になりますので、残りが2,900万ということになるわけであります。

それで、準備金の歳入のほうの16ページの積立金につきましては、この基金の利息ということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。これより議案第27号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第27号平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第28号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第23、議案第28号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第28号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第29号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第24、議案第29号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 7ページの歳入の使用料のところですけど、使用料として267万円が減額になっていますが、これは日原地域の減額というふうに言われ

ましたが、日原地域水道料金が値上げされている関係で、皆さん、節水をされて、それで減額になったのだらうと思いますがその点はいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） つぶさに調査に調査したわけではございませんが、結果として、今議員がおっしゃられたような状況で減額になったのではなかろうかという推測も含めたことで検証したとでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 8ページの需要費の修繕料、中曽野地域というて説明を受けて、何を修繕したのかちゅうのは言うたんですけども、ちょっと私のほうが書くのが間に合わなかったので、申し訳ないですけども、何の修理をしたんかちゅうのを、もう一回説明してください。修繕料。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 中曽野簡易水道の配水池の水位計が老朽化によって誤作動を起こしておりまして、それで取りかえ修繕を行ったものでございます。この額につきましては129万6,000円、約130万でございます。

もう1件大きなものとしたしましては日原にあります第3水源池の送水ポンプ、これが2機で交互運転しておるわけでありまして、そのうちの1機についてインバーターという部品が故障いたしておりまして1機での運転となっておりますので、このインバーターという部品の交換をするために50万円を計上させていただきました。

それから、その他小さい漏水等の工事が多所で起きておりまして、これに不足が生じたので70万円を追加させていただきました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第29号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第30号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第25、議案第30号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第30号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第31号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第26、議案第31号平成23年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第31号平成23年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第32号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第27、議案第32号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第32号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）につきましては原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第33号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第28、議案第33号平成23年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。本案件を原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第33号平成23年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第34号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第29、議案第34号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 7ページ。歳入で、入所療養費収入等を初めとする、早い話、入所者の数が減ったから療養収入が減ったとこういうことだと思うんですが、一方、施設利用収入で食材料費が歳入で400万ばかりふえとるということになってるけども、入所者からの要するに給食代金、給食する食料費を高く取ったとこういう結果になったという数字、そこら辺を説明をしてください。質問要旨、わかりましたか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 施設療養費の収入が減で、それに対して利用料の収入が増ということではいかかという御質問であります。これは先般の提案の説明のときにも説明したと思いますが、橘井堂のほうが経理上、診療報酬を請求する場合は一本で、このように分けて請求はしておりません、一本であります。

しかし、役場のほうの予算では、このように療養費の収入と施設の利用料の収入は予算上、分けることになっておりますので、これを当初の予算のところで按分して分けていただいております。その按分の仕方に当初誤りがあって、こういうつじつまが合わない補正になったわけでありまして、大変申しわけなく思っております。

今後このようなことがないように、現在、橘井堂のほうに、もう少し中身の按分の仕方を、実態に合うようにきちんともう一回精査してほしいということで、現在新年度のほうもそういうことで再計算していただいておりますが、今回そういうことで当初の予算の見積もりに誤りがあったということでこういう補正になっておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにございせんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 歳入歳出を見ても、入所者療養費とか短期入所療養等が相当減額になっているんですけども、支出のほうで訪問看護事業等がふえているということ、それから収入でも訪問看護事業収入というのがふやしてあるというようなことがあって。

ちょっと、これ両方考えてみたら、入所者が減って、それから訪問看護とか介護のほうかふえているのかなというふうなことを考えるんですけど。聞くところによりますと、介護利用料ですか、そういうものがかなり高くつくので、なかなか受けられないというような声も聞いてるんですけども、やはり施設に入所することで負担がかかるというので施設入所を控えているというようなことがふえているのではないかと予想されるんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 入所者の療養費の減の要因であります。詳細にはまだ分析しとるわけではありませんが、要因としては長期の入所者が減っておるというふうには聞いております。

その要因はどのようどこからあるかという、ただいま議員の指摘のような負担の問題あるかもしれませんし、それからもう一つ考えられるのは町外の施設のほうに結構流れておるというようにも聞いております。それともう一つはスタッフの不足による受け入れの制限というか、丸々50床なかなか埋められないという状況があるのではないかとこのように推測しております。

それから、訪問看護、これはせきせいのほうですので、せせらぎとつながりは直接的にはないかもしれませんが、こちらの方はかなり広範囲に渡って訪問看護をしておりますので収入のほうもそのような努力があつてふえておりますので、歳出のほうの交付金も、したがって増額ということになっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第34号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第30、議案第35号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 3ページの方に2,926万5,000円の減額、これは病院の医療従事者の住宅だと思いますが、このたびは財源振替ということで賛成という立場でとらせていただきたいんですけども。この6,000万円というのが一般会計からは繰り入れされておりますので、どうかこれが町民のためになるよう努力されることが望まれると思います。

このたびは賛成の立場として討論をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第35号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時57分散会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 24 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 24 年 3 月 23 日 (金曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 24 年 3 月 23 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

3 番 板垣 敬司君

5 番 道信 俊昭君

7 番 三浦 英治君

2 番 村上 英喜君

4 番 竹内志津子君

6 番 岡田 克也君

8 番 青木 克弥君

9 番	齋藤	和巳君	10 番	河田	隆資君
11 番	川田	剛君	12 番	小松	洋司君
13 番	米澤	宥文君	14 番	後山	幸次君
15 番	沖田	守君	16 番	滝元	三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	………	下森 博之君	副町長	………	長嶺 常盤君
教育長	………	本田 史子君	参事	………	右田 基司君
総務財政課長	………	島田 賢司君	税務住民課長	………	米原 孝男君
まちづくり政策課長	…	内藤 雅義君	営業課長	………	大庭 郁夫君
地域振興課長	………	久保 睦夫君	健康保険課長	………	水津 良則君
農林課長	………	田村津与志君	商工観光課長	………	長嶺 清見君
建設課長	………	伊藤 博文君	環境生活課長	………	長嶺 雄二君
教育次長	………	世良 清美君	会計管理者	………	山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、三浦英治君、8番、青木克弥君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、14番、後山幸次君。

○議員（14番 後山 幸次君） おはようございます。質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。東日本大震災から1年が過ぎたわけですが、1万5,854名のとうとい命が奪われたわけであります。行方不明の方も、今なお3,155名もおられ、現在も捜索中であります。犠牲になられました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災者の皆様方にお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復旧、復興を願うものであります。

それでは、通告もしておりますので、逐次質問に入らせていただきます。

まず1点目、地域防災計画について。

消防体制の強化、1番目に上げておりますが。町長も施政方針の中で、消防体制の強化を図る上、この上からも計画的に消防車両、消防資材、機材などの設備の充実に努めたいと説明をされております。車両も資材も当然重要であります。団員の確保につきましては、最重要な課題であると思っております。津和野町の条例定数では、350名の団員数に對しまして、現在約30名ぐらいが不足の状況にあると思っております。これは、1つの分団の数に匹敵するように私は思っております。今、全国の175市町村、今回、松江市でも山陰両県で初めての機能別団員制度を導入されたわけですが、津和野町も消防体制の強化を図るためにも早急に条例改正を提出され、機能別団員の導入を実施されたいと思うわけですが、町長の考えはいかがでありますか、お伺いをいたします。

2番目に、住宅火災警報器の設置であります。ことしは残念なことに早くも家屋の火災が2件も発生しました。死傷者がなかったことが幸いですが、各家庭の警報器の取り付けは、法律で義務づけられておるわけですが、原則として、遅くても平成23年5月31日までの設置の完了期限と定められておりました。この設置の基準は市町村の条例によって定めることになっておるわけですが、津和野町の条例はどのようになっていますか。それとも、益田地域広域市町村圏事務組合の条例で、これが対応できるのか。そして、現在、津和野町で警報器を設置されておるわけですが、この進捗状況はどうであるのかをお伺いをいたします。

3番目に、消火栓の器具箱についてであります。旧町内には、数多くの消火栓の器具が設置されております。この箱の中にはホースが2本、鎗管が1本、ジョイントが1本収納されておるわけですが、現在の消防体制では車両化されておりますので、私みたいな素人でも、この消火の器具箱が、必要があるというふうに感じておりません。この際、経費節減の折、撤去の方向で検討されてはいかがか、これについて御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さんおはようございます。本日から一般質問ということでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、14番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、消防体制の強化に関する御質問でございます。

消防体制の整備につきましては、平成21年度に津和野町消防団総合整備計画を策定し、新たな枠組みの検討や初動体制及び支援体制の再構築を進めているところであります。例えば、大規模な火災や自然災害においては、女性消防団員が後方支援に当たることとしており、炊き出しや避難誘導などで中心的役割を担っていただけると期待しております。

また、大規模災害の際、役場職員は職務を優先するため消防団活動が行えません。現在の役場職員の消防団員数は73人となっており、全消防団員の約2割程度を占めており、各分団において活動に支障を来す場合も想定されます。このようなことから、平成21年度に施行した消防団協力事業所表示制度などを活用し、より一層、団員確保に向け努力する必要があると考えております。

機能別団員につきましては、全国的には大学生や消防団OBの方を採用しているケースが徐々にふえてきているようでございますが、身分保障をどのように扱うかなどの課題もあり、現時点においては、消防団員の確保に重点を置き、検討課題としているところでございます。

続いて、住宅火災警報器設置に関する御質問についてでございます。

平成23年6月1日より住宅用火災警報器の設置が義務づけられており、これまでにケーブルテレビやチラシでの啓発、看板の設置などを行い、また、イベントなどでの広報活動を行ってきております。平成23年11月に益田広域消防署が調査いたしました結果によりますと、津和野地域が74.3%、日原地域が86.1%であり、津和野町全体では79.6%の設置率となっております。

なお、条例に関しましては、後ほど担当課長からお答えをさせていただきたいと思っております。

続いて、消火栓の器具箱に関する御質問についてであります。

町内の消火栓が設置されている箇所に、消防車が到着するまでの初期消火を行う目的で、消防ホースや筒先などの消防機材を保管するボックスを設置していますが、設置されてから年月も相当経過をしており、消防ホース等の老朽化が激しく、使用できないものも多くあるのではないかと考えております。ボックスの補修等は、消防団員に協力をいただきながら、これまで維持してきたところでございますが、消防ホース等については、財政的な面からも、なかなか交換等が行えていないのが現状であります。

この問題は、消防団の幹部会等でも課題として上げられており、現在検討中でございますが、基本的には消火栓の取り扱いが容易でないことや、消防車が到着した後の作業に少なからず影響が出てしまうことから、今後は使用しないほうがよいのではないかと

考えておりますが、消防車庫から遠い地区においては、初期消火がより重要となってきましたので慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 先ほどの条例化につきましては、消防法の一部改正につきまして設置の義務がなされていますので、当町としては、別段、条例化してない状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、次に医療問題についてお尋ねをいたします。

1番目に、地域医療関係者連絡会についてお尋ねをいたしますが、医療問題は津和野町だけの問題ではありません。広域的な取り組みが必要であるという観点から、今回、益田保健所、益田市、津和野町、吉賀町で組織をされました地域医療行政関係者連絡会ではありますが、たしか会長は下森町長と思われませんが、違っておりましたら失礼でございますが、県のこういった会議に出席されておりますが、西部地区の医療介護における連携の強化、また情報連携の実現を、どのように今後形成されていかれるお考えでありますかを、まずお伺いをいたします。

2点目に、津和野町の共存病院の件であります。島根県の約85%を占める中山間地域の集落調査で3,334の集落中で限界的集落、これが453集落あるようでございます。このうちで危険集落、これが約72集落あるようでございます。

また、津和野町の高齢化率も41.6%になっております。限界的集落や危機的集落に一層の拍車をかけております。ひとり暮らしの高齢者の世帯がふえているのも現実であります。平成21年に医療法人橋井堂を指定管理者として公設民営化方式で津和野共存病院、日原診療所、老健施設等、この運営に当たっていただいておりますが、共存病院の療養病床の再開については、町民は大きな期待を寄せております。65歳以上のひとり暮らしの高齢者、また身体障害者の方には緊急通報装置を貸与されておりますが、通報しても入院する病床が不足しているのが現状であります。老健施設せらぎやシルバーリーフつわのも現在満床の状況であると聞いております。そうしまして、ショートステイも空きがない状況であるようなことでありますが、老人の自宅療養、自宅介護での問題等も大きく起こっております。

また、認知症患者の受け入れ施設の不足により、自宅で介護の現状等の調査、相談窓口の周知を図るとの計画のもとに早々に医療対策室、また地域包括センターが共存病院内に移設されるようではありますが。医療従事者専用住宅の建設も始まりました。本格的に組織体制が整いますが、問題は医者、看護師の確保であります。共存病院の3階の療養病床の再開に向けて最大の努力をしたいと、このように町長は施政方針でも申されておりますが、再度、町長のその真意をお伺いしたい、このように思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番目の医療問題に関する御質問について、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、地域医療行政関係者連絡会に関してでございますが、地域医療介護の連携強化の実現のために、これまでに町と医療法人橘井堂との連絡会を開催してまいりました。検討結果といたしましては、医療対策室・地域包括支援センター・医療法人橘井堂との業務連携により、これまで進められてきた地域連携の取り組みをさらに発展させ、医療・介護にかかわる多職種が協働して、住民の地域での生活を支援する体制を構築することとしております。当町の高齢化率が予想以上に早まっているため、今後は在宅医療の充実、重点化・効率化等を着実に実現し、地域の既存の資源を生かした地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

体制構築により、具体的には、病院の状況が把握でき、課題・問題点を即時に抽出できます。日報の授受、事業収支状況、調査等事務的な業務がスムーズになり、医療法人内の検討・協議事項の相談が的確に行え、意思疎通を図ることができると考えております。

在宅医療においては、医療提供施設、介護施設事業所、地域包括支援センターとの連携により在宅医療を円滑に行い、予防医療についても行政と津和野共存病院等が連携し、町全体の予防システム及び住民健康支援の構築が可能となります。地域包括支援センターは、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等医療情報を収集し活用することにより事業の充実を図り、また認知症高齢者の相談・対応や、退院促進における医療との連携に対する相談支援の強化につながります。いずれにいたしましても、医療サービスと介護サービスを切れ目なく提供できる役割分担と連携を、これまで以上に推進したいと考えております。

続いて、津和野共存病院に関する御質問であります。津和野共存病院の病棟再開は地域住民の大きな願いであります。療養病棟再開を目指すためには、夜勤可能な看護師10名、夜勤可能な介護福祉士6名及び補助職4名が必要であります。町はこれまで「地域医療を継続させていかなければならない」という観点から、地域医療を担う医師・看護師等の確保対策のために医師確保対策専門監を配置し、町と指定管理者の橘井堂及び県が連携し確保に努めております。地域の人々からの情報収集、紹介活動等協力をいただくとともに、将来、津和野町内の公的医療機関に勤務しようとする医学生及び中国5県、福岡県の各看護師養成学校を訪問し、奨学金制度の説明を行い、募集活動を展開しております。奨学金制度の活用状況は、医学生奨学金貸与1名、看護学生修学資金貸与7名となっております。奨学金貸与を町内出身者に限定せず、広く門戸を開いた成果が出ているものと考えます。

島根大学医学部医学科地域枠推薦入学への町長推薦については、本年度も2名実施し、おかげをもちまして2名とも合格をいたしました。この2名は、医師として十分な素質と明確な目的意識を持ち、津和野町の医療に貢献したいという強い使命感を持った意欲

ある学生であります。来年度の津和野町の医学部地域枠推薦の在学状況は4人、このうち5年生2人、1年生2人です。これら学生の支援のため、今後においても引き続き意見交換会や交流会を実施します。また、石見高等看護学院においても地域枠推薦入試を実施する予定であります。これまでの状況は、1年生2名が在学をしております。

医師・看護師確保対策の一環として住宅環境の整備を実施いたしますが、特に看護師においては、年齢構成の若返りに有益となるとも考えております。今後においても、町と橘井堂が連携し一丸となって、医師・看護師等の確保に努力してまいりたいと考えております。

それと、1番目のほうでございますけれども、この西部圏域での医療連携という御質問であったかというふうにも思っているところでありますけれども、これも当然ながら現在、益田圏域の中で連携を、かなり強化をしております。津和野共存病院、日原診療所ともに益田市の日赤、それから医師会病院、あるいは吉賀町の病院等から非常勤という形で数多くの医師を送っていただいております。そういう中で津和野町全体の医療が守られているという状況であります。これは県内では、ほかの圏域ではない、非常にすぐれた連携体制が現在とられているところでございまして、今後も、医療関係者で集まっております協議会等もございまして、そうしたところの中で話し合いを密にし、今後、益田圏域として医師の人的な不足というものを補っていく、そういう体制を、さらにまた強化していくよう努力をしていきたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長は病院問題について、今後、橘井堂と連携をして、一丸となって医師や看護師の確保に努めてまいりたい、そして3階の療養病床の再開に努めたいと力強い答弁をいただきましたが、一日も早く、これが再開できるように強力な体制で臨んでいただきたい、このように思っております。

それでは、次にイノベーション・フォー・ジャパンについて、質問をいたします。

大学生の雇用についてであります。町長はNPO、WINPEACEとともに、ささつな自治体協議会を昨年4月に、全国の50歳以下の7町村長で組織を構成され、会長に就任をされております。その中でプロジェクトといたしまして、陸の燈台プロジェクト、来ラ井プロジェクト、東日本の大震災復興支援プロジェクト、このように取り組んでまいるといふことではありましたが、ささつな自治体協議会のプロジェクトは別といたしましても、今回さらにイノベーション・フォー・ジャパン事業に取り組まれたわけでありまして、これは、大学生4名を1年間、町の職員として受け入れ、町長付とされ、将来的な町の人材として育成する事業とありますが、都市と新たな関係を構築するモデル事業として成功させるべく取り組みたいと施政方針でも述べられております。

そこで、まず4点ほどお尋ねをいたします。当初説明されたときには、この学生の人数は、新聞等でも報道されましたが4名ではありませんでしたが、この4名にされたわけはどういうことですか。

2番目に、町長が本当に成功させたいというモデル事業とは、一体どのような事業であるのか、具体的な説明をいただきたい。

また、3つ目に学生を将来的な町の人材として育成すると、このような説明をされましたが、なぜ1年間の雇用の学生たちを町の人材として育成される考えであるのか、私は理解ができませんが。これについて、どうして1年間の雇用の学生を町の人材として育成される考えであるのか、御説明をいただきたいと思います。

4番目に、町長付の臨時職員として採用されるわけでありますが、この職員には公用車は使用はさせない、このような説明をされておりましたが。そうしますと、この学生たちが活動のために、いろいろ町を移動しなくてはならないわけでありますが、その場合、各関係の課で、その都度対応される考えでありますか。

まず、この4点についてお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、イノベーション・フォー・ジャパンに関する御質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

この事業は、少子高齢化や地域経済の停滞など地方が抱えるさまざまな課題について、首都圏在住の大学生が大学を休学し、1年間、地方に滞在する中で、解決に向けて取り組むものであります。自治体から与えられたテーマに対し、住民とともに活性化に向けて取り組む「課題活性」と、大学生自身が自治体の問題を発掘し、その解決に向けて取り組む「自由活性」を2本柱として進めてまいります。

「課題活性」として当町が与えるテーマにつきましては、「フットパス計画」としてあります。フットパスとはイギリスで生まれ広まった「まち歩きの道」で、壮大な自然景観に出会えたり、古い町並みを楽しむことができたり、地域の人々と交流することができる仕組みでありまして、それを豊かな歴史文化遺産や自然などの観光資源を有する津和野町に当てはめるべく、4名の学生たちに取り組んでもらいたいと考えております。

また、「自由活性」につきましても、1月に学生が津和野を事前訪問した中からテーマを見つけ出しており、「私塾津和野大学」「廃材で町をつくる」などの計画提案がなされてきており、これに沿って取り組んでもらいたいと考えております。

こうした1年間の取り組みを通じて、津和野町にとっては、町外の若い世代の視点や発想をまちづくりに生かせるとともに、学生にとっても厳しい就職難の中で、みずからのキャリア形成につながるメリットを持ち、地方と首都圏大学生の双方がうまくいく、つまりウイン・ウインの関係を構築することによって、これまでずっと都市への若者世代の人材流出が続いていた地方にとっての課題解決へとつながるモデル的取り組みとしたいと考えております。

そして、このモデル的取り組みが着実に成果を生み出すことにより、ICTを通して、より早く、より広い情報発信力を持つ現代の若者世代のコミュニティーに、津和野の認知度を高める効果を期待するものとして位置づけているところでもございます。

なお、財源といたしましては、特別交付税でもって財政措置のある総務省の地域おこし協力隊支援制度を活用してまいりたいと考えております。

この事業は、ささつな自治体協議会の活動の一つとして本町が最初に取り組む事業であり、会員になっておられる各町村の関心も高いところでもありまして、事業の広がり期待する意味からも、このたびが有益な取り組みになるよう努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

なお、4点ほど御質問をいただきました。まず、4名にした理由でございます、当初は御指摘のとおり2から3名ということで検討してきたわけでございますけれども、最終的に人選が4名まで絞り込んでまいりまして、そこで、また詳しく一人一人面接等を行ったわけでありまして、大変この4名、地域の地方自治に関する関心、あるいはまちづくりに対する取り組みのまた関心、そうしたこと。それからまた、津和野という町にも思い入れをしっかりと持っているということで、この4名から1人ぐらいを省くということが、なかなか難しいということにもなっております。

特に、1人は森鷗外の本をほとんど読破をしたりとか、そういうことで大変優秀な4名、それぞれが人材でもあるということでもありますし、また、彼らは、貴重な自分たちの人生の中で、もう1年間休学をするということで、大学にも休学届をする覚悟もあるということでもありますので。そして、それにあわせて、先ほども申し上げました総務省の地域おこし協力隊制度が適用できるということで、町の一般財源も痛むことではないということも出てまいりましたので、これは、その制度を積極的に活用するという面からも今回は4名を採用しようと、そういうことで結論に至ったというような次第でございます。

それから、モデル事業のほうでございますけれども、これは先ほど申し上げたことを、とりあえず回答とさせていただきたいというふうに思っております。

それから、町の人材として育成するとはどういうことかということでもありますけれども、今回の1年の滞在期間を通して、また津和野町で定住をしてくださるということになれば、それが一番いいわけでありまして、今回はそこまでを目標ということにはしておりませんで、現在、大学生も、一流大学を出ても、すぐに就職につながるというような、大変厳しい就職難の時代でもあります。

で、彼らが、この1年間、地方自治体で、臨時的な立場ながらも、しっかり社会体験をするということ、そのことが非常にキャリア支援につながるわけでありまして。彼らが1年間のその勤めを終えた後、やがてまた大学を卒業して就職をするわけでありまして、そのときに彼らにとっても津和野で学んだということが一つのPR材料になるといいますか、就職に対してのメリットにつながってくるということでありまして。我々も、彼らがそうしたいい企業に入っただけのようなお手伝いもできれば、それが、お互いがいい関係だということをお願いしているわけでありまして、この事業を通してそういうふうにしていきたいというふうに思っております。

そして、今回、彼らは津和野にやはり来たいということを書いてくれたという、まさに事実が物語っているとおり、非常に社会貢献に対しても意識の高いメンバーであります。現在、社会全体としては、プロボノという考え方になるんですが、これは、例えば企業に就職していた者が企業として社会貢献活動をするのではなくて、企業の中で自分が習得したいろんな知識やわざをもって個人の社会貢献の取り組みをする、これがプロボノという考え方でありまして、こうしたものが、これからどんどん広まっていくというふうにも受けとめておりまして、将来、彼らが津和野からまた都会に帰って、そして就職もする。その中で、またこのプロボノの意識を高めていながら、いろんな社会貢献活動をしていきたい。それがまさに、今度は津和野への恩返しもしていただきたい。そういう面で、将来的には、この卒業生の意味合いから津和野の応援団のようなものをつくりたいという思いもありまして、そういうところから地方と都市の関係を見つめ直し、そして津和野町にとっても、そうした将来的にも町のためになる人材育成になるような取り組みにしていきたいと、そういう理想を持って取り組むモデル事業であるということでもあります。

それから、最後の公用車関係であります、これについては担当課長のほうから回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） それでは、このたびの学生の採用に当たりまして、今後、私ども営業課のほうで管理という形になろうかと思っております。

そういった中で、御質問のありました臨時職員の公用車運転の関連でございますけども、学生という身分でございますので、運転の免許は持つておるように聞いておりますけども、これは原則的にさせないという考え方でございます。

今回の計画につきまして、先ほど町長が申し上げましたようにフットパス計画ということで。フットパスということで、町内のいろんな魅力あるところを歩いてもらうというような仕組みづくりなんですけども、今回、そういった町内のいろんな要素があるわけでございますけども、主には、まずは津和野の、江戸時代の風情を残す町内を利用したマップづくりという点に、ある程度絞っているということでもございますし、そうしますと彼らが行動する中で公用車というのはほとんど必要ないというふうに考えております。自転車での移動、彼らが宿泊施設も近いところでございますので、そういう中で自転車を準備してもらって、原則的にはそれで動くということでございます。

そういったことで、どうしても公用車ということになりますと、私どもの課の職員も全くタッチしないわけではありませぬので、そういった中で臨機応変に動いていくことになろうかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） これから公用車は使わせない、自転車で町を歩かして、そういうことでありますが、そのようなことばかりは、なかなか難しいという

ふうに私は考えております。津和野もあれば日原もあるんですから、そういったところを、自転車だけでこういうなにができるとは思っておりませんが、そうしたときには、課の人に大変負担がかかってくるんじゃないかというふうなことを懸念して質問したわけでありましたが、課長さん、そのように答えられましたので、自転車で本当に一生懸命さすように努力をさしていただきたい、このように思っております。

次の質問をいたしますが、町長さんにちょっとお尋ねを、どうしてもしときたいことがあるわけですが、4名の学生が1年間休学して津和野に来るわけでありませぬ。当然1年間卒業が出来るわけでありませぬが、今現在、大学生の就職内定率が全国では80%というふうに報道されました。過去3番目に大変低い水準で、毎年厳しい状況にあるというふうに発表されておりますが、採用未定のまま卒業する学生数が約7万9,000人との、これは文科省が調査したことを発表されておりますが。

それでは、町長が雇用された学生のためにお伺いをいたします。学生は1年後、町長から任期終了書と推薦状が発行され、就職活動の支援として東京の一流企業への紹介、また地方の役所、地方の企業への紹介と、このようなプログラムの全体像のようですが、就学して1年先に卒業して、そして就活活動になるわけでありませぬが、町長として、今から、その先の就職活動に一流企業や地方の役所、紹介できると思っておられますか。期間限定、町村付就任プログラムの実現は本当に可能であるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 1年間の業務を終えた後、やはり我々も彼らのために何かをしてあげたいという、それが、お互いのウイン・ウインの関係にもつながるわけでありませぬから、修了書、そうしたものをお渡しをして、そしてまた彼らが今度就職活動をするために、津和野で学んだということが一つのPRポイントになる、そういう仕組みにしていきたいということが、この事業の前提であることは先ほども申し上げたところであります。

今後、企業の紹介とか、それはなかなか津和野町としてやれるものでもないというふうにも思っておりますが、今回、このIFJと一緒にやってくださりますNPO法人のWINPEACEさん、そうしたものと、また連携をして、また彼らが今度就職をするときに、いろんなお手伝いをしていただけるものだというふうに思っております。

そういう中で町も、4名が、ただ単に1年間過ごしたから、じゃあ、すぐ町のお墨つきですよということにもならないというふうに思っておりますので。また、この1年間のいろいろ成果を見ながら、基本は修了証等を出していくということ考えているところでありますけれども、その辺のところは、まだまだ今後も検討していきたいと考えておりますが。そういうところで方針としては、現在進めているというところであります。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、町長に、もう一点ほどお尋ねをいたしますが。

今、津和野町では本当、若い者たちが就職しようにも、大変困っておるような状況であります。町内の大手企業である自動車部品工場も今回撤退されるわけで、建設業も公共事業の減少によりまして廃止や縮小をされております。そうした関係上、雇用の場所も本当に少ない。このような状況では、町はますます衰退をするように思えてならないわけでありまして。

このような厳しい状況の中、今年度職員の採用試験がありましたね。これに応募された受験生が三十数名来られたと、このように聞いております。その中で、1次試験では十数名が合格されているようでありますが、その中から、この2次試験で町長は、小論文や面接で5名の方が新規採用されたわけでありまして、審査で漏れたこの若者の中には、津和野町で生まれ、両親の住んでいるこのふるさと、この津和野で就職をしたいと強い信念を持ってチャレンジした若者も多くおるわけでありまして。今回採用されました大学生4名は、報奨金総額が1,200万ばかり予算が計上されておりますが2次試験で選考に漏れた、この若い者たちですね、こういったプロジェクトを1年間託してみるような、町長、お考えは全くありませんでしたか。やはり、都会の子に、このプロジェクトを託すというふうなお気持ちしかなかったのか、これについてお尋ねをいたしますが。

町長もまだ本当に若い方でありまして。次期も当然町長に出馬される考えでおられると思いますが、これから先で、町長の業績を継承していくのは都会の若者ではありません。津和野で生まれ津和野で育った若者たちが、この我々の議会や行政を継承していくんではありませんか。町長は、この2年間で土を耕し、種をまき、芽が吹いてきた事業を着実に成長させ、まちづくりという花を咲かせるために予算を位置づけたとこのような説明をされましたが、私には町長が何の種をまかれて、どのような芽が吹いたのか、まちづくりという花は何色であったのか、どのような形でどのような花か、全く理解ができません。

今後、町長、津和野町の若い者たちにチャンスを与えるようなプロジェクトの構想を持っておられますか。それとも、現段階では全くの白紙の状況でありますか。これについてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） その御質問でございますけれども、今回のイノベーション・フォー・ジャパンの事業、これの目的は、その目的があるわけでありまして、そのためにこういう手法をとっているということでございます。

で、先日の予算審査は別の事項で少しお答えをしたことでありますけれども、今回、まちなか再生総合プロデュース事業というのに取り組みます。で、これは数年前に、リクルート社が津和野の観光の現状と課題を調査をいたしました。その中で、長くなりま

すので短縮して申しますが、課題として、津和野観光の今後の課題として大きく2つありましたが、滞在時間が短いということと、それから若い人の認知度が非常に低いということが、将来の津和野の観光にとって非常に危惧されることだということでもあります。ですから、その2つを解決をするために、今後やはり取り組む必要があるという中で、このまちなか再生総合プロデュース事業にも取り組もうとしてきているわけでありませ

で、この総合プロデュース事業に取り組むに当たっては、町内からもいろんな方々に参画をいただいて、御意見を出していただいて、話し合いを進めていくつもりであります。そこにも若い方にも参加をしていただいて、若い人の意見も、町内の方の意見を取り入れていこうということでもあります。

またあわせて、それに含めて、今度はやはり津和野の若い人の認知度が低いということもございませので、そこを解決していくためには、実際津和野に住んでいない、また津和野に全く縁のない、現在のそういう若い世代の意見も聞いてみて、あるいはアイデアも時には取り入れていくということも必要ではないだろうか。そういうこともあり、このイノベーション・フォー・ジャパンをやり、そして、そうした若い人たちを呼んできて、そこにいろいろとかかわってもらおうという目的の中でも進んできている事業であります。

そして、この事業は、繰り返しますが、地域おこし協力隊の制度に乗っかれるというものでありまして、よそから呼んでくれるからこそ、特別交付税で措置をさせていただいて、町の財源や一般財源を使わずに済むものである、そういう一つ、いろんな条件が重なってやれている事業であるわけであります。

ですから例えば、今回、議員も御指摘のように地元の方を雇うとすれば、これは地域おこし協力隊制度が使えないので、その分、町の一般財源は、そこには充てていかなきゃならんというデメリットも出てくるということも、背景には一つあるということも御理解をいただきたいというふうに考えているところであります。当然、目的が違いますので、地元の雇用というものは、それはそれとして、これからも一生懸命取り組んでいく必要があろうかというふうにも思っております。

今回、合計5名採用されております。残念ながら採用に漏れた方、これはもう厳正な審査をしてやった結果でありますので、これはこれとして尊重していただかなきゃならんというふうにも思っておりますが。しかし、残念ながら不採用になられた方も、その後、臨時等で、別のところで雇うということもしておりますし、実際そういうところもしっかり気を配ってやっているとありまして、そういう面からも、今後雇用を支えていくために、我々としてできることを一生懸命努めてやってまいりたいと考えているところであります。

また、若い人を改めて1年間限定して、町内の方を、またプロジェクトをということでもあります、当面やはり役場の職員がおりますので、そういうプロジェクトは、まず

職員同士で役場の中で考えていくということが前提になるわけではありますが、それを進めていく段階において、また必要とあれば、目的がそれに合致すれば、町内の若い方のプロジェクトということも当然考え得ることだろうというふうに認識をしているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長は、町の財源、特別交付税でこういった事業をするので、津和野の若いもんには適用できないというふうな説明に私は聞こえたんですが。私は、いろいろの事業をしてもですね、津和野の若い子供——を、いつか町長にも質問をしたことがあります——津和野にも農業青年、商工青年、いろいろ若い者たくさんおるわけでありまして。その方をこのようなプログラムに入れというんじゃありません。せつかくこうして津和野へ就職したい、そういった志を持って帰ってきた子供たちに、何かそういった町長の聡明なお考え、そういったプロジェクトを一つ計画してやって、津和野の若い子供たちにもそういったチャンスを与えてやる、このようなお気持ちがあるかないか、それを私はお伺いしたわけでございます。

町長、どうですかいね。また予算がどうだこうだはあるかもしれませんが、そういったチャンスを、津和野の若い者たち、もっと。町長もよく言われます、若い者とはいろいろ会合して、農業青年とも商工会青年とも話しておるといふふうに申されますが、それだけではなく、今東京で大学生と話されたように、津和野にそういう会を設けて、そういった若者を1回ぐらい集めて、そういうチャンスを与えるような話ができないか、そういう構想はできないか。もう一回、町長、簡単にええが説明願います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず最初に、誤解がないように申し上げておきますけれども、地元の方を雇うと町の財源が痛む、地域おこし協力隊で大学生を呼んでくれば財源が痛まないから、それは条件の1つであるわけでありまして、それが大前提だから、こういうことをやっているということではないので。いろんな条件がかなったから、そして事業の目的があつてそれに沿ったから、このイノベーション・フォー・ジャパンは、こういう形で取り組まさせていただいているということでもあります。決して、私自身が地元の若者を軽視しているとかそういうことでは全くございませんで、今御指摘いただいたようにいろんな場で、商工会青年部初め、それから農業青年クラブや、必ずその総会に出かけていって、懇親会を含め、いろいろと意見交換もしてきております。それだけじゃだめだというお話でもありますが、実際それで終わっているわけでもありません、昨年からは農商工連携ネットワークという会も実際つくっております。それは農業の生産者、あるいは商工業の皆様、それからJA関係者——流通ですね——あるいは消費者、それから町内の料理人の方々、そうした基本的には若い方が集まってつくっているネットワークでもありまして、津和野でできる、一生懸命頑張っている若い農業者の生産物、こういうものを付加価値をつけていく、それをするために

どういふふうに物をつくっていけばいいのかというのをやっているのが、この農商工連携ネットワークでありまして、実際そういうふうな会も設立をして、私自身も思いを持ってやっているということは御理解をいただきたい。

そして、それが1つ、先日も三國シェフを呼んできての——御存じかどうかはわかりませんが——あしたの会にも事業にもつながってきているということでありまして。今後も農商工連携ネットワークをベースにして、そうした町内の若い方が盛り上がり、そしてみずから頑張ってください、そして若い人の中心とした産業振興が盛り上がり、いくように、私自身もかなり力を入れてやってきてるつもりでもありますし、これからもやっていきたいという思いに変わりはないということは、この場で申し上げておきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長は若い者のことについてもいろいろ各団体と話し、そういうふうなところにも顔を出し、若者の意見を聞いておるといふふうな御答弁でありましたが。私は、まだまだ町長、津和野の若者に対して、そういった認識がまだ不足しておられるんじゃないかというふうには思っております。

今、日本の国で、先ほども申しました高齢化率が、津和野も大変高い町であります。今、日本の国で乳幼児の紙おむつがどのぐらい出ているか。これが、老人用の紙おむつのほうが倍増しているわけですね。もう倍以上に老人の紙おむつが出ておると、このような状況であります。というのは、それだけ年寄りばかりの町になっておるわけですね、津和野町も。そういったことを踏まえて、私は町長がいろいろの事業、若者を集めて、この津和野町でやられれば、また若い人も津和野へIターン、Uターンをしてくれるんじゃないか。これに対しては、企業がなくては、就職がないと子供の生活もできません。そういったことを踏まえて、もっと津和野町の若者のために一生懸命貢献していただきたい、このように思っております。もう時間をありませんので答弁は要りませんが、またの機会にしっかり町長と話し合ってみたい、このように思っております。

それでは、以上で私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番、後山幸次君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時5分まで休憩いたします。

.....

午前9時55分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。引き続き、発言順序2、5番、道信俊昭君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 5番、道信です。最初に、一番最初に出したイノベーション・フォー・ジャパンは前壇の議員のところでしたとしっかりと議論されておりまして、この件に関しては取り下げをさせていただきたいと思います。

したがって、2番目のところから入ります。2番目は、私たびたびこの一般質問でも出させていただいております。養老館、現在の養老館の一部でございますけれども、この問題に関しては何回も出してありますが、重ねてまた出したいと思っております。

通告の件では、これをちょっと読んでいきたいんですけども、養老館の内部は一部が民俗資料館、残りが倉庫となっている。多くの偉人を輩出した学校としては決してふさわしい状態ではありません。私が県教委に問い合わせしてみたところ、これは前回も言いましたけれども、県教委は、武道場としての基本を守れば、内部に手を入れることは問題ないとのことでした。柔道場とか、それから弓道があったのかな、武道場ですよ。

それで次は、これを直すための資金としては国交省としての街並み環境整備事業。これは地域の文化財を、周辺環境も含め総合的に把握し、保存、活用する、地方公共団体が中心となった取り組みを国が支援するというものがあると、前回、私は質問しました。それに対して前教育長は、「早急な整備が待たれているので、早急に取り組む」と答弁を聞きました。早速、今予算で、24年度の予算で、この事業の前提となる歴史的風致維持向上計画策定事業が上がっておりますけれども、ここで質問でございます。

ここでは委託料というふうになっておりますけれども、これはコンサルに対して支払う、いわゆるコンサルを使うということなんでしょうか、ということですが。これは、コンサルということは、ほかのことも含めてよくあるんですけども、もうそろそろ我々町民が自分たちの頭で考えてという方向性に少しでも早く切りかえていかないと、いつまでもたってもコンサル、コンサルじゃあ、お金の問題もあるんですけども、自分たちが計画して自分たちが実行していくというふうにはならないんじゃないかというふうに思いまして、1番目のこれは、またコンサルを使うのですかというイメージでとらえてください。

それから、委員会が構成されるんですけども、委員会の構成の概要とはどのような形ですかという形ですけども。これまた、この委員会というのが、どういうふうな構成かによって中身が、コンサルが絵にかいたとおりになって、それで、はい終わりというようなことでは、せつかく委員会を設けてもだめなわけですので、この委員会の構成というものの、どういうものなのかなということ、2番目の質問としてお聞きしたい。

それから、3番目は、内部は町民の使い勝手がよいものでなくてはならないが、町民の意見を反映させるための仕組みづくりはありますか、ということですけども。養老館の格好だけ整えて中身は、いかにも見せませうというだけでは、全くその使い道というものが生かされてこない。ですから私は、中身は町民が使うものと。町民がここの中で何をやるかということがポイントでして、ソフト面がしっかりしないと、幾ら形を整え

たところで町民に愛されない養老館になってしまうので、そのためには町民が使えるもの、使えるものということは、町民の考え方というものがどういう形で生かされていくかということ、この一般質問でお尋ねして、これを町民の方に、このCATVを通して発信していきたいというふうに思っております。

それから、次の郷土館の件も一緒にいいですね。

それから、養老館が出ると、大体郷土館の話にすぐなっていくんですけども。郷土館に教育委員会の一部が、今、移っております。その理由ですね。今まで安野美術館の内部にあったものが郷土館に移って——これ、昔もありました、あの中で教育委員会の実務を行っているということがありましたが——再びあそこへ戻ったんですけども、どういふ理由であそこへ移されたかと。これは、私は賛成ですので、だから、その理由というものをお伝えしたいということで。

次が、2番目の空き部屋を町民の歴史研究室として利用できないかということですが。これは津和野町内には歴史を研究されるグループ等々がたくさんあります。私もその中で勉強をさせていただいてるんですけども。この人たちは大体町民センターを使って、そのたびごとに予約して、終わったら机を片づけてという形で、資料を置いておくとか、ほかの方がその資料を見るとか、こういうことができないんですよ。それで、せっかく郷土館がああいう形になっていくのならば、この人たちにぜひ教室というか、空いたところを開放していただくわけにいかないだろうかという感じで。

歴史を一生懸命勉強されてる方は、どっちかという御高齢の方が多し、その人たちとも話をすれば、やっぱり自分たちの今の知識を後世に残していきたいということが非常に強い希望としてあります。だから、その人たちの要望というわけではないにしても、私が、ここでぜひ、せっかくの知識を残して、そして受け継いでいくということが養老館そのものの、あそこで勉強された方々で今の津和野の基礎をつくられた方の現代版というものにつながっていくということですので、決して教育の町というのは過去形じゃないということを、ぜひ見せていただくためにも、この空き部屋を利用して研究にいそしんでいただくということをしていただきたいということなんでございますけども、質問とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。養老館と郷土館に関する御質問でございます。

今年度予算に計上いたしました、歴史的風致維持向上計画につきましては、昨年8月より営業課を事務局として、関係する教育委員会、農林課、建設課、商工観光課の職員により内部委員会を設置し協議を進めてまいりました。そして、これと並行して2年にわたります計画書策定業務委託の入札も10月に実施しているところでありまして、既に委託業者との契約も完了し、業務を遂行しているところでございます。

次に、委員会の構成員についてであります。津和野町が、この計画を通じて目指す基本的な事項がある程度固まった段階での開催がよろしいとの国の助言もあり、現時点では6月ごろの選任を予定しております。

したがいまして、現在メンバーは決まっておりませんが、町内の学識経験者の方々に加え、外部から島根県並びに大学等の歴史学、建築学、民俗学の各専門家の方々にも加わっていただき委員を構成したいと考えております。

また、町民の意見を反映させるための仕組みとの御質問ですが、本計画のもととなります「津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画」の策定に当たりましては、3年にわたる長い期間をかけて町内の多くの関係団体の方々に参画をいただき、御意見や御要望も当然伺っているところでございます。本計画は歴史的建造物の整備のみならず、道路や駐車場、農地農業用施設等周辺環境の整備や伝統文化継承に向けた整備等も組み込まれておりますが、パブリックコメントを実施する中で町民の皆様の御意見等は伺ってまいりたいと考えております。

郷土館につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 郷土館に教育委員会の一部が移りました、その理由についてでございますが。

津和野町郷土館の設置及び管理に関する条例では、社会教育法第3条の目的を達成するために設置し、博物館法第3条に準ずる事業を行うこととあります。また、条例には管理及び業務を実行する上で、館長を置き、学芸員等の職員を置くことができるとあります。しかし、近年におきましては、管理及び事業の実施状況、体制等において十分であったとは言えません。

このような中、平成22年3月に完成した「津和野町歴史文化基本構想」におきまして、郷土館の整備・充実についての具体的な計画を上げております。その内容についてでございますが、1つに歴史文化の拠点機能の整備。2つ目に、文化財調査研究室、これは仮称でございますが、この設置。また、埋蔵文化財センター、これも仮称でございますが、この設置。3つ目に、展示等の充実を上げております。学芸員等の専門職員を配置することが必要であると判断いたしました。

また、あわせて、平成24年度より津和野城跡石垣保存修理事業が始まる予定でございます。埋蔵文化財係の業務が繁忙になることが予想され、現場対応も多くなるため、森鷗外記念館の2階の事務スペースでは、記念館の運営上でも城山関係の業務でも支障を来すおそれがありますので、新年度の始まる前の休館の期間中に職員を配置することにいたしました。

平成24年度からは、計画的に保管資料の研究や展示の改善を始め、郷土研究の中心的施設になるようにしたいと考えております。

続きまして、2点目の空き部屋を町民の「歴史研究室」として利用できないかということでございますが、郷土館には、1階の教育委員会事務室、旧教育長室、2階の文化係室、津和野歴史シリーズ刊行会の旧事務局室がございます。現在、1階の各室は文化財系の職員等が使用しておりますが、2階の文化係室は空いている状況ですので、議員の言われましたような町民の歴史研究の活動の場としての使用につきましては、可能ではありますけれども、施設自体が老朽化しておりますので、その改修が必要と考えております。その点も考慮しながら、今後、検討したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 教育長、初めて答弁をされましたが。津和野の今の養老館の歴史は、当然もう御存じで来ておられると思うんですが。津和野町の町民の中で、その勉強をされてる方の、どういう形、どのレベルにあるのかということをお自分の目と耳で確認をとられるというようなことも、ぜひされて。

それで、今私が説明2番目にした歴史研究室の、この点も考慮しながら検討したい。ここの検討の意味を、意味というのは、行政用語で検討するというのは、やらないというようなことでよく言われるんですけども。せっかく来られて、そしてこの津和野の歴史を、今養老館というものをつくれるぐらいの意気込みでやられるような感じの検討という言葉にさせていただきたい。できるだけ早くこれをされて、確かに私も中の雨漏りの状況なんかも見ましたが、そこにこだわるんじゃなくて、1階でも、前の教育長室あたりを今使っていないようなんです、このあたりからでも、まず始めるというようなことを、ぜひやっていただきたいと思います。教育長、いかがでございますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 郷土館の状況につきましては、議員がおっしゃいましたように、その歴史研究の内容等々、地元の方からいろいろ御意見を、お会いする中で、まずは勉強させていただきたいと思っております。その上で、施設の現状を踏まえて何ができるのかということ。それから、どういうものが一番効果があるのかということは、十分に状況を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 期待しておりますので。多分これ、そういう関係の人たちも見られますから、今の教育長の言葉を、ぜひ具体的に実現させていただいて、その人たちが後世に残せるような、こういうような仕組みを、今ぜひ早めにつくっていただきたいと思います。これは要望になりますけれども、要望して、この件に関しては終わります。あと42分ですね。

次は、徐々に感染症外来についての質問になるんですけども。たしか、これは私が質問したのが2011年の12月の定例会でやらせていただきましたけども。それから、もうかれこれ2年近くの月日が経過しております。いまだに決着をしております。公

判は、裁判は、前回で7回目を迎えております。私も、その日は傍聴しておりますが、これは一日も早い解決を見なければならぬんですけども。

通告したのを読みますと、町長は——公印を押した文書ですね——22年8月10日付津健保701号、この文書において、ここに持ってきておりますけども、これは議員の皆さんも全員に配られたやつですので。この内容におきまして、1、材料費等積極損害以外の補償費については、1,620万3,000円の10%ですね。補償費については160万ぐらいですが、これを支払うと。請負金額の10%。

算出根拠については、この理由ですね、今の金額の理由。これは、1、変更前・変更後の契約を実質的に別の契約として扱う。だから、最初の工事と、それから今度、今建っている日原の工事とは実質的に別の契約だというふうにして扱う。2番目に、変更前の契約を解除したものとして扱う。だから、一旦そこで解除しましょう、そういう形で取り扱う。3番目が、工事請負契約で請負業者に責任がある場合の解除について、違約金が請負金額の10%とされていることから、公平の観点から発注者に責任がある場合についても請負金額の10%とすると、こういうふうに書いてあります。これは町からの文書です。町からの文書です。ですから、3番目は、契約書は、業者がもしキャンセルしたら10%払いなさいよと。しかし、その契約書には、町がキャンセルしたら10%払いなさいとは書いてない。しかし、この701号においては、双方契約、普通感覚として双方に、お互いに義務を持ちましょうということで、わざわざ書いてある。これが22年の8月10日に町から斉藤建築に出された文書です。

そして、この件に関して、22年の8月の27日午後1時より、町長と斉藤建築が会談をしております。話し合いをしております。後半に、その話の——最初は2人で話しています。その後半に担当者と課長を呼んで話が持たれたというふうな状況です。それを斉藤建築さんは「録音してもいいですか」という確認をとって、そして録音しております。その内容がテープ起こしされて文書になったものを、私は一応見させてもらいました。いわゆる裏をとるという意味で、この内容に関して私はしっかり目を通しました。それを私が読んだ限りにおいては、斉藤建築と町は合意したと私には思えます。つまり、ここで和解が成立しているという感じですよ。

地方自治法96条、私たち議会においては、この和解をした部分に関しては議会で議決を経なければならないというふうに地方自治法には書いてあります。書いてあるということは、それを実行しなければならない。法律ですから、それを実行しなければならないという形になっておるんですけど、いまだに議会にこれが出てきておりません。

確かに争点というのは、この積極損害以外のものだけではなくて積極損害の算定というのがありますが、とりあえず、この積極損害以外のお互いが、町が提案して、今の10%を払いましょうというふうな提案をして、相手方がわかりましたということが口頭でされております。口頭も当然立派な契約でもありますし、録音もされております。したがって、私としたら、この第1番目の積極損害以外の補償費については、そこか

ら切り離して速やかに議会にかけて議会の承認を得るべきだというふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、感染症発熱外来に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

現在、斉藤建築より津和野町に対して残念ながら訴訟が起こされており、この事実をもって明白なおお、和解という状況にはございません。

本件については、現在係争中であり、裁判に影響を及ぼすおそれがありますので、一般質問での答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の非常に短い答弁で終わっておりますが。当然こういうこと出ると予測されたので、私なりに一応勉強はしておりましたが。ここで、2番目、3番目の質問ということをしていただきますので、ぜひお答えいただきたいというふうに思っております。

まず、最初の答えの中に「訴訟が起こされているので」、この言葉ですよね。訴訟が行われていますので議会では議論をする必要はないというような意味合いにとれるんですけども。そもそも、議会は何のためにあるのか。憲法で三権分立というのがありますよね。当然、司法と行政と議会というものは独立しておる。独立しておるということは、議会のことは議会で決めなさいということでございます。これは社会科で私たちは習いますが。これが、この今の形で具体的な、あつ、こういうことかということが、三権分立とはこういうことなんかということが、私は事実として出たというふうに思っております。

それで、裁判というものは、今行われている裁判は民事裁判でございまして、損害賠償の額を決めることをやっております。額を決めることですね。しかし、議会が行政が行うことのチェックをするということをするのが議会でございます。したがって、私は行政の、先ほど言いましたように地自法96条、この行為をチェックしているわけです。ですから、この役割が全く違うものなのに、ということは議会は議会で決めるということであるのに、なぜ司法の結果を待たなければならないかというような最初の回答であります。これについてお答え願いたい。

それで、この中に「裁判に影響を及ぼすおそれがある」と、この文言ですけども。これも確認とってきまして、裁判所が議会の中の出来事によって影響を受けることなど絶対にあり得ないということでございます。ですから、最初のこの答えの中において、私といたら「これで終わりですか」というような感じですので、ぜひ今の、なぜ司法の結果を待つのでしょうかということをお答え願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 実際、裁判が起こされておまして、その裁判の場で事実関係をすべて明らかにしていこうというスタンスでやってきておるわけでありまして、その中で、そのこと——今、道信さん、前段でいろんなことを、それは相手方のお気持ちに立たれた上だろうと思えますけれども、言われましたけれども、我々にとりましては我々のやはり言い分もあります。しかし、それはこの場で言うべきことではなくて裁判の場で申し上げるということ、これを私どもの方針として申し上げる次第であります。もう、それ以上申し上げることはないということであります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それが方針だということに対して、それでは町民の方に対して説明になるのかなど。今、この問題に関して、町民の方もやっぱり、あれ、どうなっとるんかい、という感じのことで思っておられます。私は、決して違法なことを聞いて、それで答えを求めているというわけではございません。

町長は、町長のもの考え方として、一番最初に表現された中に情報公開と。プリントアウトしてきたんですけども、開かれた行政であるためにと。これからのまちづくりで最も重要なことは開かれた行政であること云々と書いてあって、徹底した情報公開を行い、行政の透明性を高めることが必要ですと。この情報公開というのは、もう常に言われておるし、このことを旨として選挙にも出られたというふうに思っておるんですが。今のことは、町民に対しての説明責任には当たらないというような印象を受けたんですけども。そしたら、町民に対して裁判を聞けというような感じに、何かなるんですけども。

今の、私が聞いているのは、和解をしたかどうかということを知っているわけなんですけども。この和解をしたかということの立証として、町長は御自分でしゃべられたから覚えておられるとは思いますが、メモをちょっと読みますと、「決してうちが責任が全くないと思っていません。今の補償費も、もう10%は既に迷惑料という形で提案させていただいておりますから、それプラス実材の分ということですね。」ということで、8月10日の、あの出された文書に関して、重ねてこれで斉藤建築に言っておられると。それで、斉藤建築さんは「そうですね」というふうに答えておられる。これはたまたま、その部分だけを抜き出しましたが、全体を通してみても明らかに口頭での約束、契約というものがなされていると私には思います。その後、必ずどっかで補償しなければいけないというのは、そのスタンスは間違いありませんというふうになっておりますし、同席した後から来た担当者が同じように、町としましては補償を、迷惑料という部分ですね、これは、積極損害の部分じゃないです。それで10%、今契約なさっておる部分です。うちとすりゃ、金額を算出させていただきました。大変、本当済みませんというふうに担当者は語ってます。

だから、私は損害賠償の額を知っていると、額がどうなるかというんじゃなくて、和解をしてるんじゃないかと。だったら議会に上げてくださいと言って、議会の役割を

そのまま言ってるわけなんですけど、それでもお答えできないんでしょうか。そのあたりをお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） かみ合わないようでありますけれども。

実際、現在、裁判が進んでおりまして、そこで事実が出るというふうに認識をしております。私どもは今回の裁判で、結果が、勝つとか負けるとか、そういう思いではございません。仮に補償料を払うということになっても、それはやはり公金を使って出すわけでありまして、やはり公金を使う以上、町民の皆さんに納得いただけるお金を出していかなければならない。そういう中で、現在、裁判が起こされておりますので、その裁判がより公正な形で結果が出るということで、我々はその結果を待っているという状況でもありますし、そういうスタンスで裁判に臨んでいるということでもあります。

現在、その過程の段階でありますから、経過の段階でありますから、この経過で今議員がおっしゃられたことに我々がやり返しても、それはその結果が出た事実に基づく情報公開にはならないということで。いろんなその言葉のやりとりで憶測を呼ぶわけがあります。それは私が考える情報公開ではありません。情報公開というのは、正しい事実に基づく情報というものを責任を持って出すことが情報公開であるというふうに認識をしております。現在、ここで私がお話をするという事は、その情報公開には当たらないというふうに、私自身はそう考えているところでございます。

そういう中で、現在裁判を起こされておるわけでありまして、たとえ裁判を起こされておりまして、相手方というのは町民でもいらっしゃるわけでありまして、私たち町としては広い心でもって、そうした相手方にも接していく必要もあろうかと思っております。特に、現在この場において憶測を呼ぶようなやりとりをして情報を出すということは、我々は我々の立場のことを言うことになりますから、それは町民である相手方にとっても傷つけてしまう、そういう情報公開になってしまうかもしれないということでありまして、そこはしっかり慎重に私としてはやっていきたい。そういう思いで現在のスタンスであるということでもあります。

そういうことありますから、現在は裁判をやっている最中でありまして、この結果に基づきたいというふうに思っております。その上で、また求められれば情報というものも、結果については出すということもしていかなければならないかというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今、正しい判断イコール裁判、こういう言い方をされましたが、議会は、そうしたら2番目ということですか。裁判で出た結果が正しくて、それを待つということは、議会は一体何なんだというふうになるわけですけども。

私、最初に言いましたように、三権分立というのがあるわけですから、裁判に影響されることなく、裁判と議会というのは全く役割が違いますから、議会は政治責任を追及

する場であります。裁判所は損害賠償額を決定するんですけども。私は、議会というのはあくまでも政治責任を問いますよということの場ですので、全く違うのに、なぜ裁判所が出ないと我々の行政処分ができない、行政の判断ができないということは、今の憲法の三権分立というものに反するんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当然、裁判の結果が出ましたら、それに基づいて議会のほうに予算関連も含め提出をさせていただいて、その場で、また御議論いただき御判断をいただくと、そういうことになろうかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） しつこいようですけども、議会と裁判というのは違いますよ。重ねて裁判の結果を見てというふうに、今また答弁されましたけども。議会は議会の役割で私は問うているわけなんで。裁判の結果が出ないと議会というものの議決ができないという意味にとらえていいんでしょうか。お答えください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 裁判の結果を見て、そして、もし仮に補償料等が発生すれば予算のことも出てまいりますので、そこの中に提案をさせていただくと。提案は私どもがする問題だというふうに認識をしてるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の問題でいくと何回も同じことを繰り返すようなんで、視点をちょっと変えますけども。それじゃあ、判決が出て和解というふうになったときに、当然これを、ここにもう一回出てくるんですけども、そうなったときの町長の政治責任というのはどういうふうに思われますか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 繰り返しになりますけれども、現在裁判を進めている最中でありますので、そうした「たられば」という中でのお話というのは現在できることではございません。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 「たられば」という問題では私はないと思うんですけども。一応こういうことが出たら、こういう形になって裁判の判決が出たら、今私はちょっと不本意ではありますけど、裁判の判決が出て、そのことによって、それから考えますというような意味合いだろうと思うんですけども。私は思うのは、それはそのときになってみんなにやわからんていう考え方につながるような気がするんですよ。ですけど、政治というものは未来を予測する場であり、その未来に対しての結果責任をとるとというのが政治責任です。とするならば、今の判決が出たらこうだというようなお答えというのは、当然、町が最初に言われたゼロ回答のゼロなら、それは別に問題はないんでしょうけども、その分は予算にかかってきますから。予算の国家賠償法で、い

わゆる町が払うのかというような形に多分なると思うんですよね、数字が出ると。そうすると予算が出てくると。けども、そのお金は補正予算でどういうふうにしていくかとかという想定は、今全く考えておられないのかどうかということをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） そのときになってみなけりゃわからんとか、そんな軽い気持ちでは全くございません。じゃあ、補償料が幾らだったらこの程度の責任をとって、補償料がこれだったらそれぐらいの責任をとって、全く町のお金を出さなかったら全く責任をとらないのかとか、そういう、現在、仮定をするという段階にはないということでございまして。

結果については、また重く受けとめて、それなりのことを考えていきたいというふうには思っておりますし、たとえ考えたとしてたとしましても、現在それを、まさにその政治的な責任から言うべきことじゃないという思いの中で申し上げられないということでもございますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それじゃあ、待ちましょう、その件を。待ちまして、その結果が出た段階で、また私も一般質問、これは予算にかかわってきますので、私のいうんじゃないで、議会として議論をすることになると思っております。これは私だけの問題じゃないですんでね。今の段階では、それではこの判決を待つと、待つて、その時点で考えていくということで、今回の私の一般質問、この件に関しては終わります。

以上でよろしいですか。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで11時5分まで休憩といたします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序3、10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） それでは、通告書に沿いまして質問をいたします。

このたびの質問は、経済の活性化についてでございます。

私がこのテーマをここに持ってきたというのはですね、実は先日、「まちなか再生総合事業」、本年度の予算についておりますけども、その協議会に行ったときのことでもあります。津和野の次世代を担う若者が先頭に立って、いろいろなこの事業の取り組みについて話をした。その話の中にですね、本人が言うのは、私は、帰ってきて現況を見て

みますと売上げがどんどん下がる。そして、10年後に私が決断しなければならないのは、津和野を出ていくか、それとも、そのまま残るか、そういう、もう、岐路に立っているんだということを切実に述べられた。私から見ますと、その若者は、津和野でも優良企業であります、その優良企業の若者ですら、そういう危機感を持っているんだということで再認識をし、これは何らかの手を打たなければという思いから今日の質問になったわけであります。

そこで、まずお尋ねをいたしますけども、本町の経済活動を見るに、今も申しましたように各商店とも相当な窮地に追いやられております。零細企業、零細企業と言いますが、国における零細企業といいますのは、まあ、年商が約2,000万から3,000万というふうに見られておりますけども、津和野町において消費税を国に納める義務があるのは、1,600万円であります。1,600万円のその売上げを年商として上げている店が何軒あるか。商店街をずっと見てみましても、1,600万以上上げるとなると毎日の売上げが4万円から5万円なくてはならない、そういった、コンスタントに4万から5万が上がる店が何軒あるかな。呉服屋さん、これはあるかな、そういうふうにずっと町並みを見てみますと、本当に数年後が恐ろしいなあという感じを受けます。

本年度予算において、観光協会補助金2,200万円、これは予算審査の中でも御説明がありましたように、まあ、津和野の基幹産業は観光でないと生きていけない。これはもうずっと昔から言われております。

ホープ研究会が出したその時代、ホープ研究会が出した答申というのも、もう既に30年近い前の答申であります。そのとき、人口の安定を図るためにはどのようにしたらいいかというスタンスのもとにスタートをし、誘致企業、農業の活性化等々をいろいろ考えたときに、誘致企業等においてその雇用の場を設けるといのは、非常に大変である、立地条件的に悪い、となれば観光を徹底的に膨らましていかないと、人口流出がとめられないという観点をもう30年くらい前に出されております。

そこから前町長もずっと観光立町、現町長も観光立町ということをやっているわけですけども、それが、なかなか具体化してこない。ホープ研究会が出された当時、また数年前までは、これといった特効薬というのがないというのが現状であったと、私も認識をしております。

しかし、いろいろ過去から見てみますと、過去の津和野は、ライバルと言われる観光地が少なかった。しかし、全国的に、ほらがましという形で観光地化がどんどん進み、ライバルも非常にふえていったのが現況であります。そういった中から打ち勝ていかなければならない。

前段の議員さんへの答弁の中にも、町長も認識されているなというのは、数年前に行われたリクルートによる調査であります。そういう中でも、出されたように、認知度が低い。これが大きな原因であろうと私は認識をしておりますけども、そういうリクルートの調査から得たものを具現化するものというのがなかなか見えてこない。

一般質問の中でも過去において私もいろいろと苦言を言いました。交通社会実験において、町の中を巡回をさせる町民及び、観光客に対する巡回バスが必要であるという結論が出ているにもかかわらず、いまだそれがなされていない。

私は、石見交通が撤退するときに一般質問で申し上げました。非常に大きなチャンスである。そういう巡回バスも含めたダイヤ、町のバスの運行形態を考えてみたらどうかということも申し上げた経緯があります。しかし、我々がこういう一般質問において言ったことがなかなか具体化されてこないところに非常に不満を持っているわけですが、まず観光協会の補助金、これは観光協会を育てる社団法人が一本立ちするように、例えば、社協及びシルバー人材センターのようにですね、社会的な貢献度を持ちつつ、独立をしていただきたいという思いから、補助金としていう形です。

予算委員会の中でも、同僚議員の不満が捻出した経緯があります。と申しますのも、いつまでその法人を支えるのか、あくまでも5年なら5年というめどを持って支えるべきだというのがありました。私もそのように感じておりました。この補助金に対してどのような方向性を持ってつけていかれたのか、まず、お伺いをします。

また、まちなか再生総合事業計画業務委託料、これに2,000万円がついておりますが、総体的にですね、町民、特に町の観光業、基幹産業である観光業者に対して、どういう道を開いて、導いていこうとされているのか、まず、お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、河田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

経済の活性化についてでございますが、施政方針でも述べさせていただきましたが、現在、津和野町にとっての最大の懸念は、急激な人口減少が将来にわたる持続可能な地域社会システムを崩壊させてしまうレベルに至っていることにあります。

一般論を申し上げさせていただければ、日本が総人口の減少時代に入った中、従来の増加志向の地域社会から、持続可能な地域社会へ転換すべき施策が求められていると考えております。

本町にとっての持続可能な地域社会とは、人口減少に適応した社会・経済システムの構築であり、ソフト面での「住民と行政の協働のまちづくり」によるコミュニティシステムの構築と、ハード面では、労働力や生産基盤の確保などによる地域の経済力を維持していくことの両面からの対策を講じなければならないと考えております。定住対策の方向性とは、人口減少が地域の衰退をもたらさないためにどのような施策に取り組もうとするかであり、本町における経済対策は、人口激減の緩和を行い、持続可能な地域社会が構築できるまでの時間的余裕をつくっていくということにあると考えております。

本町経済の約70%を占める第3次産業の中でもサービス業、小売業などの観光関連業種は高いウエートを占めており、さらにこの分野の動向が農業や運輸、食品等の製造

など幅広い業種へ影響を及ぼすことは御承知のとおりであり、まさに観光産業がこの町の経済の命運を握っていると考えております。

このような状況の中で本年度は、新たに策定した「津和野町観光計画」に基づき、町民一人一人がさまざまな場面で観光や交流にかかわり、町民の暮らしと一体となった観光まちづくりを目指すこととしており、津和野を訪れる観光客が単に観光資源を見て帰るだけでなく、観光客に対し町民一人一人がおもてなしの心や、自信と誇りを持って接し、それぞれの立場で魅力的な津和野を紹介していけるような取り組みを進めたいと考えております。

そのような方向性を実現するためには、既存資源の磨き上げや新たな観光資源の創出と、販売促進、町民のおもてなし力向上等の誘客システム構築といったハード・ソフト両面からの同時展開が必要であり、町民の皆さんの観光に対する意識醸成も含めた牽引役を担う観光協会の役割は、これまでも増して相当大きなものとなると考えております。

まちなか再生総合事業は、伝統的な町家や空き店舗、空き家、空きスペースを活用した宿泊・体験・交流施設の整備と、まちなかを歩き、回遊しながら歴史、生活文化、食文化など津和野の暮らしに息づく本物をじっくり体感する滞在型観光の仕組みをつくらうとするものであります。

この仕組みは、さまざまな地域資源を活用し津和野を「暮らすように旅する」ことが観光関連分野を幅広くすることとなり、1人当たりの観光消費額の増加が雇用の創出や地産地消の推進、獲得した外貨の地域内循環につながっていくという「滞在型津和野観光」のモデルを目指しており、まさにこの取り組みを通じて地域経済の再生を観光部門が先頭に立って担っていかなければならないと考えております。

前段でも述べましたように、地域経済の命運を握る津和野観光のあり方については、町民の皆様一人一人が日々の暮らしの中で観光客を「もてなし」、みずから「地域資源を磨き」、「情報発信」を行う。そのような、町民の皆様が主体的に観光にかかわっていただける姿を目指してまいりたいと考えております。

なお、観光協会の補助金のご関係でございますが、平成23年度まではふるさと再生雇用事業を通じまして、人件費等も国の補助事業を導入し観光協会の補助金を出してきたわけでありまして、23年度をもってその事業が終了するというところで、平成24年度、この補助金が、まあ、町の財源で約1,000万円以上のアップということで計上させていただいている状況でございます。

当然、観光協会とは、こうした大幅なアップをいつまでも続けていくこと、それは難しいかもしれないので、今後5年程度のある程度の目標を定めて計画的に進めていこうという話をしたところでありまして、ポイントとしてはいかに補助金を減らすようにしていくかということですが、観光協会も滞在型に関わる観光商品を開発するなど、

収益事業等、これから努力をして、そうした中で補助金の削減の方へ協力もしていきたいという回答をいただいております。

ただ、やはり観光協会という性格上、収益事業も町内の民間業者の収益に悪影響というか圧迫をするようなことになってはいけないということで、収益的な事業はおのずとやはり限界もあるということでありまして、それではその後、今度どういうふうにその部分をどう補っていくかということをもたまたま検討する必要もあるのではないかとということをお話し合いをしておりまして、具体的には、例えば観光協会から目標を定めていただいて、5年後の交流人口、観光客を何万人に持っていき、あるいは別の方策として、滞在型がなかなか現在、滞在時間が短いというのが津和野観光の課題でもありますので、そうした滞在時間を増やす。じゃ、どういうふうを増やすのか、数的な目標を定めて、それに結果を出していく、そのことで補助金がアップをするということの整合性を出していくとか、そういうことをいろいろ選択肢を挙げながら今後検討していきたいということをお話しているところであります。

実際、このふるさと雇用制度を使って新しく人材も来てくれた方々頑張ってくれておりまして、宿泊客数は21年度が約津和野町が2.7万人ぐらいだったと思いますが、23年の数字で約3万5,000人、おおむね8,000人近く伸びてきていると、そういう実績も出てきているかと思っておりますし、今後もさらにこの滞在時間を延ばしていくために、観光協会には頑張ってもらいたい。そのために補助金がアップすることはまた一つ理由づけにもなるんじゃないだろうかと思っております。

これについては、また今後も観光協会ともしっかりと話し合いをしながらこの補助金のあり方について検討していきたいというふうを考えているところであります。

それから、まちなか再生事業については、先ほどお答えしたことで、ひとまずお答えをさせていただきたいということで、また再質問等ございましたらお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 今の御答弁ですと、かなりな危機感を持っておられるようには感じましたが、町民が抱いている危機感とまだまだほど遠いな、というふうな感じを受けました。

この答弁の中に「おもてなしの心をもって」と言いますが、当然観光協会にも町の商工観光課にもいろいろな苦情が参ります。それが本当の苦言であったり、また観光客の、まあ、言葉は悪いですけどもわがままであったり、そういった苦言があるわけですけども、そのおもてなしの心をすらすら、もう出す体力がないというのが現実なんです。そこを何とかしないと、いけないというふうな思いでおります。

昨年3月に私は、過疎地域自立促進計画について質問をいたしました。その中で、温泉開発とSLとを取り上げてきたわけですけども、やはり、なぜ温泉かということをお申しますと、先日湯布院、まあ、九州に旅行に行ってきたときに、湯布院に行きますと、

本当、都会の歩道を歩いているほど人がたくさんいました。湯布院の町というのは何にも、見る史跡も何もないのにあれだけの人が来る。なぜかなと思ってみますと、大半、半分以上は韓国からの旅行者でしたけども、男性が考える感覚と少し違うなど思うのが、いろんなお店があり、そこで買い物を、買わないんですね、買わないけども買い物をしつづらぶら歩くという、私はうちの女房を連れていろいろスーパーとかに行きますけども、男性は目的のものをばばっと買うとすつと帰る。けども女性の買い物を見てみますと、1時間でも2時間でもそこにいて楽しんで金を使わずに帰っている。そういう状態が湯布院でもあるのかなというふうに思ってみて帰ったところであります。

ただ、湯布院と津和野と違うのはですね、温泉があるかないかという、それは物すごく大きなポイントなんですね。選ばれるか選ばれないか。津和野に温泉がある。それじゃあ、そこへ行って温泉につかりながら津和野の町を見ようよと、いうふうになってくれればいいなという思いで前回の3月に質問をしました。その中においては、一応調査費用ですので、5年計画の調査費用ということで上がっておりますので、調査等々早く進めてほしいなという思いでありますけども、その後、温泉に対する町長のお考えは、どのようなお考えをお持ちなのか一度聞いてみたいとは思っております。

その次に、SL利用でありますけども、前回も申しましたように、SLはもう既に10年後には、山口線を走っているかどうかわからない。今、手を打っておかないと大変な目に遭う。と申しますのも、本年度のSL運行のそのプログラムが各戸に配付されましたけども、小郡駅における観察が数日間ふえております。というのは、小郡駅がもうSL等々を展示をしてそういう動きになっているのかなというふうに非常に危機感を持ったわけですけども、津和野にSLがある、そして機関区を、もとの機関区を再現していくためには、何億ぐらいこちらが用意しなければいけないか。JR西日本と提携をするにしても、JR西日本さんは、金は出さないと申します。だったら、うちがこれだけ用意しているからとにかくお互いに提携をしましょうというぐらいの気構えでもってやってほしいなという思いで前回質問をしました。残念ながら、課長からの答弁は、現時点では、運行ということをしてJRさんも重きを置いているがために、山口沿線上での発案しかないということでしたので、私もそれ以上は言わなかったわけですけども恐らくそういうふうな、SLを通じての町づくり等々のような具体的なものを町民の皆さんにお示しすれば、色めき立つような花火を上げれば、町民の皆さんの気持ちも全然違って来るだろうと思うんですね。私たちが、旧町、旧津和野町の町の中を歩くと、まあ、このたびの予算じゃありませんが、そんな金を使うんなら何で私たちのために使わないんだというものすごいストレスが非常に高まっております。そういった点も含めてですね、考えていただきたい。町長も少しその辺の御認識をどのようにお持ちか、ちょっと伺いをいたします。

そして、先ほどのまちなか再生総合事業であります。そのときに私が行きましたのは、本来この2,000万円というのは、町にある古い建物、古いというと約50年以上た

った町家を再利用してどのように活用していくかというのが、主目的の場ではあります
が、それはあくまでも、先ほども言いましたように、お客さんが来ておもてなしの心と
いうものを育てる。もう当然、おもてなしの心は関連業者にあるのは、これは当然であ
りますけども、そういうおもてなしの心は、お客が本当どんどんふえての次の段階であ
り、またこの今やっているまちなか再生の古民家を使った再生云々というのもですね、
お客さんが来てからその次の部分なんです。そういったその小さいことの積み重ねも
必要でしょうけども、大きなものが欲しいということで協議会の中で私は提案をした経
緯があります。古民家に関して話し合いをする部会、そして津和野の観光全体を考えた
部会というものをつくってほしいということでやりました。そうすると前回の協議会の中
においては、先ほども庁舎内において内部部会というものを立ち上げた、これは課を
横断して観光なら観光、まあ、今までですと商工観光課と教育委員会と、というのが、
どうしても予算の性質上どちらかが主体になったりしていく。津和野の教育委員会事業
もなぜそれを取り上げるかという、基本的には観光客ですね、そういう研究者も含め
た観光客をふやしたいという思いからであると思いますので、そういった課が連携する
ということを経済会の中で聞いて、まあ、いい組織になったなというふうには思ってい
ますが、これが本当に機能するようにどのように指導をしていき、指示を出していく
のか、これをお答えをいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、温泉の関連になりますけれども、湯布院に行かれたと
いうことで、湯布院が非常に、現在年間300万人ぐらい訪れられているということ
でありますけれども、そうして観光地として非常に成熟してきており、まあ、それが
一つ、温泉であるということも要因の一つであろうというふうにも思っているわけ
でもあります。ただまあ、日本全国、やはり温泉も至るところにある状況の中で、じゃ
あ、湯布院にそれだけの人が集まってくるのかどうか、それはまさに、温泉がある、
だから、だけということではなくて、やはり湯布院にまたいろんな魅力があつてのそ
うした成果が出てきていることだろうというふうにも受けとめているところであり
まして、まあ、その辺をもう少し研究をしてみなければならぬというふうにも思っ
ているところであります。

ちょうど4月に、これ、国の観光庁のほうからいろいろと現在おつき合いをさせてい
ただいていろいろお世話をいただいております、津和野さん、ぜひ、湯布院さんと切
磋琢磨をするという意味でいろいろ交流をしてみないかというお話をいただきました。

そういう中で、これはもともとは静岡県島田市に昨年SLサミット、私、招かれまし
て、そこで観光庁の関連の方々といろいろお話をする中で、そういうところに行き着い
ているわけでもありますけれども、それで今度4月に、私と、それから商工観光課、それ
から商工会、観光協会、それから旅館組合の皆様にも、あんまり多くは最初からできま
せんので、まずは声かけをいたしまして、そして我々は湯布院に行つて、そして湯布院

のキーマンになる方々、当然湯布院の市長もおられますけれども、キーマンになる方々といろいろまず意見交換会をするという計画をとっております。そういう中で湯布院の温泉をひとつ活用しながら、また湯布院としての観光を盛り上げてきたその辺のまた意見交換というものをしながらいろいろ私どもも勉強して帰りたいというふうにも考えているところでありまして、まあ、そういうことを踏まえながら、またこの津和野の温泉のあり方についても今後検討していきたいというふうに思っております。

私としましては、温泉をまた掘っていくということになると相当過大な投資にもなるということと、それからもう一つ、やはり津和野らしい何か温泉をという中で木質チップのようなものをまたうまく活用したようなことで取り入れていけないだろうかというような、現在、大まかな思いも持っておるわけでありまして、そうしたことも踏まえて、もう少し検討していきたいと考えているところでもあります。

それから、S Lというものも大変津和野にとっての魅力的なものであろうかというふうにも思っております。まあ、そういう中で実際ハード整備ということになりますと、それこそまた過大な投資もかかるわけでありまして、もう少し慎重に研究をしていかなければならないというふうに思っております。

実際、民間のほうも畑迫地区のほうでS Lジャーニーのようなものもつくっていただいたりしておりまして、民間の皆さんの機運も盛り上がっております。

また、平成24年度は、家族のゆとりプロジェクト、これも観光庁にお世話いただいて、町で進めていくものでありますが、これもS Lを使って山口市との連携を深め、S Lトラストのようなものに結びつけていきたいというように、こう民間ベースでの機運を盛り上げていくということも進めているところでもありますので、まあ、そうした中でいろいろ、町民の皆さんのいろんな御意見も聞きながらこのS Lについてのハード整備というものも考えていきたいとも思っておりますし、また議員もまちなか再生の協議会のほうにも入っていただいておりますから、そうした中でも話題提供もしていただきながら、また、皆さんのいろんな御意見をお聞きいただいて、集約にもつなげていただければまたありがたいことというふうに考えているところでもあります。

それから、このまちなか再生を進めていく上で、役場内のいろんな担当部署、今回連携をしてチームをつくって、進めていこうということでもあります。

この背景にはいろんな計画があります。例えば、観光振興計画、これは23年度につくりましたが、商工観光課が携わってきたものであります。それから、歴史的風致維持向上計画これは営業課で今度取り組んでいく計画であります。それから、その歴史的風致維持向上計画の前段の津和野町歴史と文化の基本構想、これはまあ教育委員会がつくったものでありまして、そうしたいろんな計画というものがベースになってこのまちなか再生総合事業に具体的に事業として反映をしていくものでありますので、そういう関係する部署が集まってネットワークをつくってやっていくということでもあります。

それが効果的に機能を出すようにという御指摘であります。現在、どのようなやり方というのはいちと私自身にお話しできる具体案があるわけではありませんが、また進め方の進捗状況を見ながらきちんと連携できるように指示はしていくつもりでおるわけでございます。

○議長（滝元 三郎君） はい、10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 町長、口が開くと常に、過大な投資と言われますけれども、今すべき投資というものはしっかりすべきだと思っております。それが無い。ただ、ただただだらだらと行けば、大きな花火は上げられません。どうか、これだと思えるものがあれば、しっかりとした投資をしていただきたい。

そして、湯布院に行かれるということでありましたので、帰りがけに、門司にありません、鉄道記念館ですかね、そこへ行かれると、SLマニアはもちろんのこと、鉄道マニアですら本当に喜ぶ建物になっております。そこも一度見ていただきたいと思っております。

以上で、要望を言いながら、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） はい、以上で、10番、河田隆資君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時38分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序4、15番、沖田守君。

○議員（15番 沖田 守君） 議席番号15番、沖田守であります。今3月定例会に、平成24年度の町長の施政方針や予算を拝見をいたしまして、私は、一部介護保険法等の改正によって、介護保険料等が大きく値上がりをするという、こういう状況が条例を含めて提案もされて、いささか町民の負担がふえる、そういう予算にもなっておるわけでもありますが、おおむね新規事業を積極的に今年度から出されて、満足のいく方針であり予算であると高く評価するものであります。

質問に先立ち、教育長には、本町においでいただき、津和野町の教育長に御就任をいただき心から御歓迎を申し上げ、また、不慣れな地ではございましょうが、存分にお力を発揮いただきますようお願いを申し上げる次第でもあります。

本題に入りますが、町長が目指すまちづくりの方向。その方向性が本年度から具体的な事業として打ち出され、予算が計上されました。就任以来、我々は、我々と申しますか、特に私は、一日も早く施策を打ちませんと、大変なことになりますよということ、いささかお急ぎいただくような質問をこれまでもしてまいりましたが、若干時

間は要したとは存じますが、大いに、今回出されたこの新規の事業に期待をしている一人でございます。

本町の現状を今さら申し上げるまでもありませんが、過疎、少子高齢化の中で、3月に入って、畑迫小学校、木部中学校等の閉校が相次ぎ、学校の統廃合等も4月1日からいよいよなされるわけでありますが、そして各集落は今日までみずからの集落内の農地を守ったり、あるいは荒廃する農地の環境維持、水路や農道や林道や町道やあるいは河川までも管理作業の一部を受け持って、言うなれば昔ながらの共同作業を、頑張っているのが実情でございます。

本町の場合、既に115、あるいは114というとらえ方が正しいのかもわかりませんが、行政区がございますが、その半数に近い自治会あるいは集落が、限界集落化しておるといふ現状であり、今まさに集落再生のための行政の施策が、あるいはその中で財政的あるいは人的な支援が強く望まれていたわけであります。

今回、地域提案型補助事業というものが新規に提案されました。これまで、予算審査の中で提案の説明等を担当課長からも聞きましたが、いま一つ十分な理解ができないことや、せつかくの町長の思いがこの事業で地域住民が果たして喜んでくれるのかどうか、実効性が上がるものになるのかどうか、いささか心配でもあり疑問も感じますので、これから質問もし、いささかの提言もしてまいりたいと、このように考えております。

まず、まちづくり委員会が提案する事業とは一体、具体的にどのような事業を想定しておられるのか、また、財政的、人的支援をどのように配分し、交付していくのか、さらに今年度を初年度として次年度以降も継続的にこの事業を実施していくのか、というようなことの質問であります。

各集落、自治会では、単年度事業計画と、それに伴う予算を樹立して自治会の運営、集落の運営を実施しているわけでありますが、その財源は集落民・自治会員のささやかな会費と、かつては町から町税や保険税等の集金業務を自治会なり婦人会等が担って、その手数料の財源が相当な財源になって、自治会運営等に大いに助かっていたわけでありますが、今はそれらもなく、わずかな地区民の会費で賄っているという現状であります。

前段も申し上げたように、荒廃著しい農地を初め、さまざまな伝統文化、伝統事業に加えて、今日では高齢化した集落内の福祉や町の下請的事业も世帯数も減少し、高齢化した集落で辛うじて維持している現状でもあります。

今求められるのは、そんな集落に対し、自治会に対し、財政支援と人的支援が何よりも必要と感じますが、せつかくの集落支援のための、この新しく出された新規事業が、新規に何かを提案しなければ支援策が受けられない、こういうことになりますと、各自治会からは敬遠され、せつかくの予算が未消化、言うなれば財源を残してしまうという、こういうふうなことにならないのかという危惧を一方では持つわけであります。

したがって、各自治会の代表者等の意見、これ十分しんしゃくをされて、そしてこの事業が実施されるように強く求め、以上申し上げたようなことに対して、町長の見解を求めるものであります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、15番、沖田議員の御質問にお答えをさせていただきます。平成24年度の施政方針並びに新規事業に関する御質問でございました。

地域提案型助成事業は、公民館等の範囲において組織化する、まちづくり委員会を事業主体として、自治会等の単位で地域の実情を踏まえた地域課題や解決策を、3年間の中期的な視点で作成した集落計画を取りまとめ、作成したまちづくり計画に基づき提案された事業に対し、助成をする制度でございます。

まちづくり委員会が提案する事業内容は、各集落単位で実施されている地域課題解決のための地域住民交流事業、地域環境美化事業、地域人材の育成事業、防災・防犯事業に対する事業などが挙げられると思いますが、自主防災組織の設置など、自治会等の単位では解決できないが、まちづくり委員会の範囲なら効率的・効果的に課題解決に当たられる事業や、買い物不便など、自治会等の集落単位、まちづくり委員会単位では解決できない課題なども提案がされることと考えております。

地域提案型助成事業は、まちづくり委員会が作成したまちづくり計画をもとに提案された事業に対し、必要な経費を助成する制度であることから、原則3年間は助成事業を継続し、平成24年度は1行政区30万円を限度として助成をしたいと考えております。

また、まちづくり委員会の運営に対しましては、まちづくり委員会における人口1人当たり100円を乗じた額と、1行政区当たり1,000円を乗じた額の合計額を運営費補助金として、原則3年間交付することとしております。

まちづくり委員会の人的支援策としては、まちづくり委員会の設置・運営、集落計画等の計画策定、地域提案型事業交付申請書作成などを支援する職員の地域担当制度の導入及びまちづくり委員会の設置及び運営、地域課題の把握、協力体制づくりなどを主な職務とする地域コーディネーターを配置し、各公民館とも連携を図りながら人的支援策を展開してまいりたいと考えております。

その他、地域行事や伝統芸能など地域おこしの支援や環境保全活動のためのマンパワーの確保などについて提案があった場合は、国の地域おこし協力隊の制度を活用して、地域おこし協力隊の配置による人的支援策を講じてまいります。

議員御指摘のように、地域提案型事業の実施に当たっては、まちづくり委員会の設置や集落計画・まちづくり計画の作成など、地域の実情を踏まえた組織づくり・計画づくりが必要と考えております。今後、事業の地区説明会や地域担当職員の配置等を通じて、有効性のある事業展開を柔軟に図ってまいります。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 御回答にありますようなことで、おおむね理解をいたします。ですが、これから申し上げますことの一つ、御提案かたがたお考えをちょうだいしたいと思いますのは、まず、まちづくり委員会が提案する事業とは具体的にどうかというような質問に対しての今のお答えであります。私どもがこの集落の中でさまざまな、まあ、集落計画と申しますか、そういうものをまちづくり委員会という組織の中に持ち込んで、そしてそこである意味では公民館単位だとかというふうな位置づけだと思いますが、そこで各集落の提案したものを吟味をして、そしてそれをまちづくり委員会がある意味では採択をして、そして町当局に提出をすると、そういうふうなように理解をするわけでありますが、それで正しいのかどうか。

特に私が申し上げたいのは、この過疎高齢化が今日進行したこの背景を考えると、その対策というのは、まずは過疎や少子高齢化が進行したと、こういうことは、集落の小規模化につながるといえることがまず一つ言えると思うんです。従来、30戸あるいは40戸あった集落がどんどん減少してきて、20戸に満たないと、あるいは10戸に満たない、こういう集落が随所に出ておりますが、そういうふうなこと。

それから、従来のこの集落機能というのは、数多くの、今日もそうなのでありますが、各集落小さい集落とはいいいながら、自治会とはいいいながら、多くの役職を必要とする、それは自治会長を初めとして、さまざまな自治会の役員が必要となってまいります、それが10ないし15人程度はどうしても必要だというのが、どこの集落の現実もそうだと思うんです。

そういうことになりますと、今申し上げたような集落が小規模化してくるといえることになると、その担い手というものが、人材が全く不足してくる、自治会長はすべていろんなものを兼務せざるを得ないというような、そんな集落が随所に、私は、今日出ると思うんです。そういうふうなことを考えたりいたしますと、どうしても一定数の世帯や担い手が存在するというのが従来からの地域運営の仕組みであったのが、それが危うくなったというのを現実としてとらえてもらいたいと思います。

そしてそのことは、言うなれば、土地の所有が不在化してくる、空洞化が進んでくる、こういうことがどんどん進みます。したがって、今現実に集落内に残った高齢者世帯というのは年を追うごとに消えていきます。

そうすると、ますます集落内の農林地の管理が放棄され、土地の境界や位置さえも全く不明になってくる、こういう現実が今日発しており、さらにこれから進んでくる、こういうふうなことに対する対策というものをきちっとしないと大変なことになるなどいう、そういう側面を今持つとということをお願いしておきたい。

そして、基礎的な生活圏というのは、今、町が打ち出されたこの事業っていうのが、私はある意味ではちょっとどうかなという判断もしながら、このまちづくり委員会という少々集落を超えたまちづくり委員会というものができれば、個々が基礎的な生活圏の

超えた組織化というものができて、その必要性というものは、この事業で何とか可能になってくるかなという感じもいたしております。

そこら辺をきょうは少し議論してみたいと思いますので、以上のようなことを考慮すれば、申し上げたように、今考えられておる公民館単位等での、この自治組織の再編というか、そういう事業展開というのはまんざらこれは役に立たないものではないなという気もいたします。ですが、私はこの集落再生というような意味合い、この町長の何とか、人的支援を含め、財政支援もしていきたいというこの思いで、この事業が起きたと思いますので、この集落再生には2段階的な取り組みが、私は、必要ではないかというのをこれから提言するわけでありますが、当面は、何とか現状を頑張っている今の集落体制、その現状維持していかれる施策と財政的・人的支援を実施をする。

片方では、既に、まあ、先ほども申し上げたように百十数自治行政区があります。その約半数です。50%に届きそうな、まあ、45%以上を拾い上げてみたわけでありますが、これが総行政区の2分の1、半数に近くなってる、こういう現実であります。

こういうところは、既に限界に来ているという、そういう認識に立っていただかないと、今考えておられるような事業だけで解決は、私は、全くできないと、こういうふうに思いますので、ここには、集落再編をするという構想も入れて、そしてこれは予算審査の中で、随分議論もなされましたが、今シルバー人材センターの育成に、まあ、そこそこの育成助成が出るが、こういうところにいつまでも出すものではないというような議員の意見等もありました。それはそういう角度からとれば、そういうことも事実としてあるかもわかりませんが、今まさにこの津和野の町というのは、そのシルバー人材センターという、こういう組織こそ、町が大いに活用しませんと、限界集落に近い限界集落化してしまった集落は、こういう人たちのお力をからないと農村のその集落そのものが維持できないという現実であります。

すべてが町に投げ出されて、町で何とか面倒見てくれと、こういうふうな諸要望が各集落から出ると、大変なことになるわけですから、こういう組織を有効に使っていただいて、そしてここに幾ばしかの事業委託というものを出して、そしてそれらの方々、シルバー人材センターの、あの人体制は、私はすばらしい人体制であると認識をしておりますが、農業にも精通しており、その他さまざまな、建設業からいろんな経験をされた方が今現場のこの労働力と同じようなお力を持った方々もまだまだたくさん会員の中におられます。

こういう人たちの力をかりて、この限界集落化した本町の集落再生、大いに役立ってもらわにゃならん、このように思いますので、そういうふうなことを含めて、段階的にこの、町長が目指すこのまちづくりというものを進めてもらいたい。今回のこの事業に関して、そういうこともぜひ加えて、お考えをちょうだいしたい、こういうことを願ったりするものであります。

町長が、この2年間は、前段の同僚議員の話の中にもありましたが、種をまき、花を咲かせるその土壌づくりのこの2年間であったと。それにいささか時間を費やす必要があるんだと、こういうふうなことで、これまでのお答えもちょうだいしておりましたが、まさにそうであったということと私も思います。したがって、2年を経過して3年目に入って町長は思い切って新規の事業として打ち出されたわけでありますから、これを実効性のあるものにぜひしていただきたい、このように思っ大いに期待をするものであります。

そこで、若干苦言であります、地域課題概要調査もされ、町民の意識調査もされ、今年また町民の意識調査が出ております。こういうものも集約をされて、またまとめられるわけでありますが、先般、1月の14日でありました。第1回の津和野町のまちづくりシンポジウム、私は、極めて格調の高い有意義なこのシンポジウムであったと、参加をして実感として受けとめました。しかし、残念ながら、このシンポジウムに、各集落の自治会長さんには必ず御案内が行ったんだろうと思いますが、各自治会長さん方の出席は極めて悪い、恐らく出欠をとって、確認はしておいでになるのかわかりませんが、残念ながら私が見ただけで、旧日原だけで10人に満たない、10人はおいでになったかもわかりませんが、47集落程度、旧日原にもありますけども、その中の10人程度しか自治会長の顔が見えないということでは、せつかく思い込みを込めた町長の思いが、全く自治会につながらないということでありますから、くどいようであります、今後4月等には自治会長囑託員の会議というものが多分計画をされ、実施されると思いますが、ぜひとも全集落に、全集落の囑託員や自治会長さん方にこの事業の徹底した説明と、御理解をちょうだいをして、そして御意見も聞いていただいて、この事業着手に入っいただきたいというようなことを思っております。

シンポジウムの中で、基調講演は明治大学の牛尾先生でありました。本当に我々の心を打つような、そんな講演もちょうだいをいたしましたし、パネルディスカッションは町長みずからおいでになって、さまざまな地域の優秀事例の方々との意見交換もあつたりして、本当に役に立つというか、これを実践しなければこの津和野の町の集落再生にはつながらないなという思いも強くいたしました。そういったことで、非常に効果的なシンポジウムであったんですが、申し上げたように出席が非常に悪かったということを担当課長は肝に銘じて、今後取り組んでもらいたいと、このように思っておるところであります。

この趣旨そのものがよく、くどいようであります、各集落の自治会の中に伝わりませんと、せつかくの事業が絵に描いた餅になる、こう思う。それで、前段申し上げたように、せつかく三千四百数十万の予算もつけてくれた。それでまちづくり委員会には100万円の、委員会の組織の運営のために100万円の予算もついた。3,500万円から、この事業には新規の事業としては大きな事業だというふうに思いますが、残念ながら今のようなことでは、未消化、すなわち決算時点で不用額が生じたというような、

極めてとんでもない事態にならないともわかりませんので、くれぐれも、まあ、自治会長さん方で結構でございますから、その方々の事業に実施されるための規模をくみ上げて、そして実行に移していただきたいと、このように思いますが、先ほど来から説明はちょうだいして、理解もいささかしましたが、もう少し、今のようなことについての補足の説明も、町長もいただきたいと思いますし、担当課長には、町長がお気持ちを多分今からまた伝えていただきますが、それをフォローして担当課としてはこうしますんですという強い意思表示をちょうだいしたいと、このように思います。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） それでは、議員の御質問にありました、今後進める、地域課題を解決するための平成24年度の取り組みについて、3点ほど議員のほうから御質問・御意見等もあったかと思いますが、それについて担当課としての考え方を御説明をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、まちづくり委員会の提案事業の方法ということで、集落計画をまずつくって、それからまちづくり計画をつくって、それから提案をするという流れになっております。先ほどから議員の御指摘にありますように、今現在その地域課題概要調査を平成22年度にやったところで言いますと、その調査結果でも公表しておりますが、構成自治世帯数20世帯以下が5割を占めるということで、非常に規模的に少ない、小さい集落というふうになっております。

反面、その地域課題を解決するためにどういう組織が中心になって取り組んだらいいかという質問も投げかけております。5割以上が、まあ、5割か、大体ほぼ5割が基本的には現在の地域であると。幾ら小さくとも自分らの地域は自分らでやはり課題を解決していくんだという考え方を言われる自治会の方、そういった数字をつかんでおります。

今回のまちづくり委員会の設置に当たっては、基本的にはそういった地域課題概要調査で調査を行いました各集落の考え方、小さくとも自分たちで解決していきたいという部分を集落計画でまず練り上げると。それを持ち寄ってまちづくり計画ということで、公民館等の、少し広いエリアになるんですが、そういうところでまた話をさせていただくということになっております。

先ほど言いました、地域課題解決のための組織という部分で言いますと、他の地域と連携した取り組み、これが約2割、それから集落再編により組織の拡大を図った取り組み、これが10%弱、1割弱ということと、あと公民館単位くらいの広い広域での取り組みは10%弱ということで、50%はそういった現在の地域というところもあるんですが、やはりその地域的には他の地域と連携したい、あるいは公民館等の広いエリアで行いたいというお答えもいただいたところです。

その辺は、その各地域の中の実情で違っているというふうに判断をしておりますので、まずは個別の集落計画をつくって、それで公民館等の広いエリアで地域課題を解決する

ための計画をまたつくるということで、そこではその集落再編とか、ああいった部分が必要であれば、話し合いもその中で行われることというふうに考えております。

担い手不足等、それから高齢者がおられる中で、農林地の管理もできなくなるのが実態として出てくるということで、この地域課題解決でそういった事情を計画の中に盛り込めば、そのシルバー人材センター等の活用によって、まちづくり委員会が補助金を受けて、その補助金をもとに委託をして、その地域課題を解決するというような手法に持っていきたいというふうに考えております。

3点目、シンポジウムの開催等について、各自治会長、嘱託員の皆様には今回1月に行ったシンポジウムについて御案内を差し上げました。実際来られたのが、全体的には100名弱、全体としては来られたんですが、議員御指摘のように地域的に来られなかった方いろいろおられて、その案内の仕方等については反省の残るところがあります。

そういった部分、それからこのシンポジウムについては第2回、第3回というように、今回は近隣の集落再編を行ったところ、あるいは地域課題として自主防災組織をつくったところということで、そういった課題をテーマとして、皆さんに御紹介するような形で、その当事者の方をお呼びしてお話を聞いたところでございます。

2回目、3回目、今後引き続きこれについては行っていきたいということで、将来的には、各まちづくり委員会の取り組み内容等をこのシンポジウムで話し合いながら、津和野町全体としての地域課題解決の方法等について、情報交換をしたらいいかなというように考えております。

今回4月に、自治会長・嘱託員会議が開催され、その中で今回のこの事業の説明もを行います。議員御指摘のようなところで、皆様に十分この制度内容を周知し、徹底することで、有効的な事業展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） はい、町長。

○町長（下森 博之君） 基本的なその考え方、流れ方、先ほど担当課長から申し上げたとおりでございます。

私のほうからは、先ほど御指摘いただいたそのシンポジウムのパネルディスカッションの中で、谷地区が先進事例を述べられました。あの中で、例えばその地区で農地をちょっとこう改修されて、それでU・Iターンを受け入れる土壌をつくったということ、お話をされたかと思うんですけども、ああいう事業なんていうのは本当にこうすばらしい取り組みだなと。少し農地法の関係もあって、強引な取り組みでもあったかとも思いますが、イメージとしては、そうした各まちづくり委員会等が、そうしてU・Iターン事業とか取り組んでいただくために使っていただける財源にさせていただけるとうありがたいなあというような思いを持っております。

また一方で、町政座談会なんかで回りますと、町内のある集落ですけれども、必ず月1回集落に集まって、その集落の方が、そこはもう10戸もない地区であります、必

ずみんなで顔を合わせて話をする、それが非常に楽しいんだということを話される集落もありまして、だけど集落がもうかなり、集会所がかなり老朽化をしてきているので、その辺の修繕も早いうちしていきたいというようなこと、だけど、もう自分たちで出すお金もないということもあるので、そうした事業にお金をまた使っていただくというのも、これも一つの手だてかなあというふうな思いであります。

そういうことを通しても、町内やはり各集落一通りに考えることができませんで、それぞれのまちづくり委員会やあるいはそれぞれの集落が千差万別、いろんなその課題を抱えているわけにありますから、本当なら町がこういう、今の谷のような具体的な方針をして、全町的にやるのがそれが一番集落もついてきやすいやり方なのかもしれませんが、やはりそれは、集落の課題が千差万別である以上、まずはやはり集落集まっていたいて、まちづくり委員会をつくる、その過程から一つこれをつくり上げていくということが、それぞれの集落に応じるためには必要なことだろうということで、24年度はそういう動きを始めていこうということでもあります。

そういう中で、御指摘をいただいた自治会長さんの役割も非常に大きくございますので、またこれから囑託員・自治会長会議等でしっかり御理解をいただけるようにやっていきたいとも思っておりますが、やはりもう一つは、その動員をいたします地域担当制度の職員でございます、これがそれぞれのまちづくり委員会に入って、機能的な役割を果たさなければ、私はこの仕組みというのは成り立っていかないというふうに考えているところであります。

まだ組合のほうにも投げかけをしているところでありまして、また組合のほうから了解をいただいた上で、この職員、いただくというのはちょっとおかしいかもしれませんが、組合と共通理解のもとで、職員の地域担当制を入れていきたい。そして、その担当する職員については、研修会等もしっかりやり、またそれぞれの委員会に配属される職員が情報交換をする、そういう場もつくりながら、そのまちづくり委員会の中で機能的な役割を果たしていきたいというふうに思っております。

それは先ほどにも述べましたが、まちづくり計画をつくる上で、やはり事務的な作業さえも、農地・水保全管理なんか見ておきますと、もう集落が大変だということでもあります。そういう実務的な、事務的な補助もしたいと思っておりますし、さらには各地のそうしたまちづくりの事例なんかも情報提供して、そして考えていただくための支援ができるような、そういう役割も担わせていただきたいということを進めながら、この仕組みを実効性のあるものにしていきたいと現在考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） はい、15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 大体懸念されるなあと思いますことは、担当課長、あるいは町長の今のお話で理解ができた、というふうに思います。多分、放映されておりますので、町民の皆さんも多少この一般質問やなんかには目を通して、テレビを見ていただけるんだと思いますが、今のようなことが必ず、私は、この津和野の

町の集落の再生というか、それにつながるとかたく信じておりますので、ぜひともこの成功裏に持って行ってもらいたい。

初年度でありますから、うまいぐあいに初年度からいくというようなものではございませんが、3年の今計画をお持ちであると、こういうことでもありますから、そこそこ予算もきちっとつけて、その予算が消化できるように、予算が消化できるということは、それぞれの集落計画やまちづくり計画がなされるということでもありますので、予算に余りこだわっていただかずに、大盤振る舞いをするぐらいのお気持ちでぜひとも進めてもらいたい、こうも思います。

それから、申し上げておきたいと思いますのは、この自治会の会費というのは、どの集落でも同じですが、お年寄りお一人の家庭になったと、お二人のお年寄り家庭になったと。どうしても自治会の会費というのは、そこら辺を基準に自治会費というのは定めるわけでもありますから、あそこの家には月1万円出しても大丈夫じゃがなというようなところを基準にするわけにいかないんでありますから、ちょうど町があるいは県が国に対して、地方交付税を少なくしてもらっちゃ困りますよと、一括交付金のような自由な財源というものをぜひともたくさんちょうだいと言うて、町が国に言うのと全くその、まあ、地方版というかこの町の財源に集落民が期待をする。それをまさに集落内で運営がなかなか困難になったという、こういう現実であります、というところも、申し上げるまでもないことであります。十分御理解をいただいて、できることでありますれば、各集落が立てた、単年度計画というのは毎年どこの集落も立てるわけであります。それを持ち寄って、3年計画、5年計画というものに職員の人的支援ももちろん地域担当は必要でありますよ。そういう人たちを入れて、この集落計画等もつくられ、そしてそれを積み上げ、そして3年、5年、その集落計画というものが成就できるようになれば、衰退していこうとするものに、完璧なものにはなりませんけども、必ず歯どめがかかる、そういう事業に、私は、なると思いますので、精いっぱい御尽力を願いたいと思います。

最後に、駄弁であります。きょうも前段の同僚議員の質問等の中に、観光協会への補助金の話やなんかが出ましたが、私の一般質問とは若干外れますが、しかし私は、観光協会というふうなところについても、観光行政という行政が町の柱でありますから、そこに少々の予算投資をしても、町長の答弁にもありましたが、そこで滞在するお客が前年度よりはふえてくるという実績を積み上げれば、それはそれなりに人的支援の財政支援をしても、決して無駄になるというものではないということ、それはあえて言うなれば、人材センターやなんかにも、それは確かに町の一部仕事を受け持っていております。そして育成費の形で予算の計上もあります。

しかし、こういう人たちがおらないと、津和野の町の集落の再生には、決してこの方々の力がないとできないということでもありますから、そういうことも含めて、少々の予算措置というのは、町長、どんな御意見があろうと強い意志で買ってもらいたいというこ

とを申し添えて、最後に、説明は要りませんが、お答えは要りませんが、強く要請をかけて、きょうは1時間に満たない質問で終わりますが、終了させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、15番、沖田守君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で1時55分まで、55分まで休憩いたします。

午後1時40分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序5、8番、青木克弥君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、一般質問をさせていただきます。

今回、用意しました一般質問につきましては、今年度の、いわゆる重点課題の1つを取り上げ、それに具体的なものとしての農業振興という意味で質問をさせていただきます。若干、前段議員とかぶる部分もございますけれども、その点を御容赦いただき、御回答願いたいというぐあいに思います。

今、本町が置かれておるこの平成24年度につきましては、最も今までで厳しい年になるというぐあいに思います。その厳しいという意味は、いろいろなことを一遍に進めなければならないという意味で、非常に厳しい年であるというぐあいに認識しておるところでございます。それは、今、第1次津和野町総合振興計画の後期分のこのアクションプログラムそのものをまた作成しなければならないという現状の中で、今まで22年、23年度等々で、いろんな計画が作成をされました。最も重要な計画の1つに行財政改革大綱の実施企画がその中にも入っております。

で、それから、観光振興計画でありますとか、あるいは歴史文化基本構想に基づくさまざまな事業でありますとか、そういったものを一挙に進めていき、実施していく年度だろうというぐあいに認識しておるところでございます。

その上に、町長の施政方針の中で、最も大きな、今年の課題の推進課題として、今、前段の議員の中にございました「地域提案型助成事業」というのをやるということが、施政方針の中で語られました。私も、そういった、いわゆるこの本町の置かれてる現状の中で、今、何を一番やらなければならないかということ考えたときに、やはり何とんでもこの現状の人口をどう食いとめていくかと、それと集落をどう維持していくのか、その上に、いわゆる基幹産業である農業だとか、観光だとかいったものを進めていく、そういうものになるんじゃないかということも含めながら、今、施政方針の中で提案されましたこの「地域提案型助成事業」というものにはエールを送るものでございます。

で、予算審査委の中でも、いろいろ議論のあったところでございますが、私は、今、県も幸いにして、この関連事業というのを24年度に取り組みようとしておりまして、「過疎地域自立促進特別事業」というのを平成24年から27年度に実施期間として創設してございます。

で、町もその事業を今、考えられておる事業に当然リンクをしてやっていくということが重要なことだろうというぐあいに思いますが、その中で示されておるいろんな条件の中に、そのまま取り入れて大丈夫だろうかというような条件が今は提案されておるところでございますが、町が、今、考えている、今までに説明がございました、いわゆる公民館単位でのものの考え方、あるいは今、若干、前段議員の中にも説明ございました、小さな集落でも対象にするよというような意見もございましたが、さまざまな条件の中をどうクリアしていくか、それをどう拾い上げていくか、それを多く拾い上げる、その努力が最もこの事業の大事なところであろうというぐあいに思います。そのためには、1つは、そういったリンクさせていく事業へ、いわゆる条件緩和をどう現場が提案していくかというのが、これから最も重要なポイントだろうというぐあいに思っております。

で、現在、この県の事業につきましても、津和野町は11地区を対象にするようなことで聞いてございますが、しかし、その条件の中には文言で書いてありますのは、地域住民の組織が中心となってやるということでございますけれども、この選定の条件の中に高齢化比率や人口減少等の数値が地区平均より厳しい地区と、こういうようなことがございますが、まあ、市町村と協議するんだというような附帯条件も入ってございますけれども、本町のこの条件を見たときに、ほとんど同じような条件下にあるわけでありますから、多地区と比べて厳しい地区というのは、非常に問題だろうというぐあいに思います。

そこで、まあ、あと質問の中で伺いするわけですが、こういうような条件のどういうぐあいに現場が提案したら、いわゆる集落の振興がなされるのかということはどうお考えになっているかということも含めて、この地区選定で、この条件緩和にして、どういうぐあいなことを今現在、提案をされようとしているのか。

それと、もう1つは、この事業が的確に進行をし、醸成されていくためには、前段の議員のお話にございましたように、最も人的支援、これが一番重要なかぎになろうというぐあいに思います。

そこで、今、財源の問題だとか、いわゆる地域担当職員のことだとかというようなことが御説明ございましたけれども、それら今、考えられている地域担当職員の位置づけといたったものは、一体どこに、どういうぐあいに位置づけられて、若干今まで説明ございました役割は、どういうぐあいに役割をされるのか、それを総括される課はどこなのか。で、公民館単位ということになりますれば、当然公民館の職員との関係も出てまいります。それと同時に今現在、考えております地域おこし協力隊員の方々、それからインタ

ーシップで入れようとしている学生の人たち、それらをどう有機的に結びつけて、この集落振興をしようとしているのか、その点について、まずお聞かせを願いたいと思います。

で、今、条件の中でも申し上げましたように、最も、私は、この津和野町が厳しい現状の中にあるという、この数字の中では、平成23年の10月1日付の統計調査等の中で、世帯数が3,668、人口が8,237という本町の中で、非常に厳しい数字は、その構成割合でございます。14歳以下の構成割合が、本町の場合は、8.8%というぐあいに報道されてございます。これは、島根県の各市町村の中のトップであります。残念ながらトップであります。それから、65歳以上の高齢化率、これは今、この時点の調査でいきますと41.9%というぐあいになってございまして、1番目は隠岐の知夫でございますけれども、本町が2番目でございます。非常に厳しい現状の中にあるということは、先ほどの説明の中にもございましたが、また、集落を構成しているほとんどの農村集落、この現状を見ましても、現在従事されている、まあ、このセンサス状の集落数でまいりますと、農地を有する集落は90あるというぐあいにされておりますけれども、この中で65歳以上が50%を占める割合というのは、ほとんどの集落でございまして、現在88集落、いわゆる全体の98%を占めているという現状の中にあるわけです。したがって、この人的支援がなぜ必要かという、いわゆる集落計画をつくったり、再生計画をつくったり、そうしたものにそれだけの力が本当にあるんだろうかというぐあいに思います。で、この根幹は、当然集落の自主的なその提案といったものを求めておられるだろうというぐあいに思いますけれども、行政としてこの地域を振興していく場合に、当然、いわゆるこの行政側からの提案といったものも非常に大事になってまいりますし、現状のその認識をどう周知していくかということも非常に大事であろうというぐあいに思います。

島根県も、いわゆる38年の豪雪以来、非常に過疎が進んでまいりまして、県の単独事業として、「島根方式」といったものを創立して集落振興を何十年か続けてまいりましたが、その手法と、ほとんどこの手法は同じだろうというぐあいに認識しておるわけですが、その集落振興に我々も何年か携わったことがございますが、今、申し上げましたように、その中で最も大事なものは、今、言いました、みずからの提案を待つだけではなくて、いろいろなものを提案をしていくというのが、今、行政に課せられている大きな課題であろうというぐあいに思いますので、その点を含めて、今、申し上げましたことに、まずお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、青木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

住民協働のまちづくりについてでございまして、まず1つ目に島根県「過疎地域自立促進特別事業」の条件緩和についてでございます。

島根県が平成24年度に実施する予定の過疎（中山間）地域自立促進特別事業は、地域の課題の解決に向けた計画の策定や具体的な取り組みに対し、市町村が過疎債（ソフト事業分）を活用して補助金を交付する場合、市町村の実負担の一部を支援する制度でございます。事業期間は平成24年度から平成27年度までで、県内227地域のうち、高齢化比率や人口減少率等の数値が平均よりも厳しい地域を最大100地域選定し、支援することとしております。

地区の選定について県に問い合わせたところ、選定に当たっては国勢調査の結果をもとに、高齢化比率や人口減少率等の数値が平均より厳しい地域を選定する予定とのことですが、現段階での詳細は未定となっております。

実際には数値だけでなく、県と町の協議も踏まえた中で選定されると思われまので、町といたしましては、この事業を有効的に活用するため、できるだけ多くの地区が選定されるよう要望していきたいと考えます。

続いて、2つ目の集落計画、まちづくり計画作成の人的支援策についてでございます。

計画策定等の人的支援策につきましては、15番議員の御質問にお答えしておりますように、職員の地域担当制度につきましては、まちづくり委員会の設置・運営、集落計画等の計画策定、地域提案型事業交付申請書作成などの支援を目的として、各まちづくり委員会に対し2名から4名を配置し、地域コーディネーターにつきましては、まちづくり委員会の設置及び運営、地域課題の把握、協力体制づくりなどを主な職務として、津和野地域2名、日原地域1名の計3名を配置し、各公民館とも連携を図りながら人的支援策を展開してまいりたいと考えております。

その他、地域行事や伝統芸能など地域おこしの支援や環境保全活動のためのマンパワーの確保などについて、まちづくり委員会より提案があった場合は、国の地域おこし協力隊の制度を活用して、地域おこし協力隊の配置による人的支援策を講じてまいります。

なお、インターシップの学生の役割は、主に観光関連業務に携わっていただくことを考えており、まちづくり委員会の人的支援策とは直接かかわらないこととしております。

そして最後に、もう集落が、集落発ではなかなか、集落の衰退が進んでおって、そこまでいく力もなくなっていると、そういう中で行政側からの提案も必要ではないだろうか、という御質問もあったわけでございますけれども、当然そうしたことも念頭に置いていかなければならないというふうにも思っておりまして、先ほど15番議員の御質問とも重複いたしますが、そのために担当職員の、地域担当制での担当職員の役割、また、資質の向上、そうしたものが非常に重要になってくると思っております。そういう中、また、各まちづくり委員会、あるいは集落の情報交換、あるいは意見交換など、その担当職員の間で、また、情報共有をしながら検討して、そして、なかなかやはりこの集落発の提案に至らぬところについては、また、どういう形で御支援を申し上げるのか、その辺は考えていくということも念頭に置いていかなければならないと考えておるところであります。

ただ、まずは取りかかりでありますので、このまちづくり委員会を設置をして、そして地域提案型の事業を計画をつくっていただくという、それを進めていながら、また、それぞれの委員会、それから集落の課題等も把握をし、そして、臨機応変に対応していくという方向で進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今のお答えの中に地域担当職員の、まだ恐らく組合とも話がという、前段でありましたので、構想の段階だろうとは思いますが、どこに配置をされるのでしょうか。それから、その地域担当職員が日原地域1名で、津和野地域が2名配置をするということですが、それは、まあ、例えば、まちづくりの課のところに配置をされて、それがそこを担当するのか、あるいは今現行の課の中で、そういう業務を持つのか、その辺のところはいかがなものでしょうか。その辺のお答えがなかったように思いますが、その辺を少しお答えください。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 今回の人的支援でございますが、まず、津和野町の地域担当職員制度、これにつきましては、職員、全職員が担当になるということで、配置する職員については、まちづくり委員会ごとに配置するという考えであります。で、まちづくり委員会に対して2名から4名、その規模にもよるんですが、そういった形で津和野町の職員を地域担当職員として配置するということで、2年任期で基本的には配置するということで、全職員がこの地域担当制度に当たるように、今、実施要綱を作成をしているということでございます。

で、もう1点、地域コーディネーターということで、国の集落支援員制度を活用して行うこの設置につきましては、津和野地域が2名、それから日原地域を1名ということで配置をしていきたいというふうに思います。

で、この地域コーディネーターにつきましては、まちづくり委員会の設置及び運営の支援とか、地域状況の課題の把握、あるいは話し合いの場づくりというようなことで、地区説明会等含めて、町側として、いろんな地区にお邪魔して御説明をさせていただきますが、その際にこのコーディネーターにも、その地域ごとに入っていて、このまちづくり委員会設置のところから、この地域コーディネーターについては役割を果たしていただきたいと、で、この方につきましては、基本的に連合自治会等のそういった活動をされているような方をお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） そうしますと、全職員がそれぞれのところに張りつくということになりますと、いわゆるその地域担当職員の、まあ、意見集約といいますか、それらはどこが集約をして整理をするのか、で、そのトップはだれなのか。

それから、今、地域コーディネーターのお話でしたが、これは集落支援員の制度を使うということ言われておりますが、当然その地域おこし協力隊といったものの

一連の流れの中で使われるんだらうというぐあいに思いますが、で、地域おこし協力隊については、当然、基本的にはその隊員がこの地域に定住、最終的にはですよ、そういうようなことがねらいの中で、この地域おこし協力隊というのは本来つくられたものだというぐあいに思いますが、そういう意味からすると彼らも当然その集落の中に入っていけないと、いわゆるその本来の意味を逸脱することになるというぐあいに思いますが、で、まあ、集落支援制度は、あわせて使うことができるというぐあいにもなっておりますけれども、まあ、私はある程度、これは区別して使うのがいいんじゃないかというぐあいに思いますが、その辺のことをもう一度お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） まず最初に、地域担当職員制度についてでございます。まあ、2名から4名でいきますと、大体まちづくり委員会、今現状11地域設置をしたいという案でございます。大体30名程度の職員になろうかと思うんですが、その中でそれぞれ班長というのを決めて、班長会議というのを連絡会議として持つということで、取り組み内容については、随時その班長会議の中でいろんな協議をし、連絡体制を持ちながら、その活動の集約を行っていきたいというふうに考えております。

で、まちづくり地域コーディネーターと、それから地域おこし協力隊の関係でございます。先ほど御説明しましたように、まちづくりの地域コーディネーター、この部分につきましては、行政側として、そういった連合自治会等のお世話をさせていただく方にまちづくり委員会設置ののところから協力をしていただくということで考えております。で、これはこの制度については、国の集落支援員という制度を活用して、町全体で言いますと、津和野地域2名、日原地域1名の3名を配置するということになります。で、地域おこし協力隊という部分で言いますと、先ほど御説明しました地域で集落計画、あるいはまちづくり計画を立てていただきます。その中でマンパワーとして、こういうことに活用したいとか、そういった地域の提案があつて、で、国の制度にのっとって公募をかけて、三大都市圏のほうから来ていただいとというような形で、地域要望におこたえする形で、地域おこし協力隊は集落に配置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の地域担当職員のことはわかりましたけど、どこが取りまとめをして、どこがトップで、だれが指示を出すのか、最終的には町長が判断するわけでしょうけれども、その辺のことの説明がちょっと足りませんでした、その辺をもう一度お聞かせください。

それから、今の地域おこし協力隊につきましては、当然、いわゆる現場の要求そのものにそぐったものでないと、ということだらうというぐあいに思いますが、ある程度、その辺へどう誘導していくかというのは、行政側が少し力をかけてあげないと、なかなかうまくいかないというぐあいに思いますが、その辺はいかがお考えですか。

もう1点、今の島根県の県単の事業へリンクさせて使うということになりますと、当然、その条件緩和というのも必要になってまいりますし、まだ、詳細な要綱ができていないように思いますけど、当然6月ごろにでき上ろうとは思いますが、それまでに現場の意見を十分、県のほうに上げて、いわゆる、本町が使いやすいようなものにしていうことも非常に大事だというぐあいに思いますので、今現在、考えられている具体的な提案というのがございますか。それがありましたら、お知らせください。

つまり、例えば今11地区を一応予定しているというようなお話がございましたが、例えば津和野町というぐあいに網をかけますと、非常に範囲が広がるございますね。そういうぐあいになったときに、ほんとにそれでいいのかと、うまいこと拾い上げられるのかと。

まちづくり委員会そのものを構成するには、当然、それでやれるというぐあいに思うんですが、それを拾い上げる前の段階で、前段の議員の説明の中にはいろいろございましたけども、いわゆるこの事業をリンクさせる場合には、若干、そういったものの、かぶさる部分というものがなければうまいこと使えないというぐあいに思うんですよ。言うことがわかるかな、ちょっと……、あれですが。

まあ、県単の事業の場合は、残りの3分の1の一部を助成するという形になつとるというぐあいに思いますので……。

しかしながら、そうはいいましても、できるだけ、いわゆる、本町の持ち出し部分を減すという意味では、それを十分活用する必要があるというぐあいに思いますので、今、考えられとります、いわゆる具体的な提案の内容がわかりましたら、お知らせください。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） まず最初に、地域担当職員制度につきまして、まちづくり政策課が事務局となって、この地域担当職員の制度を実施していくということになります。

推進会議につきましては、町長が招集するというので、それぞれの班長を集めて、各まちづくり委員会で問題点あるいは課題等について連絡会議として話し合うというようなことで、今、要綱的などころの原案を作成をしているところでございます。

それから、地域おこし協力隊につきましてですが、地域からの提案ということで、まちづくり委員会から提案があった場合については、その地域おこし協力隊を公募して、そこに配置するというような考え方をとっています。

で、地域担当職員の研修も含めて、今、この地域おこし協力隊、県下でも十何名の配置をしている美郷町に先般お邪魔をさせていただきました。

集落支援員も設置をし、地域おこし協力隊も三大都市圏から公募をかけて地域に配置すると……。まあ、うちが、本町が今、考えているような部分を、先進地として実際にやっているところでございますが、そういったところの美郷町の担当者等も津和野町にお呼びして、職員の地域担当制度の部分で担当職員に対して研修会をやるとか、そうい

った部分ですね、行政側も地域課題の解決に当たってそういうことが必要であれば、積極的に地域との話し合いの中にも情報として出していくような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

それから、過疎地域自立促進特別事業につきましては、今回227地区というところで、今回、答弁書のほう、県がまとめた地区を書かさせていただきました。

この地区につきましては、現在、津和野が、津和野町が取り組みをしたいということで、まちづくり委員会の11地区、この部分の公民館等の範囲でという考え方の中で、県は227地区というまとめをしたということでございます。

ここで、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、この事業の中身というのは、公民館等の範囲にそういうことを設定をして、地区単位での地域運営の仕組みづくりや課題解決に向けた取り組みを行って、その部分で市町村が過疎債を活用して補助金を交付する場合ということになっております。

で、過疎債を活用してということでございますので、起債の借りた額のその市町村の実負担の一部を県が、基本的には20%ということになろうかと思いますが、それについて、補助金として、交付金として一括交付するということ聞いております。

で、この条件のところ、その対象地区については最大100地区ということをご想定しておりますが、県に問い合わせたところ、その100地区というところが、まずは、こういう取り組みをするところが、県下でどの程度あるかと。

津和野町の場合は補助金を交付して地域課題を解決すると、まあ、この事業にのっとったような取り組みになっておりますので、今11地区ありますが、この100地区の中に、その条件的なところがまだ決まってない中で、どうですかという話をしたんですが、その中で言いますと、切り捨てはしないというようなところもありましたので、今、現状的には、そのまちづくり委員会を11地区設定をして、11地区すべて設立した際には、個々に要する経費の一部の部分について、この特別事業が該当できるように、県に働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ぜひともですね、この事業を醸成し成功させていくことについては、相当な覚悟と人的支援が必要だというぐあいに思っております。

したがって、今、町長が施政方針の中で述べられておりますように、今年度は最も重要なポイントにあるというぐあいに認識しております。そういった意味では、各課ともそれに向けての認識を一つにして、全員で、いわゆる津和野町一家という考え方の中で進んでまいっていただきたいというぐあいに思いますし、当然その中には、特別職の副町長、大きな役割を果たさなければならないというぐあいに思っております。町長はもちろんトップでありますから当然でございますが、その辺で副町長の決意をお聞かせください。（笑声）

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） さまざまな事業が展開される予定になってると思います。

私が、まずは懸念することを議員も御指摘いただいておりますようにですね、それぞれの地域の中の格差、提案の内容がまちまちであろうかと、思っております、先ほど担当課長も申し上げたと思いますけども、それらをやはり目線合わせをしていく。そして、本当に落ち込んでいて、もう、何ていうんですかね、救い上げなければならないような集落があるとすれば、そこまで、一定のレベルまで引き上げるその目合わせをしていくということが、非常に職員間の中、あるいは我々の中で重要なことだというふうに考えております。

ほかにもいろいろあるとは思いますが、そういったところを私自身は懸念しておりますので、職員と一丸となって、そうした解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 副町長の今、頑張るという決意でございました。

町長は当然、トップでありますから、言うまでもなく、そういうぐあいな姿勢の中で携われるというぐあいに思いますが……。

一番、私は、忘れてはならないのは、まあ、こういう例を出していいかどうかは、ちょっとあれですけども、宮本常一という、作家というか、郷土の民俗学者がいらっしゃいますけども、その本の中に「忘れられた日本人」というのがございます。で、それらを見て読んでみますと、非常にまじめな、ほんと何にもない、まじめに生きた人間がいつか忘れられていくというようなものことでございますが、そういった意味で、忘れられた集落ができないように、そっと光を差し伸べていくという努力をして、ぜひ、していただきたいというぐあいに思います。

それでは、この問題を次におきまして、若干、この集落振興とかかわりを持ちますけども、本町の基幹産業であります農業の振興といったものが、今、前段でお話をしましたことについても、非常に大きな役割を持っているというぐあいに思います。

今現状では、非常に高齢化の進行に伴い、担い手の減少そういうものが続きまして、地域全体の衰退に影響しているというぐあいに思います。

したがって、後継者の育成や新規就農者の確保対策といったものが、この集落振興の中でも大きな役割を担うことに思いますが、幸いにしてですね、県単の事業として、経済対策事業として、さまざまな事業を24年度に用意しております。

その一部の事業でございますけれども、いろいろな事業が今までも取り組まれてございますけれども、認定農業者、それらを育て上げるために必要な設備投資をやっていくというような意味で、自営の就農開始支援事業が1つ、それから22年から23年度に認定されました、まあ、兼業でやっている農家、いわゆる半農半Xという形でございますけれども、その開始支援事業、それから、雇用の受け皿となる農業法人の確保をするための雇用創出支援事業、あるいは後継者育成をしていく意味で自分の子供やあるいは、

まあ、他人でも結構でございますけども、経営を移譲し継承していくために自営就農後継者対策その事業、それから一般に新聞等でも報道されました派遣会社が派遣して雇用を創出していく集落営農と派遣研修事業といったものや、今までになかった自営農家で45歳までの対策がありましたけども、45歳以上の方に対しての中高年就農給付金といったものや、それを受け入れる研修受入農家助成事業といったようなものが、そういうメニューで、今現在、出されてございますけども、これらの事業に対して、今、現在、本町はどういうぐあいにお考えをされておりますでしょうか。

それと同時に、これらを進めていくためにも、やはり、前段の課題でもございましたように、人的支援というものが、これもまた必要になってまいります。その人的支援が、当然、その集落振興・地域振興といったものはかぶるわけでありますから、前段で、いわゆる、集落活性化対策における人的支援といったものとのかかわりをどのようにお考えになっているかをお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番——失礼いたしました。

続いての農業振興策に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

最初に、新規就農者の確保に関する本町の考え方について御説明をいたします。

平成21年度において、津和野町新規就農者受入指針を策定し、新規就農者の受け入れのための考え方をまとめております。

本町が受け入れたい人間像といたしましては、「相手のことを理解し、心を割って会話ができる方、相互理解とコミュニケーション能力のある方」とし、地域から認められ、受け入れられる人材であることを条件としております。

町のホームページ等で募集し、応募があった場合はヒアリングを行い、農業体験、農業研修生として受け入れの可否を決定し、受け入れ者の希望する農業を行う認定農業者、農業士、農事組合法人及び里親となる農家を紹介いたします。

定住し、就農する場合、自営農家か兼業農家を選択してもらい、年間所得目標額が50万円または年間農業従事日数60日以上の場合、農業担い手支援センター、それ以下の方を地域振興課が対応することとしております。

新規就農者の希望に添って、国・県事業の活用を図ることとしており、議員御紹介の県7事業の活用も想定しております。

平成23年度末時点で、町内出身者2名の新規認定就農者がおられ、施設整備を希望する場合は自営就農開始支援事業、子供への経営継承が見込まれる認定農業者にあつては、自営就農後継者対策事業を活用したいと考えております。

次に、現在、対象者はありませんが、兼業農家を希望する新規就農者にあつては半農半X開始支援事業、45歳以上60未満の壮年新規就農者にあつては中高年就農給付金制度、研修生を受け入れる農家については研修受入農家助成事業を紹介し、活用したいと考えております。

雇用創出支援事業及び集落営農等派遣研修事業については、集落営農組織の多くが雇用できる環境になく、希望する組織があれば対応する予定です。

次に、人的支援体制についての御質問ですが、認定農業者、農業士及び農事組合法人において支援をしていただく考えです。

集落活性化対策における新規就農者対策についての人的支援に関しては、地域の実情に応じて対応させていただきます。

なお、国においては、新年度より、年間150万円（最高5カ年）の青年就農給付金制度を創設するため、その受給要件として、地域の農業の担い手を定める「地域農業マスタープラン」を集落や大字等の単位で作成するように規定されており、2名の認定就農者も対象となるよう準備をしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今のさまざまな、いわゆる事業のことについて考え方をお尋ねしたわけですが、何を聞きたかったかというですね、さまざまな事業があります。したがって、これが、それぞれ使うためには、大変なそれぞれの仕組みやら、それぞれにどうかかわっていくかということ、まあ、当然、農業関係は農林課が主体になるというぐあいに思いますけども、それらの積極的に携わっていくということを非常に大事だということをお願いしたかったわけですが。

現在も、いわゆる経営移譲したい、あるいは、帰って農業をしたいという方々が、少なからずとも、私の聞くところでは5人程度おるといふぐあいに思っております。それらが、少なくとも、本町で、集落内で、あるいは集落営農組織の中でも活躍していくなれば、それが一つの定住対策に、当然なってくる早道だろうといふぐあいに考えております。そういうことも含めて、農林課長も、当然このことについては、新しい事業でありますので、当然、研究をされて、今まで受け継がれてきた事業の延長線のものもありますので、今、考えておられることがあるといふぐあいに思いますので、いわゆる担当課長としての御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 議員の御質問の担当課長としての考えということでございます。

基本的には、新規就農者、新規認定就農者の方の意向に添って対応するというのを基本にしておりまして、必要でないものについて、補助事業があるといつてそれをとるといふことになると、経営への関係で負担になってくるというふうなこともございますので、本人の御希望によって最も有利な補助事業を導入したいと……。

で、議員、先ほど御紹介のありました7事業以外にも国の事業もございます。そのあたりのところで、どちらが有利かというふうなところも判断をさせていただいて対応したいと……。

今、新規認定就農者2名というふうなことでございますが、もう一名の方も、実際に、まだ認定になっておりませんが、今後、どういうふうにしたいのかがまだ決まってないというふうな状況でございますので、本人の気持ちを優先しながらベストな対応をしたいというふうを考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ちょっと、非常に、何か、私が聞くと消極的に見えるんですけども、もう少し積極的に働きかけていていただきたいというぐあいに思います。

答弁の中にも、町のホームページや、あるいは募集したり応募があった場合には、ヒアリングを行い、というような文言で答弁をされましたけども、積極的に出かけていって後継者を育成していく、あるいは新規就農者、定住をしていく、そういうような働きかけを強めていていただきたいというぐあいに思います。

中には、高齢者の方で、もう農業をやめたと……。それで、しかも、田も要らん、山も要らん、家もやるからだれか呼んでこい、というような方も御相談を受けておられて、そういうような方も中にはいらっしゃるわけです。そういったときに、そこへ入ってくる、いわゆるUターンであったりIターンであったりする若い人でなくても、そこへ定住をしていただく、そういうような積極的な取り組みも必要だろうというぐあいに思います。

それらをよく聞いてみるとですね、田んぼは、今ある集落営農組織に預けたらいいんじゃないかというようなお話をしますと、それでは、集落の人間が減っていくのに田んぼだけふえていったんじゃ何の意味もないというふうなお話を聞くわけでありまして、つまり、そこに人間がおらなくなったら、集落も何もないというような言い方でございました。まさに、そのとおりだというぐあいに思いますので、積極的な取り組みを、ぜひお願いをしたいというぐあいに思います。

最後に、町長の、前段を含めて、今、申し上げましたことについての御所見を伺いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まあ、大変、それぞれ貴重で魅力的なる事業でもあるので、ほんと積極的に取り組んでいきたいという思いを持っております。

先ほど担当課長の答弁で、少し消極的じゃないかという御指摘もいただいわけでありまして、少し、その担当課長の気持ちをおもんばかって代弁をしたとしたならば、非常に、やはり町全体がそうありますが、やはり人手不足、町のほうのですね、そこに、まず大きな背景があるということであって、そして特に農林課でありますと、戸別所得保障制度ですとか、農地・水の関係ですとか、ほんとに国から、まあ、ばらまきと言ったら、ちょっと失礼かもしれませんが、大切な事業でもありますから、そういうことは言っただけではいけない話で、きちっと、町としても受けとめて、それは、町の農家のため

にもあることでありますから、きちっと事務の責任を果たしていく必要があるということでもありますけれども、ただ、そうした実情もあって、なかなか、いろんな取り組みへ打ち出して、出ていくと、積極的に、そういうことが、現実的に人的な面から難しいような状況にもなっているというふうにも考えております。

先ほど、前段、別の議員さんから、これは、私どもが勝手にいい方向に解釈してはいけないわけですが、やはり集落も人手が足りない、そういう中で、やはり観光協会も含め、地域各集落にも、やはり、まずは、まちづくりをするのは人なんだということで、そういう面での、やはり、支援は非常に大事だという、大変力強いお言葉をいただいたわけでもありますけれども……。

やはり、町も、いろんな事業を推進していく上で、やはり町の人材というものも非常にそういう意味で事業においては大切な要因になるというふうにも受けとめているところであります。

そういう中で、やはり、もう一度、行財政改革大綱のほうにも定員管理計画の見直しをこの平成24年度に行うということも掲げさせていただいております。これは、人をふやすということが前提ではなくて、将来的な人口減もまた加味しながら、ほんとに、町にとって必要な人間が、職員が、どのぐらい必要なのかというのを、この1年で導き出していきたいというふうに思っているところであります。

今回つくってやってきた定員管理計画を尊重することは当然でありますけれども、これは、やはり類似団体を比較しながら決めてきた、その人数でもあるということでもあります。これまで158名が138名ということで、それは、それでやってきたわけですが、さらに今後も、2人でしたか、その3人減らす計画であります。そうすると、いろんな、町民の皆さんから御要望いただいたり、御期待いただくその事業に、本当に、町の、町民の皆様のために事業ができるかどうかという、なかなか、ほんと厳しい状況にもなっているなど、そういうことでありまして、そうした面からも踏まえながら、この人材の確保をもう一度検討し、そして、その上で、こうしたさまざまな事業を進めていきたいというふうにも思っております。

そのためには、そのほかにも組織の統廃合、そうしたことも必要だと思っておりますし、それから地域振興課等は定住対策を取り上げてやっておりますので、ここの部署との連携というものもしっかりとりながら、この農林事業についても推進をしていくと、そういう体制づくりも、これは私の責任として進めていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 最後に、町長の、今、思いを聞かせていただきました。

前の行財政改革大綱の中にも、人件費が最大の事業費というぐあいとうたわれてございます。まさしく、そのとおりでろうというぐあいに思いますので、最大の事業費としての働きを十分にやっていただきますことを切に願望いたすところでございます。

以上で終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、8番、青木克弥君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で3時5分まで休憩といたします。

午後2時48分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序6、3番、板垣敬司君。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） それでは、今回の3月定例会に4項目の通告をいたしております。最初の通告内容については、前段2名の同僚議員から質問がありまして、私も通告内容についてはほぼ同じ内容になっております。回答についてもおおむね満足するところがございます。ただ、私もせっかくの機会でございますので、1点だけ通告内容とは少し次の質問にかかるかと思いますが、お許しをいただいて質問をさしていただきたいと思っております。

私の考え方は、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、前段の同僚の議員の中にありましたように、地域からの提案に基づいて助成をするという、そういう受けの助成事業じゃなくて、町長みずからが立候補のときに、町長選挙のときに掲げた公約、まちづくりのメッセージを今回のこのような事業の中で住民に訴えて、こういう、私は、まちづくりをしてみたい、だからこういうところに皆様方の賛同が得られないだろうか、そういう、むしろ行政からの提案ということに少しこの住民協働というまちづくりのスタイルを持ってきてはどうだろうか、その予算的な部分としてはせめて半分程度は、むしろ地域の提案からじゃなくて、町長のみずからのメッセージのまちづくりにおける予算、というか、そういうもので、施策として提案があつてほしいというのが私の今の気持ちでございます。

例えば、少し具体的に言いますと、今、現在津和野は歴史と文化のまちづくりを主眼に観光、産業の振興等に取り組んでおりますが、よいよ具体的なことを言いますと、私が檀家でもありますけども、永明寺という寺はまちの観光にとっては非常に優位な史跡というか資産であります。もちろん、お寺は檀家の所有でございますので、檀家の問題かとも思いますが、今日の状況の中で、私は、例えばの話でございますが、あのカヤぶき屋根のカヤをただ県の指定文化財だから県の支援のもとにやればいい、それまではしばらくは待とう、というような姿勢ではなくて、この際、住民協働のまちづくりということでこのカヤというものを我が町で刈り取り調達する、そういう仕組みを提案してはいかがだろうか、そのように私の思いがあります。

町内の今日の施策の中で笹ヶ谷の鉾山跡地のカヤ刈りについても、例年、森林組合等に委託して作業の委託料を支払っておりますし、島地区という、左鐙にあります農地に

についても約40ヘクタールぐらいの農地造成が行われ、今日、農地の管理という意味で農道の草刈り等でいくばくかばかりの予算が計上されております。

この際、私も残雪の残る島の農地にも行ってまいりました。非常に、以前、我々が集落の愛宕神社という、やはり古い建物のカヤの調達を自分たちでやろうということで、当時、島の農地の一角にカヤが繁茂しておりましたので、そのカヤをいただきに参りました。そのように、自分たちで、文化財の保護のために、さらに、今ある、自然にあるものをうまく活用するために住民の皆さんに参画をしていただく、そのような住民参画、住民協働、そういう施策が、私は、大切ではないかなと、一つの一例でございます。

もう一つは、たしか1月の29日だったかと思いますが、その農業のために堆肥づくの話がありました。そうゆう、堆肥の概念として、私は、目のうろこがとれました。軽トラ1杯が7万円もするような堆肥ができるんだ、そういう堆肥を使わなければしっかりした命のある生産物はできないんだと、そのような講演会がありまして、私はその中で、現在、本町でも問題となっております、河川のヨシ刈り、そういうところにも多くの財源がヨシ刈りということで予算計上され、河川愛護団のもとにヨシ刈りの作業が進められておりますが、そのヨシがは、私どもも、非常に三面張りでカヤを刈ることは可能ですけども、そのカヤをヨシですね、ヨシを持ち出すとか運び出すということは、物理的には非常に困難をきわめるように感じます。しかし、現状は私どもは、そのヨシを刈った後しばらくするとそのヨシが枯れて、夕方火をつけると燃えたりもしますが、これについてもいささか問題もあるようでございます。さらにそのまま刈り取ったヨシは、その夏何度かの大雨が降ることによってとりあえず自分たちの目の前から物が流れて、少しきれいになった状況が見えます。そういうようなことを考えますと、その新しい、新しいじゃないですね、そういう手間暇のかかる仕事をやはり住民の協働の力で何とかやろう、そして健康に結びつく、そしてそのできた農産物を、食育、学校給食等にも届ける、そういう仕組みのために、このまちづくりの予算3,420万円ばかりが今回、計上されております。その計上の根拠が非常に1戸当たり幾らだとか、1行政当たり幾らだとか、いかにも福祉的ばらまき予算に私には思えてなりません。その辺について、町長の前段の議員の質問の中にも回答もありましたが、私は具体的なこういう提案を試みたところでございますが、この事業は来年再来年度とも続くようでございますので、その継続事業の中で私のような考えがやはりそれも大切だと思われれば、そのような事業にも展開していただきたいと思いますが、まず、まあ、一般質問の通告とは少し趣が変わりますけども、これだけで質問は一応終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

住民の協働のまちづくりということで、これまで前段2名の議員の方々から関連する御質問をいただいてまいりました。それ踏まえた上での御質問でということでもありますので、それについて、私自身の考えなりをお話をさせていただきたいというふうに思います。多少、前段議員の御質問にお答えしたと重複するかというふうに思いますけれども、やはり今後これを進めていく上で、まずやはり一番根底にあるのは町内各集落のやっぱりそれぞれの実情が違う、それからそれぞれ課題があつて、それらは本当に千差万別であるということでございます。いよいよ、これから立ち上げて実践をしていく、まず始まりでございますので、そこに一律的になかなか、町長、私どものほうからメッセージを出すということが、なかなかそこにはそれぞれの課題に解決するものに統一的なものをまた出していくというのは、難しいというふうにも思っております。

今後このまちづくり委員会を進めていき、実際その委員会が形成されて、そして組織されて、それからまちづくり計画をつくっていただく、その中でそれぞれの委員会に構成されているメンバーの皆さんがそれぞれの地域の実情を持ち寄って、そしてどう解決していくかという話し合いもされてくると思います。そういうところから、それぞれのまちづくり委員会の取り組むべきものが生まれてくるというふうに思っておりますから、生まれてきたところについてはこうした財源をしっかりと使っていただきたいという思いであります。しかしながら、御指摘のようになかなかいいアイデアというか、統一的なものが出てこないということもあろうかと思えます。そのときには、また我々行政としましても職員の地域担当制導入してまいりますので、そうしたところを使っていきながら、時に我々から、こういうこともやれるんじゃないでしょうかとということをお示しをしていくということも、今後の方向性としてはあり得るというふうに思っております。

今回、この各集落の支援策というのは、背景にはやはり住民と行政の協働のまちづくりをしていこうという、そしてそのテーマとして町内の各集落の維持、活性化を取り上げてやっていこうという次第でありますから、その中でやはり協働のまちづくりを進めていく上で、私自身一つ大事にしている言葉がありまして、それは、つぶやきが形になる仕組みというやり方あります。これは、いろいろ、町民の皆さん、それぞれまちをこうしたらよくなるということを思いを持っていらっしゃると思う。だけど、町民の皆さん、日ごろからまちづくりに参加をされている方にはその手段があるかもしれませんが、しかし多くの皆さんというのは、じゃあ、気持ちはあつてもそれをどういうふうに動かして形にしたらいいのかと、それが実際にわからない、それがなかなかまちづくりへの参画にもつながっていないとそういう実情があるわけでありまして、やはりこのまちづくり委員会を通して、まさに今までまちづくりというものにかかわってこれなかった皆さんが思いを出し、そしてつぶやきを今度形にしていくという、そういう仕組みづくりにもしていきたいという思いがあります。そういう中から、まず最初に行政側から

具体的な提案をしていくということになりますと、その、まさにステップというものが、過程というものが実現できないんじゃないかという、そんな思いもあります。

そういう背景からも、今回まずは、まちづくり委員会をつくって始めていこうというようなことで考えているところであります。そういう中で話し合いをされて、そして話し合いの中から集落が本当に一丸になって頑張ろうと、このテーマで頑張ろうと、そういう機運が盛り上がるということが一番大切じゃないかなというふうに思っております。

畑迫地域も、ああして残念ながら小学校閉校になりまして、先日その後の校舎等の利活用について町のほうに考えてもらいたいという要望をいただいたところでもあります。

木部のほうは現在、木部地域で考えていただいておりますけれども、またどういう方針が出されるはわかりません。

しかし、そうした今後の校舎の後利用も含めまたこのまちづくり委員会等も活用しながら、話し合いを進めていきたいと思っておりますし、その話し合いを進めていく中で町としても、場合によってはこういうことをやれるんじゃないかということも、方針を今その提案をしていくことも考えていくべきだろうというふうに思っているところであります。

予算のばらまきにならないためにもこういう形を進めていきたいということでありまして、御理解をいただければと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 町長の思い、非常に理解するところでございます。私も、一地域住民として今後説明会等にも出かけていき、まちづくり委員会にも積極的ににかかわってこの施策が本当に有効に将来のまちが維持されることにつながるように、ぜひかかわっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、定住自立圏構想についてお伺いをいたします。

一昨年9月定例会において、このことについては私なりに質問いたしました。既に益田市を中心市とした定住自立圏構想の中で宣言も出されて、今日あるように伺っておりますし、その9月定例会の質問においては答弁として、今後、定住自立圏の形成協定、さらには共生ビジョン懇談会による共生ビジョンということで、そのビジョンについては23年の秋ごろをめどに、まあ、策定というか、お互いに結びたいということで答弁がありました。そして、我が町としてはその定住自立圏形成協定の締結に当たっては議会の議決が必要ということであることから、たしか昨年4月1日付で条例制定が終わっているように感じておりますが、このことについて今日の進捗状況、さらに本町としてこの共生ビジョンの中に具体的な何か提案が既に要約されているのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、定住自立圏構想に関する御質問についてお答えをいたします。

益田市を中心市とした定住自立圏構想につきましては、平成22年3月に益田市が中心市宣言をいたしました。津和野町及び吉賀町との形成協定が行われておらず、共生ビジョン策定には至っておりません。

現在調整しておりますスケジュールは、平成24年度6月定例会議会において定住自立圏形成協定を上程、可決いただき、7月上旬に形成協定調印をとったスケジュールを予定しております。その後、共生ビジョン懇談会を立ち上げ、実施計画となる「定住自立圏共生ビジョン」に記載する内容を検討していただき、連携する町との協議を行った後、中心市が共生ビジョンを策定する運びとなっております。

実施計画となります共生ビジョンには連携項目として、一つ、生活機能の強化に係る政策、二つ、結びつきやネットワークの強化に係る政策、三つ、圏域マネジメント能力の強化に係る政策の3分野に分かれており、項目を1つ以上取り組むこととなっております。現在、重点項目として医療対策にウエートを持たせておりますが、教育・産業・交通対策等、多岐にわたった項目をビジョンに盛り込む予定となっております。

予定どおり共生ビジョンが策定された場合、津和野町に対しては、実施計画実行のため、特別交付税で上限1,000万円が追加されますので、医療対策等の充実に欠かせない、大切な財源になると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 今後のスケジュール、行程なりが少しわかりましたが、そのビジョンに盛り込むための本町としての思い、具体的な項目等については少しまだここまで集約はされてないというふうに今の答弁では感じましたけども、前段の同僚議員の中にも、既にこの定住自立圏構想の中には特にやはり一番最重要課題として、医療という部分で何らかの連携が具体的に進められないだろうかということで、例えば医師・看護師の、まあ確保というかお互いにやりとり、お願いしたり協力して連携するというような形やら、それから周産期医療、さらに里帰り出産、それから電子カルテ等による、その遠隔医療体制の構築等が考えられるというようにもお聞きしたようにも考えます。さらに、先ほどの、ちょっと医療対策の行政担当者連絡会議も幾らかその問題について連絡会議を持っておるようでございますが、そういうものをより具体的に、財政的な裏づけもあるその特別交付税1,000万円をうまく取り込んで、一日も早くそういう体制を構築することが住民の福祉につながる、なぜその、まあ、既に1年、この中心市宣言が行われてから、何年、少し時間もかかるとるようでございます。

もともと、この定住自立圏構想、日本全体で見たときにはもう平成21年にこの要綱が施行されてきておると思いますし、4月1日ではなくて1月1日から先行実施団体もあるようにも伺っておりますが、そうすると我々のこの益田市と津和野町におけるもし

この構想なりビジョンが早く打ち出されて具体的なものとなれば、まあ、毎年1,000万円あれば、3年ぐらいですから、3,000万円ぐらいもらえるものがもらえなかったという部分にもなると思うんですが、これは相手の益田市さんとの話はあるわけですから、こちらの思いだけではなかなか進めることもできないかと思えますけども、その辺についてはやはり首長として一対一の対等な話し合いだと私は思いますので、むしろ担当者の会議を受けて、よし、それじゃあ、具体的に相手の市長とどのぐらいのスケジュールで、タイムスケジュールでやろうと、そういう思いがあってしかるべきだと思いますが、その辺について先ほどの具体的な事例も少し私のほうからも述べさせていただきましたが、今一番本当に、医療の中では何ができるのか、何が必要なのか、そんなところを町長に再度お聞きしてみたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員、御指摘のとおり、取りかかりを始めましてから、大分、日数がたっておりまして、今日まできているという状況であります。こうして特別交付税等、津和野町だけでも、締結をいたしますと、毎年1,000万円入ってくるわけでありますから、そして医療がこれだけ厳しい状況でもありますので、一刻も早く締結をし、また、こうした財源も活用していくということ、それが正しいやり方であったかというふうに思っておるわけでありますけれども、現在、実際、現実的にはそこに至っていないということでもあります。

この定住自立圏構想は、益田圏域で結ぶということではなくて、益田市と津和野町、それから益田市と吉賀町さんという形の締結になるわけであります。

ただ、そうはいいましても、それぞれが同時進行で2つの締結ができるように、同時にということを進めてきたわけでございますけれども、その辺が、益田市さん、吉賀町さんともこれまで十分な足並みがそろってこなかったということと、まだ締結に至るところまで理解が進んでいかなかったということで、現在こういうような状況になった次第であります。

ただ先日、ようやくこの問題も動き始めまして、益田市さんからもいろいろ呼びかけがございまして、先ほどお示したようなスケジュールで進んでいこうということになっておりますので、また議会のほうもいろいろこの件に関しては、賛否両論といいますか、いろいろ御意見も皆さんおありになるかと思えます、その辺の意見集約も6月定例議会前までに全協等でまた考え方をお示しをし、御意見等も集約をしていかなければならないというふうには思っておりますけれども、基本的に我々の気持ちとしては、やはりこうした財源措置もありますので、協定を結ぶというような方向で進めていきたいというふうに考えているところであります。

特に医療の関係、ようやくこの電子カルテのほうがこれから具体化をしていくところでもありますので、実際にその財源が充てられるかどうかはまだ今からでありますけ

れども、そうしたことも踏まえてできるだけ速やかに締結に向けて、協定を結べるようにこれから頑張ってもらいたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 次の質問に入ります。SLトラスト創設事業についてお伺いいたします。

さきに示されました、過疎地域自立促進計画の中にもSLトラストというようなことで頭出しがしてありました。さらに今回の町長の施政方針の中にもSLに対する思い、事業展開が掲げてありました。その辺で非常に私はこのSLという、動く産業遺産というものでしょうか、これが非常に津和野にとってはもう欠くことのできない観光資源でもあると思っておりますが、この辺について今回の新規事業の説明の中には、山口・津和野SLトラスト創設事業の事業概要の中で、山口津和野SLトラスト協議会「保存するための組織」を創設し、車両の後継確保等についても協議を進めるというような説明でございました。具体的なことについてもう少しお伺いいたしたいと思っておりますし、さらに今年はSL運行対策協議会の予算が従来より少し予算がふえておりますが、その辺についての取り組みについてあわせてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、SLトラスト創設事業についての御質問についてお答えをさせていただきます。

SLトラスト創設につきましては、平成22年7月に行われた山口市長・津和野町長会談の中で山口市側から提案があり、実現に向けた協議を進めていくことが確認されたところであります。その後の事務方協議におきまして、SLやまぐち号を将来にわたって動態保存し続けるとともに、やまぐち号が走り抜ける地域の自然・景観・文化財等の保全活動を応援するための基金設立に取り組むことといたしましたが、平成23年中の実現には至っていないのが現状であります。

その後、昨年12月に町長である私が改めて山口市を訪問し、やまぐち号を活用した「家族の時間づくり」プロジェクトの推進と、トラスト創設に向けた沿線地域間の交流・連携を図るための具体的な提案を行ったところであります。

平成24年度は、情報誌の共同発行や、事業内容や運営組織のあり方などを協議し、なるべく早い時期にトラスト創設を実現したいと考えております。

ことしのSLやまぐち号の運転は、3月24日を皮切りに11月17日まで延べ86日の運行が予定されております。山口線SL運行対策協議会のことしの取り組みといたしましては、例年同様の各種イベントや広報事業に加え、C57貴婦人号製造75周年記念事業として子供用パンフや乗車記念品の作成を行います。

また、新規事業として、子供の日イベントや山口県立山口博物館で7月に開催される「大鉄道展」でのPR活動を予定しております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 「家族の時間づくり」プロジェクトの推進ということで、お答えがありました。これのプロジェクトというのはどこが主体で、どのような補助金的なものがあるのか、さらに津和野と山口がどのような連携でそのものができるのか、少し、具体的なものがあればお示しをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 「家族の時間づくり」プロジェクトでございますが、これにつきましては、国土交通省の部署でございます。観光庁が取り組みを進めておりますモデル事業でございます。

簡単に申し上げますと、要は、学校の振りかえ休日によって連休をつくり出していく。それで、子供たちにはある程度の連休をつくっていく、それから保護者に関しましては、それぞれのお勤めをいただいております事業所に対しまして、有給休暇がとりやすいような環境をつくっていただくように、各事業主さん、企業さんへお願いをしていくといったような形で、親子でそういうふうなまとまったお休みをつくりまして、そういうふうな親子の関係でありますとか、いろいろな機会を通じてそれぞれの、自分たちの住んでいる地域の資源、文化、改めて親子で体験をするそういう時間をつくっていくんだというふうな、大まかなところの「家族の時間づくり」プロジェクトの事業でございます。

当然であります。それぞれ学校、それから各企業といったようなものが連携をして取り組んでいただくということになりますので、当然、津和野町とすれば、私どもの商工観光課が窓口になりまして、教育委員会部局、それから各事業主さん、企業さんにとっての橋渡しをしていこうという体制でございます。

具体的に山口市さんにつきましては、こういうふうな形でぜひ一緒に「家族の時間づくり」プロジェクトを取り組みながらやりましょう、ということで御提案申し上げましたけれども、これも、観光庁さんに関しましては、このモデル事業のそれぞれの枠がございますので、津和野町は24年度指定をしていただきましたので、そういうふうなPR活動費について観光庁さんのほうが面倒を見ていただくというような支援も一つございます。

で、山口市さんとは、具体的に、例えばSLを活用してお互いの施設をめぐって、改めて、沿線に住む者としての、自分たちの町だけではなくて、沿線の部分の資源、そういったような文化、それを改めて認識をしていただくという取り組み、で、もちろん、公の施設の入館料等はお互い連携して、このプロジェクトで対応する場合は無料ですよ、といったようなこと、あるいは、前にも申しましたかもしれませんが、沿線の親子に限っては山口線SLやまぐち号の、例えば整備場へ立ち入って直接見学できる、あるいは乗り込んで一日車掌とか、そういったような体験もして、みずからがSL広報マンのような形になっていただく、といったようなことで、沿線のそれぞれの皆さんがやまぐち号という非常に貴重な資源を共有していこうということが目的でございますので、残念

ながら山口市さんにつきましては、我々が思ってた、小学生、中学生に対して、そういうふうな指定になりませんでした。これは、我々は我々として、いろんな意味でのお休みがとれると思いますので、ぜひ何らかの形でことは実現に向けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 私は、トラストという言葉がどういう意味かちょっとわかりませんでしたので、前商工観光課長の方に以前聞いたことがあります。これは基金というような意味合いじゃないかということで、ああ、そうか、基金をつくって、それじゃあ、SLを、今あるものは、先ほど答弁の中にもありましたように、75歳というようなことで、もういずれ何年か先には命がなくなる、そのために新しいSLをつくるための基金をつくる、そのぐらいの勢いかなというふうにも感じておりますが、少し、山口銀行が経済研究所というのを外郭団体として持たれて、そのSLの持つてるその魅力を地域の経済にどのように結びつけているか、これからどのようにすればいいのかというようなことでレポートがありまして、それを引用するわけですが、私は、まあ、時間ももったいないんですが、ちょっとあれですが、大変貴重なということで、2009年、2年前ですか、ちょうど30周年の記念行事としてプレミアムナイトというようなことで、津和野の駅でSLが1泊されました。大変な事業費もかかったようなんですが、とりあえず、そういう記念行事を行った、そして昨年7月23日には累計利用者数が200万人を達成したということで、これについても記念行事もあったかに思います。まあ、そういうような思いと、さらにもともとこのSLが山口線に復活した経緯というのをそのレポートの中から見ますと、1977年に当時国鉄の高木総裁が全国のどこかでSLを走らせたい、総裁の発言があつて、さらに総裁は翌年78年にも再度その復活の発言をされて、そういう背景でこの山口線のSL誘致期成同盟会が、この沿線の市町村なり関係者で設立されたようによろございます。そういう期成同盟の設立の運動が功を奏して、最終的には全国どこを走らせようかということで、3つの線区に絞られたようによろございます。その線区は、北海道と宮崎県にあるようによろございますが、その中で最終的にこの山口線が正式に決まったという、なんかすごい熱い思いがあります。そして、1979年8月1日にやまぐち号が営業運転をしたというふうにレポートの中にありました。そして、今もある山口線SL運行対策協議会もその当時同時に設立されて今日に至っておりますようによろございます。

そういうような背景を読ませていただくと、とにかくこれは、同僚議員の中の提案にもありましたが、津和野がたまたま転車台というようなものがあつて、津和野までは何とか走って、それがまた方向転換して山口線の62.9キロが営業運転が続けられる唯一の条件だと、そういうようなこともありますし、昨年、小郡、新山口駅ですか、SL

ひろばがオープンされた山口市のいろいろな取り組みの中で、SLの保存の運動の機運もあるようでございます。

そういうことで、私は、転車台のある津和野の駅の構内の整備、まさに同僚議員が提案したようなことを、私も提案したい。そして、車両の後継確保に向けた、やはりトラスト、本来の基金募集に対して、山口市と共同で、全国に先駆けて、SLの動く産業遺産とも言えるものを、もう一回物づくり日本の再生のあかしとしてつくろう、という提案をしていただいたらいいのではないかと、まあ、行政だけが提案するんじゃなくて、民間のNPO法人的な、そういうグループも一体となって、この基金の募集運動をできるだけ早い段階で立ち上げていただいたらというふうに、私は思います。

そういうことで、質問は、たまたまですが、昨年津和野町が、わずかな予算ではあるけども、島根県下に先駆けて、「山の宝でもう一回」プロジェクトというのが、高知県の先進事例、岐阜県、鳥取県の先進事例に続いて、島根県では一番最初に取り組みされたということで、非常に話題性、注目度、ありまして、今では県内でも数カ町村にその影響が及んだるようなこととございますが、私は、このトラストについては、全国レベルで発信する、そのようなことを大変期待しております。町長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） SLにつきましては、昨年の10月に静岡県島田市でSLサミットというのが開催されまして、私も、津和野町もSLが走っている町ということで、お呼びをいただきました。そこには、島田市は大井川鉄道が走っておりますし、それからそのほかにも全国から、例えば、栃木県の真岡市という真岡鉄道というのが走っております。そうしたところからもお見えになられており、全国各地からSLにゆかりのある首長さんが集まりまして、地域の実情、そうしたことをお話をさせていただいた、そういうサミットが開催されてきたということでもあります。

その中で、私も、先ほど議員御質問の中でおっしゃいました、津和野にSLが復活した経過等も皆様に披露してまいりましたし、また、やはり、ほかのSLの状況等を聞いておりましたときに、やはり最も津和野がSLが歴史が深こうございまして、また200万人を到達したのも津和野だということで、非常に歴史的にも津和野のSLというのが全国にナンバーワンとして誇り得る、そういう日本一の素材だということを実感をして帰ったわけでありまして。

ただ、そうした中で、そこにも国交省の皆様も観光庁もおいでになっておりまして、やはり動態保存、動かしたまま保存をするということ、これがやはり、これからどういうふうにしていくのかということ、やはり課題だということで、共通認識にも立ったところでもありまして、そういう意味からも、このSLサミットというのは行っていただいた意義があったというふうに感じているところであります。

また、真岡鉄道なんかも、真岡市とその周辺の市町で4つぐらいで年間数億円維持費を出されとるということがあります。そういう面からも、現在は津和野はそこまで至っておりませんので、そういう面で非常にありがたいことだというふうにも思っておりますが、ただ、動態保存含め、これからの維持経費というのも異常にかかることが予測されますので、その辺をまたJRとも話し合いをしながら、町のスタンスも考えていきたいと思っております。

そういう、また、面からも、現在の状況の中で、このSLトラストを創設をし、いろいろと準備もしていきたいという取り組みであるわけでありますが、議員御指摘のようにSLについては、これはもう全国に誇る津和野の財産であります。それがゆえに、全国にこの津和野のSLファンがおられるわけでありまして、そうした方々の、まあ、お金を当てにするというのはちょっと言い方がいけないかもしれませんが、幅広く、そうした資金面でも応援をいただくと、そういうことは大切であろうというふうにも思いますから、その仕組みづくりというのをこのSLトラストで創設をして、また今後も頑張っていきたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 力強い決意をいただきまして、ありがとうございます。

ちなみに、今現在走っておりますやまぐち号は、1937年から201両つくられた中で、最初の1号機ということでございます。

そうして、なぜ山口線がそんなにファンが多いんだろうかといいますと、やはり、仁保一篠目間の1000分の25、1,000メートル進む間に25メートル上昇するその急勾配を走るという、そこにどうもSLのカメラマンのファンの思いがあるようでございます。私の住んでるところも大方それに近い勾配で、非常に土曜日曜日には写真マニアがたくさん駆けつけてくれます。ぜひ、基金創設について、ともに動いていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、最後の質問でございます。教育のあり方についてということで。

本田教育長には3月1日就任以来昼夜を分かたず大変な激務で大変お疲れのことと拝察いたします。本当に御苦勞でございます。

さて、本町に赴任され、まず町に一步おろされて、町の印象、そして住民性、教育局の職員のモチベーション等について、どのような印象であったかお伺ひいたしたいと思えます。

それとあわせて、今日まで豊富な教育行政経験の中から津和野に来られて、今まで思い温めておられた、こんなことがしてみたい、こういうことならどうだろうか、というような思いがありましたら、その辺についてお伺ひをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 御質問いただきました、津和野町の印象や住民性、職員のモチベーションについてでございますが、まず、津和野町の印象につきましては、数

多くの文化財が現存しておりまして、文化の薫りが高い町であるというのが第一印象でございます。また、自然に囲まれて穏やかできれいな町であると感じております。

児童・生徒の印象につきましては、どの学校段階においても明るく素直に成長していると感じております。これまで、卒業式等に出席させていただきましたが、あいさつはきちんとできますし、仲間と協力して何かをやり遂げるという体験を通じて、達成感、充実感を得たという子供の話を聞きますと、やはり学校の先生方、保護者の方々の御指導のたまものと思っております。

また、教育部局の職員のモチベーションについてでございますが、これは高いと感じております。幅広い職務内容でございますが、子供たちや地域の方々、来館者等、町民の皆様のために何ができるか、何が必要かを考え、丁寧に対応していると感じております。

教育面の施策等についてでございますけれども、まずは、この町が文化の薫り高い町でございますので、そのよさを物や人を大切にし、そのよさを伝えることのできる人になれるような教育の充実を図りたいと考えております。

また、小学校や中学校は、少人数指導が基本となっておりますが、時には大人数の中で磨き合い、高め合う教育も必要であると考えます。児童・生徒が志を持ち、目標に向かって努力することにより、将来、社会に出て活躍できる人になれるような教育を行いたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 大変穏やかな答弁いただきまして……。

津和野は歴史と文化、さらに教育立町ということで、非常に資源、資産、いろんな形、非常に地域の中で生活するというには厳しいということで、やはりそのためには教育が非常に重要だということで、今日まで人づくり、人材育成のために教育行政が進められてきたかと思いますが、全体的に住民の生活が徐々に徐々に、経済の疲弊とともに苦しい状況の中で、本当に教育というものにお金がかかけられるのか、さらに、文化財、文化的な施設等にどこまで財政的な投資ができるのか、その辺の議論が今日、いつもあります。その辺から、ぜひ、今日まで、何といいますか、生活がなかった、そういう新しい教育長でございますので、客観的な視点、考え方等、非常に私は期待するところでございます。

特に、少し長くなりますけれども、今回、協働のまちづくり事業ということで新たな試みというか展開がされようとしておりますが、地区の公民館単位でまちづくりの委員会をつくって一緒に頑張るんだということで、公民館と新しいまちづくり委員会が一緒になる一緒になるというても、なかなか一緒になるというのは、言葉ではできても、その辺については、今日の公民館体制については少しまだ十分承知しておられないかと思いますが、新しい人的なことも含めて、旧津和野、旧日原の体制が一応そろったところではございますが、私は、そろったところで、さあ、公民館体制もできたのだから、まち

づくりはもう、大方できたんだというふうを考えられるところでもあります、少し、正直なことを申し上げまして、公民館が地域の核になって、いろんな問題に積極果敢に取り組んでもらっているかといいますと、やはり月曜から金曜までの勤務体制の中では、なかなか私の思ってるようなまちづくりに公民館の位置づけが十分でないようにも感じております。その辺について……

○議長（滝元 三郎君） 3番議員、余り通告からかけ離れないようにお願いします。

○議員（3番 板垣 敬司君） はい。そうですか。

ま、期待するところがございますので、新しい視点で来年の3月の、また、このような機会にはまた所見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、3番、板垣敬司君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

午後3時59分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員



平成 24 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)
平成 24 年 3 月 26 日 (月曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 24 年 3 月 26 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
9 番 斎藤 和巳君	10 番 河田 隆資君
11 番 川田 剛君	12 番 小松 洋司君
13 番 米澤 宍文君	14 番 後山 幸次君
15 番 沖田 守君	16 番 滝元 三郎君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 下森 博之君 副町長 長嶺 常盤君

教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長	...	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	長嶺 清見君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
教育次長	世良 清美君			

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めて、おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

それでは、これから4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、斎藤和巳君、10番、河田隆資君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、一般質問。

23日に引き続き順次発言を許します。発言順序7、12番、小松洋司君。

○議員（12番 小松 洋司君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、教育委員会の政治的中立ということについて、お伺いをしたいと思います。

改めて、私が申し上げるまでもなく、教育委員会は、政治的中立を図るために独立した組織となっております。

ところが、昨今、石原東京都知事や、今は大阪市長になりましたが、橋下前大阪府知事らのように、「金は出させられるが、口は出せない」と、こういうようなことで、教育を改革しなければならないと盛んに言われ、教育への政治の介入を顕著にされておられます。

現に、大阪府では先週末の23日に、知事の教育への関与を強める「府教育行政基本条例」、また校長の権限強化や保護者の学校運営参加を定める「府立学校条例」、そし

て職員評価や処分の厳格化を規定した「職員基本条例」が可決成立し、4月1日から施行されると、こういうことになっております。

町長は、平成24年度の施政方針におきまして、教育委員会が所管するいわゆる「教育」についてで、これについても方針を述べられておられます。その方針では、「学校教育」「社会教育」「文化振興」から構成されておまして、いわば教育全般にわたっておるものでございました。

そこで、お伺いいたしますが、この方針は事前に教育委員会が定めた方針であるのか、それとも町長の思いであるのか、もし、教育委員が定めた、するならば、どのような手続を踏んで定められたのかお伺いしたいと思います。

また、町長はこの「教育の政治的中立」ということについてどのように思われておられるか、これもあわせてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。

一般質問2日目ということになります。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12番、小松議員の御質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会の政治的中立に関する御質問でございます。

現在の教育委員会制度では、政治的中立性の確保を意義の一つとして認めており、行政委員会の一つとして独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的、専門的な行政運営を担保すること、すなわち首長からの独立性を特性の一つとして位置づけられております。

一方、首長には教育行政とのかかわりにおいて、教育委員を議会の同意を得た上で任命すること、予算を編成することなどの権限を与えていただいております。こうした考え方を尊重し、私も町長就任以来これまで、教育委員会との関係を保持してきたつもりでございます。

御質問の教育分野全般にわたる平成24年度の施政方針についてであります。平成24年度の予算編成過程を通して私と教育委員会とが共通理解に立った上で、教育委員会事務局において策定した方針を、同じく共通認識のもと私が議会においてお示しをしております。

私の「教育の政治的中立」に対する見解でございますが、基本的に遵守されなければならないものと認めております。ただ、現在は大阪市の事例がメディア等で派手に取り上げられ、クローズアップされておりますが、それ以前から、教育委員会制度は活性化論や廃止・縮小論などさまざまなステージにおいて議論されてきており、実際に首長部局に社会教育や生涯教育を移管した自治体もある事実を見逃してはならないと思っております。

本町においても、公民館や各種文化施設など町長部局と密接にかかわる教育委員会所管の事務事業は多く、それらが「政治的中立」を盾に町長の意向が全く反映されないよ

うなことがあったとしたなら、本町のまちづくりに悪影響を与えるとともに、有権者からの負託を反映したものとはならないと考えております。

大切なことは、教育委員会と町長である私とが、相互に結ばれた信頼関係を礎に対等な立場でしっかりと議論し、共通理解のもとで教育行政を進めていくことだと受けとめており、今後もそのスタンスにおいて歩みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 基本的に教育の政治的中立を遵守されるということでございます。

また、このたびの施政方針については事前に教育委員会との十分協議をされ、共通理解という上に立って出されたということでございますので、町長の言葉ではございますが、教育委員会と町長はお互いに結ばれた信頼関係を礎に対等な立場で議論し共通のもとで教育行政を進めると、こういうことでございますので、今後ともその、スタイルと申しますか、その立場を推進されるようお願いして次に移ります。

町長さん、突然ですが、町長さんは「一人の手」という歌を御存じですか。

ちなみに、一番の歌詞を申し上げますと、「一人の小さな手、何もできないけど、それでもみんなの手と手を合わせれば何かできる。何かできる。」こういう歌でございます。

3月11日の東日本大震災、あの日から既に1年が過ぎました。

被災地は、いまだ復旧復興にはほど遠い状況でございます。今、全国で、先ほど紹介した歌のような、歌にあるようなことが、求められておるところでございます。

マスコミ報道によりますと、復旧復興を妨げているもののうち、その中の大きな要因は、瓦れきの処理のおくれがあるそうでございます。

瓦れきの量は、東北3県では約2,247万トン、岩手県でおよそ449万トン、宮城県では1,570万トンだそうです。国は今、改めて全国の都道府県に瓦れき処理への協力を呼びかけていますが、これが幾らかでもこの私たちの地方益田圏域で受け入れることはできないものでございましょうか。

聞けば、広域圏の焼却処理場は365日、24時間、800度以上で燃やし続けなければならぬそうですが、もし、そこに少しでも余裕があるとするならば、広域圏で話し合わせ、受け入れを検討されてはいかがなものでございましょうか。

当然、その場合は放射能の除染等々もありますが、やはり簡単なことではございませんが、最初に申し上げた歌のように、ここでみんなのちょっと手を合わせて協力されてはいかがなものでございましょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、東日本大震災に関する御質問、瓦れき処理に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

東日本大震災で発生した瓦れきの処理については、現在においても進んでおらず、政府におかれては今後、広域処理に取り組む考えであります。こうした中、全国の自治体側では、静岡県島田市を初め、山陰両県では初めてとなる米子市が先日受け入れを表明されるなど、瓦れき受け入れの機運が高まりつつある状況です。

私も昨年には岩手県への被災地視察を行い、悲惨な状況を見聞きしてきた中で、心情的には、瓦れき受け入れの支援を申し出たいとの思いにかられておりますが、その前に津和野町民の安全・安心の確保を第一義に考えなければならない責任から、現時点においては、まだまだ検討しなければならない課題が残されていると認めているところであります。

議員御提案のとおり、仮に受け入れを行う場合には、益田地区広域クリーンセンターでの焼却が現実的な方策となりますが、管理をしている益田地区広域市町村圏事務組合に受け入れの可能性について問い合わせをしたところ、施設の処理能力は年間1万8,700トン、1日最大62トンであります。現状の処理量は週300トン程度で、処理能力としては週50トン程度の余力があるとのこととあります。

しかしながら、万が一を考え、当センターがバグフィルター設置の有無やその性能などを初め、セシウム除去に対しての完璧な機能を有しているかどうかといった事項や、立地している益田市の考えとともに、同じく広域市町村圏事務組合を構成している吉賀町とも共通理解に立つべく協議の必要があると思っております。

また、瓦れきの安全についても国の基準をうのみにすることなく、客観的な科学データに基づいて判断をすることも必要と考えておりますが、その際に、町のレベルでは判断を行うための技術や知識を現時点では有していないことから、島根県との連携を密にし、検討をすることが重要と考えております。

現在、県においては、瓦れき処理についてさまざまな角度から慎重に検討を行っておられると同時に、市町村の意向を確認する方針を出されております。

以上の状況を踏まえ、関係機関と十分な協議を行いながら、町としての方針を出したいと思っておりますが、その際には町議会にも事前にお示しをし、御意見を反映したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） この質問を通告いたしましてから、きょうでちょうど2週間という日がたっております。この2週間というのは大変短いような感じですか、長いように感じておるんですが、要は、この2週間の間にさまざまな動きが出てきております。

御答弁にもありましたが、山陰両県では、最初に米子市が受け入れを表明され、松江市議会では、きょう、どうも議員決議案が議員提案されてどうも全会一致で可決されるというような状況だそうでございます。

さらには、全国に行きますと、同じ被災県である茨城県もこの物を受け入れると、こういった表明がなされ、とにかく一日でも早い復旧復興を実現するためにもそうした受け入れを表明されるところが出てきております。

そうしたところにおきまして、実は先日、既に皆様方も御承知と思えますけれども、新聞に隣の中谷吉賀町長さんの記事が載っておりまして、見出しを見ますと、震災瓦れき受け入れ検討、と大きく出て、ずっと中を読んでいきますと、どうもそのままではなくて、要は、先日23日に、県が環境省の担当者を招いて市町村や事務組合の廃棄物担当者を対象にそういった説明会みたいなのを開かれたと、これを受けて3市町で受け入れについて具体的に検討する考えを明らかにしたと、こういうことでしたが、先週金曜日の23日、そしてきょうが26日、月曜、ということで、また本町においては、**鷗外**生誕150周年というような大きい行事等もあり、この間の検討というのはどうじゃったのかなと、もし現時点で町長のとこまでその23日の説明会の復命等々がもうなされているとするならば、それを受けてまた、もろもろその全国の動き等々踏まえて再度、この問題についてどのように、現時点で今考えておられるか再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のとおり、23日の日に松江のほうで国の担当者の方が来られてこの問題に関する説明会があったということでありまして。

それで、その後この24、25と、これまた御指摘のとおりでありますけれども、**鷗外**生誕150周年ということで大きなイベントもあった中ではありますけれども、この瓦れき処理の問題もやはり国民の非常に重大な課題でもありますので、ほっとくわけにもいかんということで、詳しい復命は受けておりませんが、大まかな報告については、現時点で私のうちの環境生活課からも担当者がその会議に出かけておりますので、受けているという状況であります。

こうしたことを踏まえて、また益田市の市長さんや吉賀の町長さんとも話し合いをしていく必要があるだろうというふうに思っておりますが、ただその23日の会議において、いろいろな県内の町村の担当者から質問が出されておるわけでありまして、そうした中でまだまだ回答で解決がされていないものもあるというふうに伺っているところでありまして、その辺はまた国の、今後、回答をしっかりとっていく、そういうことをまた我々の判断材料にもなっていくだろうというふうに思っております。

例えば、益田地区のほうから出された質問、少し御紹介いたしますと、群馬県の伊勢崎市の処分場で、まあ、国の基準を定めておりますけれども、それより低い焼却灰を埋め立てという例があるわけでありまして。

それが、なかなか大雨で放射性セシウムが水に溶け出したという事例もあるじゃないかということで、その辺のその排水処理の関係とか、それは国の基準の見直し、そうしたものも必要じゃないかというような質問を出しているということも伺っております。

それからもう一つは、受け入れる瓦れきというのは当然津波につかったものでありますから、海水を含んでいるということが十分考えられるわけでありまして、じゃ、そうすると、塩分があるわけで、そうしたものを焼却施設に持ち込んで焼却をしたときに、その機械の機能に支障を来すのではないだろうか、というような質問も出されておるということで、これらはその日は回答がなく、持ち帰らせていただいて検討してほしいというような国の回答であったというふうに伺っております。

そのほか、先ほどバグフィルターというのを申し上げましたけれども、これも、フィルターを通すわけですから、フィルターにどんどんセシウムが集中してくるわけでありまして、その辺のフィルターをどう処分するということに支障が出るんじゃないかとか、いろいろそういうものも出されているということでもありますから、まだまだその解決すべき、というか、検討の課題がすべてクリアをできているという状況でもございませんので、またそうした国の動き、あるいは県との動きも見ながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） お伺いしますと、国の回答待ちと、それから、もろもろ施設的なものへの解決すべきものが多々あるというようなことでございますが、いずれにいたしましても、平年の11年分、岩手県がそうですが、宮城県では19年分に及ぶ、いわゆる震災瓦れきというものが現前として残っております。

こういった、クリーンセンターですか、このものは、皆が承知しているとおり益田市にございます。当然、益田市の意向というものは十分尊重されなければなりませんけども、とにかく一日でも早い復旧復興を遂げるためにも、この3市町が早急に協議を始められ、国の回答待ち等ともございますけども、ぜひともこの問題が当地方で少しでも前進するように要望いたしまして、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、12番、小松洋司君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で9時35分まで休憩いたします。

午前9時22分休憩

午前9時35分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序8、6番、岡田克也君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、第1番目の質問でございますが、学校給食についてであります。

文部科学省において「学校における食育の推進、学校給食の充実」が推進されております。津和野町の小中学校の教職員の方々から「津和野町の給食はとてもおいしい」という評判を多々聞いております。

町内にある共同調理場の状況を調べたところ、毎日300食程度の給食をつくり、地域内の小学校3校並びに中学校に配食をしておられます。給食の温度も、調理場から離れた場所にある給食配送先の小学校の汁物の計測でも70度の適温を保っており、適温の給食を配ぜんしておられます。汁やスープも、かつおぶしやいりこなどでしっかりとだしをとり、ハンバーグも手ごねで、グラタンなども手づくりで行っておられます。

給食の関係者からは「家庭での野菜不足を給食で補うほどの野菜を食べさせてあげたい」という願いのもとに、野菜をたっぷり使った給食をつくっておられます。

米も町内産で、週1回のパン給食も、堤田の「はたのパン屋さん」が町内産小麦50%、県内産小麦50%の計100%の県内産の安心安全な無添加パンをつくり、給食に出していただいております。

食育の授業も行われ、献立も全国の郷土料理や創意工夫にあふれたメニューをつくられ、それはインターネットの「つわのスクールネット」で知ることができます。

アレルギー代替食などもつくり、家庭では食べたがらない野菜や納豆も、切り材などで工夫されており、学校の給食では残さずに食べるそうであります。

定住対策の一環としても、津和野町の学校給食の取り組みを町内外に広報することが大切であると考えます。

また、学校給食は限られた給食費で賄われますが、近隣の町では主食の80%に町の補助が出ており、その分を副食に充当できるそうであります。津和野町の学校給食の関係者の方々から、「当町も同様の支援があれば、その分を副食に回すことができ、より充実した給食を子供たちの健やかな育ちのために提供することができるのですが」という切なる願いを聞きます。

また、他の自治体においては、R1ヨーグルトを給食に出した町の学校児童生徒は、インフルエンザの罹患率が少なかったという、そういうことがテレビ、新聞などで報道され、注目されております。

当町はお茶の産地であります。緑茶に含まれるカテキンやポリフェノール、タンニンなどは虫菌予防やインフルエンザ等の抗菌効果があると考えられます。まめ茶やざら茶などの健康茶も当町にはあり、学校給食、生活の中でお茶を取り入れることも、一つの津和野町の小中学校の学校給食、また生活の特色になると考えます。学校給食の充実、並びに食育の推進についての所見を尋ねます。

また、現在の給食センター並びに日原共同調理場の人員体制、地産地消の食材供給体制などについて現状をお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、安全安心でまた健やかな成長という観点から学校給食については、調理員等日々努力をしているところでございます。

また、地産地消に関しましても、関係者とともに取り組んでいるところでございまして、さらに課題を解決していきながら、よりよい提供の体制をつくっていくことが必要だと思っております。

また、そうした取り組みを広くPRすることによって、定住対策の要因にもなるというふうにも思っておりますので、こうしたことの推進を、御指摘を踏まえ、さらに推進してまいりたいと思っておりますのでございませぬ。

詳しくは、教育委員会の所管にもなりますので、教育長のほうから回答をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 学校給食の充実、並びに食育の推進についてでございますが、給食には各地域、市町村でそれぞれ特徴のある給食を提供しておりまして、当町でも地産地消やアレルギー対策給食などを重点的な取り組みとして力を入れているところでございませぬ。

このような中、議員の言われるように、隣町の吉賀町では有機米やアイガモ米を給食に使用し、価格の高い部分の補てんを行いながら、給食単価は、1食小学校は265円、中学校は295円と、当町と同じ額の給食費の徴収となっております。

その分、当町の栄養士や給食調理員の献立に対する工夫や努力によりまして、一定の給食が保たれていると考えております。県内を異動される先生方によりまして、他地域と比べましても当町の給食はおいしいとの評判をいただいております。

給食に対する補助につきましては、基本的に材料代については保護者負担を原則にしており、現在のところ行っておりませんが、今後の物価などの動向によりましては、検討の必要性が生じる可能性もございませぬ。

また、お茶についての御提案もいただいておりますが、虫菌予防については、フッ素洗口を行っておりますし、お茶につきましては通常の温度では腐敗の心配があり、また使用する食器などの洗浄方法等解決の必要な課題も多く、現在のところでは導入は考えておりませぬ。

しかし、食育につきましては栄養教諭などの学校での食育指導を初め、地元産の米や野菜、パンの利用を積極的に行い、地域の食材での給食をできるだけ多くするよう努めているところであり、今後も地産地消を心がけていきたいと考えております。

また、2点目の現在の給食センター並びに共同調理場の人員体制や地産地消の食材供給体制等についての御質問でございますが、学校給食施設の人員体制につきましては、津和野町の給食センターは、調理員が正職員4名、嘱託職員1名、臨時職員1名、事務員は臨時職員が1名でございませぬ。

共同調理場につきましては、調理員が嘱託職員4名、臨時職員1名、パート職員が2名で、事務員は嘱託職員1名でございませぬ。

また、地場野菜については、消費量として約11トン、消費率として約36%でございます。

生産者の方が高齢化しまして、生産量も年々減少しており、生産者の代表の方とも会員の増員を協議しておりますが、なかなか思うような成果が上がっていないのも現実でございます、今後の大きな課題となっております。

また、どうしても季節に応じた時期的なものもあり、地場だけでの野菜の生産量では不足する状況でございます、せめて年間を通じて一定の使用量のある玉ねぎ、ジャガイモの生産量が増えるように要望しているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいまの答弁で何点かお尋ねしたいことがあります。

まず、このたび教育長は今回が初めての議会ということであります。以前は、文部科学省におられたということであります。文部科学省が推進する学校給食の充実、並びに食育の推進についてどのようなことが、学校の給食の充実、食育の推進になると考えておられるのか、教育長のお考えを尋ねます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 給食といいますか、私がこれまでかかわっておりました職務内容からいきますと、食育の充実というところは若干担当させていただいておりました。

学校給食の時間だけではなく、例えば家庭科でも社会でもその物を扱うことと、実際食べることがうまくつながっていたり、あとは自分のところでできたものを食べる、それがどういう栄養があるのかということと、その目の前の食べる物が結びつくと、より子供たちがおいしいと感じたり、ありがたいと感じたり、なかなか好き嫌いということも改善されるのではないかという思いでの文科省で仕事をしていたというところはございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 教育長におかれましては、ただいま御答弁がありましたように、学校の教育現場と連携しながら食育の推進について推進していただくことを念じております。

先ほどの、最初の御答弁の中で、「隣町の吉賀町では価格の高い部分の補てんを行っておる。しかし、津和野町においては、基本的に材料代については保護者負担を原則にしている」ということですが、どこでこのように原則にしているということが決まっているのでしょうか、お教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 基本的な給食のルールといたしまして、いわゆる材料代については、保護者のほうが負担をするという、法律で決まるとるわけでは、当然ありませんが、恒例的にそういう形で全国的な給食は取り扱っております。

そのかわり、いわゆる人件費であるとか光熱水費であるとか、そういった部分については、行政のほうで負担をすると、そういう形で、まあ、それは、給食のないところもございますので、義務教育とはいえ、中学校等で給食を行ってないところも全国にはございますので、これを義務づけておるわけではないんですけれども、町の方針としてそういう形で従来からやってきておるということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 町の方針ということではありますが、今後の物価等の動向によっては検討の必要が生じる可能性もあります、と御答弁いただきましたが、今後食材等が上がるという、そういうことによったら検討するというところでよろしいでしょうか。お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 実際に、現場の栄養士、栄養教諭の方からもそろそろ、前回2年前に若干上げとるんですけども、かなり負担が厳しくなっておるということで、食材を供給するについても、今地産地消で地場野菜を使っておる関係で一定の低価格で導入をいただいておりますけれども、その部分が、先ほどの答弁にもありましたように、若干、量が減りつつありまして、どうしても市場から買わないとやれない量がだんだんふえてきております。

市場の野菜というのは、季節によって乱高下がありますので、時期によってはかなり高い野菜になってしまう、そういったときもあって、全体的な調整をするのが非常に苦しいというふうな意見をいただいております。まだ、何とか頑張ってもらいたいということで栄養教諭のほうに努力をいただいておりますけれども、今後そういった形で野菜が高くなったりとか、資材が高くなっていくということでもあります、1食当たりの単価もそろそろ限界に近づいてきておりますので、これを1食400円とか500円とかという形には到底できることではありませぬので、その辺で調整がきく部分であれば町当局とお話をさせていただいて、協力ができる部分で努力ができればぜひやりたいと思っておりますが、これは教育委員会独自で決められることではございませぬので、また、町長とも十分協議をしながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま、町長とも協議をしながらということでありました。

教育委員会の所管であります、町長の所見をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど、次長のほうからも申し上げたとおりでもあります。

基本的に教育委員会でまずは検討していただいて、そうした中で、当然、こうしたことは大切なことだと思っておりますので、私としても必要に応じて予算措置もしていきたいというふうにも思っておりますし、またぜひ、地産地消ということは、ぜひ私も、

農林業振興の観点から、あるいは定住対策の観点からも強力に進めていきたいという強い思いを持っております。

ただ、先ほどの回答でも申し上げたように、なかなか供給量が季節ごとに、それに需要に応じてないという実情もありますが、その辺を今後どう解決していくかという課題もあろうかと思っております。その解決をする過程において、過程というか結果において多少その材料費が上がるということも考えられるというふうにも思いますが、そうしたときに、やはりこれは、地産地消、あるいは安全安心な給食を提供する必要からも、場合によっては、そうした材料代の補助ということも考えていけることにもなろうかと思っておりますので、そうしたことも含めて今後も教育委員会としっかり協議をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 教育委員会のほうも、町長のほうも、こうして学校給食の充実について積極的に取り組んでいきたいという意向でありますので、ぜひ、検討しながら子供たちの健やかな育ちのために御尽力をいただきますことを祈念いたしております。

もう一点、もう数点あるわけではありますが、次の質問であります、人員体制で津和野町給食センターは、正職員4名調理員、日原共同調理場は、嘱託職員4名、正職員4名と嘱託職員4名でつくられる給食は何か違いがあるのでしょうか。その点、お教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 献立については、両調理場で基本的には栄養士同士で協議をして決めておりますので、献立のメニューについては、基本のベースは一緒の形で一月間は、やっております。

それに基づく調理ですので、当然、内容的に大きく隔たるわけではありません。

ただ、施設の構造であるとか、若干設備の機械等で作業の工程等が若干変わってくる部分はございます。

正職員と嘱託職員の差ということではありますが、これは合併当時の、いわゆる職員が、そのまま基本になって調理場にありますので、特に意図したもんじゃないんですが、そういう形でやっております。

これは、一つの将来的な課題なんですけれども、将来的にはやはり一つにした調理場をつくっていきたいというふうに教育委員会のほうでは考えております。そうすることで、全町場所を統一した調理、給食が提供できるんじゃないかというふうに思っております。

両方の施設とも、手狭でございますので、また津和野につきましては、特に老朽化もしておりますので、いずれ改修等も必要になってくるかなというふうにも考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、統一するとすると、私は、今後合併特例債が終わっていく、そしてまた国勢調査によって人口減により交付税の減額が予想される中では、嘱託のような形で人件費を削減していくということは大切だと思いますが、その点についてお考えをお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 町財政のことを考えますと、やはり給食関係も、まあ、そりゃあ、人件費だけでもありませんけれども、いろんな面で経費を下げっていくということは当然努力をしていかなければならないというふうには思っております。

ただ、この人員体制につきましては、先ほど次長も申し上げましたように、合併前の旧町時代に身分の違いがありまして、それを引きずったまま合併後もこうした形で続けているというところでもあります。

そうすると、身分の統一化を図るためには、嘱託職員を、そうすると正職員にするかということ、これはなかなか定員管理計画もあって難しいということにもなりますし、また、じゃ、正職員さんを嘱託化するかて、それもなかなか身分の問題があって難しいということでもございます。

そういう中で、また年を追って人員は変わってまいりますので、退職等に伴いまして、そうしたこと、時間をかけながら体制の統一化を図っていかなければならない、そういう問題だというふうに思っております。あくまでも、嘱託であり正職員であり、それぞれ職員の身分の問題もありますので、そこは慎重に考えていかなければならないという問題だと思っておりますが、今後やはり人口減、当然生徒数も減ってくるわけでありますから、その辺のセンターの統合のことも踏まえて、そして身分のことも一緒にそのときとともに検討していきながら、より効率的な、財政負担を軽減できるような、そうした供給体制を検討していきたいと考えているところでもあります。なかなか、今すぐの解決にはなりません、そうしたことを踏まえて今進めていきたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 今現在、正職員の方がおられますので、その方々が定年退職、または異動等でかわられた際には人件費の削減ということも念頭に置きながら考えていかれるということでもありますし、またそれを、私は、推進していくべきであると考えます。

教育委員会につきましては、昨年9月に500万円を超える時間外の補正予算が組まれたということで、大変、町民の間からも、強い、何と申しますか、どうしてそこまでかけるのかということが出ております。私たちも、会社に勤めておられるけれども、経営が厳しいので人員不足でありながら、精いっぱい仕事をしてその中で時間外が出ないように、本当に必死で仕事をしておると、そういう中で500万円の人件費をかけていく、

子供たちにかかるお金というものは削減しながら、一方で人件費はどんどん膨らんでいくような、そういう形はどうだろうかという、大変強い声をあちこちからも聞きます。

次長にお尋ねします。9月の補正の500万円以上の人件費というものは、どうしてここまで生じたのかということをお聞きし、また、そういう財源を子供たちのために使っていけば、できるだけ、人件費も削減しながら、また、子どもたちに還元するというのも大切なのではないかと思います、その理由、また時間外等を削減していくこの努力についてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 若干、通告からかけ離れ過ぎとると考えます。中身を変えてください。

6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、少し外れているということですので、この点は置いときます。

もう一つ、ここにある御答弁の中で、お茶についてであります、使用する食器等の洗浄方法等の解決の必要な課題も多く、現在のところでは導入は考えていません、という、そういう御答弁でありました。

これは、私もお茶の生産者の皆様方の声も聞き、そして自分たちでつくったお茶がこの学校生活の中で活用されていくという、これは静岡県の島田市というところに、蛇口をひねるとお茶が出てくるという、そういう学校がありまして、それが最初に島田第一小学校というところが初めでありまして、今は6校にふえているそうであります。

子供のころからお茶に親しむ環境を整えて、お茶の消費拡大や茶業の担い手を育てるとともに、風邪の予防など健康管理にも役立てるという、そういうことがあります。

お茶というのは給食のみならず、せつかく津和野町でたくさんの方々がお茶をつくっておられますので、そのことを生かしていく。

緑茶カテキン水を試した76人の方のデータもあります。その中で、インフルエンザに感染した人は1人、これに対して非カテキン水では48人のうち5人が感染し、緑茶カテキンの効果が証明されたという、そういう実験結果もあります。

食器の洗浄等につきましても、例えば静岡のほうでは殺菌済みの微粉末茶を使用し、外部からほこりや雑菌が混入しにくい、そういう構造として、工夫をしてお茶の供給をして、それを、うがいをしたり、そしてインフルエンザの予防やそして虫歯の予防等に活用をしておられます。

現在は導入は考えていませんということではありますが、今後このようなことを解決し、できれば、この津和野町の名産である、特産であるお茶というものを学校生活の中で活用していくということも大事ではないかと思います、その点についてお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員の言われるお茶の件でありますけれども、お茶がもともと日本に中国から入ってきたその経緯としては、薬の養葉をするということが入ってきたように聞いております。言われるように風邪等の予防にもいいように、予防としては私も聞いておるところであります。

さきの御回答のところでもありましたように、お茶というものの性質上、どうも腐りやすい性質も持っておるようであります。で、そこの辺の安全面をどういう形で整理するか、それから、お茶は御存じのように、茶渋というのがこびりつきやすいものがありますので、そこの辺の、食器あるいは容器等の、お茶を入れていくものの洗浄等、通常の食器の洗浄よりも余分に、丁寧にですね、処理をせんといけないような状態でもありますので、そこの辺の課題が解決できれば導入については可能ではないかとは思っております。

すぐ導入というお答えは、今の時点ではできませんけれども、今後導入ができるかどうか、現場とも話をしながら検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、お茶を学校生活の中で飲むとか、生活の中にあるとかということは、小さいころから子供のころからお茶に親しむ、それは、お茶の生産者にとりましても、またお茶を生産していく今後の津和野町にとりましても、大変有益なことだと思いますので、この点についても十分検討されながら推進されていきますように祈念いたしまして1番目の質問を終わらせていただきたいと思います。

2つ目の質問であります、地域資源の活用についてであります。

当町は山林面積の割合が80%あり、かつて林業がとても盛んでありました。

町が実施した「山の宝でもう一杯」プロジェクトは上々の成果を上げ、県内他市町村からも注目されているとお聞きします。

現在、超円高にもかかわらず高騰する原油価格は、農業用ハウス栽培や家庭内の暖房費の負担増となっております。

農林水産省が「バイオマスタウン構想」を掲げ、現在318の認定自治体を2020年には600程度にふやす目標を掲げておられます。林地残材等の活用などは林業振興にもつながります。

今回採択された高津川総合特区の「規制の特例措置等の提案書」には、「木質バイオマス利用に関する規制緩和」が提案されております。もし、承認されれば、木質バイオマスボイラーから排出される有害物質を含まない100%木質燃料の灰が、産業廃棄物ではなく、農地等に活用できる。燃焼灰も活用できれば、木質チップ、ペレットボイラーの利用促進にもつながると考えます。

また、循環型のエネルギーの地産地消は、地域経済の循環も生み、CO₂の排出削減にもつながります。木質バイオマスエネルギーを推進すべきだと考えます。

現在のなごみの里の木質チップ燃料温水ボイラーの状況並びに燃焼灰の処理状況とあわせて、木質バイオマスに対する当町の現状並びに将来構想をお尋ねします。

また現在、世界的な水不足や福島第一原子力発電所の事故などにより、優良な水資源が求められていると考えます。地元の研究者である古恵勉氏の研究によれば、安蔵寺山から湧き出る水の水質がまことに素晴らしいということでありました。

また、当町は林業とともに炭焼きが盛んであります。炭の調湿・消臭・化学物質の吸着等の効果が注目されております。

また、ヒノキの持つ抗菌・防虫・防カビ効果も注目されており、住居や農業、養魚等にも活用できるのではないかと考えます。

現在、町の産業や雇用の状況は非常に厳しい状況であります。これらの地域資源を調査・研究し、将来的に町の産業振興や雇用に活用していくべきだと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域資源の活用に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

バイオマスエネルギーを活用したなごみの里のチップボイラーにつきましては、冬場の木質チップの含水率が高かったこともあり、灯油使用量を思ったほど減少させることができませんでした。

しかし、現在までの約1年間で40%の灯油使用量を削減しており、これまでの灯油ボイラーだけを稼働した場合に比べ、11カ月で5万4,700リットルの削減効果を出しております。

現在の石油価格の高騰は、今後も長引くことが予想され、石油だけに頼った経営はエネルギーコストの負担増につながり、経営を圧迫してまいります。

議員御指摘の循環型エネルギーの地産地消は、地域経済に大きな効果が発生しますので、本町が保有する公共施設で、チップボイラーが活用できる施設は、できるだけ早い段階で整備を進めたいと考えております。

また、学校を初めとする町有施設及び一般世帯にまきストーブやペレットストーブを導入して、化石燃料に頼らず、自給エネルギーの利活用を図ることも重要なことと考えており、高津川総合特区を活用した事業展開を推進したいと考えます。

高津川総合特区では、純粋な木質灰を農地還元できるよう規制緩和の要望をしておりますが、なごみの里のチップボイラーから取り出した木質灰は、現在ストックしてあり、年間排出量の把握と活用方法について検討しております。

今年度、県内初の取り組みとして実施した社会実験事業である「山の宝でもう一杯プロジェクト」では、当初予定を87トン上回る237トンの杉・ヒノキの出荷があり、なごみの里チップボイラーの原料として活用できましたので、24年度は1年間を通じた事業として取り組むための予算を計上しております。

次に、本町が持つ地域資源である水・木材等の活用は、議員同様、町としても非常に重要なことであると認識しております。

地域資源を活用する上での部署及び人員の確保において、現状では厳しい状況にありますが、それでも平成23年度には名賀地区の水資源を調査したところであり、今後その調査結果をもとにプロポーザル方式を用いた民間提案による事業化を検討するなど計画しております。

御指摘の安蔵寺山の水資源についても、このたびの取り組み結果を見ながら、活用の是非について検討してまいりたいと思います。

その他、今後町内の企業、団体が地域資源を活用した商品開発や事業展開を行う際に、行政の支援を必要とされれば、積極的に支援を行いたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 地域振興課長にお尋ねいたします。

なごみの里のチップボイラーにつきまして、今木質チップをかなりこうして使っておられるということですが、収支としては、この木質を使っていくそういう場合と、現在まで灯油等で行った場合とどれぐらいの差があるのかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） なごみの里のチップボイラーに関しましては、石油価格の高騰がありまして、今年度はかなり灯油価格が上がっております。

先ほど答弁にありましたように40%の削減をしたわけですが、それと木質チップの原材料と合わせまして、一昨年前とほぼ同じ金額になっております。金額の削減は起きているはいないんですが、そのものを一昨年前の灯油と同じ量を使ったとしたら、300万円から500万円ほどの原材料費が、高騰したであろうと思われるので、その辺が削減された効果ということになると思われる。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 私も実際灯油をつぐときに、現在1リットル100円程度の価格になっておりますので、大変家庭の暖房等にも大きな負担がかかっております。

こうして地元で林地残材がこうして生かされていくということは、大変大切なことであると思いますし、また林業振興にもつながり、地域循環型の経済になると思うわけがあります。

あちこちでも、木質バイオマスを使っておるところもあり、そしてペレットをつくる工場ではそのペレットを使って、またそのペレットを燃焼させてタービンを回したり、木くず・樹皮などもボイラーで燃焼させる、その燃焼でタービンを回し操作時の電力に使っている、そして夜間は売電もしているということでもあります。そうすると電気・重油等に頼らないこの地域循環型の町ができると思います。

で、そしてまた、この木質エネルギーにつきましては、温室効果ガスの削減量を定めた京都議定書でも排出量にカウントされないということで、排出券を購入して、そしてその対価をもらっておるところもあります。

また、木質ボイラー導入については、国の2分の1の補助を、また高知県など、同じ森林県であります高知県ではまたその2分の1を県が補助をし、そして農業用の木質チップボイラー、ペレットボイラーの導入を促進しているという、そういう状況があります。

当町においても、そのようにこのことを活用していく、そういう、例えば木質ペレットの工場などがつくることができたら、今大変雇用が厳しい状況であります。国内の空洞化、円高による空洞化も言われておるその中で、町内雇用が一人でも二人でも生まれるということは大変大切なことだと思いますが、そのことにつきまして町長の所見をお伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） お答え十分なるかどうかわかりませんが、ちょうどきのう「鷗外」の150周年をやりました。

そこで日本華の会、今回舞姫を御提供いただいたところではありますが、この華の会というのは小松製作所がもともと始められたものであります。で、財団公益法人をつくっていらっしゃるわけではありますが、ということもあまして、きのうもお越しになられた理事長さんというのは小松製作所の元社長で、今はもう退任をされておるわけで現在の理事長をされているところであります。

この小松製作所というのは、非常に林業機械に力を入れている会社でもありまして、特にヨーロッパの企業を買収されて、そのヨーロッパでの林業機械の製造に非常に尽力をされているという側面もあるわけであります。

そういう中で今回いろいろ話をする中で、現在日本の林業というのは、ヨーロッパ製の高性能林業機械に頼っているところが大きゅうございます。で、それがなかなかヨーロッパ製であるがゆえに、日本のその山の性質に十分に生かされないという、そういう現在の課題があるわけであります。

で、当然ながら、その、日本においても林業を生かしていくためには、日本の山に合った高性能林業機械というものを今後導入していくというのが、林業活性化においては非常に重要な課題を持つということでありまして、きのうはそういう話の中で、ぜひ小松製作所さんのほうでも、日本製の高性能林業機械に取り組んでもらえんדרるかという、まあ、余談のようなお願いもしてきたわけでもあります。当然小松さんのほうでも、非常に今後の日本の合ったそういう機械というのは、もともと考えていかにやいかんということを考えておったということでありまして、これからやはり、そうしたところはしっかり取り組んでいくんだという大変力強いお話もいただいたところでもあります。

そういう面で、やはりまず林業を生かしていくためには、間伐材中心に実際成熟をして、そしてその木材の本来のやはり目的であります建築材、永久材としてやはり生かしていく、そういうことを、そしてよりその搬出の経費、伐採経費・搬出経費を抑えていくといこと、それをしっかりまず取り組んでいくということが、これからの課題であろうと思っています。

で、この点については、今回の総合特区の中にも盛り込んでいるところでありまして、川上である吉賀町から津和野町、そして川下である益田市さんとも十分な連携を図ってやっていきたいと思っております。実際、この有益材を生かした住宅をつくる取り組み、これまでやってきたことも含め、新しい取り組みについても、これから取り組んでいく予定にしているところでございます。

で、それとともにあわせて、先ほどから御指摘をいただいておりますバイオマス関係に生かしていくということ、非常に重要であろうかというふうにも思っておりますし、私自身も今後こうしたことを積極的に取り入れていきたいと思っております。

その一つが昨年度の「山の宝プロジェクト」であったわけではありますが、今後、県内も非常にこれが広がっていくようでありまして、大変私自身もうれしく思っておりますし、県内の他の町村長さんからもですね、この津和野の取り組みについて、私自身もいろいろ聞かれるわけではありますが、やはりほかの町村が取り組まれるんで、私がそこで答えておりますことは、ただ単にその林地残材を出すという目的だけでやろうとしても難しいということでありまして、津和野町の場合は、ああしてなごみの里にボックスボイラーシステムを入れておりました。そこにその原料を供給するという、また一つの相乗効果があるという、その中で津和野町のこのプロジェクトの取り組みが非常に効果も出てきているんだということをお話をさせていただいたということでもあります。

そうした中、国のほうの動きとしましては、森林整備・林業加速化事業という事業、これまでもやってきておりまして、今後も継続をされるという方針になっております。

で、今回その加速化事業では、このバイオマス事業をやはり積極的に応援をしていくというようなこと、これまでとは少し、そこに重点が置かれているというふうに私自身は認識をしているところでありまして、こうした、まあ、国の制度というものを積極的に活用していきながら、最初にもお答えをしましたように、町内へのバイオマスのチップボイラー等、もう少し推進をして整備をしていきたいというふうにも考えているところであります。

で、そうした中、今後、じゃあ、チップでいくのか、あるいはペレットでいくのかということ、この辺は、実際なごみのほうは、現在チップでやっているわけではありますが、いろいろそのチップもペレットも一長一短がありますので、その辺のところはまた検討課題であろうかというふうにも思っております。

ペレットの製造につきまして、やはりかなりの生産量を出していかないと、そのペレットの製造に関しての収支というのはやはり合わないわけでありますので、まずはその出口の部分ですね、いわゆる使用量をふやす。

で、当然現在のなごみの里のほうも現在チップですが、場合によってはペレットに変換ができる、そういうことも見込んで今回設置をしてりますし、今後もそうしたことの出口部分をしっかり充実して行って、その上で、今度、供給であるチップなのかペレットなのかということも検討していくということが大切であろうというふうに思っております。

その上でペレットの採算性等もあわせながら、また国の事業等もあわせて検討しながら町のはどういった形で進めていくのか、いうことを検討してまいりたいと思っております。

そのほか、当然、自伐林家というか、林家の方々が、自分の山から気軽にこう出していくという制度は、ぜひ今後も進めていきたいと思っておりますので、現在はチップへということではありますが、各家庭が自分の山からまきをとというようなですね、そういうことも、いろんなこの方面を検討していきながら、津和野町のこの木質バイオマスの取り組みというのを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） もう1点お尋ねいたします。

名賀のほうの水資源を調査したということではありますが、その状況、並びに今後、水資源がどのように活用されていくのかという予測等がありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） この水資源調査につきましては、私ども営業課のほうで担当しております。

現在、ボーリング等も、最終的には、まあ、数カ所町内をを調査したわけですが、すけども、まあ、いろんな状況といいますか、地理的な条件なり、それから水利権の問題、そういったところを勘案する中で、今、名賀地区の瀬戸という地区で水源としてボーリングを行いました。

まあ、水量的には1分当たり60リットルということで水量が出てまいりました。それで、先般、補正予算で水質調査ということでさしていただきまして、先日、結果のほうも出てまいりました。

今回、ミネラルウォーター類というような項目、全部で18項目あるわけですが、すけども、その項目の検査をしていただいたところ、基準値以下というか、基準値内ですね、当然ミネラルウォーターとして使えるというような結果は今出てまいりました。

そういったことで、今後はこの資源を民間レベルでプロポーザルによってということでご回答申し上げるとおりでございます。まあ、若干、そういうような、結果待ち

といたしますか、そういうなのを興味を持たれている方々もおられますので、まあ、そういった中で今後進めていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 町内では工場の閉鎖や、大変雇用的に厳しい状況が続いております。何とか、こうした水資源、木質資源、こういう、地域にあるもので雇用を生み出し、そして地域経済が潤っていくような、そういう推進をされますように祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時40分まで休憩といたします。
午前10時25分休憩

午前10時40分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序9、11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 11番、川田剛でございます。

皆様におかれましては連日お疲れのことと思いますが、通告に従いまして町長施政方針に沿って具体的に伺ってまいりたいと思います。

3月9日、町長は施政方針の中で、平成24年度を迎えるに当たり、新たな事業を含め、平成24年度の津和野町が向かう一定の方向を示されたことと思います。中でも行財政改革は、町長が推進していかなければならない重要な施策の一つであることは言うまでもありません。

しかし、本日私が冒頭で質問する内容は、町民の皆様にとってはどうでもいいような内容が含まれているかもしれません。

これは、ある方がおっしゃられた言葉の受け売りではありますが、会社に例えれば、サービスを行う会社が社内改革をするということと同じで、サービスを受ける側、町民は、別に会社、役場がどういった体制であろうがどうでもいいことだと思っております。

問題は、良質のサービスを提供することであって、社員や職員が研修したり改革するのはあくまでプロセスであります。結果ではありません。つまり、計画をつくった、計画を実行したということで終わるのではなく、結果的に、この行財政改革を含めたあらゆる計画や事業が、町民に対し良質なサービスを提供するという結果につながらなければならないという大前提を持って、質問をさせていただきます。

まず、町長が施政方針で述べられた「第二次津和野町行財政改革大綱実施計画」に基づく行財政改革の推進、行財政基盤の強化、効率的な行政経営について伺います。

庁内組織の統合及び再編について、どのような課題を持っておられ、どのように解決されていくのか伺います。

次に、嘱託職員及び臨時職員を含む津和野町職員の定員及び給与について、財政状況や津和野町職員労働組合との折衝を踏まえ、どのような認識であるか伺います。

次に、行政評価制度は、以前の質問で、事業仕分けの手法を取り入れることを考えておられると答弁がありました。第三者評価がそれに当たると考えてよいのか、また第三者評価の第三者はどのような人選をもって実施するのか伺います。

次に、人事評価システムの施行を控え、人材育成型の人事評価制度とは、具体的にどのような制度であるのか伺います。

次に、施政方針では新規事業や継続事業など多岐にわたり述べられましたが、町長は当然、必要性・必然性があるから予算配分や計画策定をしたと思われませんが、この津和野町をよりよいまちにしようという姿勢には敬意をあらわしたいと思います。

私も含めここにおられる同僚議員も当然、このまちをよりよいものにしようという思いがあるわけであります。

方向性や考え方は違うかもしれませんが、なるべく互いの方向性、ベクトルが近づけるように日々この議場で議論し、時に町長の出された案件に必要性や必然性を感じず反対をすることもあります。

次に伺うことは、その一つであろうとも思います。

まず、津和野町民俗資料館及び日原歴史民俗資料館については、今後の施設のあり方について具体的な検討を進めるとのことですが、入館者数が1日平均約3名である桑原史成写真美術館についても、閉館も含めた利活用方法を検討すべき時期ではないかと考えますがいかがでしょうか。

なお、このことは予算審査特別委員会において、同僚議員から関連するような質問もあり、一定の考え方は示されておりますが、改めて伺いをいたします。

また、健康づくりの充実に関し、職員に保健師のみならず栄養士を配置させるべきと考えるのがいかがでしょうか。

元気アップ教室や食生活改善推進協議会などの活動によって、町民の健康の維持管理はもとより、まちにとっては医療費の抑制という面も持っております。そして、これらの活動に必要不可欠なのが栄養士なのだ伺っております。ほかにも必要な資格を持った職員の配置が急がれる部署もあるかと思っておりますが、まず栄養士の確保について伺います。

次に、児童福祉について。

保育園の統廃合の検討に入るようですが、統廃合は、サービスの向上よりも、児童福祉法39条に規定される「保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。」という内容と、統廃合は本来の目的から逸脱するものではないかと思っております。

また、町長は施政方針の中で、遺児手当については、財政の厳しい折ですが、母子家庭に加え、援助の少ない父子家庭対策も含め、継続したいと考えております、と表現さ

れました。それまでも継続して助成される事業を挙げられておりましたが、突如、遺児手当について述べられとる部分で、「財政の厳しい折ですが」とつけ加えられた。

施政方針はケーブルテレビでも放送されるはずであります。該当される方の中で、この箇所は聞き方によっては不快にとられかねない表現であります。私自身が、この議場で聞いた中でそれを感じております。

最後に、その真意をお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成24年度の町長施政方針の内容に関する御質問でございます。

まず、第二次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づく行財政改革の推進、行政基盤の強化、効率的な行政経営についてであります。1つ目の庁内組織の統合及び再編については、本町において行っている事務事業が最も費用対効果を発揮するために、人材をより効率的・効果的に配置する観点から、平成24年度において現状を検証し、統合及び再編を進めていこうと考えております。

次に、津和野町職員の定員につきましては、合併協議で決められた定員管理計画に沿って管理をし、職員組合にも納得をいただいているところであり、臨時及び嘱託職員については職員組合との協議は別段していない状況でございます。

正規職員の給与については、制度上の合理化案を示し合意を得たところであり、これまで継続してきた給与カットを平成24年度から取りやめ、臨時職員等についても日額、月額、期間等の統一化を図ったところでございます。

なお、合併後に、権限移譲事務や福祉事務所、病院といった新たな事務がふえた中で、協定項目どおり定員管理に沿って実施しておりますが、実際には事務量的に無理が生じてきている状況であり、見直しが必要であると認識をしております。

続いて、第三者評価につきましては、事業仕分けの手法と同様に、事務事業評価シート及び補助金調書を用い、担当課長、担当者から説明を行った後、第三者評価の役割を担う方々から事務事業評価シート等に沿った内容の質疑を行う方法で実施したいと考えております。

しかしながら、本町の行政評価制度は、庁内評価だけではなく、第三者の方に評価を行っていただくことで、透明性のある行政経営を実現し、説明責任を果たしていくことを目的として実施するものであり、国のように当該事務事業の今後の方向性を決定づけるために行うものではございません。

第三者評価を行っていただく方につきましては、評価対象事業ごとに専門知識等を有する住民等学識経験者の方々にお願いをしたいと考えておりますが、人選につきましては、現在、検討をしているところでございます。

続いて、人材育成型の人事評価制度についてでございますが、平成21年3月に策定した「津和野町人材育成基本方針」は、質の高い行政サービスを提供し、住民福祉の向上を図ることを目標に掲げ、そのために求められる職員像や職員の意識改革を明確化した上で、職場環境や職員研修のあり方、職員の人事評価制度の構築について、取り組みの方向性を示したものです。

人事評価制度の構築につきましては、先行する自治体で大きく2つの方向に分かれており、一つは、民間企業の成果主義に追随し、「処遇管理型」の評価制度を導入して賞心罰の処遇の実現を目指すもの、一つは、大阪府岸和田市のように、職員の能力開発と組織の活性化のために、「人材育成型」の評価制度を導入するものでございます。

本町においては、後者の考え方を採用し、人事評価制度の構築については、職員一人一人が自己成長を実感し、目標達成によるやる気と気づきを提供する制度となるよう、人材育成を目的とした人事評価制度を構築することとしたものでございます。

続いて、桑原史成美術館の利活用に関する御質問でございますが、これにつきましては教育委員会の所管でございますので、教育長のほうから後ほどお答えをさせていただきます。

続いて、栄養士の配置に関してでございます。

かつて成人病といわれていたさまざまな病気が、今日では生活習慣病と呼ばれております。

生活習慣病は、年齢を問わず、食生活の乱れ、運動不足、飲酒、喫煙などの生活習慣が病気の発症、進行に関係することがわかっております。さらに生活習慣病の予防には、乳幼児期からの食育が大切であることも認知をされております。

また、高齢者の低栄養予防や糖尿病、高血圧、腎疾患等における適切な食事指導が、介護予防の観点からも大切となるため、栄養管理士の必要性は高まっております。

津和野町では、年間約60回の管理栄養士を臨時雇用しておりますが、引き続き食を通じての健康づくりや介護予防に取り組むこととしており、また平成24年度は「健康つわの21」の評価及び改訂の年度でもあります。

こうした観点から、津和野町の健康づくり事業がより充実されるよう栄養士の雇用については有益であり、これまでも検討をしてきたところでございますが、今後においても社会福祉士や保健師の雇用と定員管理計画との整合性など、さまざまに検討し、結論を出したいと考えているところでございます。

最後に、児童福祉についての御質問でございます。

今回行いました調査の結果、町立保育園の園児数は横ばいもしくは微増程度となっており、大幅な増加は見込めない状況であります。このことから、町の財政的な面や、定員管理計画に沿った保育士の確保など人的な面を考慮すると、今後、町立保育園のすべてに対し、大幅な投資を行い、改修を行うことや、現状の規模で保育士の数を維持することは困難な状況と考えられます。

一方、保護者からのアンケートによりますと、休日保育の実施を望まれるなど、保育園への要望もさまざまにふえており、今後、保育サービスの向上が一層求められる状況になってくると考えられます。

こうした背景において、今後本町が、安全・安心でより行き届いた保育サービスを、限りある人的資源や財源において最も効果的に進めていくためには、保育所の統廃合を検討していかなければならないと認めているところであります。

ただ、統廃合を進めていく上では、地域住民の皆様の御理解を得ることが大前提であることを申し添えさせていただきます。

なお、児童福祉法39条の規定では、「保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設である。」と規定されており、その目的とは逸脱していないと考えます。

次に、遺児手当についてでございますが、町独自の事業であります。遺児を養育されておられる父子家庭も含めた母子家庭に対して、遺児の健全な育成と福祉を目的として実施されるものであり、厳しい財政状況の中、予算編成において一般財源の使徒については特に厳しく精査をしてまいりましたが、優先順位の高い重要事業として位置づけ、継続実施することとしたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 桑原史成写真美術館の利活用についてでございますが、文化施設という目的で設置しておりますので、単純に利用者数から判断すべきではないと考えますし、現在も活躍されている桑原史成先生の御協力もいただき、写真講座や児童への写真教室、館内での講演会など、町内の文化活動にも貢献いただいております。

また、写真のテーマが報道写真ということもあり、わざわざ遠方からでもおいでいただける方がいる一方で、一般の観光客の方の来館者数が伸びない状況でございます。

町外等に向けての大々的に広告宣伝を行えば、それなりの成果も出るかと思われませんが、現在の広告宣伝費ではそれも困難な状況です。

しかし、その時代時代を写し取ってこられた桑原先生の写真につきましては、貴重な資料として今後は評価される内容であり、実際に一昨年からは韓国やベトナムのアジア圏域で桑原史成先生の評価が一段と高まり、海外での写真展の開催や写真集の出版もされておりますので、近い将来その効果があらわれてくるのではないかと期待をしているところでございます。

また、4月1日からは、町内の文化施設の入館料について、町民の方の利用につきましては無料となります。この機会にぜひとも多くの町民の皆様にも御来館いただきたいと思っております。

昨年は観光客の入り込みも、東日本大震災の影響等により低迷している状況でもあり、さらに入館者数をふやす施策を今まで以上に検討し、運営をしてみたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第二次行財政改革大綱実施計画が実施されるということなんですけども、先ほど申しましたように、町民に対し良質なサービスが受けられる内容でなければ、幾ら計画をつくっても、町民にとっては余り意味のないものになってしまいます。

そこで、結果的に良質なサービスを受ける、つまり職員の配置の問題ではありますが、今現在では職員担当というのが大体決まっております。

そこで、その職員の方が休まれたり休業されたりすると、その担当者がいないということではなかなか回答がいただけないような事業もあるわけでありまして。

そこで兼務、一人が1つの仕事をするのではなく、二人で1つの仕事を兼務することで、一人の職員が休んでも対応できるということをしていかなければならないのではないかと考えております。

例えば育児休暇をする際、一人の職員が休むことで結果的にはほかの職員さんに仕事量のしわ寄せが行くわけでありまして。そうすると体力的にも精神的にも大変な思いになってしまう。育児休暇がとれるにもかかわらず、とれる環境ができなければ結果的には精神的な不安、仕事量の増加による体力的な問題が出てくるのではないかと思います。

そこでテレワーク、育児休暇中でも育児の合間を縫って家庭で仕事をする、このテレワークということも考えられるのではないかと考えておまして、テレワークと育児休暇、そして兼務、これができることによって、より町民に対して良質なサービスの提供ができるのではないかと、その所見をお伺いします。

次に、桑原史成写真美術館でございますが、単純に利用者数から判断すべきではないとのことではございますけれども、文化について確かに文化価値を図るのは大変なことだと思っております。

私自身も、以前から申し上げておりますように、桑原史成先生の作品について、これを否定するものではありません。ただ、利用者数から判断できないのであれば、どういった物差しをもってその建物の価値を判断するのか。作品に対してではなく、私が申し上げているのは、この桑原史成写真美術館の施設であります。

立地、これは駅前でありまして、また観光協会と共存している建物でもあります。多くの観光客が訪れる施設でありながら、1日平均3名という現状、これはもう少し活用できる建物ではないかという意味で質問しておりますので、利用者数で判断しないのであれば、何で判断をするのか、その基準をお願いいたします。

次に、栄養士の配置であります。栄養士が現在津和野町の役場の中にはおりません。

元気アップ教室や食会の活動などで、年間約60回の管理栄養士を臨時雇用されているようですが、定員管理計画からいくと正職員というのは難しいかもしれませんが、嘱託職員といった形で雇用できるのではないかと思いますので、そのあたり御回答をお願いいたします。

なお、最後に、児童福祉法39条の逸脱と私申し上げましたが、後に私自身も調べましたところ、逸脱するものではないということがわかりまして、その点はおわび申し上げます。

ただ、この意味としましては、保育サービスを受ける側、町民にとって、統廃合した場合、地域の保育園、保育施設がなくなることは、例えば身体障害者の方やけがをされている方が普段よりも遠いところに子供を預けなければいけない。例えば畑迫保育園なんかですね、あります。ああいったところで、例えば農作業している方々、朝早くから子供を預けなければいけない。そこで畑迫保育園がもしも統廃合してしまったら、木部に行くのか、それとも津和野に行くのか、距離的な問題、これが私にとっては保育における問題だと思っております。

以前、同僚議員が民間に委託するべきではないかという提案もありましたが、私も、そうするべきではないかと思っております。

そのあたりの所見をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 私のほうから、最初の良質な住民サービスを受けるという、行政サービスを受けるということの答えをさしていただきたいと思っております。

議員御指摘のとおりですね、育児休暇、まあ、一般の休暇もそうでございますけれども、そうした中で担当がいらないから対応できない、これは本当に、そうしたことがあつてはならないと私どもは認識的には思っておりますけれども、実際にあるときもありますけれども、こうした対応が必ずしもいいとは決して思っておりませんし、複数の業務をですね、こなしていけるような対応をとるということで進めております。

しかしながら、専門性の濃いといいますか、そうした業務につきましてはどうしても一人の職員に偏っているのも、またこれ事実ではございますけれども。そうした育児休暇等の中で休暇をとっているということで、住民の皆さんに御迷惑がかからないようにですね、今後もそうしたことが予想されておりますし、今後休むというふうな職員もおりますので、対応をきちんとしておきたいというふうに思っているところでございます。

それと、先ほど栄養士の配置についてでございます。

御提案いただきました、嘱託等で対応してはどうかということでございますけれども、その辺につきましても、まだ今回、まあ、業種にもいろいろ、以前は給食という形がメインでしたけれども、これからは健康ということがございますので、そういったところも検討さしていただければというふうに思っております。

一個テレワークのことをちょっと初めてお聞きして、まあ、民間なんかではそういった、自宅において仕事をこなすということもあるようでございますが、きょうちょっと初めてお聞きした内容でございます。そうしたことも、ちょっとお答え前後しますけども、あわせて勉強させていただければというふうに思っておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 桑原史成写真美術館の利用についてですね、どういう基準でそれなら判断をするかということでございますけれども、明確に数字であらわせる判断基準は私どもも持ち合わせておりません。

先ほどの答えを繰り返す形になると思いますけれども、文化施設という目的の利用ということで、単純に入館者数だけでは割り出せないということは確かだろうと思っておりますが、それならどういう数字を基準にという、多分、まあ、津和野町だけでなく、全国的なそういった基準を設けておるところはないと思っております。

で、まあ、ちょっと余談になりますけれども、昨日、**鷗外**の150周年記念で、その前の日に安野光雅美術館のほうでトークショーを行いまして、そのときに講師としておいでをいただきました竹田津実さんであります、この方は御存じのように獣医師でありまして、動物写真家として有名な方であります。

映画でもキタキツネ物語という、まあ、ヒットした映画ですので、皆さんも御存じだと思いますが、あれを制作された方でもありまして、著名な写真家であります。その方が来られまして津和野町の安野光雅美術館の真ん前に桑原史成写真美術館があるということで、その写真館に気づかれまして、「なぜ桑原史成先生写真館が津和野にあるのか」ということで喜ばれて中を見て帰られました。

まあ、私が、そのとき感じたのは、やはりそういう写真家の中では桑原先生というのはそれだけ著名なんだなというふうに、再度改めて桑原先生のお力というか、偉大さを認識をさせていただいたような状況でもあります。

そういったことですぐイコール評価ということには、議員のおっしゃるような答えにはならないかもしれませんが、そういった、町民でありながら、また、改めて桑原先生を再認識をさせていただくような機会にたまたま昨日会いまして、ますます桑原史成写真美術館につきましてですね、大事にしていかなきゃいけないもんだなあと、教育委員会の立場としては、再度認識をさせていただくようなこともありました。

で、まあ、お答えにはなっていないかもしれませんが、先ほどから繰り返しますように、単純な数値化できるものというものを、残念ながら当方のほうでは持ち合わせてないということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 統廃合が行われた場合に、通園する距離が遠くなるんで困られるだろうということではありますが、当然、その辺につきましてはこの調査の中でも

出ておまして、統廃合後の、もし、そうした形が起きた場合には、やっぱり送迎バスの運行というのは必要であるという、そういう見解がなされております。

それと、民間委託については、まあ、これまでも申し述べておりますが、今回の調査でも、まあ、幼花園への統合ということは当然考えられるわけですが、他の公立保育所の民営化というのは今回の調査の中でも出ておりません。

ことはまだあれなんですけど、来年、年長が卒園されますとかなりの人数が少なくなるということで、そうしたこともあって統廃合は避けられないという、そういう結論になっております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、テレワークについては、ぜひ検討していただいて、また桑原史成写真美術館、これは、私が言っているのは建物のことであって、作品はいいんですよ。

ただ、ことしの4月1日から町内の方々は無料になるということですので、それでも町民の方が来なかった場合といいますか、理解されない場合ってのは、また検討されなければいけません。

ことし4月1日からですね、ぜひ動向を見ていただいて、以前私が質問した際にも、約平均1日2人程度だったと思うんですが、そういう意味では1人1日ふえてるなあという考えではあるんですが、それでも1日1人ふえただけです。

で、この建物が、まあ、300円が妥当かどうかというのも私はあると思うんです。で、無料になると人がふえるかなという期待ももっております。

で、先生の作品もですね、素晴らしいものですので、以前、予算審査特別委員会で申し上げましたように、津和野町内の公共施設で、できるだけ、保管しておくのではなく、眠らせるのではなくて、利活用していただきたい、そう願っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、11番、川田剛君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後1時まで休憩いたします。

午前11時09分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序10、4番、竹内志津子君。

○議員（4番 竹内志津子君） 議席番号4番、竹内志津子でございます。通告に従って、4項目質問いたします。

まず、1項目めは定住対策についてです。

町長の施政方針の中で、重点的に取り組む施策として定住対策が上げられています。定住対策は、これまでも住宅対策や子供の医療費無料化など、子育てしやすいまちづくりなどに取り組んできました。これらは重要な取り組みには違いありません。しかし、何といても働く場があるということが、何よりの定住対策ではないかと考えます。

定住施策の推進の中で、いかにして人口減少率を少なくするかが課題であり、その方策として、この地域において可能な産業の掘り起こしが最も重要と思われるとして、具体的に高津川総合特区構想による農業や林業、水産業の振興を上げておられますが、実際それらに関してどんなことができるのか、具体的なことが示されていません。

「山の宝でもう一杯」ではなくて「山の宝で暮らしが立てられるように」というような施策が必要だと考えますが、これまでも同僚議員の質問に対していろいろ出されていますが、具体的な、今すぐ着手したいと思っておられるような施策があればお示してください。

次ですが、若者が定住したくなるような町の条件として、今住んでいる人たちが生き生きと暮らしていることが大切であると考えます。老若男女、いろいろな世代の人がいろいろな場で活躍できることや活動する場があることが必要です。このことを実現するために、今回提案されている、地域課題を解決するためのまちづくり委員会の組織化に期待したいと思っています。

私は、それぞれの地域の今一番大きな課題は、住民が抱えている閉塞感を取り除くことではないかと思います。この課題を解決するために、地域のみんなでできる具体的な地域課題を見つけ出し、それにみんなで行き届く中できずなが生まれ、元気が出てくる、そして自分たちでも何かができるという自信がついてくると思います。物事を前向きにとらえることができるようになりますと思います。こうした取り組みを進める上で、町の支援が必要です。職員の地域担当制の導入や、地域コーディネーターの配置が行われるに当たって、住民は大きく期待をします。したがって、その資質が問われるのではないかと思います。地域担当職員や地域コーディネーターの資質のことです。町長はこのことについて、どのようにお考えを持っておられるでしょうか。

次ですが、益田市が目指している定住自立圏の形成に関する協定書の締結に、津和野町も取り組む方向を示しておられますが、この定住自立圏構想というのは、道州制へ向けての動きの一環であり、道州制に移行した場合の基礎自治体の形成をねらったものです。協定書の締結に当たっては、慎重に対応すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、竹内議員の御質問にお答えをさせていただきます。

定住対策でございまして、まず1番目として働く場の確保についてでございます。

森の利活用が盛り込まれた高津川総合特区には、国の補助事業の優先採択や特別枠を受けることが可能になりますが、現在、林地境界確認に関する事業を推進しております。この林地境界確認は、作業路網整備を推し進める上で不可欠で、作業路を整備することにより、間伐作業や木材の搬出が容易となり、木材生産コストの削減につながります。

搬出された木材は、製材用とA材、加工用となるB材、端材や間伐材等のC材に分かれており、それぞれの販路拡大や加工品の販売など、山を動かすことによって新たな産業が創出されるものと考えております。

また、バイオマス原料となりますC材は、「山の宝でもう一杯」の事業により原料確保を図るものでございますが、あわせて自伐林家の収益を高めることになり、農業と組み合わせた複合型経営により、農家の所得向上につながることを期待しております。さらには、現状からステップアップし、専業林家となる自伐林家の育成が課題となっております。

農業については、8番議員の御質問にもお答えをしたとおり、新規就農者の確保に努め、地域担い手の確保及び定住につなげるとともに、島根県ブランド推進課と連携した地産都消、町農商工連携ネットワーク等と連携しての地産地消事業を推進する中で、農産物販売額、農家収入の増収を図り、経営環境の安定に寄与したいと考えております。

そのほかにも、施政方針において述べさせていただいているとおり、働く場の確保については、地域特産を活用した6次産業の振興、空き店舗を活用したチャレンジショップなどによる起業支援、「まちなか再生総合プロデュース事業」を取り入れた滞在型観光の多様なメニューやシステムづくり、さらには水資源を活用した新たな産業創出の取り組みなど、鋭意進めてまいりたいと考えております。

また、「益田鹿足雇用推進協議会」ともこれまで以上に連携を強化し、益田圏域内での雇用確保に努めるとともに、津和野町への定住促進を図ってまいりたいと考えております。

2番目の職員の地域担当制度の導入と地域コーディネーターの配置に関する御質問でございます。

職員の地域担当制度は、まちづくり委員会を単位として、2年任期により、24年度から配置することとしております。

地域担当職員は、まちづくり委員会の設置及び運営に関する助言、協力、集落計画及びまちづくり計画作成に関する助言、協力、地域提案型助成事業及びまちづくり委員会運営費補助金交付申請等に関する助言、協力、行政情報等の提供を職務とし、地域課題解決のための計画作成など、今後の地域づくりに関して重要な役割を担うものと考えております。

このため、津和野町が今後取り組む協働のまちづくりに関し、地域担当職員それぞれが役割を認識し、職務の遂行に当たるよう制度内容の周知・徹底を図るための説明会の

ほか、先進自治体の職員を招いて事例等の研究を行うなど、研修会を開催し、地域担当職員のスキルアップに努めてまいります。

地域コーディネーターの配置に関しましては、まちづくり委員会の設置及び運営の支援、地域課題の把握、地域内外の調整、協力体制づくりなどを主な職務として、津和野地域に2名、日原地域に1名を配置し、協力を得ることとしております。

地域コーディネーターの委嘱については、職務内容を十分遂行できる地域の実情に精通し、地域づくりに関心の高い住民の方をお願いしたいと考えております。

地域コーディネーターの配置につきましては、国の集落支援員制度を活用し実施いたします。島根県では、平成23年10月現在、9市町村に143名が配置されているところでございますが、平成24年度には、県内の集落支援員、市町村担当者等を対象として、地域運営・活動に際しての基礎的知識や活動の進め方などに関する集落支援員等スキルアップ研修が開催される予定です。

平成24年度に協力をお願いする地域コーディネーターにつきましても、これらの研修に参加をお願いし、スキルアップに努めていただきたいと考えております。

3つ目の定住自立圏構想に関してでございますが、定住自立圏構想の大枠は、市街地は市街地らしく、農山漁村は農山漁村らしく、連携協力しながら住民生活の機能の向上を目指して、人口定住の核をつくるための広域連携の仕掛けとあります。

この構想につきましては、2009年に提唱されたもので、広域連合や一部事務組合では多数決で物事を決定され、個々の自治体の発想が生かせない弱点がありますが、定住自立圏は、中心市と対等に協定を結ぶことにより、拒否権を持ち合わせた弾力的かつ分権的な方式と言われております。

現在の医療体制を考えますと、津和野町だけで完結できる問題ではなくなっており、中心市との対等な関係をつくりながら、問題解決に進んでいくことは重要なことと考えており、議員が懸念されることを謙虚に受けとめても、反対する理由にはならないと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 前段の議員の質問に対しても、さまざまな産業創出のことが出されてきましたけども、やはり町民が聞かれた場合に「それで具体的に町長は何をしてくださるのか」ということが返ってくるのではないかと思います。やはり「今、仕事場が欲しい」というその切実な声に対して「こういうことをやるから自分の子供さんを都会から呼び返してください」とか、そういうことが言える、そういう仕事を早く見つけることだというふうに思います。

午前中にも、ペレットをつくることとか、そういう具体的なことが出ましたけれども、そういうような工場をつくって働き場をつくるとか、それから、路網、作業路網をつくるに当たって、その専門の監督する人がもちろん必要ですけど、そういう人のもとで働けるそういう人達を募るとか、やはり具体的なことを取り出して、応募していくとい

うような取り組みを早くしていただきたいというふうに思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。いろいろな構想は持っておられるようですが、早くこれを具体化していかなければ、本当に若者がこの津和野町からどんどん去っていくのではないかなというふうに思います。

それから次に、地域課題を解決するためのまちづくりのことなんですけれども、地域担当職員や地域コーディネーターが配置されると、どうしてもそれに頼ってしまうというようなことになると思います。それでは、地域の元気な力は出てこないと。ですから、その地域の人たちをいかにやる気を起こさせるか、地域の課題を「これならみんなで解決できるのではないか」「こういうふうにしたら解決できるのではないか」というような、そういう積極的な取り組みが引き出せるような、そういうリーダーとなる、そういう役割が担当職員にはあるのではないかと思っております。担当職員が、何もかも引き受けてしまっただけでは意味がありませんので、助言・協力というふうなことが書いてありましたが、やはり本当にこのことが大事だと思います。そのためにはやはり必要な研修もあると思っておりますので、やはりその研修の中身についても十分吟味していただいて、地元の人たちが期待しているような職員の配置をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、行政区ごとに30万円の支援をされるというのが、これも予算で出てきているんですけども、この30万円の使い道ですけども、ハードの面——特に集会所の修理だとか、ちょっとした道の修理だとか、そういうようなことに使おうという声が多分出ると思っておりますけれども、それでは私はこの30万円が生きてこないと思っております。この30万円、これは平均だと思うんですけども、これは町民というか、そこの地域の人たちが活動する資金として使われなければ、本当に意味が、この目的が果たされないのではないかなというふうに思います。そういう面でも、やはり職員のリーダーシップというのが問われると思っております。

それから、定住自立圏構想のことですが、きのうかけきのニュースでも、既に大阪の橋下市長の方針にも出してますし、自民党、公明党が出しているというのがきょう出てきましたが、その道州制の案を出そうというような具体的なことが動きが出てきました。この道州制が出てくるということ、それに向けての自立圏構想であるというふうに思いますので、私はこの定住自立圏の中で、例えば医療の面とか、それから今消防防災のほうでも共同でやっているとか、そういうようなことがあります。この圏内でいろんな事業をともにやっていくということは、それは大事ではないかなと、今行われているようなことは、それは本当に小さい単独の町村では無理ですので、そういう事業を行われることは大事だと思いますけれども、この自立圏のその組織が固まっていくということが、非常に危険な方向に進むのではないかなというふうに懸念しておりますので、その点もお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 3つ御質問があったかというふうに受けとめております。

まず、1つ目の働く場の確保の具体的な取り組みを早くということでございますけれども、その具体的な取り組みというのは、ですから例えば農林課であり商工観光課であり、また営業課、地域振興課もかかわるかと思えますけれども、そうした事業に実際にもうつながってきているということでありまして、この平成24年度、もう予算審査を終えていただいておりますけれども、その予算審査にお示しした事業というものが、すべてこの具体的な取り組みだということになるということでもあります。

当然、私も町長就任する以前から、さまざまな補助金も含めて事業をやってきたわけでありまして、そうしたものも大切な事業だということで、継続して具体的にやってくるつもりでありますし、また果たして、町長就任以来、まだもつともつというろんな取り組みをしていかなきゃならないということで、新たな取り組みにもそれにプラスして、厳しい財政状況ではありますけれども、着手をしているということでありまして、それぞれについてすべてお話しておりますと、この時間内ではとても足りません。もう予算審査でお示しをしているということでもあります。

少し具体的な例を言いますと、昨年からの取り組みとして「地産地消出荷奨励金事業」あるいは「地産地消コーディネーター事業」、それから御指摘をいただいた「山の宝プロジェクト事業」、これらもすべて具体的な取り組みであるというつもりでございます。また、24年度からも特産品開発のための、これは町民参画による事業ということで、予算も新しくつけさせていただいているということでもあります。

また、商工分野におきましても、これも申し上げてきたことと一緒にございますけれども、また新しい取り組みとしては、空き店舗を活用したチャレンジショップなどによる起業支援、それからまちなか再生総合プロデュース事業、これらも新しく具体的に取組んでいる事業でございまして、こうしたものへこの働く場の確保のために進めているという状況でございますので、またそれ以上ということになりますと、どういう御説明をすればいいのかということになりますけれども、具体的には私としては進めてきているというつもりでございます。

ただ、いろいろと新しい取り組みも始めてきておりますけれども、またやはりもう少ししましたら、やってきたことをしっかり——行政評価制度も取り入れますので、検証して継続的にやっていきべきもの、さらに改善を加えてやっていくべきもの、さらにはそれぞれの事業がもう少し相乗効果を結んで、そしてさらに相乗的に効果が出ていくようなやり方とか、そうしたことはもう一度見直しをして、より効率的に進めていく必要があるだろうと考えているところでございます。

それから、2番目の職員の地域担当制度等の関係でありますけれども、これについては、あと30万円の使途、そうした御質問であります。これは担当課長のほうから回答させていただきたいというふうに思っております。

そして、3つ目の定住自立圏の関係でございまして、私は議員がおっしゃるほどに、その道州制とこの問題というのを関連づけて考えているつもりはございません。道州制

というのは、あくまでも県とかあるいはそうしたもっと大きな枠の中での自治体、地方行政のあり方を見直していこうという考え方であるというふうに思っております。

ただ、その道州制が進むに従って、もう一度基礎的自治体の大きさというものを見直していこうということにはなるかもしれませんが、そうした面ではこうして津和野町や益田市さんとの枠組みにもかかわってくる問題かもしれませんが、そこまで現時点で考えておっては、やはり実際目の前の、特に医療の問題が非常に喫緊の課題になってきておりますし、津和野町だけではもう成り立つような状況ではなっておりませんので、やはりお隣の益田市さんと、消防と同じようにやはり機能分担をして、そして連携をしていくということが非常に大事だろうと、これは津和野の医療を守るためにも非常に重要な課題だというふうに思っております、そういう観点から定住自立圏構想というのは、やはり進めていくべき方向にあるというふうに受けとめているところであります。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 御質問の地域担当職員の研修のあり方、そういった点についてでございます。

まず最初に、地域担当職員、これまで職員が自治会を対象として、平成22年度に地域課題等の概要調査を行いました。班長を定めて23班に分けて、地域課題の調査に歩いたということでございます。そういったところで、職員自体もそういう取り組みの中から、地域課題も自治会的にも、規模の小さい自治会から大きい自治会、100世帯を超える行政の世帯までいろんな規模があり、そしてまたその中で出たその地域課題、これもさまざま課題が出ております。

地域提案型助成事業の考え方ですが、今、ハード事業はどうかということと、ソフト事業あるいは活動資金にというような御提案であったかと思うんですが、今回その集落計画あるいはまちづくり委員会での計画を作成するときは、そういった部分で言いますと、その主体性自体は、その集落あるいはまちづくり委員会にあるという考え方の中で、ハード部分の整備を選択される地域課題解決のために、ハード部分を選択されるところはそれで提案をしていただいて、今は助成をしていくというような考え方に立っております。

議員が御指摘のあった、職員に頼らないように、なるだけ自立したような形で、今回のこの事業を進めていくべきだということでお話もあったかと思えます。先般、全員協議会の中で住民と行政の協働指針実施計画というのを御説明をさせていただいたんですが、今、各世帯に全世帯に、今年度の事業としてこれは配布するというので、手元にこのダイジェスト版の印刷したやつがあるんですけど、この中に書いてありますように、3つの柱でいくと「私たちの意見が町の形をつくる」、「私たちの力でよりよい地域をつくる」、「私たちの活動がまちづくりを担う」というこういう基本スタンスで、町としては協働のまちづくりに臨みたいというふうに考えてます。

職員研修もそういった意味で、そういういろんな課題に対して職員はどう対応していくかというところは、実際もう一回出てみないとわからんところはあるんですが、そういったところも踏まえながら、研修のほうはしていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） それでは、2項目めに移ります。

津和野町の教育についてです。まずは教育長に。

中央官庁からはるばるこの遠隔の地、津和野へようこそおいでくださいました。どのような地であっても、親は子供の幸せを願って、十分な教育が行われるよう頑張っていますし、地域もそれを後押ししています。大人は大人で、より充実した人生を送るべきいろいろな場での学びをしています。そうしたことが十分に行われるようにすることが、教育委員会の努めであると考えます。教育長は、文科省からわざわざこの遠く離れた津和野町に赴任して来られるに当たって、どのような抱負を持って来られたのでしょうか。そして、この津和野で特に力を入れたいと思っておられることはどのようなことでしょうか。

次に、平成23年度から日原地区でも、公民館の常勤の主事が配置されるなど、公民館体制の充実が図られました。各公民館で、これまでにないさまざまな取り組みが行われたようですが、その成果をどのように評価しておられるでしょうか。

3番目ですが、各集落の公民館や集会所の維持管理に地域の人々がかかわり、その負担もまちまちのようですが、借地料や維持管理費等、財政的な負担がかなりかかっている集落もあるようです。まちづくり委員会の——これは先ほど言ったことですが、財政的支援がこのようなことに使われるのではなく、地域の活動の拠点である建物ですから、地域の人々の活動に使われるようにするためにも、町がこのハードな面での支援をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 私自身の抱負をお尋ねいただきましたので、まず、そこからお答えをさせていただきます。

こちらに来る前に、文部科学省で勤務をしております、そのときには学習指導要領の改訂に関する業務や、学校現場の参考となる資料を作成する業務等に携わっております。これまでの自分の経験も生かしつつ、この地域の教材を活用し、子供たちに合った指導方法により、津和野の教育を生かした教育の充実を図りたいと考えております。特に力を入れたいことですが、こちらにつきましては3番議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

2つ目の公民館についての公民館体制の充実が図られてきたその成果をどのように評価をしているかということにつきましては、公民館体制については御承知のように、日原地域においても、平成23年4月から新たに4公民館に常勤の主事が配置され、体制の充実が図られてきました。

公民館は、住民の身近な学習・交流活動の場として親しまれるとともに、学習活動を援助し、生活の改善・向上に大きな役割を果たしております。また、公民館は地域の課題を解決する上で、非常に重要な役割を果たすと考えており、特に高齢化の著しい当町では、その役割はさらに重要になると考えております。

本年度より常勤体制となった各館については、今まで非常勤体制であったことになれている地域の方々が、いきなり毎日多くの人が入り出すようになるとは考えてはおりません。しかし、各公民館とも住民の方に多く利用してもらえよう、事業等に工夫を凝らした企画を行い、住民との協働による活動も徐々にふえております。学級や講座なども新しい事業を開催したり、内容の工夫、充実がなされ、昼間開催されるようになりまして、夜の講座に参加できない方にとりましても、とても便利になっております。その結果、以前に比べて利用者がふえ、交流の場として活用されております。

ある公民館の例を出しますと、平成22年度の利用者は4月から12月までの間で2,023人、件数は192回でしたが、平成23年度は4月から2月までの利用者が3,811人、件数は425回でしたが、データに二月の差がございますが、単純比較にはなりません、明らかに施設の利用者が増加しております。

各館の館長、主事には、余り焦らずにまずは常勤化となったメリットを生かし、行政と地域をつなぐパイプ役となっていただくようお願いしているところでございます。

また、公民館報を発行される館もふえまして、公民館行事や地域の情報が詳しく配信されるようになりました。この点についても、成果があったと考えられます。また、館長、主事の資質の向上を図るため、町教育委員会独自の研修会や益田・鹿足公民館協議会、西部社会教育研修センターでの研修などへも積極的に参加を呼びかけ、館からの参加者もふえております。

公民館活動は、すぐに成果が出るものではありませんが、わずか1年ながらも、先に述べましたように目に見えるような成果もあり、今後さらに地域の拠点としての役割は重要となると考えており、住民が気軽に出入りでき、利用できる公民館を目指していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 御質問の3つ目でございますが、各集落の公民館や集会所の維持管理における町の支援について、私のほうから応対をさせていただきたいと思っております。

平成24年度から、津和野町では地域の課題を解決する方策として、公民館単位を範囲とした11地区のまちづくり委員会の設置を考えております。また、これと同時に、まちづくり委員会を事業主体とし、各地区のまちづくり計画に基づく地域課題解決のための新たな事業として、地域提案型助成事業の導入も計画しております。

これは、事業実施にかかる必要経費を助成する制度であります。平成24年度は1行政区30万円を上限として支援することとしておりました。地域課題の解決において、

施設の修繕も可能としているところであり、こちらの活用をお願いしたいと考えております。

なお、行政サイドから、やはりこうしたものは直に支援をして、そして30万円については、活動費にやっていただくのがいいのではないかという御指摘でもあったわけでもございますけれども、当面こうしてこの30万円、いろんな使い道を広くしていきたいということで、やはり施設の修繕等も範囲として掲げている次第であります。

ただ、現行のこの集会所の改修等につきましては、100万円の事業費の——どういったらいいんでしょうか、その事業費の規模の制限が設けてありまして——ちょっと、制限という言葉がいい言葉かわかりませんが、要は100万円以上の事業費がかからないと、そこに町が50%の負担を補助していくという現行の制度になっているわけがあります。もう少しわかりやすく言いますと、120万円であれば60万円だけれども、これが事業費が80万円ぐらいになると、町からの支援ができないと、補助が出せないというふうな取り決めになっておりますので、今後まちづくり委員会を結成して、そしていろいろ話し合いを進めていきたいというふうにも思っておりますけれども、そういう過程とあわせて、現行のこの制度が本当に使いやすい制度になっているかどうかということは、再度検証してみたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 津和野地域は、既にこれまでも常勤の主事が配置されていたんですが、日原地域においては23年度から始められたということで、新しい事業を公民館でいろいろやっておられます。

ですが、中にはやはり町の下請の仕事させられているんじゃないかというようなことも聞いているんですけども、やはり公民館の主事、館長さんに当たっては、やはり地域の本当に社会教育になくてはならない人材だと思いますので、特に24年度いったら配置されて2年目になります。いろんなまた活動が生まれてくるんだと思いますので、下請的な仕事ではなくて、地域の社会教育に大いに活躍していただきたいと思いますから、その点の御配慮をお願いしたいというふうに思います。

それでは、時間もありませんので、次に介護保険に移ります。

昨年6月15日に、改定介護保険法が成立しました。施行後、10年を経た介護保険制度は「保険あって介護なし」と言われるほど問題点が多いにもかかわらず、今回の改定はその解決には手をつけず、新たな給付抑制策を盛り込むなど、利用者や家族に重大な影響を与える内容になっています。

例えば、市町村の判断で、介護予防日常生活支援総合事業ができるようになっていきます。この総合事業は、要支援と介護保険が該当にならない高齢者を対象にした事業で、予防給付のうち市町村が定めるものと配食、見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支給されるとされています。

それから、次ですが、介護職員の医療行為——例えば、たんの吸引などが、その専門の職員でなくても介護職員でできるようになっているというようなことです。この新しい介護保険法に沿って、保険条例を町がつくられると思うんですけども、条例は既に介護保険料として出されておりますけども、町が実施されるについてどのように考えておられるでしょうか。

次のことともまた大きな関連しますが、3年ごとの保険料の見直しで、大幅な引き上げの条例、改正案が提出されていますが、同時に津和野町の第5期——これは平成24年度から26年度までの3年間の介護保険事業計画が出されなければなりません、これはいつごろ出されるのでしょうか。

第5期介護保険事業計画を立てるに当たって、いろいろ問題点があったのではないかと考えられますが、具体的にどのような問題点があったのでしょうか。御答弁ください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、介護保険に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

介護保険制度は、制度施行後10年が経過し、高齢者の暮らしを支える制度として定着しております。一方、今後の急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応はもとより、介護人材の確保などが喫緊の課題となっております。

こうしたことから、これらの諸課題の解決に向け、新しい介護保険制度が本年4月1日から施行することとなりました。今回の改正の趣旨は、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めることにあります。ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが、日常生活の場、日常生活圏域で適切に提供できるような地域での体制と定義、その際、地域包括ケア圏域は、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義されております。

改正のポイントは、次の6項目の柱で構成をされております。

1つ目として、医療と介護の連携の強化等でございます。具体的には24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスを創設、複合型サービスを創設、介護予防、日常生活支援総合事業でございます。2番目としましては、介護人材の確保とサービスの質の向上、3つ目として高齢者の住まいの整備等、4つ目として認知症対策の推進、5つ目として保険者による主体的な取り組みの推進、6つ目として保険料の上昇の緩和であります。

医療との連携強化等においては、24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化、介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施、介護予防・日常

生活支援総合事業については、ひとり暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、できる限り要介護状態とならないための予防の取り組みや見守り、配食等の生活支援や権利擁護、社会参加も含め総合的で多様なサービスを提供できるよう推進していく必要があります。

今後の急速な高齢化に伴い、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体化して提供する「地域包括ケア」の考え方にに基づき、取り組むことが必要とされます。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や親族間・地域社会との交流の希薄化が進み、高齢者が地域で生活し続けられない状況が生じていますので、今後さらに介護保険事業の適切かつ円滑な運営と、高齢者に対する各種保健福祉施策を推進したいと考えております。

2つ目の御質問でございます。津和野町老人保健福祉・介護事業計画につきましては、第4期計画の見直しを本年度行い、新たに第5期計画として、平成24年度から3年間の計画として策定されるものでございます。この計画につきましては、津和野町保健福祉及び医療対策審議会の内容等について検討していただき、完成に至っております。現在、県の意見を求めた後、議員の皆様にお配りする予定としております。

3つ目の御質問でございますが、高齢者が安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、みずから利用したい介護保険サービスや保険外サービスを自由に選択できることが重要ですが、サービス量やサービスの種類が充足していないのが現状であります。特に、介護保険サービスの提供については、利用者の自立の支援につながり、また重度化を防止するサービスとなるよう、サービスの質の向上を図っていく必要があります。

第4期計画、平成21年度から平成23年度の給付費と実績見込みの給付費を比較すると7%、金額にして約2億2,700万円の伸びとなっております。第5期計画においても、給付費の伸びが見込まれ、保険料の増額にもつながり、住民及び市町村財政の負担増が問題であると思っております。今後においては、介護財政が悪化しないように、適切な介護サービス利用や介護予防事業の推進、啓発に努めていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 介護サービス総合事業ですけども、全国一律の基準に基づく介護保険サービスではなくて、市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金設定もすべて市町村任せになるということです。市町村任せの総合事業では、サービスの質が保たれるかということが問題です。

介護保険で実施される訪問介護やデイサービスなどは、その質を担保するために、人員や施設運営などの全国一律の基準がありますが、地域支援事業である総合サービスには適用されません。また、サービスの担い手はボランティアなど多様なマンパワーを活用するとなっております。専門職以外に任せて、費用を抑えることも可能になります。この費用を抑えることが、大きなねらいなんだろうと思っております。

また、現行の地域支援事業は介護給付費の3%以内となっていますが、総合事業は地域支援事業なので、同様の3%に——済みません。要支援の人たちの予防給付費は5.9%を占めています。この要支援の人たちも、その地域支援事業の中でサービスを行うということですので、5.9%のその給付費、それが全く外されてしまうということで、当然、サービスの低下に結びつくという可能性があります。

また、自治体の判断で利用料の負担を1割以上に上げられるということも考えられます。津和野町の介護保険事業計画では、この総合事業を取り入れておられるのでしょうか。まだ、私たちの手元に示されていませんのでわかりません。この点はどうなっているのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 第5期の事業計画につきましては、現在、県のほうに送っている段階で意見を求めているわけですが、今月中には回答があって、皆様方には4月の頭には配付できるのではないかとというふうに考えております。

5期の計画の中での日常生活支援総合事業であります。この辺につきましては、なかなか具体的に何をそいじゃどうするかということにつきましては、具体的にはまだあれですが、この3年間の頭の年度ではその辺を検討していかんにかいけん課題であろうかと思っております。

いずれにしても、本町の場合の高齢者率は、率は上がっておりますが、被保険者の数、実数は昨年までと比べると減になっております。ほいで、給付費のほうは伸びが大きく、どこの市町村も同じであります。予想を上回る伸びということで、特にうちの場合は、高齢者そのものの絶対数は3年前と100人ぐらい減になっておるわけですが、サービスの受給者、介護給付を受ける要介護者が53人、3年間でふえておりますので、その辺での伸びがかなり影響しておるというふうに考えておりますので、今後も介護保険の財政運営については、厳しい差が増えていくのではなからうかというふうに推測しております。

今後、いろいろ保険法の改正があって、いろいろな部分で改正があったわけですが、町としてはそのサービスができるだけ——できるだけちゅう言い方もおかしいですが、低下しないように、その内容について、今後しっかり考えていく必要があるかと思っておりますし、その予防活動につきましても、医療現場と連携して取り組む必要があるというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 地域総合事業ですが、私もそうなんですけど、現在「お達者倶楽部」というのが行われていて、地域の元気な高齢者に対して、地域の人たちが食事をつくってあげたりとか、一緒にいろんなゲームをしたりとかして、楽しい一日を過ごすというようなサービスが今行われていますが、これが総合事業というのを、

こういうふうなその「お達者倶楽部」が総合事業にかかわるようになるのではないかなという懸念があります。

そうすると、よりそのサービスの内容が広がり、責任も重くなるのではないかと思います。それから、有資格者のヘルパーによる家事援助などを今まではやられていたわけですが、それがボランティアの手伝いを取ってかわるようなことがないのかどうか、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 詳細については、こちらで調べておるわけではありませんが、今の「お達者倶楽部」がそういう制度に吸い上げられて、その運営が難しゅうなったりとかいうようなことがあってはいけませんので、そこの辺は住民の人の立場に立った判断をしていく必要があるかというふうに考えております。

それから、ボランティアにお願いをするという格好で、そこら辺に負担が回っていつて、無理が来るんではなかろうかというような件での意見であります。そこの辺も無理のない形で、その制度ちゅうか事業が展開できるように、慎重に見きわめて対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 介護保険についてはサービスを受けたいけども、利用料が高くつくので、なかなか思うようなサービスが受けられないという声もたくさん聞きます。今回、保険料も相当上がります。やはり、これは国の負担をもっとふやさないから、こういうことになるんだというふうに思います。高齢化は進んでいきますので、そういう面でやはり市町村から県へ、県から国へというように、やはり国の負担をふやしていくような動きをしていっていただきたいというふうに思います。強くそれを求めたいと思います。

最後は防災についてです。緊急時の情報伝達手段の確保として、コミュニティFMを導入する方針が出されています。非常災害時にどのように有効に活用されるのか、具体的に示していただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

津和野町では、ケーブルテレビも活用して、告知端末による非常災害時の情報伝達を行っておりますが、山腹崩壊等の大災害が発生して通信網が遮断された場合、情報伝達が行えなくなります。幸いにも、これまでに大災害が発生しておりませんが、東日本大震災の教訓から、想定外はあり得ないことを考えると、コミュニティFMの整備を進め、いかなる場合でも情報伝達できる環境整備が必要との認識から導入するものでございます。

整備には、コミュニティFM局としての送信機と、各世帯での受信機を設置する必要があり、各家庭に配備する受信機は、FMラジオや懐中電灯を備えた手動式発動機能付きの防災用機器を想定しており、各世帯のほかに学校等の公共施設にも配備を予定しております。

今回のコミュニティFM放送局は、ふだんから放送できるものではなく、大災害が発生し、ケーブルテレビ網が遮断された場合のみの緊急用放送局であり、放送周波数については、災害時に割り当てられるものとなっております。

放送局の機材につきましては、車に積載して被災地区に近いところまで移動できる、可搬型で、ケーブルセンターからの放送をFM波に変換して電波を送ることを想定しております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 可搬型でケーブルセンターからの放送を、FM波に変換して電波を送るといふふうに、想定しているということでしたけども、もしもケーブルセンターが水でつかったりとか、地震でその機能が失われたときには、どういふふうになるのでしょうか。

このFM局で、直接放送して、それで孤立したところの人たちが受信できるようなそういうものなののでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） ケーブルセンターからの放送を想定しているわけですが、ケーブルセンター自体が水につかるとか、災害に遭うということは想定はしておりませんが、ケーブルセンターの機能が発揮できなくても、その車載した機械から直接放送することは可能です。

ですから、役場の災害対策本部ができると思いますが、役場のほうにその車を置いて電波を出そうと思えば、出せる機能になっております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） このコミュニティFM局の備えというのは、町民も相当やはり期待をしているものがあると思いますので、大変結構なことだと思います。

ですが、やはりNHKの放送も当然入るようなそういう地域でなければいけないと思いますので、これからもそのNHKに対して、やはり中継基地を設けるとかいうようなことをして、全国どこでもどんなところでもNHKの放送が聞けるというようなことにはすべきだと思いますので、今後もこのことについてもNHKに要求していただけるかどうか、それを最後に御答弁いただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 議員からの要望は、これまで何度もいただきまして、NHKのほうにも要望書を出しました。

しかし、回答としましては、NHKとしては放送局を——放送局といたしますか、アンテナをふやす計画はないという回答をいただいておりますので、再度その要求を出すということは無理かなと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私たちは放送の受信料を払ってますので、ここの地域だけがNHKの放送が聞けないというのは、やはりこれは理不尽なことだと思いますので、今後もあきらめずに要求し続けていただきたいと思いますというふうに思います。

そのことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、4番竹内志津子君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で2時10分まで休憩といたします。
午後1時57分休憩

.....
午後2時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序11、13番米澤宏文君。

○議員（13番 米澤 宏文君） 13番、米澤宏文でございます。通告に従い質問をいたします。

まず初めに、有害鳥獣の鳥駆除特区申請についてであります。ふるさと津和野町の川と田んぼから昔懐かしい自然が消えようとしております。津和野町民憲章の1つ目にあります「ふるさとの自然を愛し、住みよい環境をつくりましょう」、そして、町長の施政方針にもあります「ふるさとの自然を愛し、住みよい環境をつくるまちづくり」、この実践のために、2点質問をいたします。

まず1点目でございます。

私の記憶では10年から15年前ほどからだと思います。ウの鳥が津和野川に毎日のように1羽から10羽やってきます。そして、四、五年前からは鷺原地区の3つの橋の上から川をのぞくと、大きな鯉となまずは見えますが、ここらで言うハエ、ダ、スナフキ、フナ、あとはドロバエ等の小魚がほとんど見えなくなっております。

そして、田んぼや川からはカエルが消えようとしています。梅雨時期になりますと、我が家の玄関に夜になると毎年二、三匹のカエルはとまっておりますが、この二、三年は見えません。そして、これも10年ぐらい前ですが、梅雨時期のアスファルトの道路を夜走ると、もう気の毒なくらいカエルをひいて走って随分気がとがめたことがあります。これも最近では全くありません。この原因は、異常繁殖のウの鳥とサギが原因であることは明確であると思います。

昨年12月22日、「森里海と川連環高津川流域ふるさと構想」が、内閣府の地域活性化総合特区に選ばれました。魚の住めるふるさとの川とカエルの住めるふるさとの田

んぼの復活のため、特区の中で有害鳥の駆除も津和野町として進めてはいかがでしょうか。

2つ目としまして、ことし1月に鷺原地区の川魚の壊滅状態を危惧する有志、これは竹ぐいづくりも含めてましてですが、21人でウよけの糸を地区内800メートルの川に54本張ってみました。2か月経過しました今日までの実証実験結果は見事なもので、ウがこのエリア内に入ったことは散歩する人や住民の方からは聞いておりません。

川魚やカエルなどの生態系や食物連鎖が崩壊寸前であります。希望をする自治会や集落、または団体などに糸の配布をしてはいかがでしょうか。そして、自然保護に協力していただいてはいかがでしょうか。

参考ですが、この糸張りはウには効果絶大でしたが、サギにはほとんど効果はありませんでした。ちなみにこの糸を最近ちょっと張りかえたりした糸は、この糸、ポリエチレン製ですけども直径1ミリメートル、400メートルで658円です。それほど高価なものじゃありませんけれど、かなり強い糸でもつと思います。

ということで、自然保護に御協力をいただいてはいかがでしょうかということで質問をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、13番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。有害鳥獣の鳥駆除特区申請に関する御質問でございます。

鷺原地区の津和野川に小魚が少ない原因については、御指摘のとおりウやサギの捕食にあることも一因であるかと思いますが、鷺原地区のみならず、河川改修が直線的に行われた場所においては、小魚がほとんど生息していない状況があり、ふちや流れをせきとめる岩がなく、大水の際に小魚を押し流してしまうことに主な原因があるとも認識をしております。また、両面コンクリートの護岸の場合、昆虫等の産卵場所がなくなっており、よどみのない水辺ではカエルも産卵できないといった事実も考慮する必要があると受けとめている次第であります。

御指摘のように、ウやサギの捕食被害や稲苗を踏む被害等も鷺原地区周辺で報告されておりますが、市街地のため銃器の使用ができず、現在のところ有効な駆除方法はありません。このため、ウやサギの駆除を総合特区の規制緩和措置に加えてはどうかとの議員の御提案であろうと拝察いたします。

しかしながら、津和野町は鷺舞に象徴されるように、古来よりサギに愛着を持ち、鷺舞は国指定重要無形民俗文化財となっております。また、シラサギについては、町の鳥であるため駆除対象から外し、駆除・捕獲に対して許可を出しておりませんし、アオサギも鷺舞の頭のモデルとなった鳥ですので、こうした観点から、町民理解をいただくなど慎重な対応が必要であると考えており、現時点では、総合特区に規制緩和措置を追加申請することは問題があるかと思っております。

むしろ、2つ目に御提案をいただいたウよけ糸の設置のような被害防止策のほうが、本町の市街地においてはふさわしいのではないかと考えております。ウよけ糸の設置については、糸を希望する自治会や集落または団体等に配布して協力を仰げばどうかとの御指摘であります。平成24年度より導入予定の地域提案型助成事業を活用するなどし、対応していただければ幸いと考えております。その際に念のため申し上げますが、ウよけ糸の設置については正式には河川の占用に当たりますので、津和野土木事業所への占用申請が必要となりますことを申し添えさせていただきますので、御理解御協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 1つ目の有害鳥の駆除についてであります。魚がいなくなったのは鷺原地区ではありません。ほかの地区の方に聞いても、いなくなったとほとんどの方が言われます。吉賀町の川魚の好きな人に、二、三人に聞いてみたところ、吉賀町でも魚がいなくなった、やはりウは毎日のように飛んでくると言われます。昨年11月、横道川上流で4羽の、小さい川ですけれども、4羽のウを確認しております。ことしの1月、木部の奥のほうですけど、ちょっと奥のほうですけど、吹野側、やっぱりこれも上流です。ここでももう何回も見ております。そこまで侵入しておるわけですが、このことは津和野町だけではなくて、益田広域圏全体の問題であると思っております。

ことし2月の益田広域圏市町村圏事務組合議会において、総合特区「森里海と川連環高津川流域ふるさと構想」で、有害鳥獣の獣の捕獲規制は提案されていますが、アエ、ハエ、ツブガニ等に甚大な被害を与えるウやサギの捕獲規制緩和は提案されていませんので、有害鳥獣による川魚やカエルなどが絶滅状態です。ウやサギの捕獲規制緩和は、提案しないのですかと質問したところ、担当部会で協議されるでしょうとの回答ではありません。ウやサギを絶滅させようと言うものではありません。10年前のように鳥と魚、カエルなどが共存できる適正な数、これはどれほどかはわかりませんが、適正な数に駆除できるよう捕獲規制緩和を総合特区構想に、津和野町として提案できないでしょうか。先ほどの質問とちょっとかぶるかもしれませんが、それをもう一回お聞きをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは議員の御質問にお答えをしたいと思います。

有害鳥獣の駆除の関係、鳥害に関しては、ウについては実際のところ駆除対象にしております。それと及びサギについてもしておりますし、高津川漁業協同組合等についてもウの被害というのは報告されておまして、その対応というのを組合員等を含んで対応されておるといって状況でございます。ウなりの駆除をする場合の条件というものがございまして、町場において道路から撃つということとはできません。撃った場合に、500メートル先まで飛ぶ銃弾が公道の上を通ることというのは認められておりません。と

というのは、そこに住む方の安全という面で、そういうことができないというふうなことになっておりました、はいじゃあどこですのかと言いますと、やはり河原から向こうが山になって道がない、そういう場所であれば今駆除ができるというふうな状況でございます。規制緩和の中で考えますのに、やはり人の安全と言いますか、そのあたりを確保されないとなかなか難しいというふうなところもございまして、銃を使用して道路を越えるということになると、危険性があるということもございまして、今、津和野町の対応としてはそのようにしておるといところでございます。

総合特区の中に含んで行うというふうな考えは、今、人の安全面を考えたときになかなか難しいのではなかろうかというふうなことで入れておりませんし、今の対応というか、今後もそれで駆除していくほうがいいのではなかろうかというふうにご考えておるところでございます。サギについては一応、通常サギと言えばシラサギでございますが、総称でございまして、御存じと思いますが、ダイサギ、チュウサギ、コサギそして何を入れるかによるんですけど、アマサギとかが入る場合もあるし、多分津和野町ではこの3つだろうと。ダイ、チュウ、コサギと思います。一応は保護獣というようなことになっておりますし、町長が先ほど答弁いたしましたように、町の鳥というふうなこともありまして、一応は現状では許可は出しておらないという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 平成21年5月に、鷲原のNHKラジオアンテナ近く、城山のサギ集団営巣地が伐採されております。これは農林課の要望と言いますか、事業と聞いております。しかし、これは駆除ではなく、ほとんどは和田、東津和野大橋の上流でありますけれども、ここの井堰へ集団移転しております。この枯れ松伐採のときにも猟友会による銃の駆除も検討されたようではありますが、警察の許可がおりず断念されたと聞いております。けさ、東津和野大橋から和田井堰の上流のサギのとまる木が3本あります。このところを見たところ、けさはもうすぐ多くて60羽ぐらいおったと思います。これがことしの6月にひながかえるとすれば、もう大変な数になると思います。猶予できない事態となったと思っております。

そして、昨年5月に、農家の方が田んぼからカエルの卵をほかのところに移しているのを見ましたので、聞いたところ、サギが足が沈まないよう稲苗の上を踏んでカエルやオタマジャクシを食べて困るとのことでありました。農家の方も大変困っておられます。

清水日本一の高津川のアユ養殖は平成22年で29億匹となっております。平成28年には38億匹の増殖目標となっておりますけれども、先日の3月20日の新聞報道で高津川の高津川の平成22年のカワウによる被害額は、アユを中心に3,000万円とありました。ウをこのままにして放置しておきますと、アユの増殖を続ければカワウもふえます。被害額も増えます。この増殖により、カワウの喜ぶような顔が目に見えます。

同じような質問になりますけれども、森里海と川連環学に一つの生態系の荒廃 生態系の衰退につながるとあります。また、一つの生態系の再生は川の生態系の回復も期待できるとあります。今なら間に合うと思われま。ぜひとも、有効的な手段を打つ時期だと思いますが、再度同じような質問ですが、質問をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 農家の方から春先といいますか、初夏に苗を踏んで倒れるというふうな報告も受けておるところでございます。何とかしてほしいというふうな御要望もいただきながら、大型になります鳥と言いますと、アオサギの関係について対応しておるところでございます。いろいろな場所に営巣地、コロニーをサギがつくっておりまして、サギというのはいろんな種類のサギがそこに、コロニーに営巣地をつくるようございまして、大体その営巣地というのはふんによって木が枯れるということもございまして、4年から5年すると場所を変えていくというふうにおるところでございます。

この辺のところではふやさない対応ということで、農林課のほうもいろんなことをしてまいりましたが、卵を抱いた状態でロケット花火を打ち上げてもなかなかサギというのは逃げません。調べたところによると卵の間であれば、寄りつかなくなると。ひながかえると、少々おどかしてもその場所にとどまるというふうなことでございまして、対応の方法としては、卵からひながかえるまでとにかくおどして、そこに帰らないようにするぐらいしか今は方法がないということでございまして。サギの産卵期間というのが4月から8月と言われておりますので、その期間巣をつくらなければもつわけですが、それをだれがするかというところも問題がございまして、サギの営巣活動を見るときに、大きな木がない場合には河原にもつくるケースもあるようございまして。そういうふうなところで、今の段階での対応ということになると、ロケット花火等でおどして、とにかく帰さない、巣に帰さないということで卵を産ませない。産んでもひなにかえさないというふうなことが一番のいい方法かなというふうにおるところでございます。

ウについては、被害というのでも十分に聞いておりますので、そのあたりの対応についてはまた猟友会等とも御相談をしながら、対応できるように行ってまいりたいというふうにお考えしております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） このたびの総合特区のほうに申請をどうかという御質問でもあるわけでありまして、今後についてでございますけど、まずは最初の申請のときに盛り込んでおります猿の駆除の関係ですとか、あるいはイノシシの駆除の関係、これを大まかには認めていただいておりますけれども、実際に実現できるかというのはこれからの折衝でございまして、当然その総合特区制度というのは内閣府が認めてくれたもんでありますので、現在内閣府は我々の立場に立ってくださっておりますが、それと同時にそれぞれの農水省関係ですとか環境省関係とか、その鳥獣の関係する部署

ではございますけれども、今度はそこの現在細部の詰めに入ってきているところがあります。

それが、なかなか総合特区として認めてはいただいておりますものの、どうしてもこの銃の使用とかは生命にもかかわるものということで、本当にその担当する部署はより慎重に現在話し合いを進めているところでありまして、そこに我々は内閣府の応援をいただきながら話をしているところでもあります。当面は、まずそちらのところを優先して、お認めをいただかなくてはならんという状況でもございまして、またそうしたものの進捗状況も踏まえながら御指摘のウヤサギ等につきましても、検討はしていきたいというふうにも考えているところでもありますし、また並行して先ほど担当課長が申し上げたような実際の特区とは別の駆除につきましても、しっかり検討してまいりたいと。非常に農家の方々もお困りなことだということは、重々我々も承知をしているところがありますので、できるだけ前向きに進めていけるように頑張っただけまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 2点目の川の糸張りについてでありますけれども、申請が必要との御助言をいただきましたけれども、河川管理者の津和野土木事業所へは、糸張りの届け出はもちろん事前に済ませてあります。

24年度導入予定の地域提案型助成事業を活用して対応すればとのことですが、行政区内の協議は簡単にまとまるとは思えませんし、いつまとまるかわかりません。しかし、高津川、津和野川の危機的状況を理解していただき、早急な糸の配布等をされてはいかがと思います。このままでは生き残る魚は、とげのあるなまず、セイサク、そして放流のアユ、大きな鯉だけとなるでしょう。五、六年前までは橋の上から釣りをする小学生が結構多くいたのですが、今は本当に好きな小学生をたまに見かける程度であります。魚の泳ぐ豊かなふるさとの川の復活を願ひまして、ぜひ早急な糸の配布、結構二、三の地区から糸さえもらえれば、うちの地区でもやってみたいという言葉は聞いておりますので、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 糸の配布ということでございます。今、漁協等の関係もそのあたりのところに対応されておるところでございまして、いろんな今、問題を有害鳥獣駆除の関係で対応するというふうな中で、行政がすべて負うというのがどうかというふうな思いもございまして、それよりもやはり関係団体等々連携しながら対応したほうがよからうというふうなことがありますので、少しお時間をいただいで検討させていただければと思います。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） それでは、2つ目の国指定重要文化財鷺原八幡宮についてであります。

教育委員会初め関係者の多大な御尽力によりまして、昨年11月29日鷺原八幡宮は、めでたく国の指定の重要文化財となりました。このことは関係者の方々の御労苦によるものと、心からお礼を申し上げます。しかし、一抹の不安と疑問がありますので、4点質問をいたします。

まず1点目、津和野町の建造物で初めて国指定重要文化財となった鷺原八幡宮の登録名称がなぜ「八幡宮」だけなのでしょう。島根県内のほかの23の国宝や重要文化財は皆、固有名詞であります。例えば、益田広域圏内の益田市の万福寺本堂、染羽天石勝神社本殿、吉賀町の旧道面家住宅とフルネームで記載してあります。お隣の山口県の重要文化財で、八幡宮が2カ所あります。この名称は、「今八幡宮」（正八幡宮）と明記してあります。当津和野町も「鷺原八幡宮」と名称の変更申請をするべきではないでしょうか。

2点目としまして、本殿の修理とあわせて、修理とかぶせてある保護屋根の撤去についての計画はありますか。この保護屋根は今から131年前の明治14年、亀井家第11代惟美公、第12代惟幸公の時代に建築されたと聞いております。これを撤去し、すばらしい唐門造り総柿葺きの本殿を再現するよう進めてはいかがでしょうか。

3点目に、消防法では屋外消火栓の設置義務はありませんが、放火や落雷、漏電などの火災からいち早くを守るために屋外消火栓の設置はできないのでしょうか。鷺原八幡宮から90メートルの位置に配管150ミリ、自圧0.4メガパスカルの有効な消火栓があります。この圧力なら加圧ポンプは不要と思われるのですが、いかがでしょうか。

それともう一つ、4点目に、神社関係者の方の話によると、不審者が時々見受けられる不安を持っておられます。火災や収容物の盗難を防ぐため、警備会社接続の防犯カメラを設置されてはいかがなものでしょう。

以上、4点質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 4点御質問いただきましたので、それぞれお答えいたします。

1点目の名称の八幡宮についてでございますが、いわゆる「鷺原八幡宮」については登記上「八幡宮」になっており、文化財の指定は登記上の名称に従って行われますので、今回の重要文化財の指定名称としましては、「八幡宮」とされております。「鷺原八幡宮」へ名称変更すべきとの御指摘につきましては、神社側の問題ですので、回答については差し控えさせていただきますが、歴史的にも「鷺原八幡宮」として一般的に知られておりますので、今後も一般的な表記については、そのようにしていくべきであると考えております。

2点目の本殿修復と覆い屋撤去でございますが、本殿の修復につきましては神社からは具体的な計画、要望などについては伺っておりません。本殿を覆う建物の撤去につきましては、本殿の修理にあわせて行うこととなると思われませんが、いずれにいたしまし

でも、今後神社からの要望を踏まえつつ、国、県と連携して今後の保存、活用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

3点目の消火栓の設置でございますが、重要文化財の防火対策、安全対策については大変重要な課題であります。ことしになって、全国においても指定文化財の火災が5件発生しており、先般文化庁から防災対策の徹底について連絡があったところでございます。

当神社につきましては、文化財防火デーにあわせて放水訓練を実施し、また平成19年度においては自動火災報知設備を設置し、万が一火災が発生した場合、消防分遣所への直接連絡が入るという体制をとっております。御指摘のありました屋外消火栓の設置につきましても、防災体制をさらに充実すべく、所有者、地元の住民の方々や消防団、さらには消防分遣所と連携しながら、消火栓の活用を踏まえ、設置について検討してまいりたいと考えております。

4点目の防犯設備の設置でございますが、これまでに盗難等の被害があったことは伺っております。カメラなどの防犯設備の設置につきましては、防犯上大切なことであると考えますが、設置費用、維持費用もかかることから、所有者のほうで十分に検討していただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） まず、1点目の名称の件でありますけれども、神社庁の登録名称は確かに「八幡宮」だけとなっております。

しかし、津和野町内の八幡宮は私が知っているだけで、渉市、長福、瀧元、三渡、青原等あり、これではどこの八幡宮かわかりません。これからは鷲原八幡宮が名称の変更申請を神社庁で出し、受理されたときには、文部科学省への重要文化財指定書の名称変更申請に御助力をいただけますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） それでは、お答えいたします。当然、台帳の記載が鷲原八幡宮に変更になった場合は、そのように基本としても対応していきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 2点目の本殿の修理等保護屋根の撤去の件でありますけれども、神社から要望がありましたときには国、県と活用のあり方を迅速に協議され、この荘厳なつくりの神社に早く日が当たり、津和野観光の大きな役割を持つようにしていただきたいと思いますが、いかがなものでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 本殿が重要文化財ということでございますので、確かに貴重なものであります。覆い屋根につきましては、覆い屋を設置をした経過というのは、結局は本殿を守るための覆い屋でありますので、結果的に覆い屋を取っ払うこと

で本殿が傷む可能性がある場合には、そこの辺の協議も必要になってまいりますので、いずれにいたしましても、所有者のほうで本殿の修理を行うという御相談があった時点で、国、県と所有者、それと町とで慎重に対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 3点目の消火栓設置ですけれども、屋外消火栓といっても初期消火用の口径40ミリ、これは消防団とか分遣所が持っているホースではありません。屋内消火栓並みのホースであります。これは設置可能であるなら、鷺原八幡宮近くの、ちょっととりあえず今、当たっているのが直接鷺原八幡宮が見える人で有事の際、走ってでも行ける人であります。

鷺原八幡宮を守る組織をつくる話も出ております。常備消防の津和野分遣所もありますが、御存じのように救急出動が大変多くなっております。そして一たん出動すると、益田、山口の救急出動も多く、大体3時間ぐらにかかることも多いと思います。消防団の方も仕事を持っておられ、即出動とはなりません。地元において何もせず見ているのも、もし発見したときに何もせず見ているというのも悔しい思いとのことで、このようなことになっております。

大切な重要文化財を守り、末永く後世に引き継ぐためにも、初期消火に絶大な威力を発揮する、屋外消火栓の設置をぜひ御協議をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 地元のほうでそうした重要文化財を守ろうという動きがあるということで、非常に、教育委員会といたしましては、うれしく歓迎をするものであります。言われますように、初期消火は最も大事なということは私たちのほうでも考えております。また、具体的なそういった動きが地元のほうで出たときには、御相談に乗りたいと思っておりますので、またその節には御教示いただけたらというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 4点目の監視カメラの件でありますけれども、御存じのように鷺原八幡宮には結婚式場などの設備がなく、大幅な収益は見込めません。このようなことも、視野に入れていただき、このようなことも大切な重要文化財を守るために検討課題としていただきたいと思います。この答弁は要りません。次に移ります。

津和野大橋下の鯉溜り復活について、鯉の町津和野のさらなる発展のため津和野大橋下の鯉溜り復活について、再度質問をいたします。

津和野観光の中心地、津和野大橋下の鯉だまり復活について、平成22年6月定例会でこのことを質問をしております。また、平成22年12月定例会でも、同僚議員が同様のことで質問をされておられます。

昨年の23年10月29日開催の「津和野学」講座、これの演題で「津和野川 大橋下のイダよ還ってこい」の講義で、洪水でも流れない水堰止め石積工法がスライドでありました。

このときの講師の方は、西日本科学研究所から来られた講師でありましたけれども、津和野大橋下幅20メートルの施工の経費を聞いてみたところ、重機1台3日、人が5人で3日、石の運搬と石の代金100万円くらいではないかとのことでした。これくらいではおさまらないとは思いますが、この有意義な講義を津和野大橋下の鯉とイダや小魚をよみがえらせる最適な工法として生かさない手はありません。ぜひ実行して、鯉の町の観光名所を復活させてはいかがなものでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野大橋下の鯉溜り復活につきましての御質問についてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、御指摘の近自然工法も含め、河川管理者である津和野土木事業所に相談をいたしましたところではありますが、県の予算措置は通常の維持修繕、例えば堆積物の除去等でございますけれども、こうした工事にかかるものであり、直ちに県での対応は難しいと思われまます。

しかしながら、観光資源の面からは、鯉溜り復活の重要性は深く御理解いただいております。詳細なことでも協議に応じるとの御返事をいただいております。

河川法の基準や、現地の河川断面を確保しながらの対策であれば、町が施工することも可能であるとの見解をいただきましたので、実施へ向けた検討・協議を進めてみたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 鯉とアユは津和野町の2大宣伝魚だと思っております。鯉は観光津和野の代表的シンボルの一つであります。また、アユは全国に知られる清流日本一の高津川産で、これは地域活性化総合特区の「森里海と川連環高津川流域ふるさと構想」で、大規模な養殖と放流が計画されております。このアユについては夏場の観光に大きく貢献すると思えます。

津和野大橋下の鯉溜りについては、土木事業所の御理解をいただき、また町としても実施に向けた検討、協議を進めるとの力強い御回答をいただきましたので、これで質問を終わりますけれども、津和野大橋の上が以前のように、鯉とSLを見る多くの人で楽しめるようお願いをして質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、一般質問を終結いたします。

お諮りをいたします。一般質問の終結によりまして、明27日は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、27日は休会とすることに決定いたしました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時55分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

議事日程（第5号）

平成24年3月28日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第51号議案 畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 町長提出第52号議案 平成23年度津和野町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 町長提出第53号議案 平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第5 町長提出第54号議案 平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第6 町長提出第55号議案 平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 町長提出第56号議案 平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第8 町長提出第57号議案 平成23年度津和野町診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 町長提出第58号議案 平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 町長提出第59号議案 平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第11 町長提出報告第1号 新地方公会計財務4表の報告について
- 日程第12 町長提出第36号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第37号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第38号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第39号議案 平成24年度津和野町一般会計予算
- 日程第16 町長提出第40号議案 平成24年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 町長提出第41号議案 平成24年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第18 町長提出第42号議案 平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 町長提出第43号議案 平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第20 町長提出第44号議案 平成24年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第21 町長提出第45号議案 平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 22 町長提出第 46 号議案 平成 2 4 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 23 町長提出第 47 号議案 平成 2 4 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第 24 町長提出第 48 号議案 平成 2 4 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 25 町長提出第 49 号議案 平成 2 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計予算
- 日程第 26 町長提出第 50 号議案 平成 2 4 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 27 発議第 1 号 津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止に
ついて
- 日程第 28 発議第 2 号 司法試験制度に関する意見書（案）の提出について
- 日程第 29 発議第 3 号 安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存
続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等
の拡充・存続を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 30 請願第 1 号 島根原発をなくし再生可能エネルギーへの転換を求める意
見書採択の請願
- 日程第 31 請願第 2 号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書
採択の請願
- 日程第 32 総務常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第 1 発議第 4 号 島根原発をなくし再生可能エネルギーへの転換を求め
る意見書（案）の提出について
- 追加日程第 2 発議第 5 号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意
見書（案）の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 51 号議案 畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の制定に
ついて
- 日程第 3 町長提出第 52 号議案 平成 2 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 4 町長提出第 53 号議案 平成 2 3 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算（第 5 号）
- 日程第 5 町長提出第 54 号議案 平成 2 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
（第 5 号）
- 日程第 6 町長提出第 55 号議案 平成 2 3 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算（第 5 号）
- 日程第 7 町長提出第 56 号議案 平成 2 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算（第 5 号）

- 日程第 8 町長提出第 57 号議案 平成 2 3 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 町長提出第 58 号議案 平成 2 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 町長提出第 59 号議案 平成 2 3 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 11 町長提出報告第 1 号 新地方公会計財務 4 表の報告について
- 日程第 12 町長提出第 36 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 37 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 38 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 39 号議案 平成 2 4 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 16 町長提出第 40 号議案 平成 2 4 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 17 町長提出第 41 号議案 平成 2 4 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 18 町長提出第 42 号議案 平成 2 4 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 町長提出第 43 号議案 平成 2 4 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 20 町長提出第 44 号議案 平成 2 4 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 21 町長提出第 45 号議案 平成 2 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 22 町長提出第 46 号議案 平成 2 4 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 23 町長提出第 47 号議案 平成 2 4 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第 24 町長提出第 48 号議案 平成 2 4 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 25 町長提出第 49 号議案 平成 2 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 26 町長提出第 50 号議案 平成 2 4 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 27 発議第 1 号 津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止について
- 日程第 28 発議第 2 号 司法試験制度に関する意見書（案）の提出について
- 日程第 29 発議第 3 号 安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 30 請願第 1 号 島根原発をなくし再生可能エネルギーへの転換を求める意見書採択の請願
- 日程第 31 請願第 2 号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

採択の請願

日程第 32 総務常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程第 1 発議第 4 号 島根原発をなくし再生可能エネルギーへの転換を求め
る意見書（案）の提出について

追加日程第 2 発議第 5 号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意
見書（案）の提出について

出席議員（16名）

1 番	京村まゆみ君	2 番	村上 英喜君
3 番	板垣 敬司君	4 番	竹内志津子君
5 番	道信 俊昭君	6 番	岡田 克也君
7 番	三浦 英治君	8 番	青木 克弥君
9 番	斎藤 和巳君	10 番	河田 隆資君
11 番	川田 剛君	12 番	小松 洋司君
13 番	米澤 宕文君	14 番	後山 幸次君
15 番	沖田 守君	16 番	滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長	...	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	長嶺 清見君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

午前 9 時 00 分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより平成24年第2回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番、川田剛君、12番、小松洋司君を指名いたします。

日程第2. 議案第51号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、議案第51号畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。本日は議会最終日となりましたが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会に追加でお願いいたします案件は、条例案件1件、一般会計補正予算を初め各会計補正予算案件8件、報告案件1件の10案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第51号でございますが、畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....
議案第51号 畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の制定について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 直接この条例の、何といいますか、体育館と運動場ではありませんが、旧校舎としては完璧にかぎを閉めて出入りができないものなのか、

それとも、これから地元との交渉によれば、ある程度その辺の使用は自由なものになるのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 校舎につきましては、地元のほうの要望といたしましては、具体的なこういうものにしてほしいという御提案をいただいておりません。今後、町と教育委員会と地元とで協議をしながら、将来的な、どういう使用の仕方をしていくかというのを検討していきたいというふうに思っております。

実際の校舎内の使用でありますけれども、現実的には通常そう使う機会もないかと思いますが、こういうことで使いたいという要望があった場合には、それなりに協議に応じていきたいとは思っております。ただ、設置規定がございませんので、料金等の徴収とかができませんので、その辺を加味しながら、使用の許可等を判断をしていきたいというふうに思っております。通常の管理はかぎを閉めて、公民館のほうでかぎを管理をしていただくようなつもりで、今、考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案51号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案51号畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第52号

日程第4. 議案第53号

日程第5. 議案第54号

日程第6. 議案第55号

日程第7. 議案第56号

日程第8. 議案第57号

日程第9. 議案第58号

日程第10. 議案第59号

○議長（滝元 三郎君） 続きます。日程第3、議案第52号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第7号）より、日程10、議案第59号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第5号）まで、以上8案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第52号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ9,212万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額78億5,108万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第53号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出それぞれ283万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額10億8,210万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第54号平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出それぞれ471万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額12億9,417万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第55号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出それぞれ117万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額3億9,650万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

議案第56号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出それぞれ37万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額3億4,999万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第57号平成23年度津和野町診療所特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ予算総額1億1,207万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第58号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ予算総額5億2,140万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第59号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算(第5号)についてであります。

収益的収入を8,000円追加し、予算総額7億3,466万2,000円とし、収益的支出を221万6,000円追加し、予算総額7億3,400万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(滝元 三郎君) 総務財政課長。

[担当課長説明]

.....
議案第52号 平成23年度津和野町一般会計補正予算(第7号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 健康保険課長。

[担当課長説明]

.....
議案第53号 平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

議案第54号 平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第5号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 環境生活課長。

[担当課長説明]

.....
議案第55号 平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

議案第56号 平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 健康保険課長。

[担当課長説明]

.....
議案第57号 平成23年度津和野町診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第58号 平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)

議案第59号 平成23年度津和野町病院事業会計補正予算(第5号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第52号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第7号）について、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） ページを追って質問いたしますが、まずは、8ページの繰越明許費、教育費の2億4,227万7,000円、これはこれまでの経過で、補正等で計上されて今日まで来たという経過がございますから、やむを得ないことではありますが、津和野中学校の、これは体育館も校舎も含めてでありますかということとをちょっと再確認したいというのと、工事の進捗状況が入札後、どのようになつたかということもお聞かせをいただきたい。今の財政課長の説明では、10月末には完成をするという、こういう状況はあるということではありますが、どの程度まで入っておるのかという、その説明を願いたいと思います。

それから次は、債務のほうで13ページ、町税の中で、要するに、町民税と固定資産税、これについては、かなり本町の町税の当初予算6億五、六千万であったと思いますが、その中で、補正で約3,000万というような状況が出てきております。結構なことなんです。結構なことなんです。要因が担当課長の鋭意努力で、滞納分というふうなものが物すごくふえたということでも、どうもないのでありますが、当初の予算を立てられたのと、かなりの大きな差が出ておるとするのは一体どういう原因なのか。

これは、担当課長、最後の御回答をちょうだいしたいと思います。

それから、続いて14ページ、地方交付税の中の特交の今、財政課長、説明ございました。まことに結構なことだと思っておりますが、この大きな要因で確定したこの1億2,400万という増額というのは、どういうものに対しての特交なんかという説明が欲しいと思います。

それから最後に、歳出で、18ページで総務費の寄附金で、今の説明をいただきますと東京日原会のふるさとを思うお気持ちの強いお方からお一人100万の寄附と、そういう説明がありましたが、町長におかれてはこういう高額寄附をされた方にはいささかの感謝の意はどういう形でお示しになるのかというような、若干の御所見をちょうだいしたいと思います。

それから、ただいまの特交を受けて、要するに、歳出で財政調整基金に1億4,600万、この特交が確定した額ということで、これを財源に積み立てをされるということで、今まことに結構なことだところ思っておりますが、この時点で要するに、平成23年度のおおむね最終的な基金残高がここで特別会計等を含めて30億を少々超えると思っておりますが、この積立金は財政調整基金への積み立てという説明であったかどうか、再確認をしたいと思っております。

以上。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、繰越明許費の教育費学校施設耐震補強改修事業につきましてですが、この工事の本来なるものは校舎の工事のみになります。体育館につきましては一応繰越事業で、本年度の事業で完了しております。来年度の繰り越しを受けて夏休みを中心に大きな工事をやろうというふうに思っております。

ですので、工事自体はまだ入札もかけておりませんので、今設計をしております、耐震判定、いわゆる構造計算等の判定を受けておる状況でありまして、3月の耐震判定のほうへ今出しておるというふうに伺っております。

主な工事につきましては、先ほど言いましたように夏休みを中心に行いまして、その前後のところで細かい工事をやって、めどとしてはできるだけ早い時期でやりたいとは思いますが、10月程度をめどというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） 町税の補正につきましてでございますが、まず、市町村民税、町税につきましては、個人のほうで所得割は大きく1,400万余り増ということでございます。先ほど総務財政担当課長が説明いたしましたが、課税標準見込み額の増、結論的にはそういうことでございます。

この課税標準見込み額を出す場合にはいろんな要素、要件を勘案しながら、最終的に課税標準見込み額というのを決定するわけでございます。これは、これに対して、収納率が幾らだから、予算額が何ぼというような計算の仕方をするわけでございますが、このもろもろの勘案する部分の中には、いろいろと控除する部分とかいろんな要素があるんですが、大きくは経済情勢によって、どういうふうなこれから先の展望が開けるかというところの部分で、今の時代、こうして経済が低迷しておる時代で、23年度の当初の見込みではさらに厳しくなるであろうという見込みのもとに、一定の数字をパーセントを掛けて、この課税標準見込み額を算定するという流れになっております。

したがって、結果的には経済情勢を辛く見過ぎた。そのためによって、予算額の追加の補正をしなくてはならないという状況でございます。

次に、法人でございしますが、法人の均等割は130万余り、法人税割が400万余りの、両方減額でございます。これにつきましても、経済情勢の勘案ということが当然要素に入れながら、予算の組み立てというのをしていくわけでございますが、当初には見込みが立てなかった事業者数の減、これが均等割に即、影響してくるわけでございます。それと関連をして、法人税割にも関連してくるんですが、特に建設業者あたりの、いわゆる業績といいますか、これが所得割に当然影響してくるわけですが、その辺の関係で、400万余りの減額になったということでございます。

次に、固定資産税でございますが、土地家屋についてはわずかな増額ということでございます。償却資産、この償却資産には、大きく、総務大臣が配分をする償却資産、いわゆる中電とか、JRとか、西日本電気通信会社とか、いわゆる地域をまたがって償却資産を所有している事業者に対しての課税というのは、一定のレベルで総務大臣が配分

を決めて、町長にその配分の額をおろすという仕組みになっております。やはり、一方では町に直接申告をしていただいて、その申告をしたものに対して課税をしていくと、いわゆる町分と大きく、総務大臣の配分分と町分とに大きく分かります。今回の1,690万幾らの増額につきましては、町に申告があった、このものについて課税をしていくと、こういう部分が1,600万余り増加したということでございます。これは申告でございますので、昨年度こうだったからことはこうだと、ことしこうだったから来年はこうだという決まったものではない、その辺の見積もりの見積もり方、これに当初に若干不備があったのではないかというふうなことでございまして、今回1,600万余りを追加で補正させていただくということでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 特別交付税の内容でございますが、まず特別交付税の交付は12月と3月にあります。12月はある程度明細を県からいただけるんですが、3月の特別交付税につきましては一切明細がありません。うちのほうで試算したのが、病院の99床、これに当たりますのが1億2,100万、必ず入っております。それと今回、東日本の大震災に対しまして、職員派遣とか物資の支援をしておりますので、それは300万か400万程度入っている計算になっております。

それと積み立てにつきましては、財政調整基金の積み立てでございます。今年度末の見込みではございますが、14億6,300万程度になる見込みであります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 総務寄附金の関係でございますけれども、今回こうして、多額の寄附金をいただいたわけでありまして、島根東京津和野会何度かお会いをさせていただいた方でもありまして、こうして御厚志をいただいたということ、本当にありがたく受けとめております。当然お礼状は御寄附金をいただいた段階で出しておるわけでありまして、また、それだけでいいのかどうかという問題もあろうかと思いますが、当然5月には東京津和野会の総会があって、それには出席をしたいと思っておりますので、そのとき、お会いできるかどうかわかりませんが、そのときにも、きちっとお礼をばせないかんと思っておりましたが、いずれに対しましても、今回の寄附に当たりますのは、津和野のほうに仲立ちをしていただいた御親戚の方がいらっしゃると思いますので、ちょうど私もこの3月議会が終わるまで、この3月これまでの間がなかなか身動きができない状態でもありましたので、3月議会が終わって、できるだけ早いところで時間をとって、その仲立ちをされた地元の方にちょっとお話を伺いに行こうという気持ちは当然持っておりました。そのお話を伺った上で、またどうい対応をしていくのかというのは決めていきたいという思いでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） それでは、2点ほどお伺いをいたします。ページ、25ページの農業振興費であります。地産地消推進事業の委託料が535万7,000円減額となっております。御説明によりますと、コーディネーターの契約期間の短縮等々の説明がありましたけれども、これだけの大きな予算が不用額のような形で出されたというのに少し疑問を持っております。これの経緯、昨年度の3月に我々が予算を納得ずくで通した。そして、希望を持って通したわけですが、それが、地産地消云々の事業がどのように進められて、なぜ短縮等々が発生して、このような減額を発生せざるを得なかったかというのがいまいわかりませんので、もう少し御説明をお願いしたいと思います。

その次、27ページの商工振興費であります。産業後継者派遣研修補助金、これも68万9,000円の減額となっておりますけども、これも同じように産業後継者の補助金等々のPR、町内に対するPRまたアタックすべき部署において、どのようなアタックをかけ、町がその企画をした趣旨のもとに、その関係団体に伝えられ執行されていたのかというのが不透明であります。その点についても、御説明をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、地産地消推進事業委託料の関係535万7,000円の減というふうな、その内容説明をさせていただきます。当初予算で、635万7,000円の予算を計上させていただいております。今回、減額する理由というのが、2つございます。総務財政課長のほうから説明のあった委託契約期間の短縮、それともう一つは人件費の支出の必要がなかったという、この2つでございます。

金額的に大きいところは635万7,000円のうちの346万4,000円ばかりが地産地消のコーディネーターの設置ということで、賃金、共済費、それと通勤手当ということで、予算を組んでおりました。この関係が、コーディネーターをお願いした方が株式会社石西社のふるさと雇用ということで、雇用されておりました、結局兼務というふうなことで今回お願いをしたところでございます。この関係の金額が不要になったということでございます。

それから、契約期間が短いというふうなことで、当初計画しておりましたのが、地産地消の直売所において、料理の、そこにあります野菜を用いて、料理をつくるためのレシピを置こうというふうな計画、それから、そのために料理のコンテスト等も計画したいと、そして試食もしたいというふうなところが計画をしておりましたが、需要費の関係で140万円ばかり、あと残り、料理の試作をするための委託料というふうなところができなかったということで、合計535万7,000円の減額というふうなことでございます。

それじゃあ、何を今回してきたのかというふうなことでございますが、地産地消の直売所に行っていただきましたら、津和野側、日原側もそうなのでございますが、地産地

消とりたて津和野の新鮮野菜というふうなことで、今看板を設置をしております。津和野側と日原側というふうなことで、今こういう看板を設置をしておりますが、そのあたりのところの経費、そして今、地産地消のやっぱり一番の強みというのは新鮮ということでございますので、それぞれの商品にシールを張って、その新鮮さをアピールしようというふうなことで、今対応をしておるところでございます。

それと今、3月に行いました朝市、SLにあわして行っておりますが、その関係、商工観光課、観光協会の事業と一緒にあわせて、この地産地消のコーディネーターの事業とあわして今やっております。農商工連携ネットワークも含めておりますが、そのあたりのところで実際のところ、この委託料の中から支出せずに、ほかの経費から支出したというふうなこともございまして、最終的には予算に計上しておりますような金額が減額になったという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 産業後継者派遣の補助金についてでございますが、この減額につきましては、事前に御要望のあったことにつきまして、審査をするわけですが、今回につきましては、主なものはいわゆる通学といえますか、研修に通いますので、その交通費部分、それから、一定の研修資料費ということでございまして、最終的に約100万円ぐらいかかるんじゃないだろうかということで予算をお願いしておった分ですが、日数とかそういうことで、最終的にはこれぐらいで精算ができたということでございます。予算金額のことでございますが、一般的な周知等については主に商工会さんを窓口にしまして、こういう基金がございまして、一定のルールはあるんですが、そのような後継者に対しては活用していただきたいということでPRはしておりますが、これも上限あるいは研修内容等もございまして、すべてその技術あるいは知識等でオールラウンドでその対象になるということでもまたございませぬし、なかなかそういう面で我々ももう少しPRもしていかなければいけないというふうに思っています。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 依然となかなかわかりづらい御説明でしたけども、ちょっと地産地消のほうで確認をとりますけども、今の御説明と石西社の職員、臨時雇用でした方をコーディネーターとしてお願いしたから、それはその臨時雇用のほうでその給与で出てるから、お金を払わなくて済んだということですね。人件費の三百何万が浮いたんだと。そして、地産地消、当然地産地消ですから、需要と供給という部分が非常に大きいわけでありまして、供給部分はある程度整備されている、けれども需要部分をいかにふやしていくか、一般の通行者に対して新鮮野菜を売ったり、また、地元でのその食材の活用を促進したりという、その部分が当然必要になってくるだろうと思うんです。

その辺を、その方がいかにどんどん活動するかというところにポイントが置かれていると思うんですが、その辺について、余りにもシール代でした、その等々ですと、余りにも寂しい企画のような気がしてまいりますけども、課としては、次年度に向けての、これでよかったかという検証はお持ちかどうか、1点。

それと、今の次の商工会の件ですが、商工会に対してはPRをしている。けども、商工会から一般会員さんへのPRが全然なされてない、町の後継者たちにはいろいろな不安要素等々を個々が持っておられます。こういうところを次に、自分と同じような境遇のところを調べに行ってみたいとか、こういう研修があるんだけどもなとかいうのは、時に若者と話したときにはあります。けども、商工会にそういうふうな金がついておるからというのは全然知ってない。その辺をもう少しPRすべきだと私は思っておりますが、その点についてPR不足であるという観点を、商工会にだけ言えばいいというんでなく、もっと先に向けての努力等を考える、そういう反省点をお持ちかどうか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 説明がわかりにくいというふうなことでするので、少し補足をさせていただこうと思っておりますが、今ふるさと雇用の関係で、コーディネーターをお願いしておる方でございますが、地元の農産物を使った加工品、うどん、ラーメン、それから芋煮等について、レトルトの関係も今対応するというふうなことで動いております。その辺のところ、6次産業化というふうな動きもされておられますので、その辺、ことしの3月末までについては、その活動についても対応していただかないといけないであろうというふうな思いを持っております。

農商工連携ネットワークについても、今、商工観光課とも少し話はしておりますが、今後も、コーディネーターの方のところ、対応してほしいというふうなこともございまして、当初、そのあたりの想定をせずに、新たな人をお願いをするというふうな想定をしておりました。農協にも働きかけをしながら、農協、市の職員を充てることはできないだろうかというふうなことで、いろいろ当たってみたんでございますけども、なかなか難しいということで、結局最終的に9月の時点でお願いをするというふうな形になりました。その方が加工の関係、農産物の加工の関係ほか含めて対応されておられますので、ちょうど地産地消の絡みからから言ってもいいのではなかろうかという判断のもとで、お願いをしたということでございます。

内容的に、当初の予算の段階では、本当にそれだけ専属でやっていただくような形で予算を組んでおりまして、それが途中で兼務というふうなことになりましたので、金額的には大きな減額、予算残が100万円というふうなこととなりますけども、それで一応事業を今年度は展開できるというめどがつかしましたので、今回補正をさせていただいたところでございます。

4月以降については、今度は専属でやっていただくというふうなことでございますので、当初皆様に御説明したような内容で当然対応しながら、農産物直売所の売上額も、今の現状以上に伸ばしていくというふうな努力をしたい。そのために、御説明したような活動についてもやっていただくというふうな考えを持って、対応しようというふうに思っておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、制度でございますが、これにつきましては、一定の資格あるいは技術を習得していこうという方に対する支援措置でございます。したがって、一定の、例えば1年間でありますとか、半年でありますとか、そういうふうな定められた研修期間といいますか、習得期間に対して支援するものでございますので、一般的に、俗に言う視察研修でありますとか、そういうふうな部分についての制度ではございませんので、あくまでも、どなたかそういうのは、私はいこう資格が取りたいんだとか、あるいは、家業を継いでいくためには、こういう技術が要るんでというケースに対して使用するというものでございます。

今年度につきましては、お一人の方にそういう制度でございました。今のPRといった部分も含めてですが、そういう部分でございますので、我々も商工会さんのほうにそういうふうな普及を投げしておくということではなくて、むしろ、例えばこの事業所さんには後継者の方がUターンされたとか、あるいは業種の転換を考えておられるというふうな情報が入りましたら、いわゆる、個別に我々もPRをするということも必要になっていくだろうというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 例えをちょっと言いますと、例えば、杜氏さんの場合に1級免許、2級免許というのがある。今現在、2級を持つてる。もう1ランク上の1級免許へ向けた講習等に行きたいというのがあれば、これに適合するように思いますけども、それらが商工会から下のほうに伝わってないというふうなのがあるわけですね。

その辺で、私はPR不足ではないかなというふうに思っていたわけですが、そういうふうな事例等々もしつかりと商工会に向けて、活用基準をやっていかれるべきだと思っておりますが、ちょっと私の感覚と課長のそういう感覚というのはちょっとずれているかなというふうに思いますので、その点について、少しお話をいただければと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） おっしゃる部分もでございます。ちょっと私、答弁を漏らしておったんですが、いわゆる産業ですんで、農林業ももちろんございますので、今ちょっと、商工会だけに限った答弁をさせていただきましたけれども、広くはそう

ということございまして、それで、あとは、いわゆる地場産業ということも一つの要素になっております。

それから、手続論的には、産業振興審議会のほうにお諮りをして、個別のケースについて審議をしていただいて、可否をそこで決めていくというような手続も一つございます。そういうことで、今具体的な事例をお話になりましたが、もちろん、そういうふうなことも考えられると思いますので、我々もそういうふうな関係団体に丸投げするのではなくて、既にそういうふうな、いわゆる個人情報といいますか、個別情報については、一定のアンテナを張って、我々のほうからも、そういうふうな予算措置の段階も踏まえて、対応していきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうからも、充分なお答えになるかわかりませんが、大変私自身も重要な御指摘だと思っております、以前から、町のいろんな制度あるいは県や国が実施する、特に、この産業振興にかかわる、民間の方々とかかわるいろんな制度の情報提供、そうしたものは積極的にやっていきたいという思いを持ちながら、実はこの2年間まだ、そこができてないという私自身の反省点でもあります。

これは、先日も営業課に指示を出していることでもありまして、しっかり話を、改めて指示をし直し、出したところでもあるわけではありますが、ああしてケーブルテレビのユーザーがいらっしゃる、そして、インターネットを申し込んでいらっしゃるユーザーがおられるということで、そうした中で、町と民間の皆さんが直につながっておるわけですので、そうした方々に登録をいただいて、そうした情報を定期的に提供していく、そういう仕組みづくりをもう一回、もともとやりたかったわけではありますが、実現をしていこうということで、話をしているところであります。4月のできるだけ早い段階のところで、できるだけ実現ができるように構築をして、いろんな民間の事業者あるいは経営者の方々にお役に立てれるような、あるいはまちづくりをされている方々のお役にも立てれるような、そういう情報提供というのを積極的に展開をしていきたいと思ってもいるところであります。

補足をさせていただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 質疑の途中ですが、ここで、後ろの時計で10時20分まで休憩いたします。

午前10時09分休憩

.....
午前10時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。質疑はありますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 私は、この予算の何ページのどこそこということでお聞きするわけじゃございませんが。

先般、9日の日に補正の6号が提出され、13日には可決されました。それから2週間ばかりで、また7号が出てきて内容を見ますと、大きいのは財政調整基金の1億4,600万円と。それで、あとお聞きしますと、先ほどから審議が進んでますように、何も、この7号に上げなくても6号でも十分間に合ったのではないかというようなものが随分上がってきております。

私は、昨年の決算特別委員会でも申し上げましたが、これはもう、すべて今年度23年度最終の予算補正でございますので、5月31日の出納閉鎖をもって、入るものはすべて入れ、出すものはすべて出して、それで6月に、まあ、専決で承認を得ればいいと、このように思っております。

とにかく、内容がですね、わざわざ、この2週間の間を置いてここに持ってこなくてもいいような内容が随分ある。どうしても、この予算、まあ、これは特別会計についても同じですが、なぜここへ、わざわざ、その7号として持ってこられたのか、そこをお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 最終補正につきましては、最終、この時期までならないと精算の見込みがわからないと。3月の10日前後ではわからない分がありますので、その分を最終的にここへ計上させていただくと、いうことと、専決をするよりも、議会にかけられる期間があれば、皆さんの御了解を得て、補正予算等を予算的に認めていただきたいということで、最終的にこういう予算を出しております。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。

ほかにありませんか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ここで、ちょっと質問していいかどうか、ちょっと私もわかりませんが、繰越明許のことでございますが。

たしか、医療従事者関係の住宅建設の関係の、これは繰り越さないけんように私は思いますが、当然、病院は、事業会計、公営企業法でございますし、それから繰越明許は地方自治法ですんで、ちょっと、まあ、ここで聞いていいかわかりませんが。

そういう関係で、いわゆるその地方公営企業法上の除外既定というものを適用しているから、ここには載ってないということなのか、その辺のことをちょっとお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 繰越明許の関係でございますが、議員がただいまおっしゃられたように、地方自治法では繰越明許は議会の議決を必要とするというふうになっております。

今回の医療従事者住宅につきましては、病院事業会計でありますので、地方自治法の適用ではなく、地方公営企業法の適用になります。

これによりますと、「地方公営企業の建設または改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。」ということになっております。

で、報告を受けたその地方公共団体の長は、そのことを次の議会において報告しなければならない、という規定になっておりますので、その規定によりまして今回の医療従事者住宅の繰り越しについては、次回の議会で報告ということになります。

○議長（滝元 三郎君） ほかに、ありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど、農業振興費、25ページですけれども、委託料の件で課長より説明受けたんですけれども、ちょっとわかりませんので、再質問という形になるんですけれど、お知らせ願いたいと。

当初、635万7,000円の予算を組んだということですので、当初組んだ中に賃金346万円というのが、石西社に派遣されてる方の賃金を組んでいたのか、それとも、それでは人数が足りないから、新たに人を雇って地産地消にするための予算を組んだのかどうかという点がわかりません。

石西社に派遣されてる方は、ふるさと雇用と。ふるさと雇用でしたかいね、緊急雇用対策ですか、3年間の事業で当初予算から、前から上がってきとると思うんですけれども、その方に対して賃金が要らなくなったというような御説明を受けたんですけれども。

彼は彼なりに、やはり石西社のほうから一応賃金をもらっていると思うんですけれども、その346万円要らなくなったというのを、もう一つ、どなたの賃金が要らなくなったのか、9月に改めて人を雇う人の賃金が要らなくなったのかという点を確認したいと思えます。

ですから、当初635万7,000円の予算の裏づけの予算根拠は、どういう形のものにこうやって予算を組んで、そのうち賃金が幾らだということを説明していただいた上で、もう1回、346万円の賃金が要らなくなったというのを、もう1回詳しく説明していただけたら。ちょっと、担当課長の説明ではわからない点があるので、申しわけないけれども、お教え願いたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、賃金とありますが、人件費の関係でございますが、今346万4,000円というものは人件費部分でございますが、賃金関係と共済費、それと通勤手当を含んで人件費の部分で346万4,000円を計上しております。

で、当初は専属で地産地消のコーディネーターの願いをしたいというふうな当初予算の考えでございましたので、それをコーディネーターの人件費、賃金、ほかに充てたいというふうに考えておりました。

で、株式会社石西社の職員である方をお願いするに当たっては、一応石西社の意向もございまして、ふるさと雇用の関係が商工観光課の関係もあるということで、そのあた

りのところは協議をさせていただきながら、石西社のほうで賃金を払っていただきながら、あわせて地産地消のコーディネーターの活動もしていただくというふうなことで、石西社のほうも了解をいただいたところでございます。

ですから、もともとの予算としては、コーディネーターの方に、専属のコーディネーターの方にお支払いをするお金ということで予算は計上しております。

ただ、兼務ということでお願いをいたしましたので、株式会社石西社のほうで、お金は、賃金を出していただき、今委託料に関しては、一応支払いをしてないというふうなことになりまして、今回減額の補正をするというふうなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） どうも、からくりがわからんのですけども。

当初、ということは、石西社に今派遣されてる方の賃金とは別個に、635万円という中に賃金も入るとる方を、ほかの方を雇うと。専属のコーディネーター雇うっちゅう意味での計上だったんです。（「そういうことやね」と呼ぶ者あり）

今、石西社に行ってる方に対しては3年間という、ふるさと雇用というので、当初予算から入ってると思うんですいね。そうすると、今の課長では、新たに専属のコーディネーターを雇うために予算計上をされとるというのが、それが石西社に払うとか、要らんというような形なので、どうもその点がわからないんですけども。

私の聞きようが悪い、頭が悪いかもわかりませんが、うん。どうも、その石西行っとる方の賃金が要らなくなったという言葉に、非常に僕としてはわからない点があるんですわ、うん。（発言する者あり）うん。そやけ、その点を、わからないので、635万円というのは、どうしてそういう方のもんがダブったような予算計上されとるかと言うよりしかないんですけどもね。違いますかいね。

もう1回ちょっと。これは商工観光課に関しても置いて、観光協会へ何名の方を派遣しとると。これも地域雇用でやとると。全く同じ理屈じゃないんですけども。というふうな気がするんですけども。もう1回、ちょっと教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 説明が悪くて申しわけございません。

当初予算で、とにかく専属の方をお願いをするということで予算の計上をいたしました。で、それは今回、今お願いしとるのが兼務でございますが、兼務という想定はしておりませんでしたので、いろんな方を人選をして、実際のところ、経験者の方でコーディネーターができるような、そういう学識のある方をお願いして、設置をする場合に、その当初予算のお金340万円ばかりのお金で、とにかくその方をお願いをして、委嘱をして活動していただくという設定をしておりました。

ただ、いろんな方に当たりながら来ましたが、結局そういう方が見つからなかったということでございまして、最終的に石西社の職員の方、ふるさと雇用の方をお願いをするということで、町として決めました。

そうした場合に、今まで予算を組んでおりましたけども、既に石西社でお金は支払いながら、ことしの3月まではその方はずっと雇用されるということでございますので、結局石西社で払っとるそのお金で、あわせてやってもらうということで、今の、この委託料から支出する必要がなくなったということでございまして。

結局、石西社のほうでお金は支払っておられて、それで新たに、ほいじゃあ、ほかの方をお願いするためにどうかという予算ではございません。

当初は、とにかく専属で、そういう専属でやられる方を人選をしてお願いをしようと思ったのが、たまたま人選が難航して、兼務辞令を出さんとやれんと。兼務でお願いをせにゃやれんということになりましたので、当初の予算は使わずにおいて、石西社で払っていただいたそのお金でやっていただくと。

で、事業の関係が、看板等の設置等の関係もあって、今回最終的に実績がまとまったということで、出したということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） ということは、やはり石西社の方で、別個に本年度コーディネーターを専属的に雇うというのが、たまたま人がおらんかったから兼務でやってもろうたちゅうことでしょうか。そういうことですよね。

まあ、最初からそうしててくれりゃあ、非常にわかりやすかったんですけども。私はあれなもんで二重計上なつとるような形しか思えなかったんですけども。

人を雇う予定じゃったんですけども、その人が、人が集まらんから兼務でやってもらったというて最初から言うてくれりゃあ、非常にわかりやすかったんで。

もう、途中9月ごろからどうのこうのという、というような話も聞きまして。9月ごろからちゅうたら、1年間やったら340万円も、ね、実際にはかからないわけでございますので。

そういう点でやって、必要な人間は雇うつもりやったけど、人がおらんかったから、今回は兼務でやってこういうことになったという形がわかりましたので、これで置きます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第52号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第53号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第53号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第54号平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第54号平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第55号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第55号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第56号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第56号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第57号平成23年度津和野町診療所特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第57号平成23年度津和野町診療所特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第58号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第58号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第5号）について、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第59号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第11、報告第1号新地方公会計財務4表の報告について、執行部から報告をお願いいたします。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第1号でございますが、新地方公会計財務4表の報告についてでございます。平成22年度決算をもとにいたしまして、財務諸表を作成したものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、報告第1号新地方公会計財務4表の報告について説明をいたします。

めくっていただきまして、それぞれ財務諸表4表を作成しておりますが、一番最後のページの概要版で御説明しますので、よろしく申し上げます。

この財務諸表につきましては、総務省より公表されております総務省方式改訂モデルに基づいて作成したものでございます。連結の財務諸表は、普通会計のほか、公営事業会計、一部事務組合、広域連合、第三セクター等を1つの行政サービスの実施主体とみなして作成したものでございます。

まず、貸借対照表でございますが、平成22年度末の資産総額は498億円で、対前年度比12億円増加しております。主なものとしましては、普通会計の公共資産と投資などの増加によるものでございます。

負債につきましては総額208億円で、対前年度4億円減少しております。主な要因としましては、地方債の償還等によるものでございます。純資産の合計290億円で、対前年度16億円の増となっております。

右側の連結行政コスト計算書でございます。平成22年度の経常経費は、人にかかるコスト16億円、以下ここに40億円、52億円等、経常行政コスト合計113億円となっております。前年度1億円の増です。

経常収益のほうでは対前年度、これも1億円増で、主な要因としましては特別会計等の事業収入によるもので、経常行政コスト合計Aから経常収益Bを差し引きいたしました純経常コスト、これ、昨年と同様の73億円となっております。

真ん中の列の連結資金収支計算書でございます。公共資産整備収支6億円のマイナス、投資財務的収支も22億円のマイナスであります。経常的収支31億円により賄われておりますので、期末資金残高が対前年度3億円増の20億円となっております。主な要因は、地方債の償還等により負債を減らしたこと、基金を積み増したことによるものでございます。

下段の連結純資産変動計算書でございますが、純経常行政コスト73億円のマイナスに対しまして、財源調達91億円と上回っており、期末純資金残高が290億円と、期首に比べ16億円増加しております。これは、貸借対照表の純資産合計と突合すると

でございます。主な要因としましては、地方交付税と一般財源及び補助金等の純経常行政コストが上回ったということによります。

ただ、この連結の表でございますが、関係団体の資産や負債、これがすべて町に帰属するものではないということだけは御留意願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 昨今、この貸借対照表を出していただいて説明を受けるところですが、なかなか理解に苦しむ。まあ、今簡潔に言う概要版の中で、財政課長、説明していただいたから、我が町の財政の状況というふうなものが好転をしてきたというふうには理解できるんでありますが。

この概要版の前に貸借対照表が載しとるございますよね。ここで、私ちょっと理解に苦しむのは、資産の部でもろもろあって、投資等の中で、まあ、基金等というところがございまして、ここの金額というのは、22年の3月31日という時点をとらえて20億2,950万6,000円という数字になっておるけども、これは特会も含めた基金ということになると、これ、ちょっと数字が違うんじゃないかと思ったりしますが。

これは、何か、通常、まあ、平均残高や何かを出したりなんかして、この貸借対照表等がつくったりしますが、そういうふうな絡みでこういう金額になっておるのかどうかということも1点。

それから、回収不能見込み額というのが、投資等の中にあるんですが、この8,000万円というものが、要するにこの町税を中心とした国保税を含んだ、要するに回収不能額というのが問題になっておりますが、そういうふうなものとらえて、これ、回収不能見込み額にしておるのか。あんまり、熱意、質問するほうもわからんように質問したら、かえって回答にお困りかもわかりませんがね、そこの辺、もし、財政課長、それはこういうことですよというお答えをできれば、ちょっと答えてもらいたいと思いますが、余り無理をしなさらんでも結構です。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） まず、貸借対照表の基金等でございますが、これ、概要版の左上のほうに連結の範囲がございます。普通会計、公営事業会計、それに一部事務組合とかのすべて、これ、連結したもんでございますので、それぞれに持っている基金をここへ連結させたもんで、ここへ計上してあります。

それと、回収不能見込み額につきましては、将来的に回収が見込めないというものを、ここに計上しているということです。（発言する者あり）

将来的に回収が難しいと（発言する者あり）そう、そうです、はい。（「そうでしょ」と呼ぶ者あり）はい。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。はい、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 12. 議案第 36号

日程第 13. 議案第 37号

日程第 14. 議案第 38号

日程第 15. 議案第 39号

日程第 16. 議案第 40号

日程第 17. 議案第 41号

日程第 18. 議案第 42号

日程第 19. 議案第 43号

日程第 20. 議案第 44号

日程第 21. 議案第 45号

日程第 22. 議案第 46号

日程第 23. 議案第 47号

日程第 24. 議案第 48号

日程第 25. 議案第 49号

日程第 26. 議案第 50号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 12、議案第 36号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてより、日程第 26、議案第 50号平成 24年度津和野町病院事業会計予算についてまで、以上 15 案件につきましては、予算審査特別委員長の審査報告を求めます。3番、板垣君。

○予算審査特別委員長（板垣 敬司君） 予算審査報告書。

平成 24年 3月 9日、今定例会において本委員会に付託を受けました平成 24年度津和野町一般会計を初めとする各会計予算 12 議案及び関連条例 3 議案について審査いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により結果を報告いたします。

1、審査日。

平成 24年 3月 9日、14日、15日、16日、21日、机上審査。

2、出席者。

予算審査特別委員会、委員長ほか 14名、議長。説明員、町長ほか 14名（執行部）。

3、審査事項及び結果。

1) 議案第 36号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

2) 議案第 37号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

3) 議案第 38号津和野町介護保険条例の一部改正について。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

4) 議案第39号平成24年度津和野町一般会計予算。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

5) 議案第40号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

6)、議案第41号平成24年度津和野町介護保険特別会計予算。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

7) 議案第42号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

8) 議案第43号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

9) 議案第44号平成24年度津和野町下水道事業特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

10) 議案第45号平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

11) 議案第46号平成24年度津和野町奨学基金特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

12) 議案第47号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

13) 議案第48号平成24年度津和野町診療所特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

14) 議案第49号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

15) 議案第50号平成24年度津和野町病院事業会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

平成24年3月28日、津和野町議会議長滝元三郎様、予算審査特別委員会委員長板垣敬司。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

ただいまの審査報告に対する委員長への質疑につきましては、議長を除く全議員による委員構成でありますので、これを省略いたします。

ここで、後ろの時計で11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議案第36号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、賛成の立場で討論させていただきます。間違えた。済みません。失礼いたしました。（笑声）失礼いたしました。

○議長（滝元 三郎君） ほかに、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 賛成の立場で討論させていただきます。

これは、県からの事情といたしますか、そういったことで多いただろうということですが、月額がとにかく2,040円という、日銭にしましても、日銭って言っちゃいけません、1日中やっても日額70円にもならないような、こういったものでございます。当然今後は町の報酬審議会等々で審議されるべきものではあると思いますので、いずれこの額を、日額、工賃等に変えるなり、とにかく説明がつくような、どこへ出してもおかしくないような額にしてもらうことを求めて賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第36号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第37号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 執行部が減額条例を出されて、それにあえて反対をせざるを得ないというまことに断腸の思いであります。

が、去年の財政課長、総務財政課長の国の財務局の、我が町の財政状況のいろんなヒアリングを受けたその結果報告を我々もちょうだいしました。その中では、繰り上げ償還や基金積み立て等にさまざまな努力をされて、本町の財政もようやく何とかいけるとい、そういう状況下にも今日なっております。

そして、ただいまも7号の補正で、1億4,600万円の財政調整基金の積み立て、新年度の一般会計では4億円のまちづくり基金の積み立て等々、合わせて本町のこの基金残高は財政調整基金を初めとする特会等も含めると、おおむね24年度の末には三十五、六億程度の基金残高になると、こういう状況。そして、借金である起債も繰り上げ償還等を引き続きおやりになったその成果が120億円を切ろうかという、こういう状況になったこのさなかに、町長初めとする副町長の減額条例であります。私は、我々の議員が、我々のこの執行部の条例が提案されると同時に、我々も、従来からささやかではあります。5%の報酬カットという条例というものを維持してまいりました。

しかし、後ほど議員発議で出てまいりますが、この発議が条例を廃止せざるを得ないという状況下に今日なっております。本日の議決でまず覆すことはなからうと存じますが、そういうようなことを踏まえて、この提案されましたものを執行部にはどうぞひとつ減額をして、さらに姿勢を示してくださいということには、私は議会人として賛同するわけにはまいらないというのが第1点であります。そういうことと、それから、大きくは我々自身が減額をしないという、こういうことというのは果たして執行部の減額提案が出たものに対して、それに呼応して町の財政はいささか好転はしたと、好転はしたが、さらに町長、副町長におかれては範を示して、その意図はさまざまあると存じますが、町民に対してあるいは県下の市町村等に対して、あるいは抱えておる職員等のことも考えて、自分たちがみずから範を示さなきゃならんと、こういうような強い意志の中で、この減額条例案が提案された。

このように存じますが、先ほど申し上げるように、我々がみずからの5%廃止というものに踏み切るといって、こういう状況下の中で提案されたものに賛同するというわけにいかないということをお願い、もう一言申し上げるならば、議会の中で自分たちの議案、要するに廃止議案については廃止をするという意志の議員が、もしこの条例案に賛成することになれば、私はその町議会の姿勢というものが非常に問われるということをお願い、反対の討論といたします。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 次に――静かにしてください。次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

町長は、町長就任以来、ずっと15%カットという、そしてつい先日までは50%をカットという、一般の職員よりも報酬が低いというような状況でされてきました。

町長というのは、24時間365日重責があり、私は報酬というのはきちっと報酬の分を自分の仕事をして、それだけの仕事をすればいいと思っておりますので、実質公債費率が18%を切ったその状況の中で、基本的には職員のカットもなくし、また我々議員もカットをしないということで今考えて、私は考えておるわけではあります。そしてまた、これも町長等の給与の特例であります。特例が通年でずっと続くというのは、これはまたいかがなものかと思っております。

しかしながら、町長の心情を察するとき、町長就任以来起こりましたさまざまな案件、そして件につきまして、関係者の皆様に、また町長として、また副町長が姿勢を示したいという、そういうことであろうかと思えます。

私は基本的にはカットをすべきではないという持論ではありますが、今回は町長、副町長のその意志を尊重しまして、内外に姿勢を示したいという、その姿勢を尊重いたしまして、今回は賛成とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 同僚議員も言われましたように、まず私の判断は、津和野町の財政状況であります。18%という公債費率のハードルを超えつつある。そして、我々の報酬もそれを見越してもとに戻した経緯があります。

町長もその2点の理由から、町長ももう既に戻すべきだという思いが常にありました。今現在も、15%カット以上のお仕事をなさっているとは思いますが、さらなる費用対効果を出していただきますように、希望をいたしまして反対の討論といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私は、議員の報酬カットも従来のおりであるということで、意見は申し上げましたが、まだ財政指標が18%で安定圏に入ったとは言っても、まだまだ厳しい状況ではないかなというふうに思います。ですから本来なら、議員の報酬もカットを続けていいと思いますし、町長、副町長の報酬に関しては町長、副町長の意向ですので、私はそれは尊重して賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今、同僚議員がさまざま。私は、まず1つは、提案されたことに対しては非常に真摯に受けとめて、非常な決意の中でこれを提案されたというぐあいに思います。その点については、非常に敬意を表したいというぐあいに思いますが、これは、条例の議案でございますので、そういうことを考えますと、いわゆる前段の議員にもありましたが、特例でございますので、これ多分18年度からずっと続いておると思いますが、こういうことでは特例とは言えんのではないかということが、第1点。

それから、基本的には町長の、いわゆる特別職の報酬あるいはこれは給与でございますけれども、それはさまざまないろいろな労働の対価という点については、それは議員であろうと、それから職員であろうと、それは同じことだろうというぐあいに思いますが、特別職の置かれてる現行の立場というのは大変に私は重いものがあるというぐあいに思っております。それは、まず1つは、24時間拘束されておるということが、第1点、それから2番目に、非常に重たい決断をしなければならないということが、第2点。

現在8,204名の町民がおるわけですが、その命を預かっているわけでありまして、副町長も事あるときには、その決断をしなければならない時期が必ずあるわけ。そうい

うことを考えますと、いわゆる一般の賃金という考えじゃなくて、それが付随するいろいろな対価を含めた報酬として考えるべきじゃないかというぐあいに思っております。

そういうぐあいにして見たときに、現行の15%カットというのは、もちろん基礎があるというぐあいに私は思いませんが、現行の15%カットした場合に、現行の島根県の置かれている町村の町村長の給与を見ても、一番安い給料になります。副町長に至っては、断トツに低い給料の上に、県の職員と比べてどうかとは思いますが、部長級の給料よりもまだ安い。そういうような特別職が私にはあつてはならないというぐあいに思います。

それから3点目に、そういうぐあいに報酬カットしてまいりますと、いわゆる町長、副町長、教育長というぐあいに並べてみた場合に、副町長は教育長より下になります。そういうことも含めて考えますと、そういうようなことが私にはあつてはならないというぐあいに思っております。

それから、もう1つは、現在平成24年度の予算案が示されました。施政方針も述べられました。特にこの24年度につきましては、今までにない画期的な予算の組みようでありますし、新規事業が散りばめられておりまして、特にこの24年度につきましては、特別職のいわゆるその人的な参与といったものが、今までになく求められる年度であろうというぐあいに認識しています。そうしますと、この15%カットするというよりも、きちんとした対価である報酬を求められて、今までにない努力をしなければならない年だろうというぐあいに思います。

そういった意味で、いわゆる議員の報酬と、どうのこうのと言うことには私は直接は関係はないとは思いますが、いろいろないわゆる町長、副町長、教育長の激務を感じたときには、このままではいけないというぐあいに思います。せめて、県会議員の給料ぐらいにはなつてほしいというぐあいに思います。そういうことも含めて、反対の意見といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） それでは、賛成の立場で発言させていただきます。

平成24年度の予算審査をしてまいりましたが、新年度予算の中に、見ますと、町長の意向の強い、新規町単独事業がたくさん組まれているように感じております。また、一方では、介護保険の大幅な値上げ等が提案に上がっております。

そうした中で、やはり町長として、町民に対し理解と協力を求めるためには、やはり町長の強い施政方針の一環だというように考えております。それを尊重して、私は賛成したいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 賛成の立場で討論いたします。

今回は立場が、この条例案件につきましても、審査委員会という中で審査することになりまして、実質的に私は賛否を明確にしておりません。この際、この本会議の中で賛否を明らかにすることが一つの姿勢だと思いますので、一言言わせていただきたいと思ひます。

確かに、報酬と給与ということで、きょうまでいろいろ議論が交わされておひまして、今回の条例は給与ということで、給与の特例という表現になっておひますが、いろんな法律上ちゅうか、条例上は給料、町長、副町長、教育長は特別職であるがゆえに報酬と表現される部分もあるし、実質的な書類については給与という形で予算が計上されておひるというようなことで、その報酬と給与の定義について議論もいろいろあるとこでござおひますが、私は一つの会社というか、組織というか、そういうものに置きかえてみたときに、やはり雇用契約というか、雇われる側と雇う側と2つの立場があります。

そういう中で、例えば法人等で、会社法人等で当てはめれば、会社の社長なり取締役、組織の法人なりの理事長なり理事は、やはり雇う側でありますので、いろんなすべての従業員のこともおひ考え、消費者である利用者のこともおひ考え、会社の経営自体をすべてをかんがみて運営をされるわけですから、時におひおひては、職員の給料は今まで我慢していただおひとったけども、これから一層奮励努力してもらいたいということで、職員カットは、経営者として一つの判断の材料は当然あろうと思ひますので、今回津和野町の職員におひおひては、職員の3%カットはなくなりました。

しかし、みずからの経営におひける責任として将来を思ったときに、確かに前段の議員の財政事情が好転した、起債、それから地方債の残高も120億円を割り、さらに平成24年度で4億円のまちづくり基金の積み増し等も含め、30億円にも達する基金の状態から言えおひば、少し将来が明るい展望があるのかなとは思ひながらも、地区全体の町の8,000人の思おひは、仕事がない、高齢者の中で介護が大変だ、認知症の親の夜の徘徊で大変困っておひると、ような話を聞きますと、なかなか将来に夢を持って住民が生きる姿とはほど遠いんではないかと。会社とか商店の経営的におひもそんなに明るい材料は私の目では見えない。

そういうもとで町長はやはり今の時点でおひを我が身の15%カットをゼロにして、今の状態はいいじゃないかという思おひも、ほかの人は思われるかもしれませんが、やはり本当の町の8,000人の経営者として、最高責任者として、15パーセントという提案をされた部分におひついては、私は重く受けとめて、賛成をいたしたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(滝元 三郎君) 賛成多数であります。起立多数であります。したがって、議案第37号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第38号津和野町介護保険条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員(4番 竹内志津子君) 介護保険の会計が大変厳しいということはわかるんですけども、今でも保険料が高い、そして利用料が高い、それで介護の、介護保険を利用しようと思うんだけども、なかなかそれができないというような声をあちこちで聞きます。

今回のこの案によりますと、相当の引き上げになっております。年間にすれば、低いところで8,200円、高いところでは2万4,700円の引き上げということで、大変大きな引き上げになっております。

これは、国からの補助が少ないということが一番大きな原因だとは思いますが、何とか町のほうでいろんな工夫しながら保険料を抑えるということをしていかないと、介護保険があってもなかなかそれが利用できないということになってくると思いますので、私はこの条例案には反対いたします。

○議長(滝元 三郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員(6番 岡田 克也君) それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

昨年、国民健康保険税の改定という、それによって町民の方々の負担が増加し、また今回介護保険料の改定でまた負担が増大するというので、本当に町民の方々に対する負担増というものに対して、まことに心痛であります。

しかしながら、保険につきましては相互扶助、そして一部負担の原則があり、それ相応に介護保険の必要するという事は、また保険で賄っていかなければならないという、これは当然の原則であります。

今回、賛成をさせていただきますが、それは本当に大変心痛な思いであります。また介護保険の質につきましても、できるだけ在宅へというような形や、また重複するようなもの、そういうものを省きながら、質についても軽減されまして、そしてまたこの介護保険料が軽減されるような、そういうような努力をされることを念じまして、今回は賛成の討論として述べさせていただきます。

○議長(滝元 三郎君) 次に、原案に反対者の発言を許します。11番、川田剛君。

○議員(11番 川田 剛君) このたびの介護保険の値上げといいますが、増額というのは、大変町民にとっては苦しいものだと思います。

相互扶助の原則というのはわかるんですけども、これから高齢者が増す一方、子供たちは減っていく、そういった中で負担がどんどんどんどん増していくというのは明らかであります。この条例の意義というのは十分理解してるつもりですが、それでもこの介護保険料の値上げ率というのは大変高いものでありますので、私は賛成できず、このたびは反対とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第38号津和野町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号平成24年度津和野町一般会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 反対の立場で討論をいたします。

まず、御提案の平成24年度津和野町一般会計予算につきまして、賛成できる内容が多々あることを申し添えさせていただきます。

このたび私が反対する一番大きな理由としまして、グラウンドゴルフ場建設事業費に上げられております約5,000万円という工事請負費が、町民理解を得られていないという点が1点。そのほかにもありますが、この1点が大きな1点であります。

御提案のグラウンドゴルフ場建設ですが、私のもとにも多くの御意見が寄せられました。この事業は今年度だけでなく、来年度も予定されており、来年度も含めると総額約1億円近い金額が予算化されたことが説明され、それに対し驚き、そして改めて町民理解は得られないと感じた次第であります。

私も以前グラウンドゴルフ場の整備を訴えた1人ではありますが、財政難という言葉が幾度となく使われている昨今、シルクウェイ日原、なごみの里と、2つの施設におよそ5,000万円ずつ予算化され、そしてされようとしてることに危惧を感じております。このことに対し、多くの方に御意見をいただいたのですが、その1例を御紹介させていただきます。

もっとつくるべきもの、お金をかけないといけないところがあるんじゃないですかという意見がありました。また、お年寄りの娯楽に使うぐらいなら、医療や介護へ、むしろ若者のためにお金を使ってほしい、津和野というのは島根でも過疎化のトップクラスではなかったのかという意見もございました。ほかにも、東北に寄附をしたほうがよっぽどまじだと、本当にその利用者が1億円の施設を望んだのか、津和野町に今現在存在する施設の多くが物語っているという意見も寄せられております。

そして、これは私の反対する1つの理由、私はこの意見に賛成したわけですが、建設自体は反対はしませんが、予算かけ過ぎだと思うという御意見も寄せられました。この意見は匿名ではなく、私のフェイスブックに寄せられた実名のコメントでございます。ウェブ上に記載されているもので、今でも残っておりまして公開されておりますので、ごらんいただけることができます。私は、この声はわずか一部の声だと思いますが、しかしこの声に賛同し、建設自体には反対ではございませんが、このたびの予算には反対をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

グラウンドゴルフ場の建設に当たりましては、私もさまざまな御意見をいただいております。

特に、今回シルクウェイにつくるグラウンドゴルフ場が、また次に津和野のなごみの里につくるグラウンドゴルフ場の一つのもことになると思っております。ということは、今回つくるグラウンドゴルフ場につきましては、この予算そのものに対しましては、私は賛成ではありますけれども、それはグラウンドゴルフ場をつくるということにより、町民の健康増進等につながると考えるからであります。それはまた医療費の軽減等にもつながり、そのことそのものには賛成であります。

しかしながら、もう一度執行部におかれましては、グラウンドゴルフ連盟の方々ともう一度よくひざを突き合わせて、本当に必要なものは何なのかという、そういう協議をいま一度されまして、本当に必要な部分を使われまして、使われない部分につきましては、補正予算で減額補正等をして、軽減をされることを意見として付ささせていただきます。

私も聞きました方のほとんどすべてが、このまま両方つくれば1億円近い一般財源を要する、このことについては反対であるという、そういうことであります。先日も体育協会の会長が町の執行部のほうに行かれて、もう一度再度協議をされることも要望されたとも聞いております。

執行部とグラウンドゴルフ連盟の方々ともう一度再度慎重に話し合われながら進められることを付しまして、賛成とさせていただきます。

また、観光協会につきましては、大幅な増額が今回示されております。一般の町民からすれば、増額をしたということは、それ相応の成果というものが求められると思うわ

けでありますし、また、自主財源の増額ということも望まれることであろうと思うわけ
であります。ことしはふるさと雇用の補助金が切れたということもあり、今回この枠で
認めますけれども、年々、少なくしながら、また町の業務の一部も委託しながら、町民
に理解の得られるような、そういうような観光協会の内実となることを、努力をされま
すことを付します。

また、今回、時間外勤務の手当も出ております。昨年も大幅な時間外勤務の補正など
が出ました。それは町民からも数多くの御批判をいただいております。また、町職員
の間でも時間外が多い職員は決まってるんですよという、そして、それが私たちにも批判
が向いているということに対しての役場内での批判もございます。

そういうことから、町長、副町長、教育長、また課長、次長におかれましては、その
時間外につきましても精査されまして、本当に必要な部分をやり、そして指導等も行わ
れますことを付しまして、賛成とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 反対です。

その理由は、この前の予算審査のところでも述べましたけれども、例えば、地域おこ
し協力隊が農業をやるというところでも、本当にできるんかいなというようなことと。
それから私が聞いた、そのときも言いましたけども、町長とそれから課長との間の雰囲気
が本当にわかってるかどうかという、これは私の受けるイメージですから。等、ほか
にもありまして、全体的なところでどうも余りそういうものができてない予算だなとい
うふうに思います。

それで、もう1点、これはちょっとかなり具体的になるんですけども、今の危うい予
算だなという感じたのが、実はこの予算審査の後に出てきたんですけども、津和野地区
の風呂屋井堰、ここの問題が出ました。それで、先日総会がありまして、町長も出席さ
れて、そのときはこの会が成立したというような発言をされて、会員の中からまだ成立
はしてないでというやじが飛んだりして、案の定その会が流れる。これはただ単に会が
流れたということではなくて、この井堰の予算が1億3,500万円ぐらい大体かかる。
普通、こういうような事業が行われるときには、まず地元要望があり、それから地元
の方がきちんと受け皿をつくり、そして町に上げ、町が県にそういう要望を起こしてい
くという、これが普通のパターンですけども、今回の場合は、そのパターンは全く逆にな
っていると。先日流れた総会というのは、この受け皿がきちっとしてないということがあ
りました。

私は、地区の人、特に役員さんから相談を持ちかけられて、私なりのアドバイスをし、
それから私なりに動いてみて、消防署の署長とか、それから県の津和野町の津和野土木
の所長等に参りまして、勉強したというか、さまざまな情報を得て、そういう人たちに、
できたらこれがスムーズにいくような形の中で、私自身が総会に出席させてもらい、そ

ういう発言もしました。しかし、残念ながら流れた。これは決して役員さんの努力不足だというふうには思いません。それまでの努力というのを非常になされておられ、実際に難しい事業だなというのは感じました。ほいじゃ、何でもかなと私が思った、私の感想ですけれども、はっきり申しまして、町の指導に問題があると。その問題というのは、こことこことここ、ということじゃなくて、信頼されてない。地域の人たちに信頼されてないような事業になってるということが私の感想でございます。

したがって、中の総会の状況が二転三転しながら進んでしまったと。これをこのまま放っておくと、あるいはこのままもう一回やって流れてしまうと、この事業そのものがなくなってしまうと。このあたりのことを、再度、きのう県の担当課長にも行きまして話を聞きましたら、普通から言ったらなくなりますねというような話に、そりゃまだ決定じゃないですから、たまたまその課長の話を聞いて、このままの状態ですとなくなりますねというような、現実に県としましたら4月1日にはもう動き始めなければならないというようなことを考えたときには、実に危ういというか、綱渡りのような予算がここに計上されてきてる。こういうような状態のことを考えたときには、一番最初に言いましたように、全体を見てどうも危ういという、そういう予算を認めるということには私はなりませんので、反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 反対の御意見もいろいろ出ましたが、私は賛成の立場で討論します。まず、どういうところで賛成したかということをお述べたいと思います。

まず、民生費に関連してですけれども、23年度から妊婦通院助成を実施していますが、これに加えて24年度から不妊治療に対して助成制度を設け、産婦人科等における自己負担分、または人工授精に要した費用の額と、通院交通費を年10万円を限度として、4人分が助成されることになりました。これは結婚しても子供ができない御夫婦にとっては朗報です。少子化対策に効果が上がることを期待するのは拙速かもしれませんが、今本当に体の機能の関係等でなかなか妊娠できないという若い人が多い中で、こういう治療というのは必要だと思いますので、評価したいと思います。

次に、離乳食教室助成事業についてですが、妊婦教室でのアンケートにも要望が出てくるということで、年4回の栄養士による指導と個別の相談を実施する経費5万8,000円が計上されています。離乳食というのは、子供がこれから成長していく上で、非常に味覚を育てたりする上で非常に大事な食事ですので、これがきちっと指導されるということは大切なことだというふうに思います。

それから、インフルエンザ予防接種の助成については、高校3年生までの子供と妊産婦に対して1回の接種につき1,500円の助成で、ゼロ歳から小学校6年生までは2回の接種が必要なので1,500円の2回分の助成、それに予診表と合わせ、すべてで44万7,000円余りが計上されております。

インフルエンザは、学校や保育園など集団生活の場で流行することが多いですので、この助成事業は非常に有効な事業だと思います。また、子供の人数が多い家庭は負担が重いので、これで本当にインフルエンザの予防接種を受けさせたいけども受けさせられないという家庭があります。そういう意味で、この助成は家計を助けることにもなりません。思い切った助成がなされるということは、本当評価したいと思います。

また、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種事業が、65歳以上70歳未満の人に1回分2,000円の助成で24万円が計上されています。70歳以上の高齢者に対しては、これまでも2,000円の助成がなされてるわけですが、2,000円の助成があっても、実際接種を受けるときには5,000円を支払わなければなりません。

私は2月に受けたんですけども、まだ悲しいかな、70歳に達していませんでしたので、助成が受けられず、7,000円出してワクチンを受けました。5,000円でもまだ高いというふうに思いますので、できれば3,000円ぐらいの自己負担になると、もっとたくさんの方が受けられ、この肺炎で入院されたり、それから死亡されたりということが少なくなるのではないかなと思います。高齢者の肺炎が非常に多く、そして罹患率が多く、それで死亡されるという例も今年度も何件もあっているように思いますので、ぜひとも助成をもっとふやしていただくという方向で御検討いただきたいと思います。

それから、電話による健康医療相談サービス事業費に180万円が計上されていますが、これは有効に活用されるかどうかは不明な点があります。顔が見えないところで相談ができるのだろうかということがありますが、それでもないよりはあったほうがいいわけで、こういうところだったら気軽にできますよというような、相談できますというようなPRが必要ではないかというように思います。

それから、教育費ですが、青原小学校の屋内運動場の改築するための解体にかかる費用として965万8,000円が計上されています。地域の人たちも長年の念願がやっとかなうこととなります。しかし、改築工事関係の経費も早急に補正予算で計上していただかないと、本当に体育館を壊されたけども建つんだろうかと、非常に不安に思います。そんなことはないとは思いますが、早急に補正予算を組んでいただきたいというふうに思います。

教育関係で、学校用務員の津和野小・中、日原小・中学校兼務ということは、これも私今までずっと言ってきましたけども、やはりこれは早急に解決していただき、それぞれの学校に配置していただきたいと思います。

そのほか、携帯基地局の建設事業、それから葬祭場の斎場の増築、それから空き家改修事業補助金等、大変積極的な住民の要望に沿ったものだと思います。

さて、グラウンドゴルフ場建設事業についてですが、私もこれに対してこれだけのお金を使うことがよいのだろうか随分悩みました。これ1つで賛成するか反対するか、

この予算に賛成するか反対するか、随分迷いました。でも、いろんな積極面を考えた場合にこれ1つで反対するのもどうかというふうに思います。

前段の議員の意見にもありましたけども、今後これにけるお金というのをもうちょっと吟味していただいて、町民が納得した形でグラウンドゴルフ場を整備していただきたいと思います。高齢者が積極的に活動できる場として、こういうものができるということは、私は必要だと思います。

ある人の言われることには、高齢の男性はどうしても家に閉じこもりがちなんだけど、このグラウンドゴルフで外に出ることが楽しみになったという、そういう人もおられるということを知りましたので、グラウンドゴルフ場設置については、私は積極的に賛成ではありませんけども、内容を吟味していただいて設置していただくほうがいいんじゃないかなと思います。

それから、高齢者だけが使うのではなくて、家族でみんなで楽しむ場としても、有効に活用されるようになるべきではないかなというふうに思います。

以上、住民の要望をいろいろ酌み入れられて、定住対策や町民の暮らしや健康を守ることに積極的な予算が組まれていますので、この当初予算には賛成します。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） チャイムが終わるまで待ちます。（チャイムの音）

○議長（滝元 三郎君） はい、どうぞ。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、議案第39号平成24年度の津和野町一般会計予算について、本案件に対しまして反対の立場で討論をいたしますが、新年度の一般会計予算を反対することは、本当に断腸の思いであります。

町長は、ささつな自治体協議会の事業の一環として、イノベーション・フォー・ジャパン事業に取り込まれたわけでありまして、首都圏の大学生を1年間町の職員として受け入れ、町の活性化のために業務に従事しながら、将来的には町の人材として育成する、このように申されております。地方にとって有益な都市と新たな関係を構築するモデル事業として成功させたい、このような構想のもとに、この大学生4名に総額1,200万円ばかりを計上されたわけでございます。私にはこの事業をどうしても理解をすることができないわけでありまして。

今年度、職員採用試験があったわけでありまして、この津和野町の職員試験に30数名が受験されたようでありまして。その中で1次合格者にも10数名おられた、聞いております。そして2次の面接、小論文を出されて、これは面接で町長が最終決定をされたんでありましょう。5名が今回新規採用になっておるわけでございます。そこであります。私はこの2次の選考に漏れたこの若い者たちに、なぜこのプロジェクトを1年間託してみられるお考えがなかったのか、この事業が大学生でなくてはできない事業であったのか。これを考えますと、本当にまことに残念でなりません。

次に、昨年観光協会が非営利の一般社団法人に変わったわけであり、第3種の旅行業の免許を取得されて、行政から補助金に頼らず、自主財源の確保に営業部を新設され、収益事業に取り組むと発足されたわけであり、本年、この協会に対しまして2,200万円ばかりの、これは実に対前年度比にしまして34.5%の増、1,444万円の増額金であるわけであり、なぜこれだけのものを観光協会の補助金として、34%も増額をされなければならなかったのか、これについて私は到底理解ができないわけでございます。

まずは、法人でありますシルバー人材センター、この補助金も毎年予算のときに申し上げます。申しておりますが、これも670万円ばかりが、昨年と同額が計上されております。こういった補助を受けている助成団体が、町の工事を随意契約で毎年数百万円受注されておるわけであり、私はまさに、これは民業の圧迫につながる、このように思っております。到底理解ができないわけであり、

そして、次にグラウンドゴルフ場の建設であります、これも連盟よりの陳情によりまして、今回日原町道の駐車場隣接地に、芝張りの2コート5,200平米の面積で建設費が4,800万円、とにかく計上されております。町長は来年度津和野のなごみの里にもこういった建設をすると申されておりますが、そうしますと1億円もの事業になるわけであり、私は町民の健康増進の上からも、施設やこういった建設は絶対に必要であると理解はしております。

しかし、昨日、江津市と浜田市がグラウンドゴルフ大会、交流大会が開催されておりますが、これもコート2面できのう試合をされております。参加された人員が158名、これの方が2コートで十分1日で消化できておるわけでございます。

市でさえこのような状況にあるわけであり、町のグラウンドゴルフの実態をもっとよく調査されて計画されるべきであると、私は思っておりますが、両町に1コートずつぐらい建設されまして、こういった大きな大会がある場合は、両町に多目的な運動広場があるわけでございます。そこで私は対応できると考えておりますが、ほかにもスポーツ団体の問題も検討の時期にあるわけでございます。

次に、つわぶきの里共同作業所の件であります、これは津和野小学校内にあります。障害者の方が日々作業されておるわけであり、ここには冷房施設がありません。夏にはただ窓をあけ、扇風機で対応されておるわけであり、我々のクールビズの問題の比ではないわけであり、このような問題も長年の懸案事項とあるわけでございますが、これらを解決されてこそ、温かい行政執行と思われるわけであり、

今年度、対年、前年度比で2億3,000万円ばかりの増額予算だけに、看過することのできない事業、補助金等が散見されるわけであり、以上このような現状を踏まえ申し上げましたが、私の観点からは、本予算に対しまして反対の討論といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

町長は就任以来2年数カ月たっておるわけですが、前半におかれましては、田んぼを耕しながら次に種をまく時期を待っていたと、そのように解釈しております。そうした中において、今年度は種をまき、来年度に向かって実を結ぶというような思いの予算がかなり計上されているわけでございます。その点に関しましては、すべてを私がこれはという意味ではないんですけれども、そういうような思いの中からそういう予算が組み込まれておるということに対して賛成したい。

その中でも、若干同僚議員が申しましたけれども、グラウンドゴルフ場に関しましては、どうしても1億という数字が頭から離れません。その中において、今年度の枠は、私はもちろん認めてあげてからその中でやっていただきたいと思うわけですが、どうしても事業を見直してやっていただきたいという思いが強いわけでございますので、予算執行に当たりましては、再度いろんな関係機関との協議を重ねて、最終案をもう一度提示していただいて、予算執行に当たっていただきたいと。そういうような思いを申し添えまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 賛成の立場で討論させていただきます。

まず、イノベーション・フォー・ジャパンにおきましては、4名の方が、大学生の方が来られて働いていただけるということございまして。まちおこしのかぎには3つのかぎがあると言われております。

1つには若者、これは行動力と恐らくいろんな若い考えであると思います。

2つ、3つはちょっと言葉が悪いですが、2つ目にはよそ者、これはもうなれた町とか、なれた考えとは違う考えで接していただけると、改革していただけるものと思います。これは、町は、大学生4人にも当てはまると思います。

3つ目には変わり者、いわゆる変人ですね。これはもちろん奇抜なアイデアを持って、いいことが、案が多いそうであります。ということで、イノベーションについては賛成いたします。

あとは、グラウンドゴルフ場につきましては、先ほどから大分意見が出ましたけれども、やはり町民の健康と融和、いつもは出会えない人と——随分町の津和野地区のグラウンドゴルフ大会でも皆さん喜んでおられます。

それから、建設地であります。両道の駅につくりますので、経済効果もかなり期待できると思います。

先日の25日、森鷗外150周年後の、ちょっとコーヒー飲みに行ったところで4人の方がおられましたけれども、その中の1人、70過ぎた人からですが、いつできるのか、わしらでもいつでもできるのか、いろんな質問されました。待つておる、早うして

ほしいとか、そういうこともありました。恐らく近くにこういう施設がありますと、やってみたいという潜在人口はかなりのものと思います。

この前の津和野地区でも、年寄りばかりではありません。もちろん70、80過ぎた方も随分おられます。この前は中学生も参加しておられました。木部地区で小学生、中学生と、大人の方、一般の方、されたときには100人が参加されたと聞いております。こういうだけの高額な施設になりますと、反対者ももちろんおられると思います。確かに3面というのはちょっと大きいかもしれません。またそれを考えていただきまして。

あと1つ、ちょっと1点、広域市町村圏事務組合の津和野、日原分遣所職員の時間外につきましては、まだ皆さん、町議の皆さんはちょっとこの無駄な使い方という、理解が得られていないと思いますけれども、毎年200万円以上の財源が使われております。これは来年度の課題とさせていただきます、私は賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 賛成の立場で討論いたします。

まず、24年度の予算案につきましては、先般施政方針の中に述べられた、いわゆる新しい芽吹きといったものが感じられます。今までにない、前を向いた予算だというぐあいに感じます。

それから、さまざまな取り組みがその中に散りばめられておりますが、特に元来今までなかった新しい取り組みとしての外部からの人材を使って、それぞれの活性化を図ろうとする取り組みについては、大いに賛成したいというぐあいに思います。

それから、今年度しっかりと取り組まれます地域活性化の取り組みにつきましては、さまざまな形でこの予算の中に盛り込まれておりまして、そういった意味でこの24年度のこの予算をもとに執行されるいろいろな行事が、この町の将来を決めるとまでも言えるというぐあいに私は思っております。そういった意味で、この予算を前向きにとらえていくべきだろうというぐあいに思います。

施政方針の中にも述べられております定住対策あるいは農業振興、それから具体的には観光、それからいわゆる高齢者対策、いったものが具体的にはその中に直接に表現されてるわけではありませんけれども、それぞれの予算の取り組みの中に、それに関係する、それが何であろうというような求められる予算になっておるというぐあいに思います。

もちろん、私は今までにも何回も申し上げておりますが、今新しい過疎法ができて、現在ソフト事業にも充てられるというようなことで、今この事業、状況を前に向いていかないと、とてもじゃないがこの今の町の疲弊感を脱することはできないというぐあいに思っております。幸いにして、国も県も高齢者の育成だとかあるいは新規の定住者の

促進だとかいったものについて、新しい事業を出してございます。そういったものを十分に活用して、今こそやらなければ、多分これからはできないというぐあいに思います。

グラウンドゴルフ場の問題も今出ておりますけれども、住民にはさまざまな要求がございまして。当然それを全部吸い上げて、呼応して対応することはありません。しかし、住民の要望に対してできるだけ多く対応しようとする姿勢といったものが最も大事だと思います。内容について、いろいろな議論はあると思います。グラウンドゴルフ場につきましては、私は反対にもっと充実したものをつくるべきだというぐあいに思っております。グラウンドゴルフ場の説明の中には、多目的に使用できるようなものというように説明ございましたが、多目的に使用できるようなものをつくってはだめだと思うんです。きちんとした、お客さんが呼べるゴルフ場にすべきだというぐあいに思います。

その予算の執行の内容については、いろいろ検討する必要があると思いますけれども、基本的な考え方として、それが定住であり、観光であり、そういったものに結びつける、そういうような努力をすべきだというぐあいに思います。

若干、畑迫の病院等のことについても触れておきたいと思いますが、当然あれは国指定の文化財の中に入っておるわけですから、それを壊して建て直して、いうことに対しては別に反対するものではありませんけれども、それだけの価値があるのかどうなのかは、きちっと精査をしてやるべきだというぐあいに思います。当然今の状況であれを置くというのは、非常に見苦しい状況であろうと思いますので、それは解体をするべきだろうと思いますが、それを現存の状況に建て直すことがいいのか悪いのかというのは、当然これからの議論に待たなきゃならないというぐあいに思います。

しかも、今年は24年度につきましては、文化の遺跡関係では、ようやく城山に手がつけられました。これも今までの長い年月の中で、全く手のつけられなかった事業でございまして。

そういった意味でもこの予算をきちんと執行し、当然内容についてはその執行段階で吟味すべきだろうと思いますが、この予算案をきちんと執行するといったことが第一義だというぐあいに思います。そういった意味で賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 賛成の立場から発言いたします。

先ほどからさまざまな意見が出ておりますけれども、まずその中でグラウンドゴルフに関しては、先ほど8番議員が言われたように、私ももっと充実したものを考えるべきだと思いますし、土地においても川べり方向、人間の動線を考えてもできればあっちのほうがいいんじゃないかなとか、いろんな要素があると思います。またいろんな業界含めて要望をもっと精査して、詰めていっていただきたいと思います。

それと一つだけ気になるのが、なぜ5,000万円と5,000万円なのか、8,000万円と2,000万円でもいいじゃないかと。どうしても日原にできたら津和野に、津和野があれば日原にっていうような意識が先行してるような気がします。その企画する段階で何を目的とするのか、そこをしっかり見詰めて、進めていていただきたいと思います。

それと、特別委員会するときにも教育振興費について少し質問しましたが、そのアンバランスさにおいて、特にことは木部中学校が閉校しました。そして畑迫小学校、昨年は須川と、立て続けに統廃合が進んでおります。その中で一番気になるのは、これ全国的にもそうなんですけども、これまでその地域に合った学校がなくなるという、1つの精神的な支えが1つ外された思いが出てくるわけです。そういう部分では社会教育面、木部中においては木部小、そこでの地域との絡み、より一層進めていただきたいと思ひますし、畑迫、また須川においては、社会教育面でより今まで以上にとにかく見てほしいという気がしております。

振興費だけで言えることではないんですけども、例えば現場の先生が左鐙から木部に勤務がかわった場合、明らかに何じゃこりゃって思うはずですが。逆に、木部から左鐙に勤務がかわった場合、何とやりやすいなと思う。当初予算でこういうアンバランスな部分をつくっていくことがどうかなと思います。これまでは補正でそれを穴埋めしてきたと思ひますけども、当初予算にはやはり教育の場ですんで、公平な場で、前年度対比じゃない、その前年度の前年度はどうだったかということまで精査して、グラウンドゴルフ場と同じですけども、もっと精査して予算立てをしていただきたいと思ひます。

ただ、おおむね全体的には大変新しい事業が出たりとか、大変、1年後が楽しみではあります。逆に我々の立場からすれば、それをどうチェックしていかなければいけないのかというのが出てきますけども、町長が考えられている部分をどんどん進めていていただきたいと思ひます。ということで、賛成の立場で発言しました。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 私は、賛成する権利が果たしてあるかなと思ひますのは、町長、副町長の給与の特例に関する条例に対して反対をしたと。反対をしたということは、減額でもって一般会計の予算が計上されておる。したがって、私はこの一般会計予算に賛成する果たして権利があるかなと自問自答いたしました。

しかし、それはそれ、今回の一般会計予算については、さまざまな議員の意見がありました。私は町長就任2カ年が経過して、いよいよ町長が目指すまちづくりのために、新規事業を含めて、たくさんの前向きの姿勢の事業が展開されようとするこの24年度であります。

そういう意味で、一部介護保険等が本当に議員が意見が出ましたように、町民に痛みを伴いますが、この会計予算を承認をして、そして目指すまちづくりに1歩でも2歩でも近づいてもらうように。今こそ我が町の財政は、財政課長の報告を私は真摯に受けて、今やらないと再びこの機会はないと、このように思いますので、大いに力を発揮していただきたい。フルに力を発揮してもらいたい。そういうような新しい事業が成功裏になりますように、これが起爆剤になって過疎・少子・高齢化のこの農村社会の中でも何とかいけるんだというまちづくりをぜひとも進めてもらいたいと、というような願いを込めて、大賛成をいたしたいと存じます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第39号平成24年度津和野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで、後ろの時計で午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時28分休憩

.....
午後1時30分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第40号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第40号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号平成24年度津和野町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 先ほど可決になりました介護保険条例の改正案のもとに、値上げになった介護保険料でこの介護保険会計が賄われるということで、本当言えば私も内心どうしようもないなという気持ちはあるんですけども、やはり、介護保険料のさまざまな軽減措置だとか、そういう工夫をしながらこの特別会計を運営できるようにする工夫が必要ではないかなというふうに考えます。今のままでは、会計も苦しいのは苦しいんですけども、本当に介護を受ける人たちが大変な状況に陥っていくということで、値上げの介護保険料のもとの会計予算を反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 済いません、もう一回、ちょっともう一回、ちょっと待ってください。

起立多数であります。したがって、第41号平成24年度津和野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 高齢者を75歳で区別して、それが区別だけならいいんですけども、いろんな面で差別が随分中に入っているというそういう特別会計になっています。後期高齢者医療制度そのものが問題が多いので、現民主党政権は、公約としてこの医療制度を見直す、見直すというか、もうやめて健康保険、国民健康保険に組み込んでっていうような、そこまで考えておきながら、そのままにして何の改善することもなく、24年度も続けられようとしております。

後期高齢者も、保険料は今までの家族の世帯主が払ってた保険料を、めいめいが払わなければいけなくなりましたし、それから年金からは差し引かれますし、だんだんに保険料は上がっていきますし、それから医療の面でもいろんな差別がありますし、そういうこの保険制度で、随分高齢者が困っているというふうに思いますので、とにかく早くこの後期高齢者医療制度は廃止すべきだと思いますので、私はこれからしばらくはこれ、反対していきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第42号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第43号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号平成24年度津和野町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。まず、反対、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第44号平成24年度津和野町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第45号平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号平成24年度津和野町奨学基金特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第46号平成24年度津和野町奨学基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第47号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第47号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号平成24年度津和野町診療所特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第48号平成24年度津和野町診療所特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第49号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第49号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号平成24年度津和野町病院事業会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第50号平成24年度津和野町病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第27. 発議第1号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第27、発議第1号津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） この条例の廃止について、反対の立場で討論いたします。

さきに、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてというところで賛成の立場で討論いたしましたが、町長は我々議会と異にして、予算編成なり、提案権を持って町の現状と将来に責任を持っておられるわけですが、私も議会議員は、提案されたものに対して議決権というほぼ同等の権利を行使するわけですが、そうした中で、私は今回の町長の15%カットには賛成しとりまして、議会議員もそれに追隨して、当然従来どおり幾らかの報酬カットは当然の結果だと思っております。

ただ、その5%はどういう根拠であるかというのも、以前から議論があったところですが、町長と議会の今日までの地方自治体のいろんな例を見ますと、町長の約3分の1が、報酬においてもなっておりますが、このカットの率についても5%従来どおりやるべきではないかと、15の3分の1ですから、5%やるべきではないかということで、私はこの条例の廃止については反対といたしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 先ほど、町長の報酬の条例のところで、討論の中で同僚議員が、これに賛成する人が当然議員カットは反対するだろうというような指摘的な討論がありました。私は、その討論に反する議員であります、その一端として私の考えを述べてみたいと思っております。

私は、議員になりまして9年になります。議員になった初年度より、税制改革等主に求めて議員になったという経過があります。そういった中で、やはり職員にも痛みをしていただく、そういう思いの中から、議員みずからカットすべきだという思いでこの9年間、ずっと議員報酬のカットに賛成をしてまいりました。

しかしながら、昨年我々議員の特権であります議員年金が廃止になったこと、また、24年度の職員に対しては給与カットは0%といういろいろなことを考えてみまして、私はもうそろそろ報酬カットはよいのではないかという思いが強くなりまして、このたびこの条例に、廃止することに賛成をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 反対の立場で討論いたします。

先ほどの3番議員の反対討論にもありましたけれども、町長、副町長の15%減額という案が可決いたしました。しかし、協働のまちづくり、住民参画の協働のまちづくりを進めるということで、本当に町民の理解や協力が不可欠であります。その町民の理解や協力を得るためにも、やはり議員もみずから身を削っているべきではないかと思いません。

前年に引き続き、5%減額でよいと思いますので、反対の討論とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 私は、比較、あそこがこうしたから、だれがこうだったからというのが、不思議でかなわないんですけども、自分のやってる議員としての仕事が、自分自身きちっとできてるといふふうに、それはうまくいく場合もうましくない場合もありますけども、そこに胸を張れるんだったら、別に比較する必要などどこにもないというふうに思っております。

私は、自分で精いっぱい議員としての仕事をしてるということを考えたときに、町長がカットしたからとか、どうかという、それはそれでまた自分自身で出された判断ですので、私はこれはカットはなしでやるということで賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 我々は、今日まで本町の財政基盤、あるいは行財政改革を含めた執行部において、もう少し財政基盤をきちっとするような努力をしていただかにはなりませんよということで、職員の時間外手当が余りにも多大ではないかとか、あるいはさまざまな補助事業交付金等々に随分と意見をそれぞれ言う立場で言うてまいりました。発言をしてまいりました。

そして、町長、副町長の減額条例のときにも申し上げましたけども、要は今日の財政もいささかゆとりを持ってきたと、そういう中であえて、執行部におかれては再度15%減額を上程してこられたわけでありまして。私どもも、町のその姿勢に対して、議員みずから引き続きささやかな5%程度の減額条例というものは可決をして、そうして執行部とともにこの町の財政基盤の確立、そういう意味も含めて町民に訴え、さらには職員にもさまざまなこれまで負担を強いてきた経過がございます。

特に、時間外手当等の発生の大きな要因というのは、土曜、日曜というようなときに多くの職員の動員があります。このような動員がなされれば、当然時間外手当というのは発生してまいります。中にはいささか苦言を呈さにはならないというような恒常的な時間外を取得する職員もあるということで、苦言も呈してまいりました。そういうところも改善をしていただかにはなりませんけれども、本来、我々は町の財政を考え、町民の今日の生活実態等を考慮すれば、まだ執行部の減額が続く間は、議会事務としてみずからの減額を認めるという、こういう姿勢がなければ相ならないという、そういう基本的な考え方に立って、私はこの条例廃止には極めて遺憾だという思いで反対をいたすものであります。

以上であります。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの町長のカットには賛成、議員のカットには反対という、議員の質を問われるというような御意見もあるわけでありましてけれども、しかし、私は基本的には先ほども申し上げましたけれども、これは特例であります。特例というものをずっと続けていくというのは、私は条例的にどうかと思います。

それなら、むしろ議員報酬の見直しということも考えていくべきであろうと思います。議員の報酬というのは、その中に選挙の費用もあり、そして政務調査費も当町では出ておるわけではありません。そして、旅費等もあるわけではありませんので、すべてがこの歳費の中で賄わなければなりません。そして、町民の方々にお聞きしても、私の聞いている中で言えば、しっかり報酬をもらえばその分だけの仕事を精いっぱいやってくれと、胸を張って堂々と報酬をもらってくれと言っていた方が多くございます。

今回、実質公債費率も18%以下になり、また財政状況によっては、また我々議員も考えなければいけないときがまいるかとも思います。

しかしながら、特例でありますので、こうして18%以下という一つの目安になったときに、この特例を廃止していくというのは、私は理にかなっていないとは思いません。よって、先ほど同僚議員からもありましたが、議員年金も廃止され、その分だけ町の負担も軽減されております。そういう意味でも、今回私は堂々と胸を張って廃止、条例の廃止ということについて賛成をさせていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私は、本来その条例にある給与とか報酬とかそういうものは変えるべきではないと思いますけれども、やはり町の財政が本当に逼迫しているところ、繰り上げ償還等やられて多少持ち直してはいるとは言っても、まだまだ予断を許さない状況にあると思いますので、私は議員の5%カットは続けるべきだと思いますので、この条例の廃止については反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） ちょっと済いません。ちょっと待ってください。ありがとうございました。

起立多数であります。したがって、発議第1号津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第28. 発議第2号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第28、発議第2号司法試験制度に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 簡潔に御説明申し上げたいと思います。

旧司法試験制度においては、一次試験は、基本的には短大以外の大学を卒業または2年以上在学し、32単位以上習得した上で一般教養年次修了していれば、生涯免除され、現在の司法試験に当たる二次試験の受験資格が与えられておりましたが、その制度が平成14年の制度改正、法律の改正によりまして、ほとんど多くの場合が司法予備試験、もしくは法科大学院の進学をしなければいけない。また、法科大学院の学費は年間で80万円から250万円と非常に高く、これが受験者にとって時間的な制約、もしくは経済的な圧迫をしているということで、これを改善するものを求める意見書でございます。

指定意見書の案としましては、司法試験受験資格の回数制限を撤廃すること、司法修習生に対する生活費貸与を廃止し、給与支給を再開することを意見書に盛り込むものがございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 川田議員のほうから、このような御提言がありまして、私もいろいろ勉強をさせていただきまして、大変有意義であったと思っております。その中で、幾つか質問をさせていただきたいわけではありますが、例えば、朝日新聞には、「貸与といっても、無利子で月18万から28万円が借りられる。返済は、修習終了後5年間猶予され、10年間かけて返済できる。好条件と言っていい」とか、例えば、毎日新聞社の社説には、「司法修習生の一律の給与支給というものには疑問を感じると。「本当に困っている修習生への支援はだれも反対しないが、困窮していない人、弁護士事務所で高給を得る人まで一律支給では、納税者は納得できない。貧しい人については、将来の公益活動を条件に、貸与金の返済を免除する制度を設ければいい」などの意見があります。このような意見に対しまして、川田議員の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 司法修習生に対する生活費貸与を廃止することについての私の見解の質問だと思うんですけども、この司法修習生に対する生活費貸与

というのは、以前は給与で支払われておりましたけれども、それが生活費貸与ということで、10年かけて返すこともできるということでございますが、もちろん岡田議員おっしゃるように、所得制限なんか設けるのも大事かもしれませんが、このたびは申しわけありませんけれども、所得制限については触れておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） いろいろなことに対してですけども、日本の場合は本当にお金をかけないといろいろな勉強ができないとか、資格が取れないということが余りにも多いと思います。特に、司法に関しては、やはり事の善悪とかそういうことをきちっと見きわめられる、すぐれた人材が生まれなければいけないと思いますので、経済的な困難な状況にあったり、それから試験が受けにくくなるような、そういう条件を悪くするようなことはやはりしないで、きちっと勉強して、正当に受験ができて、そういうようなことを保障すべきだというふうに思いますので、私はこの意見書に賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、以上で討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、発議第2号司法試験制度に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

各関係機関に、津和野町議会の意見書として提出をいたします。

日程第29. 発議第3号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第29、発議第3号安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。本案件につきまして提案理由の説明を求めます。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） このたびの意見書の提出であります、国の出先機関の廃止ということに、これは政府が進めております。

しかし、例えば宮崎県内の全26市町村が出先機関廃止は性急と反対姿勢を出しております。その1つの理由は、例えば日向市長の黒木健二市長会長においては、「東日本大震災で状況は変わった。整備局の機動力や経験なしに災害対応はできない。地方分権は賛成だが、国土保全は国の責任」と話しておられます。

そして、新燃岳の噴火に見舞われた高原町の町長も、「機動力、技術力は国だからこそ。眠れぬ夜が続く中大変救われた。存在意義は被災地にしかわからない」として、「廃止より、むしろ機能拡大を図るべきだ」と主張をされております。

また、このたびの東日本大震災で東北地方整備局が「くしの歯作戦」をし、そして「震災を経て、なぜ今、出先機関を廃止するのか」という発想が出てくるのか全くわからない」と困惑をしておられます。

国の地方分権そのものには賛成だけでも、例えば想像を超えるような大きな災害が起こったときに、例えば松江から応援が来て対応してもらおう。それだけで本当に十分なのであろうか。このたびの東日本大震災では、全国の地方整備局の方々が駆けつけて、その震災の復興支援に尽力されております。こちらの島根県西部も、大変整備等がおくれている、そういう状況の中でも、国土交通省の中国整備局、浜田国道河川事務所の方々の御尽力で、至るところでその成果が見えております。

そして、我々の念願である山陰自動車道につきましても、国土交通省中国整備局の発注であります。

そのようなことから考えまして、また建設業界が先日の震災、またはさまざまな災害に対して尽力されております。

これが、また一層削減されるということになれば、災害、そしてこの交通的にも不便な場所に住んでおる者は、非常にこれからますます困窮すると思えます。例えば、1つ道路を整備するにおいても、交通量だけで、例えば中国地方に移管されたときに考えられるならば、どうしても交通量の多いところに集中していくと思えます。

この山陰の、そしてまだ十分道路も山陰道も開通してないこの状況、また災害時の対応、そして今まで国土交通省の浜田国道河川事務所の御尽力等々をかんがみましたときに、また地元の建設業がいざというときに、本当に今まで町民のためにも力になっていただいた、そういうことを考えるときに、私はこの中国整備局を今、移管とするのは甚だ性急であり、またその形が見えない中であるということは、この宮崎県の全市町村を見てみても、非常に不安に思っておられるわけであります。

これは、町議会のみならず、町としてもこの中国整備局の存続に向けて、いろいろなことを考え、発言していただくことも大切かと思っておりますが、このたびの私は意見書の提出を以上のような趣旨で提言をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 提案者に一、二点、質問をいたしますが、まことに結構な意見書だというふうには解釈いたします。しかし、現実のこの国交省等の今日までの事業整備の状況を見ますときに、例えば具体的に申し上げますと、私は歩道整備やなんかに大きな疑問を感じる一人ではありますが、国の基準をもとに画一的に地方の歩道等の整備がなされておりますが、これはまことに国の金の使い方が余りにもずさんなというような印象を受けるわけであります。

御承知のように、津和野地域から、今、ただいま日原地域に入って瀧元地内で歩道の整備がされておりますが、歩道のあの規格は3メートルという、普通、地方では町道並みの規格で整備をされております。それも津和野地内やなんかは途中が切れたりして、全く歩道の態をなしておらないというような実情の事業がたくさん起きております。こんな事業費の使い方というのは非常に問題があると、こういうふうな思いでありまして、今意見書の提出は、そういうふうなある意味では国交省の事業費の見直しというふうなものを、重きを置いたそういう意見書であるというのも、この中につけ加える必要があるのではないかと思ったりして、非常に疑問を感じておりますが、それについての、岡田議員に答弁をせいちゅう言うてもまことに困難なことではあります、非常に疑問を一つは感じるとということ。

それから、確かにこの中国整備局等を初めとするこういうふうなものが、地方から全くなくなるということになると、非常にこれは大きな問題だと思いますので、そういう意味ではそこそこに国の出先機関というふうなものは、県も含めてであります、撤去されるというようなことには、強く反対していかんやならんと思うんですが、いささか疑問を呈することがありますので、あなた大変な勉強家でありますから、そこら辺の見解を含めて質問に答えていただければ、まことにありがたく思います。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 直地のほう並びに小直の歩道につきましては、私が決めたわけではございませんので、何ともお答えしづらいことではありますが、しかしながら基本的には、今歩道の基準というものに沿ってされていると思います。あれが、津和野地区から日原地区までつながれば、サイクリングロード等にも活用できるのかなとも個人的に思ったりもしますけれども、歩道ですのでなりませんね。大変失礼いたしました。ただいまのは間違いでございます。ウォーキング等される上でもよいのかなとも思いますが、しかし、その点につきましても、私もあの大変広い歩道が必要かどうかということについては、甚だ疑問に思っております。

こういうことも含めまして、中国整備局のほうに、もう少し本当に必要なところに予算をかけていただいように、それもこの意見書が採択されました暁には皆さんの御意見も含めまして、議員の御意見等もあわせまして御報告をさせていただきたいと思うことでもあります。

○議長（滝元 三郎君） ほかに、ほかにございますか。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 本意見書の提出について、賛成の立場で討論をいたします。

国は、2010年6月に閣議決定した地域主権戦略大綱で、出先機関の原則廃止を打ち出しております。現在の地方整備局、経済産業局、地方環境事務所を当面の対象とするような方向であるわけでありましたが、中国5県では11月に中国地方知事会、広域連合検討会が設置されまして、出先機関が廃止になった場合の事務権限の受け皿となるような広域連合のあり方を、これを検討されておるわけでありましたが、島根県の町村会、山碓飯南町長も知事会に対しまして、出先機関の廃止については慎重に検討していただくように要望書が出されております。

私たちの地方も、決して忘れてはならないのが58災の益田災害であります。また、木原、青原、日原等の三差路でも大きな崩落災害があり、交通が遮断され、住民が大変不便を来した経験も持っております。

また、豪雪によりまして9号線が寸断されまして、付近住民にも大きな影響が出たことがあるわけでありまして。今、危険箇所の直地防災工事が進められております。9号線のつけかえ工事等が実施され、まだ完成には至っておりません。こういった崩落の危険場所が大変多い9号線であります。災害復旧、インフラ確保の重要な役割を迅速に対応できるのは、この体制は中国整備局の事務所であり、出張所であります。こういった観点から、存続を求める意見書について私は賛成をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、発議第3号安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出

張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

各関係機関に、津和野町議会の意見書として提出をいたします。

日程第30. 請願第1号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第30、請願第1号島根原発をなくし再生可能エネルギーへの転換を求める意見書採択の請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりでございます。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本請願について紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） これと同じような内容の請願を6月議会を出しまして、採択していただいて意見書を送っております。ですが、その意見書の中には島根原発をなくすという部分は入っておりません。今回、島根原発についての具体的なこの名前を入れて出しましたのは、特に今、本当に島根県内でも松江を中心としたあたりでも反対の声が広まっておりますし、県庁所在地に原発があるというのは島根原発だけですので、全国でも注視された中での反対運動も起こっております。

特に、島根原発で問題となるのは、県庁所在地にあり、その周辺住民の被害を受ける人数が膨大であるということ、それから、1号機、2号機が福島原発と同じようなアメリカから輸入された原子炉であるということと、それから特に1号機は38年目にもなるという大変古い物ですので、本当にこれこそいつ爆発してもおかしくないような、そういう物を今まで使っていたわけです。幸いにも、今、1号機、2号機も稼働を停止しております。3号機については、これから動かすという段階に入っておりますが、今、周辺では反対運動が起こっております。福島原発の事故処理もままならぬままに、まだ本当に不明な点がたくさんあり、解決もされていません。そうした中で、島根原発を再稼働するという事は、非常に住民の不安をさらに助長するものですし、同じ県民として、私たちこれを許すわけにはいかないと思います。

それから、チェルノブイリの子供たちがどのような影響を受けているかというのを、私もその映画を見たことがあるんですけども、その当時にお母さんのおなかの中にいた子供、またはそれから随分たった後生まれた子供たちの中にも、たくさんの奇形の子供、それからがんを発症した子供たち、非常に大きな影響が次の世代、その次の世代までずっと続いているというそういう危険性もはらんでおります。

今、福島で直接原発の近くにいて被曝した子供たちに、どのような影響が出るかということもまだわかっておりませんが、少なからず影響が出てくると思います。そういうことを考えたときに、本当にもう原発は要らないという声を大きくして、なくしていかなければならないと思います。

現在、検査のために次々と停止に入っている原発がほとんどで、あと1基だけが稼働しているだけという状況にあります。せっかく停止している状況ですので、再び稼働させないように、全国民がやはり節電をして、原発がなくてもやっていける社会、そしてまた、生産等がおくれないようにするための再生可能エネルギーの開発に向けて早急に取り組むという意味で、早く原発をなくすという意思を決めるべきだと思いますので、この意見書をぜひとも国のほうへ上げていただきたく説明をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、お尋ねいたします。

今回、島根原発1号機と2号機は再稼働させず、早急に停止、廃炉にさせるということと、島根原発3号機の新規稼働は中止し、プルサーマル計画をとめること。この3番目は、私も原子力発電というものは危険であり、廃止していくべきという立場ではありますが、それでも、それでは今すぐこれを廃止したときに電力はどうなっていくのか、そうして今大変重油の価格も上がっている、またそして電気料金の値上げ等にすぐに反映するということになれば、緩やかな廃止は考えられると思いますけれども、早急に停止、廃炉ということは、甚だ困難ではないかと思われそうですが、その点についてお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） これは、私が答えるようなことではないと思います。

日本、本当に世界で第3番目のあれだけ大きな原発事故があった、この日本の国において、原発をどう考えるかということではないかと思うんです。

今、原発を許しておくのかどうか、私たちの将来の命にかかることです。私たちの子孫の命にかかるとも思いますので、今非常に重要な時点に来てるんだと思いますので、私はこのことについて特別お答えはする必要はないと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 私は、紹介議員の一人になつてはありますが、地方当局におかれても福島原発の、津波を含めた大震災地を視察されて、報告も我々は受けました。

私は、実は福島県のあの福島原発の3キロ圏内に、かつて信州長野県の八ヶ岳に1年研修に入りました折に、私は研究科生で入ったわけですが、その1人に、研究科生でなしに本科生で入ってきた青年の1人にツバマコト君という青年がおったわけですが、彼が今回の福島原発、この放射能事故によって、3キロ圏内ですから、全くそこに居住をして生活をするというわけにいかないという1人になったわけがあります。

その彼が、ことしの年賀状の中でこういう被害を受けて大変だという、というような内容を含めて私に手紙をくれまして、いろいろちょっと最後に彼のその後の生活状況を聞いたときに、彼は百姓でありますから、牛を繁殖牛を10数頭飼っていたと。しかし、避難命令が出たから、直ちに着のみ着のまま自宅を離れて避難をした。現在の避難地が4カ所目だとか5カ所目だというて書いてありましたけども。そうして、一時帰宅が許されて帰ってみると、つないだままで放置して出た繁殖牛すべてが死んでいたという、まことに悲惨な思いをしたというような内容の手紙をもらって、胸が打たれる思いをしたわけですが、しかるに、国も一挙にすべてを停止をさして、再生可能エネルギーというものに転換するということは、至難のわざではありますが、こういう福島原発を契機にして我が国から原発がなくなるという、こういうことは一刻も早く、国は方針を定めて取り組んでもらいたいという思いは、私だけでなしに国民の願いであると思っておりますので、そういった趣旨からこの請願に対して賛同し、紹介議員の一人になったものであります。

御参考いただいて、御賛同をちょうだいしたいと、このように思う次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがいまして、請願第1号島根原発をなくし再生可能エネルギーへの転換を求める意見書採択の請願につきましては、採択と決定いたしました。

それでは、ここで後ろの時計で2時40分まで休憩といたします。

午後2時29分休憩

午後 2 時 40 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 3 1. 請願第 2 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 3 1、請願第 2 号こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書採択の請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本請願について紹介議員より説明の必要があれば、これを許可いたします。4 番、竹内君。

○議員（4 番 竹内志津子君） 私も、不勉強だったんですけども、今回この紹介議員になってほしいという依頼を受けて初めて知ったことがあります。精神疾患の方が、今大変多くなっておりまして、町内でも自殺者が、本当ここ数年大変ふえております。ですけども、その医療が本当に十分でないという事実を知りました。

精神疾患が大変多くなったということで、五大疾患の一つに入れられたということなんです。それにしても精神医療の中心が、先進国で唯一精神科病院への隔離収容の精神医療です。だから、精神疾患になったらとにかくここの病院へ入ってくださいという形なんです。それから、職員の配置基準が、お医者さんが一般病院の 3 分の 1 という低い基準という精神科特例があるのだそうです。それから、精神科病院の収入が一般病院の 4 割という、そういう医療費の面での差別があるということです。ですから、精神科では本当にお医者さんたち、経済的にも苦しいような状況ですので、なかなか精神科だけでやっていこうということが難しいということのようです。

今、本当に精神疾患がふえている中で、もっともっと精神科医療を充実させていく必要があると思いますので、「こころの健康を守り推進する基本法」というそのもの制定をしていただくように、意見書をぜひともこの津和野町議会で送っていただきたいというふうに、国会のほうへ上げていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11 番、川田剛君。

○議員（11 番 川田 剛君） 4 番議員に御質問いたします。この最後のほうに述べられました「こころの健康を守り推進する基本法」というのは、確認ですが、今述

べられた精神科特例ですとか、精神科差別というものをなくす法律ということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私も、基本法そのものの中身は詳細には理解していないんですけども、こういう医療差別が行われているということを解消するような基本法をつくってほしいということだと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 紹介議員にお聞きします。

この分で2012年通常国会において「こころの健康を守り推進する基本法」が実現に向けた推進体制が確立しましたということで、私としてはこれは通常国会でそういうような体制が確立したというような、形になったものができ上がるところだろとこのように思います。その確立した内容と、この紹介議員になられた中のものが、こういうものが抜けとるからこういうような形のものを基本法に入れてほしいという考えで出されているのか、その点をお聞かせください。

今まで、心の健康を守り推進するちゅうのは、いろんな形の中で自殺者が多い、いろんな方が精神患者が多いというような形は、今までいろんな自治体、国も挙げてそういうような問題解決に取り組まれてきたらと、そのように私は思っております。その中において、それをいろんな形でやるとるが、改めてこの基本法を制定するまでしなくてはならないのかというのがわからないんです。

その2点について、どういう方面で基本法の制定をやるか、片方は確立しとると言っどるのに、その分の違いがちょっとわかりませんので教えてほしいと。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 基本法がまだ制定されているわけではなくて、ここに書いてあるのは超党派の議員連盟が立ち上がって、通常国会で実現する体制ができたというだけで、まだ確立はされていなくて、今からこれを決めていくということですので、国会に向けてこの地方からたくさんの意見書が上がっていけば、この推進体制確立できてる上に、地方からの声が上がれば、確実にこれが基本法として成立していくというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 関連するんですけども、その議員連盟が立ち上がっている状態で、関係機関に提出するっていうことは議員立法で行われるのか、それとも関係機関ということは政府など送られるのか、そのあたりお答えお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 関係機関ですので、政府の関係機関です。ですので、政府が案として出す段階で、こういうものを早く出してくださいというような、何ていうか、背中を押すようなものになるのだというふうに思います。

- 議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。7番、三浦君。
- 議員（7番 三浦 英治君） 一昨年あたりから、100万人署名と称してこういう請願書というのが全国で出てるわけなんですけども、どの程度の署名を集めているのかわかりますか。
- 議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。
- 議員（4番 竹内志津子君） その署名がどの程度集まっているかということは、私は知りません。
- 議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） ないようでございます。質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。
これより請願第2号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（滝元 三郎君） わかりました。起立多数であります。したがって、請願第2号こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書採択の請願につきましては、採択と決定いたしました。

日程第32. 総務常任委員会の所管事務調査報告について

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第32、総務常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。
総務常任委員長の報告を求めます。3番、板垣君。
- 総務常任委員長（板垣 敬司君） 総務常任委員会所管事務調査報告書。平成23年第8回定例会（12月）において、継続調査といたしました所管事務調査について、津和野町議会会議規則第77条に基づき、下記のとおり報告をいたします。
記。1、調査事件、本町の防災対策の現状について。2、調査年月日、平成24年2月9日（木）午前9時から。3、出席者、総務常任委員5名、議長、島田総務財政課長、土井課長補佐、楠主任主事。
4、調査の概要、平成23年12月の定例会において、第2回までの調査については中間報告をしているので、今回はそれ以降の報告といたします。1つ、地域防災計画（風水害、震災）に示されている避難場所については、今年度中（3月）配布予定のハザードマップ（土砂災害）の中で、一時避難所と指定避難所の見直しが行われる。2、急傾

斜地崩壊の危険区域が散在する本町にあって、近年のゲリラ豪雨等による土砂災害には、県と連携した気象等予警報に基づく体制となっている。3、住民への周知伝達の方法については、CATV緊急放送や電話連絡、広報車などで行うことになっている。平成24年度ではCATV網を活用できる移動基地局やコミュニティFMラジオの全戸配布を予算化している。4、各種災害から住民基本台帳や税などに関する住民情報を保護する上から、遠隔地にある民間のデータセンターに預ける「自治体クラウド」の導入を検討している。

5、調査意見、1、現在の消防団員数322名中、町職員は69名で21%を占めている。津和野第1分団、日原第2分団においては45ないし41%で、災害対策本部と消防団活動における指揮命令のあり方等について平素から留意されたい。2、消防職員を定年退職した人や団員の経験のある方々に、消火活動や後方支援など業務を限定した「機能別団員制度」の導入を検討されたい。3、自主防災組織の機運が高まってきている。住民主導の取り組みを支援するとともに、自分の命は自分で守る「自助」、隣近所による「共助」の心構えを一層啓発されるよう努められたい。

平成24年3月28日、津和野町議会議長滝元三郎様、総務常任委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。委員長、済いません、あそこにおってください。委員長に対する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第33. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 日程第33、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち議会規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

先ほど、島根原発をなくし再生可能エネルギーへの転換を求める意見書採択の請願、並びにこころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書採択の請願が採択されました。

この請願は、意見書の提出を求める請願であります。つきましては、発議第4号島根原発をなくし再生可能エネルギーへの転換を求める意見書(案)の提出について、発議第5号こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書(案)の提出についてを日程に追加し、追加日程第1、発議第4号、追加日程第2、発議第5号とし、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝元 三郎君) 異議なしと認めます。したがって、発議第4号、発議第5号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。日程の追加をお願いいたします。

それでは、後ろの時計で3時10分まで休憩いたします。

午後2時55分休憩

.....
午後3時10分再開

○議長(滝元 三郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1. 発議第4号

○議長(滝元 三郎君) 追加日程第1、発議第4号島根原発をなくし再生可能エネルギーへの転換を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝元 三郎君) 御異議なしと認めます。したがって、発議第4号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝元 三郎君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝元 三郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝元 三郎君) 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） ちょっと、もう一回。4人やね。もう一回、もう一回、済いません。

起立多数であります。したがって、発議第4号島根原発をなくし再生可能エネルギーへの転換を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。各関係機関に、津和野町議会の意見書として提出いたします。

追加日程第2. 発議第5号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、追加日程第2、発議第5号こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第5号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） ないようでございます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、発議第5号こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

各関係機関に、津和野町議会の意見書として提出をいたします。

なお、本日までに受理した要望書等は、お手元に配付のとおりであります。

訂正、訂正ね。副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 濟いません、ちょっとここで、可決いただいておりますけども、議案に訂正がございましたので。議案第59号の説明を課長のほうからさせていただきますたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 午前中、可決いただいたわけではありますが、議案第59号の病院事業会計の補正予算（5号）であります、3ページのほうの資金計画の変更の数字であります、受入資金はいいんですが、下のほうの支払資金のところの一時借入金返済2億3,000万と変更前後がなっております、これを2億円に御訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。（「ちょっともう一回」と呼ぶ者あり）

○健康保険課長（水津 良則君） 3ページの下から3段目になるんですが、5番目の一時借入金返済というのが2億3,000万になっております。これを補正前、補正後両方とも2億3,000万になっておりますので、これを2億円に御訂正をお願いしたいということになります。大変申しわけありませんでした。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですね。

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

平成24年第2回津和野町議会定例会を閉会をいたします。お疲れさまでございました。

午後3時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員